

国家戦略特区等提案検討要請回答

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
北海道更別村	1	タウン移動サービス (自動運転の配車エンジンとサービス連携)	デマンド運行サービス(コンビニクル(※))を基盤に、高齢者や子育て支援の機能を付加した任意の地点間でのフルデマンド乗り合い運行を可能とし、村民ボランティアによるデマンド交通や自動運転車両の利用に付加価値を付与し収支バランスのとれた「タウン移動サービス」を提供します。 ※ コンビニクルは62の自治体に導入されている株式会社順風路のデマンド交通の配車エンジンです。	村民が不便に感じている交通に対して、新たな価値を付加した交通サービスを提供することで、生活の利便性が向上します。経済効果として、生産誘発額は14,000千円/年、1人の雇用増と試算しています。	村民が送迎する場合、道路運送法第4条(一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない)また、送迎の対価を授受する場合、法第78条(有償運送)に該当し、「自家用自動車は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない」となっており、これらの規制に抵触します。	道路運送法第4条(一般旅客自動車運送事業の許可)、法第78条(有償運送)	白タク事業を実装し、村民個人が運送主体となり、村内の移動ニーズに対し誰もがスピーディにサービスを提供できるようになります(QOL向上)。実費の範囲を超えた対価を得ることで、副業などで稼ぐ力も向上します。	国土交通省	国土交通省としては、自動車による有償での旅客運送において、安全の確保、利用者の保護は重要な課題と認識している。ご提案の「白タク事業」は、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としているものと推察されるところ、このような形態の旅客運送を有償で行うことは、安全の確保、利用者の保護の観点から問題があるため、認められない。 なお、スーパーシティに係る国家戦略特区法改正案審議における附帯決議において以下のとおり決議されている。 「ライドシェア事業のような安全や雇用に問題が指摘されている事業の実証については、規制法令に違反するものが認定されることのないよう厳に対応すること。」
北海道更別村	2	かかりつけ医による医療サービスの提供①	オンライン診療を診察室に限らず、かかりつけ医の住宅や外出先で診察します。医師のオンライン診療時間を増やすことで、移動に時間を要する患者や、天候の急変、体調変化のため診療所に行けない患者であっても、どこでも診療を受けられることで、健康を安定して維持することが可能となります。	スマートフォンやタブレット等を通じたオンライン医療を通じて、医師と患者を繋げ、移動が困難な住民(患者及び家族を含める)への定期的な診察が可能となる。「場所」の制限を取り払うことで医師、住民の柔軟な医療提供により健康長寿につながる。	医療を提供する施設が限定されています。医師が出勤、自宅でのオンライン診療すると、自由診療扱いになります。	医療法第一条の二の2)	医師の自宅や、出先の車両内での診療を可能とすることにより、診療場所が自由となり、医師・患者双方の移動・調整に関わる負担が軽減される。医師不足への改善にもつながります。	厚生労働省	オンライン診療については、令和4年度診療報酬改定において、 ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとしており、オンライン診療を行う医師の所在については、「情報通信機器を用いた診療は、原則として、保険医療機関に所属する保険医が保険医療機関内で実施すること。なお、保険医療機関外で情報通信機器を用いた診療を実施する場合であっても、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿った診療が行われるものであり、情報通信機器を用いた診療を実施した場所については、事後的に確認可能な場所であること。」としている。
北海道更別村	3	かかりつけ医による医療サービスの提供②	地域包括診療料に該当する高血圧症、糖尿病、脂質異常症、認知症のうち2以上の疾患を有する村民に対し、医師が療養上の指導や服薬管理、在宅対応などを含めた包括的な管理を行います。また、コマネース+と連携し後期高齢者の医療支援を行います。	一次医療かかりつけ医の定着、診療所の安定収入確保につながります。	費用額は、厚生労働大臣が定めるところにより、区分に応じて算定されます。	健康保険法第74条(一部負担金)、第76条(療養の給付に関する費用)	かかりつけ医・コマネース+による診療、予兆検知、「生きがい」支援等の包括的なサービスを、診療報酬点数によらずサブスクリプションとして村民希望者に提供します。慢性疾患患者はチャット電話で質問に答え発生時には対面対応し、慢性疾患のコントロール、薬服の適正化が可能となり、医療QAサービスが増えている中で、かかりつけ医の制度化により患者は安心してサービスを受けます。	厚生労働省	地域包括診療料については、中小病院及び診療所の医師が、複数の慢性疾患を有する患者に対し、患者の同意を得た上で、継続的かつ全人的な医療を行うことについての評価として設けているところ。 地域包括診療料等の評価の在り方も含めたかかりつけ医機能の強化に係る診療報酬上の対応については、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえながら、検討してまいります。
北海道更別村	4①	行政サービスワンストップの実現	行政、介護、防犯、支払い	各種証明書の交付を顔認証による「デジタル申請」で受け付ける。自治体側は情報の電子データを保管し、証明書を発行する仕組みを目指す。将来的には、顔認証による本人確認だけで手続き可能なデジタル窓口の開設を目指す。	マイナンバーカードに搭載される個人情報等が書き込まれているIC以外は規定がありません。(カードには、鍵と署名が搭載)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律施行令第13～18条	マイナンバーカードを読み込みオンライン上で認証を行った、スマートフォンやウェアラブル端末をマイナンバーカードと同様に利用できるようになります。また、顔認証についてもスマートフォンやウェアラブル端末と同様に一度オンライン上で認証を行うことでマイナンバーカードと同様に利用でき、利便性が向上します。	デジタル庁	住民票の写し等の交付制度については、なりすまし等不当な手段による交付請求が行われることにより個人情報が漏えいすることを防ぐため、住民基本台帳法第12条第3項等の規定に基づき、請求時に厳格な本人確認を行うこととされています。 オンラインによる住民票の写し等の交付請求については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により認められており、この場合の本人確認措置としては、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第2項の規定により、請求を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならないこととされています。 オンラインの手続きにおいては、このような電子証明書を活用する方法が、現時点では最も適切な本人確認の方法とされているところであり、ご提案の「顔認証」には画像の改ざんやなりすましの防止といったセキュリティの観点や本人により真正に成立したものと推定できる法的根拠が設けられていない等の法律上の観点から問題があるものと考えています。 なお、各種手続きにおける本人確認について顔認証技術を活用することは、各種手続きに必要とされる本人確認のレベルや、他の認証方法との併用等によって整理されるべきであり、例えば署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定手続きについて、顔認証技術を活用したアプリの開発に取り組みとともにスマートフォンに搭載される電子証明書の利用における顔認証技術の活用についても、課題を整理しつつ、検討を進めているところです。
北海道更別村	4②	活き活きと豊かに暮らす社会を実現する顔認証サービス	生体認証を活用した共通IDにより、資格証明や支払いを簡易にします。	行政手続きのオンライン化によって職員コストの削減につながります。経済効果として、生産誘発額は16,000千円/年、1人の雇用増と試算しています。サービスデスクスタッフ(コマネース)の活用により生産誘発額20,000千円/年、3人の雇用増と試算しています。	マイナンバーカードに搭載される個人情報等が書き込まれているIC以外は規定がありません。(カードには、鍵と署名が搭載)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律施行令第13～18条	マイナンバーカードを読み込みオンライン上で認証を行った、スマートフォンやウェアラブル端末をマイナンバーカードと同様に利用できるようになります。また、顔認証についてもスマートフォンやウェアラブル端末と同様に一度オンライン上で認証を行うことでマイナンバーカードと同様に利用でき、利便性が向上します。	デジタル庁	ウェアラブル端末にマイナンバーカードの機能を搭載するにあたっては、搭載される情報が改ざん等されないことや、端末から読み出された情報が偽造されたものでないことを担保するなど、厳格なセキュリティの確保が必要と考えられます。 現在マイナンバーカードについては、耐タンパ性を有し、国際的なセキュリティ基準であるCC認証を取得する等、厳格なセキュリティ対策を講じており、仮にウェアラブル端末にマイナンバーカードを搭載することとなったとしても、これに匹敵するセキュリティ対策が必要です。 なお、マイナンバーカードの利便性にも配慮し、マイナンバーカードの信頼性を基礎として、マイナンバーカードの電子証明書をスマートフォンへ搭載することを予定しており、スマートフォンのみでオンラインでの行政手続きが可能となる仕組みを作ることとしています。この際、国際的なセキュリティ基準を満たした安全なICチップを有するスマートフォンを用いることとしています。 また、生体認証については、スマートフォンに搭載される電子証明書の利用に当たり、その課題を整理し、検討を進めることとしています。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
北海道更別村	5	安全・安心・防災を担う地域統括センター③-1	災害対策基本法で定められている避難行動要支援者毎の個別計画の早期作成。 令和3年3月の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者毎の個別計画作成が急がれています。しかしながら、対象者の合意のもと状況に応じた個別避難計画を作成することが難しく計画作成が遅れています。更別村スーパーシティ事業に既に合意いただいている360人を先に対象とし、位置情報の把握に同意を得て、コミナース+と連携して個別避難計画を作成します。避難行動要支援者を含むすべての後期高齢者の個別避難計画を作成し、災害弱者を守ります。災害時には強制的に対象者の位置を把握するオプトアウトで警備会社車両の緊急走行を可能とし、駆け付けに要する時間を短縮しサービス提供を行います。	ビレッジオペレーションセンター（防災拠点、居住等を含む複合むセンター）の建設による地域経済効果があります。	令和3年3月の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者毎の個別計画作成が急がれていますが、対象者の合意のもと状況に応じた個別避難計画を作成することが難しく計画作成が遅れてしまいます。	災害対策基本法第49条の14	更別村スーパーシティ事業に既に合意いただいている360人を先に対象とし、位置情報の把握に同意を得て、コミナース+と連携して、個別避難計画を作成する。（計画作成を努力義務から強制化へ。災害時には強制的に位置をとるオプトアウト）避難行動要支援者を含むすべての後期高齢者の個別避難計画を作成し、災害弱者を守ります。	内閣府	○ 災害対策基本法第49条の14第1項では、市町村長に個別避難計画作成の努力義務を課す一方、個別避難計画の作成に避難行動要支援者の同意が得られない場合は、市町村長に当該努力義務はからないこととされている。 これは、同意が得られない場合は、当該避難行動要支援者から避難支援等に必要な情報が得られず、また、災害時の当該避難行動要支援者の行動も計画できないことによるものである。 このため、同意が得られない場合において個別避難計画の作成を強制化することは、困難である。 ○ 災害対策基本法は、本人の同意を得た上で「災害時は強制的に位置をとる」こと及び避難行動要支援者でない後期高齢者の個別避難計画を作成することに関して規制等を行っていない。
北海道更別村	6	安全・安心・防災を担う地域統括センター③-2	災害対策基本法で定められている避難行動要支援者毎の個別計画の早期作成。 令和3年3月の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者毎の個別計画作成が急がれています。しかしながら、対象者の合意のもと状況に応じた個別避難計画を作成することが難しく計画作成が遅れています。更別村スーパーシティ事業に既に合意いただいている360人を先に対象とし、位置情報の把握に同意を得て、コミナース+と連携して個別避難計画を作成します。避難行動要支援者を含むすべての後期高齢者の個別避難計画を作成し、災害弱者を守ります。災害時には強制的に対象者の位置を把握するオプトアウトで警備会社車両の緊急走行を可能とし、駆け付けに要する時間を短縮しサービス提供を行います。	ビレッジオペレーションセンター（防災拠点、居住等を含む複合むセンター）の建設による地域経済効果があります。	住戸への見守りシステムにおいて、宅内に設置するセンサー等が異常を検知した場合、一秒でも早く警備員等が住戸へ駆け付けることが求められますが、現状では、警備会社車両は一般車両と同様に速度制限を受けるため、駆け付けが遅くなる場合があります。	道路交通法第39条、道路交通法施行令第11条	警備会社車両を緊急自動車に追加し、村での一般道での最高速度制限を時速70km制限に引き上げるなど、緊急走行を可能とすることで、駆け付けに要する時間の短縮が見込まれます。	警察庁	他人の需要に応じて、避難誘導や救助等、災害の発生に際して人の生命、身体、財産等の危害の発生を防止する応急的措置を行うサービスは、警備業務に該当し得るところですが、警備業務における体制や、車両その他装備の運用形態が明らかでないことから、御提案いただいた内容のみでは検討することが困難です。
北海道更別村	7	通貨以外での給与支払い	地元店舗での支払い、家族間・住民間での送金を金融機関の口座と連携しキャッシュレスで対応できるサービス（例：J coin）や、会社等からの給与を直接電子マネーで受け取ることができるサービス（例：Doreming）を活用し、キャッシュレス化を促進します。 村職員、コミナース+、ソーシャルベンチャーの職員等の給与の一部または全部をキャッシュレス決済サービスを通じて支払う取組の普及・促進に努めます。	デジタル通貨の発行により、地域の消費を活性化させることができます。村の商工関連費40,000千円を投入しデジタル化を支えます。	JAさらべつでは、一日農業バイトアプリによる収穫期の農作業員（アルバイト）を確保している。電子マネーでの給与支払いができないため、アプリでの全ての手続きを完了させることができず利便性に欠けています。	労働基準法施行規則第7条の2	資金移動業者の口座への貴金支払を認め、通貨以外での給与支払いを実現することで、経費の削減、事務手続きの簡素化を図ります。	厚生労働省	資金移動業者の口座への貴金支払については、令和3年6月18日に閣議決定された成長戦略フォローアップにおいて、「貴金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2021年度できるだけ早期の制度化を図る」とされており、対象を特定の地域に限定することなく、労働政策審議会において議論しているところであり、引き続き制度化に向けて検討してまいります。
北海道更別村	9	フィールドサーバ(FS)+キューブ型発電システム(キューブ)を用いた自動農業システムの構築	ロボット農機が自律的に周辺監視して非常停止できる仕組みを開発し、社会インフラ化する。 ①FS+キューブを用いた自動走行トラクタのオーバーラン防止システムの構築 FS+キューブに長距離レーザー変位センサを搭載し、自動走行トラクタが作業区域外へ出たことを検出できるようにする。 ②FS+ドローンによる自動走行トラクタ及び圃場監視システムの構築 ドローン空撮より自動走行トラクタの監視を行う。ドローンは、非GPS環境下でも自律飛行できる機体の採用を検討する。また、ドローンを5分で充電できる超高速充電技術の採用も検討する。ドローンからは栽培管理用の画像を取得することも目的とし、長時間連続でトラクタ及び圃場を監視する仕組みとその評価手法である栽培管理システムを構築し、自動農業システムを実現する。	スマート農業の推進によって、食料自給率を6800%を1.5倍の10000%と試算しています。粗生産額130億円から200億円として70億円向上すると試算しています。	種苗法の未譲渡性について、1年遡って業として行っているものへは、無償・有償問わず種を譲渡してはならない。（試験研究での譲渡は許される）農家へ譲渡、販売ができない。	種苗法第4条第2項	出願前であっても、試験販売ができるようになり、地域の農家との育種開発が加速し土地利活用が進みます。地域の気象や特性にあった作物となり生産性が向上します。	農林水産省	品種登録制度は、新たに植物品種を育成した者が国に登録することにより、知的財産権のひとつである「育成者権」を得て、登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等の利用を独占できるようになるものであり、出願するか否かは育成者の意思によるものであって、育成者の行為を制限するもの（規制）ではありません。 種苗法第4条第2項では、品種登録出願前に出願品種が譲渡されていた場合、譲受者は当該品種の種苗を業として生産、販売等を行うことが想定される。その後の品種登録によって、既に販売等された当該品種に独占的な育成者権が及ぶこととなる結果、取引が混乱するおそれがあることから、出願期限が定められています。その際、出願前に試験販売を行う等して市場性を調査する要請にも配慮して、1年以内に限り出願前の譲渡を認めています。 種苗法第4条第2項の1年という期間は、「植物新品种の保護に関する国際条約（UPOV91年条約）」第6条（1）において定められた国際ルールに即したものであり、これ以前に譲渡があった場合についてまで育成者権の付与を認めることは、同条約の同規定に抵触し、国際ルールに反するため、これを行うことはできません。 地域の気象や特性にあった作物の育種については、出願後に試験販売を行うか、試験研究目的での譲渡の方法によることで、十分達成可能であり、ご提案の未譲渡性の要件が育種の促進の支障となるものではありません。 なお、先願主義である知的財産権としては、まずは出願することが基本的な考え方であり、未譲渡性の要件は出願を猶予できる期間を定めるだけであって、その間に類似品種が出願されれば育成者権は得られないことにもご留意ください。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
宮城県仙台市	1	ゲノム情報の活用に向けた個人情報保護法令の規制改革	ゲノム情報を、当該本人の判断で、本人の利用したい目的・場で安心して利用できるようにする。 ・本人の承諾を得て収集される遺伝子情報などのゲノム情報は、クラウド上に蓄積、又は小さなデバイスに保存するなど、セキュアな形で個人が利用可能とする ・ゲノム情報はブロックチェーンで管理し、情報へのアクセスは本人の承認があって初めて可能になり、かつアクセスの履歴・アクセスの承諾の記録が残り改ざんができない環境を用意することにより、個人情報利活用の厳格な管理のもと、ゲノム情報の更なる活用を進めたい。	ゲノム情報を継続的に個人が所有でき、個人が医療機関を受診する際などに、自身のゲノム情報を自分帰属するものとして医療機関に提供し、都度検査を省略する形でより正確な治療や予防などを効率的に受けることができるようになる。 これによって、地域住民は、医療など便利なヘルスケアサービスを享受でき、国としても、国民の健康寿命の延長、健康をより重視する行動変容、その結果医療費削減が期待できる。	ゲノム情報は、その性質上匿名化ができず二次利用が難しいことから、研究など限定された領域での活用に留まっている。(例えば、研究目的で取得・利用されたデータの一部は研究成果として公開されるが、ほとんどは研究終了後は非公開。) また、ゲノム情報に基づく差別的取扱いの禁止を明確に定めたルールがないため、解析結果が明らかになると本人が差別的取扱いを受けるのではないかと懸念から、積極的な活用をためらう事例が見られる。	○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） 2 定義 2-2 個人識別符号(法第2条第2項関係) イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列 ○個人情報保護法（平成15年法律第57号）第15条（利用目的の特定）、16条（利用目的による制限）	本人が薬局で調剤を受ける際に提示し薬の選択に活用するなど、当初の利用目的外のヘルスケアサービスで活用する際に、簡易に本人からの同意を得る仕組みを設ける。 ・ゲノム情報に基づく差別を防ぎながら活用を進めるため、ゲノム情報に基づく差別的取扱いの禁止を明文化する。 ・SNPに関する個人識別符号該当性についても、「互いに独立な40箇所以上のSNP」の基準を見直しする。	個人情報保護委員会 厚生労働省 内閣府 文部科学省 経済産業省	○ガイドライン（通則編）においては、ゲノムデータに関する個人識別符号の定義として、「ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォース」での検討により「個人識別性がほぼ確かと判断できる」レベルとした。「全核ゲノムシーケンズデータ、全エクソームシーケンズデータ、全ゲノム一塩基多型（SNP）データ、互いに独立な40箇所以上のSNPから構成されるシーケンズデータ、9座位以上の4塩基単位の繰り返し配列（STR）等の遺伝子情報により本人を認証することができるようにしたものと、同タスクフォースにおいて規定しております。
宮城県仙台市	2	マイナンバーを活用した労務管理を可能とする規制改革	労働時間等の情報の一部は、社会保険等の手続きのため、すでにマイナンバーに紐づけされているが、さらに広く労務データとの紐づけを可能とする規制改革により、副業・兼業など多様な働き方を支援する。 労務管理の透明化等により、マイナンバーによるビジネスマッチングプラットフォーム等を構築する。	マイナンバーをキーとしたビジネスマッチングプラットフォーム等を構築し、認証された事業者や労働者が必要に応じてアクセスを可能とすることで、複数社にわたる社会保険等手続きを円滑化及び労務管理の透明性の向上が図られ、時代のニーズに応じた副業・兼業などの多様な働き方が促進される。	マイナンバーの利用は福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものに限られている。 副業・兼業においては、労基法上、二以上の事業所で雇用されている場合は、労働時間を通算することされており、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン（令和2年9月改定）」においても、二社間で情報を照合したうえで管理すべきと記載されているが、労働者の自己申告に頼っている状態。労働時間の管理・把握が困難。	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第2項（利用範囲） 第19条第8項（特定個人情報の提供の制限） ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年政令第155号）第18条（個人番号カードの利用）	すでに、マイナンバーと労働時間や給与情報の一部は、社会保険等の手続きのために紐づけられているが、さらに労務データ（より詳細な日々の労働時間など）との紐づけを可能とする。	デジタル庁	マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされている。 ご提案の実現に当たっては、本規定の活用を検討いただきたい。
宮城県仙台市	3	外国人留学生の起業促進のための出入国管理及び難民認定法の規制改革	東北大学で学ぶ多くの優秀な外国人留学生の中には、大学在学中に起業を志す方も多く、法務省「本邦の大学等を卒業した留学生による起業活動に係る措置」を活用するケースが多い。 当該措置において、身分が保証された優秀な留学生に対し、起業の事業規模要件を緩和することで、外国人留学生の起業をより一層促進し、多様な主体が活躍できる場を創出する。	外国人留学生の起業意欲向上、多様な主体の活躍の機会を創出することで、優秀な外国人材の定着に繋がり、地域経済のイノベーションが活性化される。	留学生は就労の従事に制限があり、製品がなくアイデア段階で起業を志す留学生では、投資家等から多額の出資を受けることが難しい等の現状から、在留資格「特定活動」の最長2年を終了した後の、「経営・管理」の事業規模要件（資本金500万円以上の確保又は常勤職員を2名以上雇用）を満たすことが困難。	○出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号） 法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動の項	「資本金500万円以上の確保又は常勤職員を2名以上雇用」の撤廃又は「資本金120万円以上又は常勤職員1名以上の雇用」へと緩和する。	法務省	在留資格「経営・管理」については、在留途中で事業が立ち行かなくなり、在留活動が途切れることが想定されるような場合には、「経営・管理」に該当する活動を行うものとは認められないところ、出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の「資本金等の額が500万円以上であること又は常勤職員が2名以上勤務する事業であること」という事業規模に関する基準は、外国人の方が経営又は管理に従事する事業が安定的・継続的に行われることを確保するための重要な基準であることから、対象が御提案の「優秀な留学生」に限定されているか否かにかかわらず、緩和することは困難である。 なお、御提案における「留学生は就労の従事に制限があり、…（中略）…、投資家等から多額の出資を受けることが難しい」旨の御指摘については、既に平成30年から、申請人が地方公共団体を実施する起業支援対象者として認定され、地方公共団体が所有又は指定するインキュベーション施設に入居する場合において、当該地方公共団体が事業所に係る経費を申請人に代わり負担していると認められるときには、その他に当該地方公共団体から受ける起業支援に係る経費を含め、申請人に代わり負担していると認められる金額を最大で年間200万円まで考慮し、申請人が投下している金額と合わせて500万円以上となる場合は、基準を満たしているものとして取り扱っているので、活用いただきたい。
宮城県仙台市	4	分散型電源の直流電源グリッド送電網の構築による電力の地産地消の推進	EVやマイクロビリティ、ロボットなどによる電力需要が増加する中、太陽光パネルなどの再生可能エネルギーの活用を更に促進するため、コミュニティ内直流送電網を構築する。	エネルギーロスの最小化を目指し、カーボンニュートラルに貢献。	太陽電池設備発電設備の出力は、原則として太陽電池モジュールの合計出力で判断。ただし、太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの間に、電気を消費又は貯蔵する機器（蓄電池等）を接続しない場合は、パワーコンディショナーの出力で判断してもよい。	○電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号） 第48条第2項（一般用電気工作物の範囲）	容易に電氣的な切断ができること等を条件に、パワーコンディショナーの出力や蓄電池の接続有無にかかわらず、設置場所単位（たとえば建物）における太陽電池モジュールの出力により判断しても良いものとする。	経済産業省	御指摘の設備形態の場合、当該設備の規制は現行の通り、モジュールの出力で判断いたします。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
宮城県仙台市	5	分散型電源の直流電源グリッド送電網の構築による電力の地産地消の推進	EVやマイクロモビリティ、ロボットなどによる電力需要が増加する中、太陽光パネルなどの再生可能エネルギーの活用を更に促進するため、コミュニティ内直流送電網を構築する。	エネルギーロスの最小化を目指し、カーボンニュートラルに貢献。	結合型ワイヤレス給電装置のうち、許可が不要なものは50Wまでとなっている。また、2016年の電波法施行規則改正により、EVへの給電用途では、7.7kWまでのものが型式指定の対象となり、簡便な手続きで利用が可能。しかし、電動キックボードなどEV以外のモビリティについては、50Wを超えると個別に許可を取る必要がある。	○電波法施行規則 (昭和25年電波監理委員会規則第14号) 第46条の2第1項（指定）	その利便性により、今後、急速な普及が見込まれる小型モビリティ向けの結合型ワイヤレス給電装置について、1kWまでのものを型式指定の対象とする。	総務省	<p>コイル等を用いて電力を伝送する近接結合型ワイヤレス電力伝送（WPT）システムは、電波法上の「高周波利用設備」に該当し、漏えいする電磁界が他の無線通信に妨害を与えるおそれがあるため、高周波出力が50Wを超えるものについては、設置の際に総務大臣の個別許可を必要としています。この内、他の無線通信システムとの共用検討を行い、情報通信技術審議会において技術的条件の審議・答申を受けたEV用WPTシステム等については、型式指定の対象とすることで個別の設置許可を不要としているものです。</p> <p>したがって、御提案については、これまでの検討・審議と同様に、ユースケース等を元に、他の無線設備に混信・障害を与えない技術的条件の検討が必要となります。</p> <p>なお、既に100Wを上限に制度化を実施済みの方式もあります。御提案については、電動キックボード等への充電にどのような方式でどれぐらいの出力を想定しているのかなど具体的な条件等が不明であるところ、まずは詳細をお伺いさせていただければと存じます。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
秋田県仙北市	1	保険者および本人の同意が得られれば、各疾患のガイドラインに則した生活改善指導の保健事業をかかりつけ医と連携を行わずに実施可能とする	過疎地在住の市民にもサービスを提供できるよう、オンラインでの保健事業を実施し、生活改善指導を行う。 オンラインで実施することで保健指導の介入情報のエビデンスを確保可能。 特定健診上、ハイリスクであるがかかりつけ医をもたない方や、生活改善指導を行っていない医療機関に通う方にも同様のサービスを提供する。	医療、保健サービスはオンラインにて提供し、物理的コストを下げ、災害や感染症等にも対応可能な体制を作り、持続可能なヘルスケア産業を構築する。さらに、本事業で医療費適正化を実現し、教育や農業など他分野の投資へつなげる。	保健事業実施にあたり、厚生労働省による「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」のガイドラインでは、かかりつけ医の連携を必要としている。しかし、実態においてはかかりつけ医を持たないハイリスク対象者への介入が行えないという課題がある。また、生活改善指導を行っていない医療機関から、保健事業参加への同意が得られないことが課題として挙げられている。	厚生労働省「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」のガイドライン	通院の有無に関わらず、保険者および本人の同意を得た上で、生活習慣病患者に重症化予防事業等のサービス提供できるよう、介入情報のエビデンス確保、および必要性に応じて適宜開示を行うことを条件として、かかりつけ医との連携を行わずに保健事業を実施可能とする。生活指導の内容においては各疾患のガイドラインに則した生活改善指導に限定する。	厚生労働省	糖尿病性腎症重症化予防プログラムは、保険者による糖尿病性腎症重症化予防の取組を推進するため、より質の高い取組となるよう、関係者との連携や取組内容等を示したものであり、効果的・効率的な事業を実施するための条件として、患者の診療を行っているかかりつけ医との連携を位置づけている。 なお、本プログラムは、保健事業の内容自体を規制するものではないため、各保険者の判断によりご提案の事業を行うことは可能である。
秋田県仙北市	3	ドローンの有人地帯での目視外飛行（レベル4）実現	機体周囲を遠隔監視可能なカメラ等を搭載したドローンによる第三者上空での自律航行及び目視外飛行	【物流分野】 ドローンによる自動配送が可能となる。 【農業分野】 ほ場の空撮、生育調査等による農地管理が可能となる。	無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。	航空法第132条、第132条の2、国土交通省「無人航空機（ドローン、ラジコン等）の飛行に関するQ & A」	中山間地において、飛行ルート内で人や構造物との接触のリスクが極めて低い条件下では、法改正後の機体登録・免許制度の適用外とし、ドローンに搭載したカメラによる遠隔監視のもとで第三者上空での自律航行及び目視外飛行を可能とするとともに安全運行管理者を不要とする。	国土交通省	レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性を求めるとともに、万一不具合などが発生した場合に備え、あらゆる事態を想定した対策を講じることが重要と認識しており、今般の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に第三者の定義を含めて詳細な基準等を検討した上で施行されます。 また、中山間地の飛行がレベル3飛行であれば、レベル3飛行については技能証明を受けた操縦者が認証を受けた機体を飛行させる場合には、許可・承認の手続きを原則不要にするなど、規制を合理化し、利用者利便の向上を図ることとしております。
秋田県仙北市	5	携帯電話の電波利用によるドローンの自動航行	携帯電話の電波を利用し、広範囲でドローンによる物資輸送（農産物等）を行う。	運送業者のドライバー不足への対応。人件費の削減。 ドローンの自律航行で農産物の輸送ができ、農繁期の人手不足が解消される。	ドローンによる携帯電話の電波利用については、2016年より、実用化試験局制度が導入されているが、制度の利用は携帯電話事業者のみに限られており、配送事業者等は利用できない。	携帯電話の上空利用に関する実用化試験局制度（総務省）	簡易的な手続きによって、配送事業者等が、携帯電話の電波を利用してドローンを飛行させることができるようになる。	総務省	携帯電話等の端末の無線局免許は携帯電話事業者が免許人となって取得しており、携帯電話等をドローン等に搭載して利用する場合は通常の携帯電話端末の利用形態と異なるため、携帯電話等事業者の管理下で運用が行われる必要があります。 令和元年6月から情報通信審議会における技術的検討を経て、令和2年12月に、高度150m未満の空域において、地上の携帯電話ネットワークに影響を与えない一定の条件に合致する携帯電話等の端末については、一般の利用者が携帯電話事業者へ上空利用向けのプランに申し込みを行い、契約を締結することで、簡素化した手続きにより無人航空機において利用可能とする制度整備を行っております。 https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/uav/ 詳しくは、携帯電話事業者へお尋ねください。
秋田県仙北市	6	労働力シェアリングに係る個人事業主の役割提供における偽装請負の回避について	労働力シェアリングのアプリにより、旅行者が旅先で高齢農家の農作業を手伝うことにより報酬を受け取ることができ、それを旅行代金との相殺やアプリを通した支払い等により、旅先の観光消費に使用できる。 また、地域内の若者が高齢者宅の除雪作業の報酬を受け取ること、地域内における高齢者と若者の交流を活発にするだけでなく、比較的余裕のある高齢世帯から若者世代に富の再分配を図る。 簡易かつ単発の農作業や除雪作業の有償化を可能にし、過疎地における労働力の融通を図る。 なお、本提案では、本事業の労働力シェアリングアプリのサービス事業者が、サービス開始当初、組織的基盤が弱いため、請負契約のマッチングからスタートしていることを想定している。	労働力シェアリングに係る個人事業主の役割提供は、単なる役割提供だけが目的ではなく、旅先での旅行者と高齢農家の交流や、地域コミュニティにおける高齢者と若者の交流を目的とする観点から、依頼者と受託者等の関係者による綿密な意思疎通の下で協働することが不可欠となる。 現行法制下では意思疎通や協働の内容が依頼者から委託先の作業者等の直接的な指揮命令とみなされ、労働者派遣法が禁止する「偽装請負」に該当すると判断される可能性がある。そのため、「直接な作業指示」にあたらぬことを明確化することで、作業を通した高齢者と旅行者、域内若者との交流を促すことができる。	労働者派遣法では、「労働者派・遣」とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること・をい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約しするものを含まないものとされ、「労働者派遣事業」とは、労働者派遣を業として行うことをいう。 労働者派遣法の適正な運用を確保するため、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示（以下「37号告示」という。）」により、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分を明らかにした上で、労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護を図っている。労働者派遣事業に該当するか否かについては、37号告示に基づき、実態に即して判断される。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号及び第3号労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示	労働力シェアリングに係る個人事業主における役割提供は、単なる役割提供だけが目的ではなく、旅先での旅行者と高齢農家の交流や、地域コミュニティにおける高齢者と若者の交流を目的としている。そのため、依頼者、受託者との直接的な意思疎通や協働が偽装請負と判断される「直接な作業指示」にあたらぬことを明確化する。	厚生労働省	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）では、「労働者派遣」とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約しするものを含まないものとされています。 御提案されている事業において、実態としてアプリサービス提供事業者と雇用関係にないのであれば、労働者派遣に該当しないものと考えられます。
秋田県仙北市	7	労働力シェアリングに係る最低賃金の減額の特例の都道府県労働局長への許可申請の免除	労働力シェアリングのアプリにより、旅行者が旅先で行う農作業への報酬を受け取り、それを旅行代金との相殺や旅先での観光消費に使用できる。 また、地域内の若者が高齢者宅の除雪作業の報酬をうけとること、地域内における高齢者と若者の交流を活発にするだけでなく、比較的余裕のある高齢世帯から若者世代に富の再分配を図る。 簡易かつ単発の農作業や除雪作業の有償化を可能にし、過疎地における労働力の融通を図る。 なお、本提案では、本事業の労働力シェアリングアプリのサービス事業者が、サービス開始当初、組織的基盤が弱いため、雇用契約のマッチングからスタートしていることを想定している。	高齢農家の農繁期の農作業の手伝いや高齢者宅の除雪作業等の簡易かつ単発的な労働に従事する者が、労働基準法9条で定義する労働者と見なされる場合、作業に対する報酬が最低賃金法に抵触する恐れがある。 法7条第4項で、軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者は最低賃金の減額の特例が認められているが、その場合も施行規則第4条の許可申請が必要となる。	労働者派遣法では、「労働者派・遣」とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること・をい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約しするものを含まないものとされ、「労働者派遣事業」とは、労働者派遣を業として行うことをいう。 労働者派遣法の適正な運用を確保するため、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示（以下「37号告示」という。）」により、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分を明らかにした上で、労働者派遣事業の適正な運営の確保と派遣労働者の保護を図っている。労働者派遣事業に該当するか否かについては、37号告示に基づき、実態に即して判断される。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第1号及び第3号労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示	グリーンツーリズムやボランティアツーリズムなどを利用して、旅行者が旅先で行う農作業や、地域内若者の高齢者宅の除雪作業等については、施行規則第4条の最低賃金法の最低賃金の減額の特例の都道府県労働局長への許可申請書の届出を不要とする。	厚生労働省	最低賃金は、労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所を使用される者及び家事使用人を除く）の賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正競争の確保に資することを目的としている。最低賃金の減額については、最低賃金法第7条各号で定めた事由に該当する場合についてのみ、労働能力等に応じた減額率について、都道府県労働局長が決定するものである。（減額特例） 減額特例は、労働者の労働能力等に応じて減額した賃金の最低額を決定し、保障するものであることから、使用者の申請に基づき、都道府県労働局長が、労働者の労働能力等について、許可基準に該当するかどうかの調査を行った上で、許可の可否を判断することが必要であり、減額特例の許可申請書の届出を省略することは困難である。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
秋田県仙北市	8	労働力シェアリングに係る高齢者宅の除雪作業の労災保険暫定任意適用事業の適用	労働力シェアリングのアプリにより、地域内の若者が高齢者宅の除雪作業等の報酬をうけとること、地域内における高齢者と若者の交流を活発にするだけでなく、比較的余裕のある高齢世帯から若者世帯に富の再分配を図る。 なお、本提案では、本事業の労働力シェアリングアプリのサービス事業者が、サービス開始当初、組織的基盤が弱いため、雇用契約のマッチングからスタートしていることを想定している。	自宅の除雪作業を依頼する高齢者が労働者災害補償保険法の当然適用事業とならず、労災保険の手続き対応が不要で実行が可能となる。	失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第17条で規定する労災保険暫定任意適用事業以外は労災保険の適用事業となり、高齢者が自宅除雪作業を直接雇用で依頼する場合、依頼高齢者が労災保険の当然適用事業の事業主となり、手続き対応が必要となる。 なお、雇用5人未満の個人経営の農業は、労災保険暫定任意適用事業となる。	・労働者災害補償保険法 第3条第1項 ・失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第12条第1項 ・失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第17条	失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第17条の労災保険暫定任意適用事業に高齢者宅の除雪作業等の共助に係る事業を追加する。	厚生労働省	(提案内容が不明瞭であり) 対応不可：ご提案頂いている「労働力シェアリングのアプリにより高齢者宅の除雪作業等を行う地域内の若者」が、具体的にどのような者なのか明らかでないため、暫定任意適用事業に「高齢者宅の除雪作業等」を追加するべきかどうかにつき、お答えすることは難しいところです。 その上で、労災法第3条に基づき、労働者を使用する事業は原則強制的に労災保険適用事業となり、保険加入の手続きが必要となります。なお、労働者であるかどうかについては、「使用される」者であるか否か、その対価として「賃金」が支払われるか否か等によって判断されるものとなります。 他方で、お示しの暫定任意適用事業とは、本来労働者を使用している場合には強制的に労災保険適用事業となるはずであるところ、常時5人未満の労働者を利用する個人経営の農林、水産業の事業については、例外的に労災保険の加入を任意とするものです。そして、仮に、「高齢者宅の除雪作業等」について、暫定任意適用事業となつたとしても、当該作業に従事する労働者について、労災保険を加入させたいのであれば、暫定任意適用事業としての加入手続きが必要となります。
秋田県仙北市	9	労働力シェアリングに係る労働派遣法日雇い派遣原則禁止の適用除外の緩和について	グリーンツーリズムやボランティアツーリズムなどを利用して、旅行者が旅先での農作業や除雪作業に携わる場合は、日雇派遣の禁止の例外とする。 旅行者は、旅先での農作業などで得た報酬を旅行代金の相殺や旅先での観光消費に利用できる。 なお、本提案では、本事業の労働力シェアリングアプリのサービス事業者が、サービス開始当初、組織的基盤が弱いため、請負契約や雇用契約のマッチングからスタートしたが、組織的基盤が育ったため、労働者派遣事業者となっていることを想定している。	農繁期の農作業や冬季の除雪作業は、単発的な業務のため、旅行者に限り、日雇派遣の禁止の例外とすることで、旅先での農作業や除雪作業などで得た報酬が旅行代金の相殺や旅先での観光消費に利用でき、滞在日数の延長や旅先での消費増加が期待できる。	日雇労働者(日々又は30日以内の雇用期間を定めて雇用する労働者)についての労働者派遣(いわゆる日雇派遣)は、以下の例外を除き禁止されています。 <禁止の例外> 1 専門的な知識、技術又は経験が必要とする業務のうち、日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務 2 雇用機会の確保が特に困難な労働者等(※)を派遣する場合 (※) 次のいずれかに該当する者 ・ 60才以上の者 ・ 雇用保険の適用を受けない学生 ・ 副業として従事する者(生業収入が500万円以上の者に限る。) ・ 主たる生計者以外の者(世帯収入が500万円以上の者に限る。)	・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の4 ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令 第4条	グリーンツーリズムやボランティアツーリズムなどを利用して、旅先での農作業や除雪作業に携わる旅行者は、法第35条の4の「雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合」として、日雇派遣の禁止の例外の場合とする。	厚生労働省	御指摘のような就業ニーズに関しては、労働者派遣ではなく直接雇用の形で対応することが可能です。 なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)では、「労働者派遣」とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいひ、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとされ、②で御指摘されている事業において、実態として労働力シェアリング仲介者と雇用関係にないのであれば、労働者派遣には該当しないものと考えられます。 労働者派遣法において日雇労働者についての労働者派遣を行うことが禁止されている趣旨は、日雇派遣は、短期の雇用・就業形態であることから、派遣元・派遣先の双方で必要な雇用管理がなされず、労働災害の発生等の問題があるためであり、御指摘の理由で日雇派遣の禁止の例外を認めることは困難です。
秋田県仙北市	10	労働力シェアリングに係る労働派遣法「雇い派遣原則禁止」の適用除外の緩和について	地域内の若者が高齢者宅の除雪作業等に携わる場合は、日雇派遣の禁止の例外とする。 報酬があることで、高齢者宅の除雪作業等の地域の公共福祉に資する労働に携わる若者が増え、過疎地における労働力の融通が図れる。 さらに、地域内における高齢者と若者の交流を活発にするだけでなく、比較的余裕のある高齢世帯から若者世代に富の再分配を図る。 なお、本提案では、本事業の労働力シェアリングアプリのサービス事業者が、サービス開始当初、組織的基盤が弱いため、請負契約や雇用契約のマッチングからスタートしたが、組織的基盤が育ったため、労働者派遣事業者となっていることを想定している。	近隣の助け合いに報酬を支払うことができ、地域内の高齢者と若者との間の労働力の融通が図られる。加えて、労働力の融通を通じた、地域内交流が活発となる。 また、比較的余裕がある高齢者世帯から、農作業や除雪作業の手伝い等への報酬として、若者世帯への富の再分配が行われる。	日雇労働者(日々又は30日以内の雇用期間を定めて雇用する労働者)についての労働者派遣(いわゆる日雇派遣)は、以下の例外を除き禁止されています。 <禁止の例外> 1 専門的な知識、技術又は経験が必要とする業務のうち、日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務 2 雇用機会の確保が特に困難な労働者等(※)を派遣する場合 (※) 次のいずれかに該当する者 ・ 60才以上の者 ・ 雇用保険の適用を受けない学生 ・ 副業として従事する者(生業収入が500万円以上の者に限る。) ・ 主たる生計者以外の者(世帯収入が500万円以上の者に限る。)	・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の4 ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令 第4条 ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則 第28条の3	地域内の若者が行う高齢者宅の除雪作業等の地域の公共福祉に資する労働に関しては、令第4条第2項第3号の厚生労働省令で定める額を500万円より低い額に緩和する。 特に地方の場合、生業収入が500万円は高収入である。 金額を緩和することで、労働力シェアリングを通して労働力の融通に参加できる若者の裾野を広げることができる。	厚生労働省	御指摘のような就業ニーズに関しては、労働者派遣ではなく直接雇用の形で対応することが可能です。 なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)では、「労働者派遣」とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいひ、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとされ、②で御指摘されている事業において、実態として労働力シェアリング仲介者と雇用関係にないのであれば、労働者派遣には該当しないものと考えられます。 労働者派遣法において日雇労働者についての労働者派遣を行うことが禁止されている趣旨は、日雇派遣は、短期の雇用・就業形態であることから、派遣元・派遣先の双方で必要な雇用管理がなされず、労働災害の発生等の問題があるためであり、御指摘の理由で日雇派遣の禁止の例外を認めることは困難です。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
福島県会津若松市	1	AIによる診断・検査・処方	医師を介さずAIが一定範囲の医行為（り患可能性のある疾患名提示、受診勧奨、処方）を行う	【社会的効果】定型的でリスクの低い診療はAIを活用して自動化することで、医師はより複雑な診療に時間を配分でき、医療資源の有効活用につながる。	個人に対し疾病の可能性の判断を提示する事は、医行為として医師の責任が求められる。このため、AI判断のみで個人に対して疾病罹患の可能性を示して受診勧奨や検査・処方を行うと医師法に抵触する。	・医師法第17条、第20条、第23条、第24条 ・政医発第1219第1号平成30年12月19日「人口知能（AI）を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について」	患者背景や疾患を限定し、十分な試験実績を示した場合であれば、医師の介在なしにAI判断での診断・検査・処方を可能とする。その場合の責任はAI医療プログラムを提供する事業者・開発者が負うものとする。（AI診断プログラムのガイドライン、AI医師法を新たに設定し、基準を設ける。）	厚生労働省	「人工知能（AI）を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について」（平成30年12月19日付け医政医発1219第1号厚生労働省医政局医事課長）において、「人工知能（AI）を用いた診断・治療支援を行うプログラムを利用して診療を行う場合についても、診断、治療等を行う主体は医師であり、医師はその最終的な判断の責任を負う」ことをお示しているところ、AIを用いて医師でない者が診断や処方を行うことは、AIの判断に誤りがあった場合に患者に重大な健康被害を生じさせる恐れがあることから認められません。
福島県会津若松市	2	看護師の権限拡張	看護師による医療面接において一定範囲の医行為（罹患可能性のある疾患名の提示、受診勧奨・検査判断・処方）を行う。	【社会的効果】定型的でリスクの低い診療はAI補助などのもと看護師が行う事で、医師はより複雑な診療に時間を配分でき、医療資源の有効活用につながる。	個人に対し疾病の可能性の判断を提示する場合、医行為として医師の責任が求められる。そのため、看護師判断のみで個人に対して疾病罹患の可能性を示して受診を促したり検査、処方を行うと、医師法に抵触する。	・医師法第17条 ・保健師助産師看護師法第5条、第6条、第31条、第32条	患者背景や疾患を限定し、AI補助などで十分な試験実績を示した場合であれば、医師の介在なしに看護師による診断・検査・処方を可能とする。その場合の責任は、診療プログラムを提供する事業者・開発者が負うものとする。	厚生労働省	「人工知能（AI）を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について」（平成30年12月19日付け医政医発1219第1号厚生労働省医政局医事課長）において、「人工知能（AI）を用いた診断・治療支援を行うプログラムを利用して診療を行う場合についても、診断、治療等を行う主体は医師であり、医師はその最終的な判断の責任を負う」ことをお示しているところ、AIを用いて医師でない者が診断や処方を行うことは、AIの判断に誤りがあった場合に患者に重大な健康被害を生じさせる恐れがあることから認められません。
福島県会津若松市	3	薬剤師の権限拡張	地元の薬剤師が患者と対面の上、一定範囲の医行為（リフィル処方箋、薬効維持目的の用量調節、自己採血キット使用の補助、予防接種）やオンライン医療の補助を行う	【社会的効果】地元の薬局薬剤師が患者対面にてオンライン医療を補助・補完する事で、患者利便性の向上、医療エコシステムの構築と医療資源の有効活用が得られる。	本邦では、処方権限は医師のみにあり、常用薬で安定経過中のリフィル処方箋でも薬剤師が出すことは認められていない。採血や注射への関与は、自己採血・自己注射キットを用いた場合でも薬剤師では認められていない。オンライン診療の補助は看護師が患者という場合の想定があるものの、薬剤師が患者という場合は明確に想定されていない。	・医師法第17条、第20条、第22条 ・薬剤師法第1条、第19条第22条、第23条 ・薬機法第1条の5、第9条の3 ・薬機法施行規則第11条の9 ・オンライン診療の適切な実施に関する指針（看護師、准看護師に限定） ・保健師助産師看護師法第5条、第6条、第31条、第32条	オンライン医療と対面医療との円滑な連携をはかるため、薬剤師によるリフィル処方箋、薬効維持目的の検査と用量調節、自己採血キットを用いた採血、予防接種・自己注射の代行やオンライン診療の補助を可とする。	厚生労働省	ご提案の行為のうち採血等の医行為にあたる行為を業として行うことは、医師や医師の指示を受けた看護師等以外の者が行ってはならないこととされており、薬剤師は、薬剤師法等の関係法令上、医行為を業として行うことは認められておりません。医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであるため、適切に医療を提供するために必要となる専門的な知識・能力を確認するための国家試験に合格し、医師免許や看護師免許等を取得した者でなければ我が国で医業又は看護業務を行ってはならないこととしております。
福島県会津若松市	4	AIや事務員による電子カルテの事前代入力について扱いの明確化	AIや事務員による電子カルテの事前代入力の容認	【社会的効果】【経済的効果】AIやクラウドによる問診や所見が事前にカルテ入力され、医師がそれを確認・承認する仕組みであれば、医師の病状把握およびカルテ入力の効率が上がり、患者対応により時間をかけることができる。ひいては、患者の待ち時間の減少、医療経済の改善にもつながる。	診療録は医師の診察を経た上で基本的に医師が記載することが想定されているが、医師が最終的に確認し署名することを条件に、事務職員が医師の補助者として記載を代行することは可能とされている。しかし、現状では医師の診察中に代入力するとの解釈が一般的であり、診察前にAIや事務員が整理した情報をカルテに下書きすることの可否は定まっていない。	・医師法第24条第1項 ・医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について（医政発1228第001号平成19年12月28日厚生労働省医政局長通知）	AIが代入力したカルテを医師が承認するタイミング・期間（AIが記載後24時間以内、記載が更新された都度、レポート処理前、請求時まで）や、AI記載済み・医師未承認のカルテを基に検査や処置等が行われた場合の扱いについて明確化する。	厚生労働省	診療録については、医師法第24条において、「医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない」と規定されております。また、「人工知能（AI）を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について」（平成30年12月19日付け医政医発1219第1号厚生労働省医政局医事課長）において、「人工知能（AI）を用いた診断・治療支援を行うプログラムを利用して診療を行う場合についても、診断、治療等を行う主体は医師であり、医師はその最終的な判断の責任を負う」ことをお示しているところ、AIを用いた診断・治療支援を行うプログラムを利用して診療を行う場合についても医師がその最終的な判断を行う必要があります。そのため、AIや事務職員等が代入力を行い、診察した医師が確認、署名（電子署名を含む。）を行っていない診療録に基づき、医師の指示を受けていない看護師等が検査や処置等のうち医行為にあたる行為を診療の補助として行うことは認められません。
福島県会津若松市	5	地域の薬局/事業者が協同で分業しながら処方箋に必需する仕組み	情報連携により、地域の薬局/事業者が共同で処方箋応需し、薬局・調剤機能を分業で提供できる仕組みを構築する。オンライン薬剤師・AIによる処方箋確認、在宅など薬局 実店舗以外の場所からのオンライン服薬指導、必要時の提携薬局等における対面対応の他、卸/配送センターからの直接配送を行う。現在、対面販売が必要な薬局医薬品・要指導医薬品について、オンライン購入・オンライン服薬指導を可とし、薬剤師1人あたりの処方箋40枚制限を撤廃して対物業務の集約による効率化を図る。	【社会的効果】電子処方箋(2023年運用開始予定)の仕組みと合わせ、受診・処方・薬の配達まで、自宅にいながら一気通貫の医療が受けられ、患者の利便性が向上する。24時間対応のオンライン服薬指導・調剤を行いやすくなり、従来救急受診していた病態の一部は、自宅からのオンライン対応で対処可能となる。薬剤師の在宅勤務が可能となり、薬剤師が不足する地域でも対応できる他、医療者の働き方の選択肢が広がる。薬剤師の対物業務負担が集約・効率化により軽減され、より対人業務に時間をかけられる。	薬剤師が調剤及びオンライン服薬 指導を行う場所や、薬局医薬品販売については、対面の機能を持つ通常の薬局であることが求められているまた、薬剤師一人あたりの処方箋枚数は40枚と制限されており、効率的・柔軟な業務体制が取りづらい。	・薬機法第36条の9、第36条の10、第37条、第38条、第49条 ・薬局等構造設備規則第1条、第2条、第3条 ・薬機法施行規則第11条の11、第15条の12、第15条の13、第15条の14、第159条の14、第159条の15、第159条の16、第159条の17 ・薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第1条、第2条、第3条 ・オンライン服薬指導関係通知（薬生発0331第36号令和2年3月31日厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）	地域の薬局/事業者が協同で分業しながら処方箋に必需する仕組みを実現する。 -デジタル技術を用いた十分な情報共有が行われ責任を持つことが困難な事態が発生しないよう配慮した上で、調剤、服薬指導、必要時の対面を別の場所から行う事を可とする。 -オンライン服薬指導については、情報共有の仕組みを構築の上、薬局以外からでも施行可能とする。 -卸/配送センターからの直接配送を可能とする。	厚生労働省	薬剤師は服薬指導にあたって、オンラインでの実施の可否を判断しています。オンラインでの実施に支障が生じた際など緊急時には服薬指導を実施している薬局で、対面による服薬指導ができるように担保しておくことが患者の医療安全を確保する上で必要です。その上で、薬局外にいる薬剤師からのオンライン服薬指導を行えるようにするには、プライバシーの保護や患者情報の共有のためのセキュリティ確保に加え、物理的に離れた場所で調製された薬剤をどう扱うかなど様々な課題が想定されるため、慎重な議論が必要です。薬局医薬品は、医療用として医師、薬剤師等によって使用されることを目的として供給されるものです。処方箋に基づく調剤及び薬剤の交付は、保健衛生上支障が生じることがないよう、当該薬局の薬剤師により、実地に管理された上で、当該薬局において実施される必要があり、ご提案の方法では患者への薬剤の適切な交付や医療安全上の責任の所在が不明確であることから、認めることは困難です。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
福島県会津若松市	6	医薬品の特定販売（インターネット販売）時の実店舗要件・発送要件の緩和	医薬品の実店舗と紐付かないインターネット販売や倉庫等からの発送	【社会的効果】 【経済的効果】 医薬品の物流網を柔軟に構築でき発送コストの削減や時間短縮につながる。	一般医薬品はネット販売が可能だが、実店舗と紐付いた販売とする必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 薬機法第37条、第49条 薬局等構造設備規則第1条、第2条、第3条 薬機法施行規則第11条の8、第11条の9、第11条の10、第11条の11、第15条の6、第159条の14、第159条の15、第159条の16、第159条の17、第159条の18 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第1条、第2条、第3条 	実店舗でなくとも、オンライン等で薬剤師による情報提供が可能な体制を整え、医薬品の管理や責任の所在を明確とすれば倉庫などからの配送を可とする。	厚生労働省	一般用医薬品の販売にあたっては、保健衛生上支障が生じることがないよう、医薬品の専門的知識を有する専門家により、実地に管理された上で、販売される必要があり、ご提案の方法では医薬品の適切な管理や責任の所在が不明であることから、認めることは困難です。
福島県会津若松市	7	予防医療に対する保険適用	予防医療を保険診療内で行う	【社会的効果】 疾病の予防・早期発見プログラムの普及を促進し、地域全体で取り組むことで、健康寿命の延伸および医療費の抑制が見込まれる他、予防・早期発見に関する科学的根拠の創出が可能となる。	現在、疾病予防活動は自己責任の範疇とされ、保険診療が適用される範囲はほぼ疾病発症後となっている。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法第52条、第76条、第86条 高齢者の医療の確保に関する法律第64条、第84条 国民健康保険法第36条 	ライフログデータを含む多種類の健康関連指標を用いた早期発見・対処などの予防活動について、普及を促進するために地域医師等の監修・合意が得られたものにつき医療保険の適用とする事を認めて頂きたい。予防・早期発見プログラムのエビデンスは多数の年余にわたる観察を経てのみ得られることから、保険適用の判断時には厳密なエビデンスを前提とせず、経過中に得られたデータからエビデンスの創出を目指すものとする。	厚生労働省	自治体で実施できる事業であると認識していますが、公的医療保険制度は疾病に対する治療を保険給付の対象としており、未病段階での各種サービスを保険給付の対象とすることはできません。
福島県会津若松市	8	地域全体の健康増進アウトカムに対しての保険適用	かかりつけ医単位や中学校区などの地域単位で医療アウトカム、健康スコアを評価し、改善に対して成果報酬を付与する。	【社会的効果】 医療行為の量に対する支払いから質を重視したモデルにシフトし、予防や健康維持に住民と医療者が協同して取り組むことで、健康寿命の延伸および医療費の抑制が得られる。	保健医療の報酬制度は全国一律の公定価格モデルとなっており、地域の状況に応じた医療機関の健康・予防医療への取組を評価する仕組みの上乗せは想定されていない。	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険法第52条、第76条 高齢者の医療の確保に関する法律第64条、第71条 国民健康保険法第45条 令和2年厚生労働省告示第57号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)」 	スーパーシティにおいては、保険診療の仕組みを活用しながらアウトカム評価に基づいた地域独自のインセンティブを医療機関へ付加する事とする。	厚生労働省	自治体で実施できる事業であると認識していますが、公的医療保険制度は疾病に対する治療を保険給付の対象としており、未病段階での各種サービスを保険給付の対象とすることはできません。
福島県会津若松市	9	海外で承認済みのヘルス関連IoT機器について商品名が特定される形で国内実証使用容認	海外承認済みヘルス関連IoT機器の実証使用において、実証開始後における商品名特定の必要性の明確化	【社会的効果】 市民の実生活の中での新規ヘルス関連IoT機器実証が行われ易くなり、より迅速なPDCAサイクルの回転や、市民が先進機器に触れることでのデジタル社会への参加意識促進が得られる。	未承認医療機器の輸入は、臨床試験に使用する目的であれば許可されている。しかし、一般市民に対しその名称を明示した上で臨床試験への参加を募ることは、未承認医療機器の「広告規制」要件に抵触するまた、臨床試験としてのモニター募集時点や説明において、商品名の特定を避けることは可能と考える一方で、実証期間中に、アプリ・デバイスから商品名を特定できないようにすることは困難である。	<ul style="list-style-type: none"> 治験に係る被験者募集の情報提供の取扱いについて（平成11年6月30日医薬監第65号監視指導課長） 薬機法第68条 	海外承認済みのヘルス関連IoT機器の場合、商品名が特定されない形で性能を明示する事が困難であり、本取組における実証期間中は、商品名が特定されても差支えない運用とする。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 「医薬品等の広告は、「薬事法における医薬品等の広告の該当性について」（平成10年9月29日医薬監第148号監視指導課長）で示していること、 ①顧客を誘引する(顧客の購入意欲を昂進させる)意図が明確であること、 ②特定医薬品等の商品名が明らかにされていること、 ③一般人が認知できる状態であることいずれの要件も満たす場合、これを広告に該当するものと判断しています。 ・臨床試験としてのモニター募集後の実証期間中に、臨床研究の被験者に対して、研究の対象であるアプリ・デバイスを含む機械器具等を商品名を特定できる形で提供する行為は、上記のうち①の要件を満たさず、薬機法における医薬品等の広告に該当しないため、現状で可能です。
福島県会津若松市	10	医療広告規制範囲の明確化	医療広告規制の緩和とサービス利用データに基づく医療機関への動線創出	【社会的効果】 市民が医療サービスを選択する中で有用と考えられる情報については規制せず開示することで、市民がより適切な受診行動をとることができ、医療資源が有効利用できる。	「広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示」においては、比較優良広告が禁止されている。	<ul style="list-style-type: none"> 医療法第6条の5 医療法施行規則第1条の9、第1条の9の2 医療広告ガイドライン（医政発0325第11号令和3年3月25日厚生労働省医政局長通知） 	医療機関の広告に関連し、客観的に検証可能な内容は可とされているが、医師に対する患者評価の集計や掲載事業者が行った集計の結果など客観的に判断されるか不明なものもあり、添付の想定項目について可とされるか明確化を希望する	厚生労働省	<p>医療法第六条の五等による医療広告規制は、①患者の受診等を誘引する意図があること（誘引性）②医療若しくは歯科医療を提供する者の氏名若しくは名称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であること（特定性）のいずれの要件も満たす場合に対象となります。</p> <p>①でいう「誘引性」は、広告に該当するか否かを判断する情報の客体の利益を期待して誘引しているか否かにより判断することとしています。そのため、自治体又は自治体が委託した第三者による広報は、医療機関が広告料等の費用負担等の便宜を図って掲載を依頼しているなどの場合を除き、①でいう「誘引性」の要件を満たさず、医療法第六条の五等による医療広告規制の対象とはなりません。</p> <p>なお、自治体による広報としては、医療法第六条の三の医療機能情報提供制度に基づき、福島県による検索サイトが運用されているため、参考にしていただければと思います。</p> <p>http://www.ftmis.pref.fukushima.lg.jp</p>
福島県会津若松市	11	オンライン診療・医療における医師の診療場所の制限撤廃	保険診療のオンライン診療・医療において、医師が自宅など診療所以外から診療を行う事を可能とする	【社会的効果】 デジタル技術を用いて、医師の所在を問わず診療を行うことが可能となれば、特に医師不足地域や交通の便が悪い地域において、医療資源の有効活用につながる。当直回数の減少などによる医師の超過勤務対策、離職防止、医療機関の医師確保困難への対策とも両立する。	保険診療において、オンライン診療は当該医療機関から行うこととされている。	<ul style="list-style-type: none"> 医師法第20条 医療法第1条の2 薬機法施行規則第15条の13 オンライン診療の適切な実施に関する指針（平成30年3月30日付医政0330第46号厚生労働省医政局長通知） 	オンライン診療の適切な実施に関する指針の改定が見込まれているものの、医師の所在について緩和が行われない場合には、スーパーシティの取組においては可とする。	厚生労働省	<p>オンライン診療については、令和4年度診療報酬改定において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとしており、オンライン診療を行う医師の所在については、「情報通信機器を用いた診療は、原則として、保険医療機関に所属する保険医が保険医療機関内で実施すること。なお、保険医療機関外で情報通信機器を用いた診療を実施する場合であっても、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿った診療が行われるものであり、情報通信機器を用いた診療を実施した場所については、事後的に確認可能な場所であること。」としている。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
福島県会津若松市	12	包括的オプトイン	オプトインの原則を堅持する一方で、毎回細かい変更でオプトインをとることは、市民と企業の双方に負担になるため、市民の納得を大前提として、特定の目的に沿って包括的にオプトインをとる方法の在り方を検討する。再同意が必要な場合、都市OSを活用し、同意者の負担や漏れが減る方法を整備。	【社会的効果】 市民と企業の負担となる頻回、微細な変更でのオプトイン同意取得が不要となり、都市OSなどサービス利用時の煩わしさが軽減される。 より広範なデータの活用が可能となり、リスク判定などの精度が向上する。	明示した利用目的の範囲において患者データを分析、活用することが許可されているが、利用目的をどの程度明示すべきか明らかなでない。利用目的を拡張・変更する際には、再度同意の取得が必要だが、現状では連絡が付かない等で取得できないケースが多い。	●個人情報保護法第15条、第16条、第17条、第18条、第23条	利用目的や加盟事業者が一定基準を満たすことを担保したうえで、以下の運用とする。 -事前に第三者提供を行う可能性のある目的とその時点での関連事業者名を明示し、同意を取得する -該当条件が生じ、第三者提供が行われた後、該当した提供目的と提供先事業者名を利用者に通知する	個人情報保護委員会	○ ご提案は、個人データの第三者提供の具体的な運用に関するものと理解しました。その上で、以下のようなQ&Aをご参考に運用を具体化することが必要だと考えます。 ○ ただし、下記は個人情報保護法に関する一般的な解釈であり、都市OSの果たす機能や運営主体等の前提によって、適用される法令や整理等が異なるため、具体的に想定される事例について個別にご相談ください。 PPCCビジネスサポートデスク 03-6457-9771 参考：「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210930_APPI_QA.pdf (第三者提供の制限の原則) Q 5 - 8 本人の同意は、個人データの第三者提供に当たってその都度得る必要があるのですか。 A 5 - 8 必ずしも第三者提供のたびに同意を得なければならないわけではありません。例えば、個人情報の取得時に、その時点で予測される個人データの第三者提供について、包括的に同意を得ておくことも可能です。 Q 5 - 9 第三者提供の同意を得るに当たり、提供先の氏名又は名称を本人に明示する必要はありますか。 A 5 - 9 提供先を個別に明示することまでが求められるわけではありません。もともと、想定される提供先の範囲や属性を示すことは望ましいと考えられます。
福島県会津若松市	13	PHRを前提とした診療録等の地域医療情報連携の実現	患者が自身の健康増進や、公共の福祉の増進に寄与する目的に利用されることを前提に第三者提供に合意すれば、電子カルテ情報や診療録等が保管されているクラウドデータベースやデータ基盤から直接第三者が情報収集を行うことを可能にする。	本人の電子カルテ、診療履歴、健康情報等の情報を、第三者のヘルスケア企業等が提供する健康増進プログラム等に活用することができるほか、データに基づく新たなサービス創出につながり、地域住民全体の健康増進や患者体験・利便性の向上につながる。	患者が診療履歴の第三者提供を認めても、まず患者が管理するシステムなどに提供し患者から第三者に情報提供する運用とされており、クラウドデータベースを直接第三者が参照し、情報連携を行うことが認められていない。ガイドライン上、トラブル発生時のデータ復元等の緊急時が、法令による場合又は医療機関等の指示に基づく場合しか本人又は第三者に提供できず、それ以外は、患者本人を含め、第三者への提供は行わないものとされている。このため、例えば薬剤師が、患者にとつてより効果の高い調剤や服薬指導等を可能とする目的であっても、電子カルテ等の診療履歴を把握することが困難となっている。	●個人情報保護法第15条、第16条、第17条、第18条、第23条 ●医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成29年4月14日個人情報保護委員会/厚生労働省） ●医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン（令和2年8月総務省）	患者が第三者提供の目的を理解し、その目的に即した第三者提供が行われるのであれば、クラウドデータベースやデータ基盤から電子カルテ、診療履歴等の情報を、直接第三者に対して提供しても差し支えないものとする。具体的には、薬剤師等が、クラウド上に格納されている他の医療機関で患者が受診した際の診療履歴等を第三者提供プロセスに則り、直接データベース上から参照すること等を可能とする。	経済産業省 総務省 厚生労働省 個人情報保護委員会	「患者が診療履歴の第三者提供を認めても、まず患者が管理するシステムなどに提供し患者から第三者に情報提供する運用とされており、クラウドデータベースを直接第三者が参照し、情報連携を行うことが認められていない。」という規制は「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」では行っており、クラウド等を直接第三者が参照することは認められており、実際に地域医療情報連携ネットワークなどで既に実現されています。 すなわち、提案いただいた内容については、医療機関・薬局間及び患者の合意等があれば、現行制度下でも実現できます。
福島県会津若松市	14	一般社団法人によるデジタル通貨発行の実現	・店舗の決済手数料負担等の理由で地域のキャッシュレス化が普及しないため、地域や経済等の発展に包括的に貢献する一般社団法人がデジタル地域通貨の発行・運営を行うことで、地域が一体となって通貨運営を支える仕組みを構築し、決済手数料ゼロを実現しながら、市民、地域事業者中心の地域経済インフラを構築する。 ・デジタル地域通貨によって利用者の行動に応じたインセンティブ付与や、地域での買い物、行政支払い、給付受給などに利用できるようにする。	・地域一体運営で実現するデジタル地域通貨により、決済手数料をゼロにし、リアルタイムかつダイレクトに精算処理が行えるようになり、地方のキャッシュレス化が加速する。 ・地域や経済等の発展に貢献する法人(一般社団法人)を運営主体とした地域通貨発行により、デジタルデータの保護による信頼と安全性を確保しながら、他分野施策とも連動した地方創生が進む。	資金決済法第40条第1項において、「株式会社でないものは、内閣総理大臣は登録を拒否しなければならない」と定義されており、一般社団法人では登録ができない。	●資金決済法第40条第1項:株式会社でないものは、内閣総理大臣は登録を拒否しなければならない。	資金決済法第40条第1項を改正し、一般社団法人にも、登録を認めることを希望する。	金融庁	資金決済法は、資金移動業者の登録要件として株式会社であることを求めています（第40条第1項第1号）。 資金移動業者は、経済活動の基礎をなす社会インフラとして送金等のサービスを提供する事業者であり、事業が適正かつ確実に遂行され、利用者の保護が図られることが重要です。 こうした観点から、多様な資金調達手段による弾力的かつ機動的な業務運営や、会社法に基づくコーポレート・ガバナンス機能の活用による効率的な業務運営を期待できる株式会社であることを要件としています。 ご提案いただいたデジタル地域通貨事業については、同じ資金決済法に基づく前払式支払手段発行者として登録を受けられるのであれば、一般社団法人を主体として実施することが可能であることから、デジタル地域通貨を前払式支払手段として発行することをご検討いただければと思います。
福島県会津若松市	15	マイナンバー利用による地域全体でのワンストップの実現	法定利用事務に関連した行政手続きでマイナンバー利用ができないが、オンライン・デジタルにおいて個人をユニークに識別可能なマイナンバーはオンライン行政手続きと非常に相性が良いため、行政手続等に限定せず、官民問わず本人のオプトインに基づいてマイナンバーの提供・収集・利用を可能とする。	【社会的効果】【経済的効果】 行政的続きのみならず、都市OSと連携するすべてのサービス/市民生活に関連するサービスにおいて、ワンストップが実現可能となり、市民の利便性向上はもちろんのこと、行政を含むサービス提供者の情報収集等のコストも大幅に低減する。	個人場号の利用範囲について、マイナンバー法第9条第1項から第3項及び別表第1において、個人番号利用事務及び個人番号関係事務の範囲は、社会保障、税及び災害対策分野にホワイトリスト方式で限定されており、多様な行政手続における一部しかカバーされていない。	●番号法 第9条（利用範囲） 第15条（提供の求めの制限） 第19条（特定個人情報の提供の制限） 第20条（収集等の制限）	行政手続に限定しない、本人のオプトイン（明示的かつ事前の承諾）に基づくマイナンバーの提供・収集・利用について、番号関係事務に包含する形で整理 ・本人の意思による提供を許可（第19条） ・上記提供を受けたものは、オプトインを取得した範囲で番号関係事務として特定個人情報を利用可能（第9条及び第2条第11項）	デジタル庁	個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人であってもマイナンバー法第19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されている。 これは、「個人番号は、悉皆性、唯一無二性、視認性を有し、「民－民－官」で流通するものであるため、より厳格に第三者提供を制限しなければ、不正なデータマッチングが行われる蓋然性が高い」からとされる。 このため、本人又は本人が同意した事業者に対するものであっても、マイナンバー法第19条各号に該当する場合を除き、特定個人情報の第三者提供を認めることは困難である。 なお、マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要限度で個人番号を利用することができる。」とされている。 ご提案の事業が、社会保障制度に関する事務その他これらに類する事務にあたるものかどうかを検討し、本規定の活用を検討いただきたい。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
福島県会津若松市	18	モビリティ活用による分散避難と分散型支援（災害時における移動給油車両による直接給油の実現）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時において、自家用自動車と避難している車両に対し、可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所と接続した形式では無く、米国等で既にサービス提供がされている直接給油可能な移動タンク貯蔵車両から直接給油を行う。 ・これにより、給油が必要な車両が列をなすのでは無く、駐車してある車両に対し効率的に給油が行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難のあり方として、自家用自動車を活用した分散避難を検討しているが、一定期間の避難におけるエアコン等の使用により給油が必要となる。本提案の実現により、自家用車を活用した避難の分散化と非難生活の安定性が確保できる。 ・東日本大震災時に本市においても給油所に車両が列をなし、災害時にも関わらず順を争うような混乱が生じたが、本提案を活用した適切な給油配分が行われることで、災害時の安定した供給体制の構築に繋がる。 ・なお、災害時を想定し開始するものであるが、本提案の実施を通じ、安全性を担保したうえで、過疎地域等への展開も見込む。 	<p>消防法第10条第1項ただし書きに基づく仮取扱いでは、災害時に可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所と接続した形式での給油しか認められていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成30年12月18日付け消防令第226号） ・震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱等の安全対策に係るガイドライン（平成25年10月3日消防令第171号） 	<p>「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成30年12月18日付け消防令第226号）及び震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱等の安全対策及び手続に係るガイドライン（平成25年10月3日消防令第171号）において、災害時に直接給油可能な移動タンク貯蔵車両から直接給油が可能となる旨を記載する。</p>	総務省	<p>消防法第10条第1項ただし書きの規定に基づく仮取扱いの例として、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（平成30年12月18日付け消防令第226号。以下通知という。）において、災害時に給油取扱所で燃料供給が困難となった自動車への給油を行う場合を示しているが、当該規定に基づく仮取扱いが可能であるのは、この通知に例示した場合に限られるのではなく、ご提案の、災害時における移動タンク貯蔵所から可搬式等の給油設備を接続して行う各車両への給油についても、可搬式等の給油設備を接続して行う場合と同様、十分な安全対策（例：静電気除去対策、車両衝突防止措置、危険物流出防止対策等）を講じた上で、消防法第10条に基づく仮取扱いを所轄消防長又は消防署長の承認を得ることで可能である。</p>
福島県会津若松市	19	自家用自動車やレンタカー等を活用した有償運送の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車やレンタカー等を有効に活用することができるようすることで、増加する貨物需要に対応するとともに、少量の配達や買い物代行などの隙間的な需要に対応していく。 ・モビリティインフラ共通基盤を活用することで、運んで欲しい人と運ぶことが出来る人をマッチングさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において、ネット通販やデリバリー等により貨物量が増加し、貨物事業用車のみでは、輸送力の確保が難しくなっていることへ対応できる。 ・遠隔診療や遠隔服薬指導などと連携し薬を配達するなど、少量かつニッチな輸送に対応するなど、コロナ禍における、非接触での新しい運送事業に繋げることができる。 	<p>自家用車等での貨物運送は、期間限定や過疎地域において限定的に認められているのみとなっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について（令和3年8月26日付け国自貨第52号の2） 	<p>年末年始及び夏季等繁忙期におけるトラック輸送対策について（令和3年8月26日付け国自貨第52号の2）において、コロナ禍における生活様式の変化に伴うネット通販やデリバリー等による貨物量の増加を踏まえ、期間を限定することなく、また市街地においても、自家用車等での補完的な貨物運送を認める。</p>	国土交通省	<p>他人の需要に応じて、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合には、輸送の安全性確保や荷主保護等を図る観点から、道路運送法ではなく、貨物自動車運送事業法に基づき、貨物自動車運送事業として実施していただく必要がある。貨物の有償運送に係る自家用車の活用については、輸送需要が極端に増大し、事業用自動車のみでは輸送力の確保が困難となる繁忙期に限り、貨物自動車運送事業者が安全面の指導を行うことを前提に、道路運送法に基づいて例外的に認めている。</p> <p>貴市のご提案の内容を確認させていただいた限りでは、貴市の提案する事業は貨物自動車運送事業に該当し、同法に基づく許可等が必要になると考えられる。</p> <p>同法では、貨物の運送に適した車両の確保のみならず、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守に関して従業員に対する指導及び監督を行う運行管理者の設置 ・車両の点検及び整備管理に係る適正な体制の確保 ・適正な約款の整備 ・十分な損害賠償能力の確保 <p>等貨物自動車運送事業に適した体制の整備を求めているところ、同法の規制に服せず、これらの体制が整備されていない地域住民等による有償での貨物運送は、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から懸念があることから、引き続き認めることは困難である。</p>
福島県会津若松市	20	公用車や自家用車等のカーシェアリングによる移動の選択肢増大と資産の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・貸渡登録されていない公用車や自家用車を、稼働していない時間帯にカーシェアリングの車両として活用することで、資産を有効に活用するとともに、利用者の利便性向上を図る。また、電動車×再エネと合わせて導入を進めることで、脱炭素・防災にも資する取組とする。 ・モビリティインフラ共通基盤を活用することで、提供できる車両と利用したい人をマッチングさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車は、土日祝日は基本的に稼働しておらず、セカンドカーは平日に稼働しないような状況において、資産の有効活用が図られる。 ・セカンドカーを各世帯の外出頻度に応じて安全機能が装備されたカーシェアに転換することで、保険的に複数台所有する地方都市（本市においては世帯平均1.8台）の家計負担の減少する ・車両総保有台数減少によるCO2 排出量の削減する ・車を持たない市民、観光客、出張者の移動の利便性が向上することで、市街中心部の回遊向上と活性化する ・鉄道、バス等との乗り継ぎ連携等により、移動の大動脈となる公共交通活性化および補助金負担の軽減する 	<p>道路運送法80条1項：公用車や自家用車等のカーシェアでの活用を想定していない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法80条1項 	<p>道路運送法80条1項において、有償貸渡し事業の許可を受けた事業者が下記のような車両の管理・整備を行い安全確保を図って実施する場合には、カーシェア・レンタカー事業の許可を受けたものと同等とみなし、公用車や自家用車の活用を認める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①期日までに貸渡車両として登録された自家用自動車の法定点検等を適切に実施する ②機器を搭載する等の方法で、貸渡車両として登録された自家用自動車の走行距離や時間帯毎の利用履歴を確認する ③自家用自動車の保有者と他利用者をマッチングさせるシステムの運営事業者をして、もしくは許可を受けた事業者自らが他利用者の本人確認を適切に実施する 	国土交通省	<p>自家用自動車の有償貸渡しの許可を与えるにあたっては、許可基準（欠格事由の非該当、事故に備えた十分な補償を行いうる自動車保険への加入等）を審査の上、種々の許可条件（貸渡料金、約款の掲示、レンタカー車両の適切な管理、運輸支局に対する実績報告等）を付し、また、その違反時には行政処分を行う等により、レンタカー利用者の保護を法的に担保している。</p> <p>ご提案の事業は、自家用車の所有者である地方公共団体等が利用者から貸渡の対価を得て、特定の車両を多頻度で使用させる事業と推察されることから、たとえレンタカー事業者が法定点検を行う等の措置を行う場合であっても、車両所有者が許可なく上記事業を行う場合には、法定点検等の措置が適切に行われていない場合であっても行政処分等の是正措置を行うことができず、レンタカー利用者の保護を法的に担保することができないこととなる。したがって、上記事業を行うにあたっては車両所有者にレンタカー事業の許可を得て実施させる必要がある。</p>
福島県会津若松市	21	自律・自動飛行機能を備えたドローンによる輸送及び防犯、防災、警備利用（ドローンの有人地帯での目視外飛行の実現）	<p>衛星データ等を活用しながら、ドローンによる物資の輸送、警備、異常検知等を可能とする</p>	<p>物流、警備等の省人化による生産性向上が図られる</p>	-	-	<p>航空法の改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度が創設されレベル4飛行の実現が可能となるものと認識しているが、詳細な基準等について早急に示して頂きたい。</p>	国土交通省	<p>レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性を求めるとともに、万一不具合などが発生した場合に備え、あらゆる事態を想定した対策を講じることが重要と認識しており、今般の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に第三者の定義を含めて詳細な基準等を検討した上で施行されます。</p> <p>なお、「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」での検討資料等は内閣官房HP内にて速やかに公開しております。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁行	各府省庁からの検討要請に対する回答
福島県会津若松市	22	個人や企業が所有する太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備において余剰となった電力を同一地域内の地産地消の目的で、電力を融通・販売	・土日や祝日などの非稼働日に、需要に応じて発電を抑えることで再エネの発電能力を活用できずにいるところEVを含む蓄電池への充電需要を作るとともに、EVによる再エネ電力の持ち運びにより、系統に影響を与えることなく、個人または企業間で直接、余剰電力を融通する ・規制改革により、一定の条件において小売事業者の登録義務を免除することで、再エネのPeer to Peer 取引を促進し、エネルギーの地産地消を推進するとともに、地域内での電力の融通をEV等を用いて可能にすることで、レジリエンス強化にも寄与	【社会的効果】 広域系統ネットワークに障害が生じた場合でも、その影響を受けにくい（レジリエンスの高い）電力取引が可能となる。 【経済的効果】 電力融通取引の実現により、再エネの収益性が改善し、地域の個人や企業が太陽光発電を導入する可能性や機会が拡大する	電気事業法第2条の2において、「小売電気事業を営もうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。」としているところ、個人や企業が地産地消となる電力を融通・販売する場合においても、現状は電気事業法で規定される、小売電気事業者のライセンス登録が必要となっており、専門性を持たない個人や企業登録要件のハードルが高い。	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業法第2条第1項第1号 電気事業法第2条の2 	電気事業法第2条の2に「但し、一定の例外を認める（個人間取引ネットワークで一定程度のバランスが取れる場合において、小売事業者の登録義務を免除する）」との趣旨の内容の追記を希望する。なお、個人間取引ネットワークとは、複数の個人または法人の需要家が生産者を兼ねて、電力を取引する枠組みであり、一定程度のバランスが取れる場合は、電力システムの安定性を担保するために、機器の制御もしくは一定程度のイン バランスの管理ができることを想定している。	経済産業省	ご提案にあるようなEVに電気を貯めて、別の需要地で放電する行為は、電気事業法に基づき小売電気事業者の登録の対象外である。
福島県会津若松市	23	再エネ特定卸供給の全量引き取り義務の緩和及び回避可能費用の上限設定	・地域内の発電事業者（FIT電源）から、電力の地産地消目的で地域内のユーザーへと電力供給を実施する	【社会的効果】 地域内のユーザーに地産地消の電力供給という新たな価値を提供することで、地産地消の啓発と流通を促進する。 【経済的効果】 地域の地産地消目的での電力の小売流通メニューが選択可能になり地域電源由来の電力取引量が増加	現状、FIT契約（特定契約）に基づき一般送配電事業者が調達する再生可能エネルギー電気の用途で規定されている、小売電気事業者・スポット市場への供給または一般送配電事業者の自己使用の用途のうち、小売電気事業者へ再エネ特定卸供給を行う場合には、全量引き取りを行う義務を課している。 さらには、回避可能費用（=JEPX市場価格）をベースとした引き取り価格に合理性はあるものの、2021年初の市場価格高騰が生じた際には、FITの特定卸供給を用いた地産地消実現のインセンティブを損なうことになっている。	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第17条第1項第2号 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第15条第1号・各一般送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款22-(1) 	1次卸先の小売事業者の地産地消電源導入の初期段階では発電量に比べて少量の需要が予想され、地産地消となる契約顧客数が時間の経過とともに徐々に地産地消の需要が増加するという想定。その場合には、小売事業者が全量引取ることにより必要以上に引き取ることとなり、地産地消以外の他の顧客への販売、またはマーケットへの転売が予想され、地産地消が進みづらい状況が生じる。従って、卸売段階から地産地消の需要見合いの必要分について、部分引取を可能とする措置を希望。1次小売事業者が一旦全量FIT電気の供給を受け、2次小売に転売することで供給する場合には、地域の特定電源との紐付けを可能にする措置を希望。 さらには、2021年初に市場価格の高騰が示したように、市場価格の行き過ぎた高騰は、回避可能費用（=JEPX市場価格）をベースとした引き取り価格を理由に、FITの特定卸供給を用いた地産地消実現のインセンティブを損なうため、回避可能費用にFIT価格を上限とする措置を提案。	経済産業省	現行制度において、複数事業者間で一つの発電所からの供給量を分割することが難しいことや契約関係が複雑になることなど、実務面を鑑み、部分買取は認めないこととし、代替手段として、あるFIT認定設備から発電される電気のすべてを一つの小売電気事業者が再生可能エネルギー電気特定卸供給により調達し、さらに別の小売電気事業者に当該FIT電気の一部を卸供給することは認められております。 また、FIT制度は、発電事業者に対し、固定価格での買取を保証する制度であり、FIT制度の支援を受けた電気は、市場で適切な価格で取引され、差額を国民の負担する賦課金によって補填することで再エネの導入を促進する仕組みとなっています。全面自由化の競争環境においては、電気の価値は市場で決まるため、FIT電気の価値もスポット市場運動とすることが原則であり、相対取引のような固定価格での取引や市場高騰時に小売事業者が市場価格より安く再エネを調達できることを認めることはできず、FIT価格を上限とすることは適切でないと考えております。
福島県会津若松市	24	平時の電力データ活用における個人のオプトイン時の例外適用	ユーザーデータは個人のものとの考えに基づき、ユーザーデータである電力30分値、行動データおよび電力契約データ等の個人情報について、ユーザーからのオプトインに基づき、需要予測精度の向上に用いる。	【社会的効果】 個人のオプトインに基づいて、個人の電力データが提供され、電力予測精度の向上により、再生可能エネルギーのバランスの安定化に寄与する 【経済的効果】 再生可能エネルギーが安定化することで、再生可能エネルギーの取引が増加することが期待される	持続可能な電力システム構築小委員会 第二次中間取りまとめ (https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/system_kouchiku/pdf/t62022100902.pdf) (73頁は、「個人情報を含む電力データについては、この認定協会を介してのみ行うことができる」としており、オプトインに基づくデータ提供のケースと異なる想定をしている	-	2022年4月以降の新制度下においても、電力データの流通及び利活用は引き続き、認定協会を経由することなく、電気事業法との関係でも適法に実現できること、特に、市民（個人や法人を問わず、需要家）の指示により、同市民に小売供給を行う小売電気事業者が第三者（地域におけるデータ管理主体）に対して、同市民の電力データ（30分値、契約種別データ）を、認定協会を経由することなく、提供することができるよう明確化をお願いしたい。	経済産業省	2022年4月以降においても、現行と同様、需要家が契約する小売電気事業者に対し自身の情報（電力データ）を第三者に提供するよう指示し、当該小売電気事業者が個人情報保護法に基づき需要家の同意の下で第三者に当該情報を提供することは、電気事業法上妨げられません。
福島県会津若松市	25	民間主導でのごみ削減とリサイクル推進	中間処理業者による民間中間処分場（リサイクル施設）やごみを用いたバイオマス発電施設等の設置を促進し、民間事業者の新規参入を促進させ、焼却ごみ以外のリサイクルのルートを増やす取組	【社会的効果】 中間処理業者が民間中間処分場やバイオマス発電設備等の設置や新規参入を促進させる。リサイクルの細分化を行うことで、新たなごみのリサイクルの仕組みが生まれる。市町村の委託によるケースとは想定が異なり、民間主導でのごみ削減とリサイクル推進が期待される。 【経済的効果】 小規模自治体への民間中間処分場やごみを用いたバイオマス発電設備等の投資が促進される。具体的には、ごみを利用した民間発電所を想定しており、地方都市の事業所から一定の規模と品質の生ごみ等のごみ/資源を継続的に収集したいニーズと、地代の安価な近隣町村に発電所を設置したいとのニーズを両立させる。	一般廃棄物は、市町村の直営又は委託並びに許可事業者により収集・運搬が可能であるが、現状、民間の中間処分場を設置する場合には、市町村毎の施設規模が決まっており（処分規制：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項）、小規模な市町村では中間処分場の設置が進まず、リサイクルされずに焼却されることになる。加えて、市町村を跨いだ中間処分は、市町村間の協定が必要となり、運搬規制（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項）や処分規制にそれぞれ許可が必要となっていることから、広域でのリサイクルが進みづらい。	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項 	一般ごみの民間中間処分場の設置許可や、運搬および処分に関する許可については、市町村単位ではなく、市町村を跨いだ広域での許可を実現する。具体的には、小型家電リサイクル法のように国が広域に認可する仕組みを本市参加の一部事務組合構成市町村に適用可能となるように規制緩和（新法の適用）を頂くか、あるいは原料のごみを専ら物に加える。	環境省	市町村は、その区域内における一般廃棄物について、生活環境の保全上支障が生じないうちに一般廃棄物処理基準に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有しており、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。 かかる市町村の処理責任の趣旨に鑑み、委託又は許可等の手法により、各地方公共団体において適切に判断されたい。 なお、市町村を跨ぐ収集・運搬及び処分について、関係市町村間の協定は廃棄物処理法上必須ではないが、市町村は区域内の一般廃棄物の統括的な処理責任を有しており、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定した一般廃棄物処理計画により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保する必要があるところ、同条第3項に定めるとおり、関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めることで、各関係市町村が定めている一般廃棄物処理計画に齟齬が生じ、当該市町村の区域内における一般廃棄物の適正な処理に支障を来さないようにする必要がある。
福島県会津若松市	26	教員間におけるデジタル教材共有による開かれた教育環境の実現	・本提案は社会に開かれた教育を普及するため、教員または民間企業社員や地域住民等、教育を担任する者が製作したデジタル教材も、授業目的の公衆送信補償金制度の対象として、教員等間での送信や利活用に関し、権利者許諾不要と出来ないかというものである。 ・具体的にはこのデジタル教材を活用し、製作に携わった以外の教員等が会津若松市内の他小中学校で、例えばディスカッション型授業によるコミュニケーション力の育成等での活用を想定している。	【社会的効果】 教員等教育を担任する者が製作した遠隔教育用デジタル教材や子どもが作成した著作物の学校間共有による社会的スキル教育の広域展開ができる。 【経済的効果】 学校ごとに教員等がデジタル教材を作成した場合の教員の負荷削減ができる。	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 本提案は社会に開かれた教育を普及するため、教員または民間企業社員や地域住民等、教育を担任する者が製作したデジタル教材も、授業目的の公衆送信補償金制度の対象として、教員等間での送信や利活用に関し、権利者許諾不要と出来ないかというものである。 具体的にはこのデジタル教材を活用し、製作に携わった以外の教員等が会津若松市内の他小中学校で、例えばディスカッション型授業によるコミュニケーション力の育成等での活用を想定 改正著作権法第35条運用指針の授業目的公衆送信補償金制度に関する参考資料P38の①初等中等教育を対象とした許諾の対象となる利用（ア）の早期の実現（時期の明確化）を希望する 	文部科学省	著作権法第35条では、学校等の教育機関における教育の公共性と著作物利用の実態を踏まえた必要性に鑑み、特別に著作権者の権利を制限することで、非営利の教育機関における授業の過程で行う著作物の複製や公衆送信を無許諾で可能としています。その上で、著作権者の経済的利益と衝突しないために、必要と認められる限度において、教育を担任する者と授業を受ける者による複製や公衆送信のみに対して本条の適用が認められるとされており教員間の送信はこれに当たらないため同条の適用外となっています。 なお、著作権法35条の適用外となるような使用想定であっても、例えば、市が主導して教材の開発を行い、開発の際の規約等で権利処理を行うことによって、当該教材の利用を円滑なものとするといったことも方策として考えられます。 なお、3点目のご意見については、授業目的公衆送信補償金の管理を担う文化庁の指定管理団体「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」において、一元的に権利処理を行えるライセンス制度が検討されています。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
茨城県つくば市	3	住民異動届手続のオンライン化 【継続・一部変更】	マイナンバーカードと署名用電子証明書を活用した公的個人認証により、市役所に来庁せずに住民異動届をスマートフォン等から行えるようにする。	公的個人認証による本人確認を行うことにより、住民に関する正確な記録を担保することや住民の行政手続における負荷の軽減、職員の業務効率化といった効果が期待できる。また、感染症対策にもつながる。	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）、住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）において、届出人が書面により届出すること（書面規制）、対面による本人確認が必須（対面規制）となっている。	住民基本台帳法第27条 住民基本台帳法施行令第26条 住民基本台帳法施行規則第52条	住民基本台帳法第27条及び住民基本台帳法施行令第26条による書面規制並びに住民基本台帳法施行規則第52条による対面規制について、マイナンバーカードと署名用電子証明書を活用した公的個人認証により、住民異動届をスマートフォン等から行う場合については適用除外とすること。なお、感染症拡大防止の観点からも、住民異動届の前に本市に対して新しいマイナンバーカードの発行申請を可能とするなど、届出時に電子証明書を使用できる仕組の早期構築をすること。 （交換前のマイナンバーカードは、申請と同時に市役所へ送付し、新しいマイナンバーカードと交換）	総務省	個人番号カードの交付を受けている者による転届については、既にオンラインで行うことが可能です。 一方、転入届、転居届及び世帯変更届については、これが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該記載又は修正後の住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠です。 さらに、転入及び転居時には、住所変更等に伴い個人番号カードの記載事項及びこれに記録される公的個人認証の電子証明書を再発行する必要があるため、これらについても窓口での手続を要することとなります。 また、オンラインで届出を行う際に本人確認のため用いる署名用電子証明書は、住民基本台帳法第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項が記録されており、これらの事項を認証の基盤（トラストアンカー）として発行されるものであるところ、旧住所地からの転出後、転入届を行う前はこれらの事項が記載された住民基本台帳が存在しないため、有効な署名用電子証明書を発行することはできません。 なお、自治体手続における引越しワンストップサービスに関しては、先般の第204回通常国会で成立したデジタル社会形成整備法（令和3年法律第37号）による住民基本台帳法の改正も踏まえ、マイナポータルからオンラインで転届と転入予約を行うことについて、今後、デジタル庁を中心に、公募自治体との検討会及び現地検証を行い、具体的なサービスが検討される予定となっております。
茨城県つくば市	4	非識別加工情報に関する仕組の緩和 【継続・一部変更】	「行政ビッグデータ」の種類と数を様々な主体へ提供できるようにすることで、データ分析や可視化を住民や企業等が自ら行うことを可能とすることにより、住民や企業等が主体的に活動できるようにする。	マーケティングや研究・開発に必要な不可欠な消費要素データが結合された状態で非識別加工された行政機関非識別加工情報が提供されることにより、住民や企業等が主体的に活動できるようにする。	行政機関側ではマーケティングや研究・開発に必要な不可欠な消費要素のデータが存在しないため、そのことで行政機関側で保有している情報と企業側で保有している情報の相関分析などができない。行政機関非識別加工情報の利活用範囲が極端に狭くなってしまっており、官民データ利活用が進まない。例えばクレジットカード決済等によって本人が特定可能なダイエツ食品等の購買履歴のデータを提供し、これに健康診断結果を結合して、非識別加工した上で受領し、安全性や効果の検証を恣意的に行うことなどが考えられるが、当該結合を受領側で実施しようとすると、本人を特定する意図でのデータ結合となり、個人情報保護法違反になる可能性がある。	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第3条第44条の10	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の10による行政機関非識別加工情報の作成等について、企業等が行政機関へ行政機関非識別加工情報の提供を行う際に、企業が行政機関へ個人情報を提供し、行政機関側で企業側情報と行政機関側情報を結合した上で非識別加工して当該加工情報を受領できるようにすること。具体的には、同法第3条の特例措置として、「行政機関個人情報保護法第3条に基づき、国の行政機関は、法令の定める所掌事務を遂行するために必要な範囲で定められた利用目的の範囲内」に、「国家戦略特別区域法第8条第1項に規定する区域計画に記載された事業をその実施主体が実施するために必要な範囲で定められた利用目的の範囲内」を加えること。	個人情報保護委員会 総務省	○ 非識別加工情報制度は、行政機関がその保有している個人情報ファイルについて提案を募集（行個法第44条の4）し、民間事業者は当該個人情報ファイルに対して提案を行い、（行個法第44条の5）、提案に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を利用して作成する行政機関非識別加工情報（行個法第2条第9項、第44条の10）を提供するものです。 ○ したがって、民間事業者から提供を受けた個人情報、行政機関が保有する個人情報ファイルを構成する場合には、当該個人情報加工の対象となり得ます。 ○ ただし、企業側の利活用ニーズに即して複数の個人情報ファイルの結合を求められた場合において、結合作業が行政機関にとって膨大な業務となるとき等は、行個法第2条第9項第3号（行政の適正かつ円滑な運用に支障のない範囲）に該当する可能性があり、行政機関の長がそのように判断した個人情報ファイルは、行政機関非識別加工情報の対象となりません。 ○ なお、行政機関非識別加工情報を取得した民間事業者が、識別行為の禁止義務（個情法第38条）に反しない範囲において、当該民間事業者が有する他の情報と組み合わせて分析等を行うことは可能です。 行政機関個人情報保護法では、国の行政機関は、法令の定める所掌事務を遂行するために必要な範囲内で定められた利用目的の範囲内で個人情報を保有することとされている（法第3条）。そのため、国の行政機関が企業から個人情報を取得するにあたっては、上記の利用目的の範囲内で取得することとなり、また、取得した個人情報については当該利用目的の範囲内で利用することとなるため、御提案に係る企業からその保有する個人情報の提供を受けることができるか否かがこうした法の規定を踏まえて判断する必要があります。 また、国の行政機関が保有する個人情報については、利用目的外の利用・提供を原則として禁止しつつ（法第8条第1項）、法第8条第1項の「法令に基づく場合」や各行政機関の長の判断において法第8条第2項各号に掲げる事由に該当する等、一定の要件を満たす場合には、利用目的外の利用・提供が許容されているところである。 上記のとおり、国の行政機関が個人情報を保有するにあたり特定する利用目的は、当該国の行政機関の法令で定める所掌事務を遂行するために必要な範囲内で、その個人情報がどのような事務の用に供され、どのような目的に使われるかを具体的、個別的に特定することとされている（法第3条）。そのため、ご提案に係る当該個人情報の具体的な利用行為が、上記により具体的、個別的に特定した利用目的の範囲内であるか否かについては、当該個人情報を保有する国の行政機関において判断されるものであり、全ての国の行政機関に適用される一般法である行政機関個人情報保護法において、特例措置を定めるものではない。 また、自治体が保有する個人情報の取扱いについては、行政機関個人情報保護法は適用されず、各自治体の条例に照らして判断されることとなる。
茨城県つくば市	5	自動運転における遠隔監視・操作者の運転免許要件の緩和 【新規】	日常生活圏における目的地へのスムーズな移動を実現するため、AI配車システムを活用した区域運行型のオンデマンドバスを運行する。学園東大通り（茨城県道55号、24号）の一部区間及びスマートキャンパス化する筑波大学構内に自動運転循環バスを導入する。	自動循環バスサービスを市中心部に導入することで、主要施設への公共交通でのアクセスが向上し住民のみならず、市外からの交流人口の増加が期待できる。	自動運転車の遠隔監視及び操作を行う場合でも旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で走行させようとする場合は、自動車の種類に応じた第二種免許を受けている必要がある。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第2項第86条第1項	道路交通法第85条第2項による第一種免許を受けた者が運転可能な自動車の種類について、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で走行させようとする場合であっても、自動運転車の遠隔監視及び操作に限定した場合は、第二種免許でなく、第一種免許での運転が可能とすること。	警察庁	現在、遠隔操作者が遠隔から電気通信技術を利用して、運転の主体として運転操作を行う場合には、その者が車両の種類に応じた第二種運転免許を受け、また、実施主体が道路使用許可を受ける必要があります。「官民ITS構想（ロードマップ2020）」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、運転免許の必要性も含めて警察庁で検討を進めているところです。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
茨城県つくば市	6	パーソナルモビリティの公道走行及び無人自動走行の実現【継続・一部変更】	原動機を用いる身体障害者用の車椅子、搭乗型移動支援ロボット等を含む歩行領域において人の移動を支援する原動機付の車（以下「パーソナルモビリティ」という。）の公道走行及び無人自動走行を道路交通法上可能とし、例えばバス停から自宅まで、自宅からバス停までの歩行を支援するための革新的なシェアリングサービスを実現する。また、高齢者や障害者が移動する際に介助者が同乗して移動できるように、複数人が搭乗可能なパーソナルモビリティのシェアリングサービスを実現する。	都市においては回遊性の向上、郊外においては交通弱者の外出トリップ数の増大、フレイル予防、ソーシャルインクルージョン、地区の持続性が促進され、より多くの住民が幸福感高く生活できる街が実現できる。	パーソナルモビリティは、原動機を用いる身体障害者用の車椅子を除き、道路交通法上、原動機付自転車や自動車として扱われる可能性が高く、現行法上、原則歩行領域を含む公道を走行できない。また、無人自動走行が認められていない。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項、第3項道路運送車両法（昭和26年法律第185号）	道路交通法第2条第3項による同法における歩行者の範囲について、パーソナルモビリティについては、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、同項の規定に準じ、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域において目的地からシェアリングステーションに帰還する際等の当該パーソナルモビリティの無人自動走行（監視者なし（遠隔を含む。））を可能とすること。なお、当該パーソナルモビリティについては、道路運送車両法の適用除外とすること。	警察庁 国土交通省	御意見を踏まえつつ、引き続き、新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を進めてまいります。（※令和3年11月時点） 令和3年4月に公表した中間報告書においては、一定の大きさ、速度以下の車であれば、歩行者と同様に、歩道等を通行させることとする旨の考え方が示されたところですが、現在の開発状況を踏まえると、少なくとも、緊急時等において、遠隔にいる自然人が必要な操作をすることが必要であり、自然人が何らかの関与しない形で車を道路で通行させる技術は未だ開発されていないと認識しています。これを踏まえ、現在、現場の保安要員は必須ではないものの、緊急時等に対応する遠隔監視操作者は必要とする方向で法改正を検討しています。（※令和3年11月時点）仮に、自然人が何らかの関与しない形で車を道路で通行させたいということであれば、当該車の性能等を踏まえて、警察において、その対応について検討を行うため、個別に御相談ください。 パーソナルモビリティを道路運送車両法の適用除外にすることについては、警察庁で開催された「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」での検討会における議論等を踏まえ、検討を進めてまいります。 成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、警察庁では、今年度中に、車の最高速度等を基準とした車両区分を設け、走行場所等の交通ルールに関する制度改革を行うための道路交通法の改正案を策定し、次期通常国会に提出することを予定しています。御指摘のパーソナルモビリティ等の通行方法に関し、国家戦略特別区域における特例措置を設けることについては、当該道路交通法の改正内容を踏まえて検討する必要がありますが、その際には、つくば市における実証実験の蓄積を踏まえて対応を検討させていただきます。
					原動機を用いる身体障害者用の車椅子は、最高速度が時速6kmと低速であるため、長距離の移動の際の負担が大きい。なお、経済産業省「電動車いす等安全対策・普及推進事業（参考資料24）」における市民による電動車いすの試乗アンケートでも速度が遅すぎるとの指摘がある。	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第1項第2号口	道路交通法施行規則第1条の4の原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、つくば市内で実施している搭乗型移動支援ロボットの歩行領域における実証実験では、最大で時速10kmで走行し、約3万kmにわたって約10年間無事故であることを踏まえ、歩行領域における速度の上限については、これを時速10kmとすること。また、原動機を用いる身体障害者用の車椅子以外のパーソナルモビリティについても同様の取扱とすること。	警察庁	成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、警察庁では、今年度中に、車の最高速度等を基準とした車両区分を設け、走行場所等の交通ルールに関する制度改革を行うための道路交通法の改正案を策定し、次期通常国会に提出することを予定しています。御指摘のパーソナルモビリティ等の通行方法に関し、国家戦略特別区域における特例措置を設けることについては、当該道路交通法の改正内容を踏まえて検討する必要がありますが、その際には、つくば市における実証実験の蓄積を踏まえて対応を検討させていただきます。
					原動機を用いる身体障害者用の車椅子は、高さ要件のため、障害物の検知や道路状況を把握し、安全な走行を支援するためのセンサー等を適切な位置に取り付けることができない。また、幅及び長さ要件のため、複数人が安全に搭乗することができない。	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第1項	道路交通法施行規則第1条の4第1項による原動機を用いる身体障害者用の車椅子の基準について、原動機を用いる身体障害者用の車椅子の高さについては、これを撤廃するとともに、幅及び長さの要件を緩和すること。また、原動機を用いる身体障害者用の車椅子以外のパーソナルモビリティについても同様の取扱とすること。	警察庁	御意見を踏まえつつ、引き続き、新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を進めてまいります。（※令和3年11月時点）
					国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第25条の2から第25条の6まで（第25条の5を除く。）の規定による革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例より、自動車の自動運転の実証実験については道路運送車両の保安基準や道路使用許可の特例が設けられ、事前規制が最小化されているが、パーソナルモビリティ（歩行領域を含む公道における人の移動を支援する原動機付の車）の遠隔自動運転及び無人自動運転については特例措置の適用対象とされておらず、国家戦略特区法に基づく地域限定型サンドボックス制度を活用した実証実験が実施できない。	国家戦略特別区域法第25条の2から第25条の6まで（第25条の5を除く。）	国家戦略特別区域法第25条の2から第25条の6まで（第25条の5を除く。）の規定による革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例に係る高度な産業技術について、パーソナルモビリティについても適用対象に加えること。	内閣府 国土交通省 警察庁	自動運転や無人航空機については、これまで国家戦略特区においても、その実証実験を積極的に進めてきましたが、既存の法令の下では、先進的な技術になればなるほど、実証開始までに相当の時間と調整を要していたため、自動車の自動運転や無人航空機など対象となる「近未来技術」の実証分野を明確化した上で、事前規制・手続を最小化するための仕組みについて、国家戦略特区の制度を活用して導入すべきとの複数の意見が特区自治体や実証事業者、有識者等から提出されたことなどを踏まえ、国家戦略特区におけるサンドボックス制度を創設したものです。 サンドボックス制度の対象の拡大については、活用状況や具体のニーズ等を踏まえ、関係省庁と検討してまいります。
					パーソナルモビリティの（歩行領域を含む公道における人の移動を支援する原動機付の車）の遠隔自動運転及び無人自動運転については現行制度上、認められておらず、実証実験を含む公道の走行ができない。	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条	当該実証実験を含む公道走行が実施可能となるよう、当該パーソナルモビリティについては、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、道路運送車両法第2条第1号の「道路運送車両」、同条第2号の「自動車」及び同条第3号の「原動機付自転車」の範囲に含めず、道路運送車両法の適用除外とすること。	国土交通省	自動運転技術を用いるパーソナルモビリティを道路運送車両法の適用除外にすることについては、警察庁で開催された「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」での検討結果等を踏まえ、検討を進めてまいります。
					パーソナルモビリティの（歩行領域を含む公道における人の移動を支援する原動機付の車）の遠隔自動運転及び無人自動運転については現行制度上、認められておらず、実証実験を含む公道の走行ができない。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項、第3項	当該実証実験を含む公道走行が実施可能となるよう、道路交通法第2条第3項による同法における歩行者の範囲について、パーソナルモビリティについては、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、同項の規定に準じ、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域を含む公道において目的地からシェアリングステーションに帰還する際等の当該パーソナルモビリティの無人自動走行（監視者なし（遠隔を含む。））を可能とすること。	警察庁	令和3年12月に公表した「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会報告書」においては、一定の大きさ、速度以下の車であれば、歩行者と同様に、歩道等を通行させることとする旨の考え方が示されたところですが、現在の開発状況を踏まえると、少なくとも、緊急時等において、遠隔にいる自然人が必要な操作をすることが必要であり、自然人が何らかの関与しない形で車を道路で通行させる技術は未だ開発されていないと認識しています。これを踏まえ、現在、現場の保安要員は必須ではないものの、緊急時等に対応する遠隔監視操作者は必要とする方向で法改正を検討しています。（※令和3年12月時点）仮に、自然人が何らかの関与しない形で車を道路で通行させたいということであれば、当該車の性能等を踏まえて、警察において、その対応について検討を行うため、個別に御相談ください。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
茨城県つくば市	7	シェアードスペース（歩車共存空間）の社会実装化【継続・一部変更】	つくば駅周辺、周辺部、70街区（グリーンフィールド）において、歩行者（パーソナルモビリティ及び荷物搬送ロボット等を含む。）が道路空間を自由に通行でき、車両も低速で進入できる歩車共存空間であるシェアードスペースのエリア設定を行う。	<p>シェアードスペースとして、歩行者がゆったりと歩くことを楽しみ、車がスピードを出しづらい空間デザインを導入することで、以下の経済的社会的効果が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●道路の利活用によるコミュニティの賑わいが導出される。 ●住民が主体的に道路の使い方を考えることで、地域の住民による道路管理が進み、長期的に維持管理コストが削減される。 ●通行車両の平均速度低下による、細街路における歩行者の交通事故・人身事故が減少する。 	<p>道路構造令(昭和45年政令第320号)で規定される道路は、第一種から第四種からなるが、歩行者が道路空間全体を自由に通行でき、かつ、一般の車両も当該空間に（低速で）進入できる空間を指している同一空間を使用できる区分やルールがない。</p>	<p>道路法（昭和27年法律第180号）道路構造令第3条第31条の2</p>	<p>道路構造令第3条による道路の区分については、同令に低速車両と歩行者が同一空間を通行できる道路を新設するか、又は設計速度が1時間につき15km以下である道路では、特別な通行帯を設けずに自動車、自転車及び歩行者が通行できるものとする。具体的には、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●歩行者が道路空間を自由に通行でき、一般の車両も低速で進入できる空間について、道路法に新たな道路制度を設けること。 ●道路構造令第3条による道路の区分については、同令に低速車両と歩行者が同一空間を通行できる道路を新設するか、又は設計速度が1時間につき15km以下である道路では、歩行者の安全確保のための措置を講じた上で、特別な通行帯を設けずに自動車、自転車及び歩行者が道路空間全体を自由に通行できるものとする。 ●上記の道路においては、歩行者の安全の確保として、車両速度を道路側の設備等から強制的に制御するシステムによる車両の速度を抑制する対策や、路面に敷設されたライン上をパーソナルモビリティにトレースさせるシステムの設置等について定めること。 	国土交通省	<p>規制速度や交通主体ごとの通行区分については、道路交通法で規定されており、道路法や道路構造令で規定するものではない。低速車両と歩行者が同一空間を通行できる空間としては、歩道と車道の境界のない道路が想定され、車両の走行や歩行者の通行は道路構造の観点からは可能であると考えます。</p>
					<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第10条に規定される歩行者の通行方法について、歩行者は道路の右側端に寄って通行しなければならないとされており、シェアードスペース全体を歩行者が自由に通行することができない。</p>	<p>道路交通法第9条第10条</p>	<p>シェアードスペースにおいては、道路交通法第10条による歩行者の通行区分を適用除外とすること。また、同法第9条による歩行者用道路を通行する車両の義務について、シェアードスペースについては、これを通行する車両に同様の義務を定めること。</p>	警察庁	<p>御提案の「歩車共存空間」は、現行法上の歩行者用道路において、例外的に一定の車両が通行できることとすることで実現可能であると認識しています。そのような場所において、車両は、特に歩行者に注意して徐行しなければならないとしており、歩行者の右側通行義務はなくなることから、御提案の内容は、既に現行法で規定されております。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
茨城県つくば市	9	荷物搬送ロボットの公道走行及び無人自動走行の実現 【継続・一部変更】	歩行領域において荷物の搬送を支援する原動機付の車（以下「荷物搬送ロボット」という。）の公道走行及び無人自動走行を道路交通法上可能とし、例えば買物後の重い荷物の搬送を追随型荷物搬送ロボットが支援するなどの革新的な搬送サービスを実現する。	荷物搬送ロボットによる革新的な搬送サービスにより、高齢者や障害者等の交通弱者や時間にゆとりのない子育て世代等の買物困難者の買物の負担軽減につながる。	荷物搬送ロボットは、道路交通法上、原動機付自転車や自動車として扱われる可能性が高く、現行法上、原則歩行領域を含む公道を走行できない。また、無人自動走行が認められていない。	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項、第3項道路運送車両法（昭和26年法律第185号）	道路交通法第2条第3項による同法における歩行者の範囲について、荷物搬送ロボットについては、原動機を用いる歩行補助車等と同様に、同項の規定に準じ、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域を含む公道において当該荷物搬送ロボットの無人自動走行（監視者なし（遠隔を含む。））を可能とすること。なお、当該荷物搬送ロボットについては、道路運送車両法の適用除外とすること。	警察庁 国土交通省	令和3年12月に公表した「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会報告書」においては、これらのロボットについて、一定の大きさ、速度以下のものであれば、歩行者と同様に、歩道等を通行させることとする旨の考え方が示されたところです。現在の開発状況を踏まえると、少なくとも、緊急時等において、遠隔にいる自然人が必要な操作をすることが必要であり、自然人が何ら関与しない形でロボットを道路で通行させる技術は未だ開発されていないと認識しています。これを踏まえ、現在、現場の保安要員は必須ではないものの、緊急時等に対応する遠隔監視操作者は必要とする方向で法改正を検討しています。（※令和3年12月時点）なお、現行法下においても、道路使用許可を受けることで、現場に保安要員がいらない形でロボットを通行させることは可能です。仮に、自然人が何ら関与しない形でロボットを道路で通行させたいということであれば、当該ロボットの性能等を踏まえて、警察において、その対応について検討を行うため、個別に御相談ください。 自動運転技術を用いるロボットを道路運送車両法の適用除外にすることについては、現在、警察庁で開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」の検討会における議論等を踏まえ、検討を進めている。
茨城県つくば市	10	原動機を用いる身体障害者用の車椅子の寸法要件の緩和 【継続・一部変更】	スーパーが近くにない郊外部において、移動スーパーの利用に係る利便性を向上する。例えば、原動機を用いる身体障害者用の車椅子で自宅から移動スーパーへ移動し、買物後の荷物も当該車椅子に乗せて自宅まで移動する。	免許を持っていない高齢者等の居宅近傍エリアにおいて買物ができるようになり、日常生活の利便性が向上する。	高さ要件のため、障害物等を検知し、安全かつ確実に走行させるためのセンサー等を適切な位置に取り付けることができない。また、幅及び長さ要件のため、積載できる荷物の量が少ない。	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条の4第1項	当該実証実験を含む公道走行が実施可能となるよう、当該荷物搬送ロボットについては、原動機を用いる身体障害者用の車椅子と同様に、道路運送車両法第2条第1号の「道路運送車両」、同条第2号の「自動車」及び同条第3号の「原動機付自転車」の範囲に含めず、道路運送車両法の適用除外とすること。	警察庁	御意見を踏まえつつ、引き続き、新たなモビリティを含む多様な交通主体全てにわたる新たな交通ルールの在り方について、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討を進めてまいります。（※令和3年11月時点）
茨城県つくば市	12	検体測定室で得られた測定結果の診療利用の可能化 【新規】	検体測定室で得られた検査結果を薬局等での健康アドバイスや保健指導、遠隔診療等で活用することで、生活習慣病の予防・早期発見・重症化予防につなげる。	地域住民のセルフメディケーションを促進する検体測定室の有用性を高めることで、地域住民の糖尿病や動脈硬化の早期発見・重症化予防につながる。また、透析を必要とする慢性腎不全は、保険診療点数全体に占める割合が大きい。また、つくば市では当該疾患による後期高齢者医療の外来診療の標準化保険診療点数が、全国比約1.7倍と大きく、将来的な削減が期待できる。	臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和56年厚生省告示第17号）第4号により、検体測定室は「診療の用に供する検体検査を行うものを除く」とされ、薬剤師による保健指導や医師が遠隔診療等に活用することができない。	臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設第4号ホ	当該実証実験を含む公道走行が実施可能となるよう、道路交通法第2条第3項による同法における歩行者の範囲について、荷物搬送ロボットについては、原動機を用いる歩行補助車等と同様に、同項の規定に準じ、歩行者の範囲に含めること。また、同法上歩行領域において当該荷物搬送ロボットの無人自動走行（監視者なし（遠隔を含む。））を可能とすること。	厚生労働省	検体測定室における簡易な検査は、国民の健康意識の醸成や、健康診断や医療機関受診への動機付けを高める観点から、利用者が検体を採取し、検査結果も利用者自身で判断・管理することで、自己健康管理の一助となるようなサービスとして実施されるものであり、診療を目的としたものではありません。一方、病院等の診療の用に供する検体検査については、検査結果が診療に著しい影響を与えることから、委託できる者を衛生検査所等に限定するとともに、衛生検査所においては、臨床検査技師等に関する法律により、検査の精度を保つための登録基準や義務を定めており、検体測定室で行われる検査とはその目的が異なるものであるため、診療の用に供する検体検査を検体測定室で行うことは認められません。ただし、検体測定室で得られた測定結果が、医学的判断を伴わない健康アドバイスの用いられることは規制の対象となりません。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
茨城県つくば市	13	健康関連データの一元管理を可能とするためのマイナンバーの利用等に関する特例措置【継続・一部変更】	自治体や国立大学法人、国立研究開発法人、医療機関、薬局等の各機関に分散する健康関連データ（生活ログ、食料品の購入履歴、診療履歴等の様々なデータ）をマイナンバーにより紐づけし、ワクチンの接種記録や処方箋、自治体健診のデータ等を、本人及び本人が同意した事業者が一元的に参照することを可能とする。	生活ログ、食料品の購入履歴、診療履歴等の様々なデータを合わせた解析により、住民の属性や状況に応じたきめ細かい健康増進サービス等を効率的に提供することが可能となり、住民の健康寿命の延伸につながる食生活の改善、運動の習慣化等の行動変容の実現を目指す。さらには、健康寿命の延伸、医療費抑制が期待できる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）において、個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）としての扱いとなり、同法第19条により提供先と利用範囲が限定され、また、同法第20条により収集及び保管も制限されている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項第19条第20条	①自治体が保有する診療情報（特定個人情報）について、国家戦略特区に係る区域計画に記載された国立大学法人、国立研究開発法人等のうち本人が同意した公的機関に、同意した利用目的の範囲内で提供することを可能とすること。また、これらの機関が個人番号を収集し、及び保管することを可能とすること。 ②自治体が保有する診療情報（特定個人情報）について、上記の機関に医療機関、薬局等の民間機関を加え、これらのうち本人が同意した機関に、同意した利用目的の範囲内で提供することを可能とすること。また、これらの機関が個人番号を収集し、及び保管することを可能とすること。 ③自治体が保有する健康関連データ（特定個人情報）のうち国家戦略特区に係る区域計画に記載されたものについては、社会保障分野の対象範囲を拡張し、データガバナンスやデータ管理の信頼性の高い機関への提供や利用、当該機関による収集及び保管を可能とすること。	デジタル庁	マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされている。ご提案の実現に当たっては、本規定の活用を検討いただきたい。
茨城県つくば市	14	転院搬送における医師等による患者の管理方法の要件緩和及び救急隊編成の要件緩和【新規】	回復期における高次医療機関から他の医療機関への転院搬送において、搬送車内の患者状態を医師が遠隔で常時観察して搬送する。また医師又は看護師が遠隔で観察する場合には、救急車で搬送する救急隊員を2名編成とする。	搬送元の医療機関の医師や看護師が同乗することなく搬送できると、高次医療機関の医療資源（医師及び看護師）を確保できるとともに、地域医療機関の役割分担と連携が促進される。また、救急隊員の2名編成が維持される。	昭和49年12月13日消防令第131号、広島県総務部長あて消防庁安全救急課長回答及び転院搬送における救急車の適正利用の推進について（平成28年3月31日付け消防救第34号、医政発0331第48号）により、転院搬送は医療機関の管理と責任において実施するものとされているため、原則として搬送元病院の医師又は看護師の同乗が必要となっている。また、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条により救急隊員は3名以上の編成とされているところ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第50条により、医師又は看護師が同乗する転院搬送に限り、救急隊員2名での編成が認められているが、医師又は看護師が遠隔監視することで救急車に同乗しない場合はこの特例は該当せず、救急隊員は3名編成とされている。	消防法施行令第44条 消防法施行規則第50条 昭和49年12月13日消防令第131号、広島県総務部長あて消防庁安全救急課長回答 転院搬送における救急車の適正利用の推進について	救急車による転院搬送において必要とされている搬送元の医療機関の管理方法について、搬送元の医療機関の医師又は看護師による救急車外からの遠隔観察を含めること。 また、消防法施行規則第50条による救急隊の編成の基準の特例条件として、医師又は看護師が救急車に同乗する場合と同様に、救急車外から遠隔観察する場合についても、救急隊員を2名編成可能とすること。	総務省 厚生労働省	消防機関が消防法（昭和23年法律第186号）上の救急業務として行う転院搬送は、転院搬送を要請する医療機関（以下「要請元医療機関」という。）がその管理と責任の下で行うため、原則として、要請元医療機関の医師又は看護師（以下「医師等」という。）の同乗が必要となっています。 ご提案内容は、医師等による遠隔観察を行う場合、医師等の同乗を不要とするというのですが、遠隔観察では、医師等が患者に対して直接の医行為を行えないなど、要請元医療機関がその管理と責任の下で搬送を行うという観点から、不適当と考えます。 また、救急業務としての転院搬送については、救急隊員2名及び要請元医療機関等の医師、看護師等により対応可能としておりますが、この体制は傷病者の安静かつ安全な搬送と継続した応急処置等の実施という観点から救急車内に最低限必要な人員であることから、医師等が救急車外から遠隔観察している場合であっても、救急隊員2名により救急隊を編成することはできません。 なお、緊急性の乏しい転院搬送については、消防機関が実施するものではなく、消防法上の救急業務に該当しないことから、医師等の同乗や救急隊の編成について定めはありません。
茨城県つくば市	15	診療情報の提供方法の電子化【継続・一部変更】	医療・介護情報等、利用者に関する外部情報と、センシングした利用者の身体情報に基づき、専門スタッフが身体機能向上のプログラム実施を遠隔でサポートする。	利用者が、居宅で簡便に自らの身体機能の維持改善に取り組むことで、自立度の維持・改善、介助者の時間的拘束や身体的負担の軽減が期待できる。さらに、医療・介護・福祉の社会保障コストの抑制が期待できる。	個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第9条には、保有個人情報の開示 方法は「書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）」と規定されている。また、診療情報の提供等に関する指針（厚生労働省通知 平成15年9月12日医政発第0912001号）には、診療記録の開示方法は医療機関の管理者が指定できることになっている。	個人情報の保護に関する法律施行令第9条 診療情報の提供等に関する指針（平成15年9月12日医政発第0912001号）7(3)③	個人情報の保護に関する法律施行令第9条、診療情報の提供等に関する指針7(3)③による診療情報の開示について、開示の請求を行った者が希望する場合には、診療情報の電子データの電子メール等での交付を可能とすること。	個人情報保護委員会	令和4年4月に施行予定の改正個人情報保護法では、保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようになります。 なお、提供方法の指定及び電磁的記録の受領を非対面で実施できる、以下のような事例があります。 事例2）電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法 事例3）会員専用サイト等のウェブサイト上で電磁的記録をダウンロードしてもらう方法 <参考> 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-8-2 保有個人情報の開示 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210802_guidelines01.pdf
茨城県つくば市	17	水素の最大貯蔵量の緩和【継続・一部変更】	再開発、地域開発に水素利用分散型エネルギーシステムを設置し、エリア内に電力、熱エネルギー供給事業を行う。 住民の利用ニーズに応じたスポーツ施設や温浴施設等の健康増進施設に關わる温水プール、温浴施設への電力、熱エネルギー供給事業を行う。	水素利用分散型エネルギーシステムの拡充などにより脱炭素社会が促進される。	建築基準法（昭和25年法律第201号）により可燃性ガスである水素の最大貯蔵量の制限が定められており、エネルギー供給に必要な水素貯蔵に限界がある。なお、同法第48条ただし書許可を活用するとしても、その条件である「環境を害するおそれがない」かどうかを判断する基準（技術的助言）がないため、許可を出せない、あるいは許可を出すとしてもかなりの時間を要することが見込まれる。	建築基準法第48条 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第116条 第130条の	高圧ガス保安規則、消防法上の基準を満たし、国家戦略特区計画に定められた水素貯蔵施設については、当該計画の内閣総理大臣の認定をもって特定行政庁の許可があったものとみなすこと。	国土交通省	建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するために設けられているものであり、高圧ガス保安規則、消防法上の基準が満たされたとしても、許可する観点が異なります。建築行政は自治事務であること、また、許可権者と認定権者が別であることから、内閣総理大臣の認定をもって許可があったものとみなすことは困難です。
茨城県つくば市	21	国家戦略特別区域計画の推進に係る随意契約の特例措置【新規】	市内発スタートアップやつくばSociety5.0トリアル支援事業（参考資料7）採択者等の商品又は役務であつて先端的サービスの推進やこれを支えるイノベーション環境の強化に資するものの調達について随意契約の対象とする。	市内発スタートアップやつくばSociety5.0トリアル支援事業採択者等の商品又はサービスの迅速な社会実装によるスパーシティの推進及び新産業の育成が期待できる。	現行の地方自治法等では、新事業分野の開拓を目的とした新商品等の調達について随意契約を締結することができることとされているが、先端的サービスの推進やこれを支えるイノベーション環境の強化に資するものを迅速に社会実装する目的については随意契約の対象とされていない。	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3	国家戦略特区に係る区域計画に記載した商品又は役務であつて先端的サービスの推進やこれを支えるイノベーション環境の強化に資するものの調達については、地方自治法施行令第167条の2の特例措置を講ずること。	総務省	○ 地方公共団体の契約の締結については、最も競争性、透明性、経済性等に優れた一般競争入札によることが原則ですが、地方自治法施行令第167条の2第1項各号で定めるいずれかの要件に該当する場合に限り、随意契約により契約を締結することができるとされています。 ○ 個別の契約が、同条各号に定める随意契約を締結する事由に該当するかについては、その目的、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮し、各地方公共団体が自らの責任において判断するものです。 ○ したがって、現行制度で対応可能と考えます。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
茨城県つくば市	22	国立大学法人の土地における最新技術を活用したイノベーション拠点等の整備のための手続の特例【新規】	国立大学法人の所有に属する土地や大学宿舍の跡地等を活用し、地域のイノベーション拠点として、スタートアップが入居する施設（事務所等）や、エネルギー供給設備等の整備を行う。	国立大学法人の所有に属する土地における最新技術を活用したイノベーション拠点等の整備が迅速化され、大学を中心とした地域経済の発展や社会課題の解決が促進される。	国立大学法人の所有に属する土地の貸付に係る文部科学大臣の認可と特別用途地区における用途緩和の条例に係る国土交通大臣の承認の2つの手続を並行して進めなければならない。	国立大学法人法（平成15年法律第112号）第34条の2 建築基準法第（昭和25年法律第201号）49条第2項	国家戦略特区に係る区域計画に記載した国立大学法人の所有に属する土地の貸付及び特別用途地区における用途緩和については、計画に係る内閣総理大臣の認定をもって、土地の貸付に係る文部科学大臣の認可及び特別用途地区における用途緩和の条例に係る国土交通大臣の承認を受けたものとみなす等の特例措置を講ずること。	文部科学省 国土交通省	【国立大学法人法】 ご提案内容については、関係省庁と連携しながら、検討を進める。 【建築基準法】 ご提案のうち、特別用途地区に関するものについては、具体的な事業が国家戦略建築物整備事業に該当する場合、国家戦略特別区域法第15条において、用途緩和手続のワンストップ化が図られています。具体的には、当該事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときには、当該認定の日において、当該事業の実施主体として当該区域計画に定められた地方公共団体に対する建築基準法第49条第2項の承認があったものとみなすこととしております。
茨城県つくば市	23	スタートアップビザに関する特例措置【新規】	市内においてスタートアップを創業しようとする外国人が「経営・管理」の在留資格を取得するための創業活動期間を延長する。また、市内の大学・研究機関に所属する外国人研究者が、研究活動に従事しつつ創業や企業経営することを可能とする。	優れた専門知識を有する外国人が、市内で創業をしやすい環境を整備し、ユニコン企業の創出を図ることで、大学や研究機関の研究成果を活用したビジネスを推進するとともに、市内経済の活性化を図る。ひいてはつくばスーパーサイエンスシティ構想を支えるイノベーション環境の強化につながる。	国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第16条の6による国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業については、国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第96号）第22条により、創業活動に係る入国期間が6か月以内とされているが、地方都市においては、大都市圏と異なり、創業環境を整備するための準備に時間を要する。また、市内の大学・研究機関に所属する外国人研究者が、研究活動に従事しつつ創業や企業経営を行うためには、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第329号）第19条第2項により、資格外活動許可が必要となる。	国家戦略特別区域法第16条の6 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第329号）第19条第2項	国家戦略特別区域法第16条の6 による国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業について、国家戦略特別区域法施行令第22条第1号二の「当該創業活動に係る事業に係る事業所を当該外国人の上陸後6月以内に当該国家戦略特別区域内に有することとなる見込みがあることとする。」について、上陸後2年以内に延長すること。 また、市内の大学・研究機関に所属する外国人研究者が、研究活動に従事しつつ創業や企業経営を行う場合に、資格外活動許可を不要とすること。	法務省	【前段について】 在留資格「経営・管理」については、決定する在留期間の途中で事業が立ち行かなくなる等在留活動が途切れることが想定されるような場合には、在留資格に該当する活動を行うものとは認められないところ、上陸基準省令における事業所要件や事業規模要件は、外国人が経営又は管理に従事する事業が安定的・継続的に行われることを確保するための重要な基準である。 その上で、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業は、本事業の実施区域を管轄する地方公共団体から創業活動の確認を受け、創業活動計画の定期的な進捗状況確認、帰国確保措置等の支援措置を受ける外国人については、本来上陸時に適合することが求められる上陸基準省令の要件を上陸後6月が経過するまでの間に満たせばよいこととする特例であることから、御提案の当該特例の期間を更に延長して2年以内とすることは、当該要件に適合しない期間を長期間認めることとなり、外国人が経営又は管理に従事する事業が安定的・継続的に行われることを前提とする在留資格「経営・管理」の活動内容からして困難である。 なお、御提案における「地方都市においては、大都市圏と異なり、創業環境を整備するための準備に時間を要する」旨の御指摘については、令和2年11月に開始した卒業後の起業活動措置により、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を利用した者が、活動期間中に「経営・管理」で求められる事業所要件の基準を満たすことができなかった場合であっても、一定の要件を満たせば、起業に係る活動を行う者として在留資格「特定活動」を許可し、創業事業での在留期間と合わせて最長2年間の在留を認めることとしているため、活用されたい。また、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業における事業所要件については、構造上及び利用上の独立性を有する事業所を確保していなくても、関係地方公共団体が認定するコワーキングスペースやシェアオフィスで活動を行う場合には、最大1年間、要件を満たすものとして取り扱うことを特例的に認めているため、活用されたい。 【後段について】 御提案の対象となる市内の大学・研究機関に所属する外国人研究者に係る在留資格が、「教授」又は「研究」である場合、当該外国人研究者が本来行うことのできる活動（以下「本来活動」という。）に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（以下「資格外活動」という。）を行う場合には、当該資格外活動が、本来活動を阻害しない範囲内であること等を確認し、相当と認められるものであるかを個別に判断する必要があるため、資格外活動許可を不要とし、資格外活動を行うことを一律に可能とすることは困難である。 一方、御提案においては、「優れた専門知識を有する外国人が、市内で創業をしやすい環境を整備し、ユニコン企業の創出を図ることで、大学や研究機関の研究成果を活用したビジネスを推進する」とされているところ、当該優れた専門知識を有する外国人研究者が在留資格「高度専門職」の許可を受け、資格外活動許可を受けずに、研究等を行う活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営することが可能であるため、活用されたい。 なお、「高度専門職」の在留資格は、高度外国人材の活動内容を、「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」及び「高度経営・管理活動」の3つに分類し、それぞれの特性に応じた項目毎のポイントの合計が70点に達した場合に許可し得るものであり、当該ポイントの項目としては、学歴、研究実績のほか、契約機関がイノベーションの創出の促進に資する支援措置を受けていること、国家戦略特別区域内において関係地方公共団体から必要な経費に関する補助金の交付等による支援を受けていること等がある。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
群馬県前橋市	1	マイナンバーカードとまえばしIDの紐づけの実現	マイナンバーカードとまえばしID(電子署名法の認定証明書が前提)との紐づけを可能にする規制改革を求める。 紐づけ方法の一つとして電子証明書シリアル番号を介する方法があるが、これは電子証明書シリアル番号の外部提供が禁止されている現状では不可能であるため、当該規制を緩和する	社会生活において相手が何者かを確かめるための対面サービスや書面手続きの縛り(移動や書面記載の手間と時間)から解放され、より安全で利便性の高いサービスを受用することが可能となる。	電子証明書シリアル番号の外部提供が禁止され、マイナンバーカードとまえばしIDの紐づけを行うことができない。結果として確定申告などマイナンバーの入力が求められる手続にまえばしIDを用いることができない。	認証業務及びこれに付帯する業務の実施に関する技術的基準第31条3項	① 本人同意を確認する、 ② 提供先は行政機関に限る、など厳格な要件を満たすことを前提に、連携認証事業者がまえばしIDと紐づくマイナンバー(カード)の情報を第三者提供することを容認する	総務省 デジタル庁	「マイナンバーカードとまえばしIDの紐づけを行うことができない」という点について、どのような観点から「できない」とされているのか不明です。また、新たな措置の内容において、マイナンバーを第三者提供することの容認を求めているようにも見受けられることから、どのような事業をされたいのか把握することが困難です。署名検証するのは、電子署名法上の認定を受けた者でしょうか。署名検証するためには、公的個人認証法上届出をしていただくか、認定を受けた上で届出をしていただく必要があります。また、シリアル番号の外部提供に言及されていますが、誰から誰に外部提供することを予定されているのでしょうか。外部提供されたシリアル番号からIDを生成するということでしょうか。その上で、シリアル番号に関して言えば、シリアル番号をキーとして、あらゆる情報が紐付けされると、個人情報容易に集約され、プライバシーの重大な侵害の恐れが高まることから、シリアル番号を、個人を識別し管理するための符号として直接使用することを禁止し、また、電子署名等確認業務以外に外部に提供することを禁止しています。
群馬県前橋市	4	都市のDXに関しデジタル住民投票で決定できる事項の拡大	「予算を定めること」のうち、スーパーシティ構想の推進に関する事項の一部については、まちづくり会社が議会議決を経ることなくデジタル住民投票を通じて専決できるようにする。	首長、議員の選挙を通じた意思表示のみではなく、直接的に政治的意思を表明することが可能となる。	地方自治法96条第1項2号の「予算を定めること」が議会の議決事項となっている。	地方自治法（第96条）	地方自治法第96条第1項2号の改正	総務省	地方自治法第96条に規定する議会の議決とは、住民の代表機関である議会における、団体意思の決定としての議決を意味する。住民の代表機関ではないまちづくり会社が当該予算を最終的に決定するという仕組みは民主主義の観点から問題があるものと考えます。
群馬県前橋市	5	オンライン投票の実現	選挙等を含む投票について、投票所に出向かず政治意思表示を可能とするオンライン投票を実現する。	投票所等の場所にとらわれず、いつでも選挙等を含む投票を行うことが可能となる。	投票については、関係法令が「投票所へ出向いて投票する」ことを前提に制定されている。	公職選挙法（第38条、第44条、第45条、第46条、第62条） 電磁記録投票法（第3条、第4条） 電子署名法	投票関連法令の改正	総務省	ご提案のインターネット投票については、現行制度上、一定の障害者等を対象とした郵便等投票など、極めて限定的にしか認められていない投票管理者等が不在の投票を、国内の選挙において何らの要件なしに認めるものであるなど選挙の公正確保等の観点から課題があり、選挙制度の根幹に関わる問題であるため、各党各会派における議論が必要であり、特区として実験的に行うべきものではないと考えます。 なお、総務省としては、まずは在外選挙におけるインターネット投票の導入について、国会における議論なども踏まえて検討してまいります。
群馬県前橋市	6	スーパーシティ構想の推進の一部に関する自治体権限のまちづくり会社への権限移譲（包括的業務委託）	自治体における「企画立案業務」「専門非定型業務」などのうち、スーパーシティ構想の推進の一部に関する限りにおいて、地域のまちづくり会社に委譲（包括的業務委託）するもの。	民間事業者の創意と工夫を引き出すとともに、公共サービスの質の維持向上と経費削減をはかる。	「必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務」(公共サービス改革法第2条4項ホ)には、自治体における「企画立案業務」「専門非定型業務」などが含まれるが、自治体の統治機能との関係で、自治体が行うべき業務に区分されてきている。	公共サービス改革法第2条第4項ホ 公共サービス改革法5章（第29条～34条）	自治体における「企画立案業務」「専門非定型業務」の包括的業務委託を可能とする規制改革を求める	総務省	公共サービス改革法第2条4項1号ホに規定されている「必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務」とは、国の行政機関等の事務又は事業として行われる国民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務であることが前提であるため、自治体における「企画立案業務」「専門非定型業務」は含んでおらず、公共サービス改革法によって、自治体が行うべき業務に区分していない。そのため、公共サービス改革法によって自治体における「企画立案業務」「専門非定型業務」の包括的業務委託の実施を困難とさせ、又は妨げているものではない。 公共サービス改革法5章については、第29条が法の特例の適用第30条が行政法の特例、第31条が国家公務員退職手当法の特例、第32条が職業職業安定法の特例、第33条が国民年金法の特例、第34条が戸籍法の特例について、それぞれ規定しているものであり、提案主体の提案に係る内容について触れている部分はない。
群馬県前橋市	9	特別免許状の交付要件の改革	教員免許を保持していない優秀な民間人材がデジタル教育をリードし、未来人材の育成を加速化させるため、「教育職員検定」において確認すべき事項について、都道府県教育委員会と協議のうえ、柔軟な基準の設定を認める。	デジタル市民自治の担い手となる未来人材の育成を加速化させるとともに、既存の教員の余裕を生み出すことにより、一人ひとりに寄り添う指導が可能となる。	現行の特別免許状の認定に関して、国から確認すべき事項等の指針が示されているため、自治体による柔軟な基準の設定ができない。	教育職員免許法第3条	・特別免許状の認定に関する基準について自治体による柔軟な設定ができるよう変更する。 ・前橋市長部局が担当して、官民連携による未来人材育成指向の学校を中心に検討する。	文部科学省	「特別免許状の授与に係る教育職員検定に関する指針」については、都道府県教育委員会において行われる人物、学力、実務及び身体からなる教育職員検定の具体的な内容について、特別免許状の積極的な授与に資するとともに、特別免許状所有者による教育の質を担保するために策定しているものであり、本指針を参考としつつ授与が行われることが想定はされていますが、都道府県教育委員会において自らが適切と認める場合には、指針の記載内容によることなく授与を行うことも期待されると示しております。 また、特区の認定を受けた市町村において特別免許状の授与が可能になる構造改革特区のメニューもごさいます（構造改革特別区域計画認定申請マニュアル文部科学省「830市町村教育委員会による特別免許状授与事業」）。 ご提案については、現行制度においても対応可能と考えられるところ、都道府県教育委員会とも協議いただきつつ具体的な対応方法について御検討いただければと思います。

提案主体名	提案番号	① 提案名	② 具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
群馬県前橋市	10	履修主義から修得主義への転換	教科ごと、学年ごとに授業時数が規定されているが、これを内容習得の確認により、次の単元へと進むことができる修得主義を基盤とする個別最適化の教育環境を提供する。	従来の画一的な教育ではなく、誰一人取り残さない、個々の可能性を伸ばすことができる、個別最適化された学びを提供することで、得意分野をより伸ばすことや、苦手分野を減らし、未来の可能性を広げる。	学校教育法の学習指導要領に基づき教科ごと、学年ごとに授業時数が規定されている。	学校教育法施行規則第51条、第73条、別表	・教科ごと、学年ごとに定められた授業時数について、時間単位でのカリキュラム編成ではなく、習得状況をベースとしたカリキュラム編成を可能とする。 ・前橋市長部局が担当して、官民連携による未来人材育成指向の学校を中心に検討する。	文部科学省	ご提案の内容の詳細が明らかでなく、現時点で明確な回答は難しいため、まずは本提案の実現に向けて、現行制度において実施不可能又は困難となっている事柄及びその理由について、お伺いさせていただきたいと思います。 なお、現行制度でもすでに、 ・学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱わなければならないとした上で、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習状況に応じ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導すること ・教育課程特例校制度を活用し、要件を満たした上で、例えば、ある教科等の授業時数を削減して新教科等を創設するなど、特別の教育課程を編成することが可能となっているところです。 特定の教科の授業時数を削減し、その授業時数を新教科等の授業時数に充てる特別の教育課程を編成したい場合は、教育課程特例校制度の活用が考えられます。同制度については、毎年度申請が必要なものではなく、一度申請をして教育課程特例校に指定されれば、廃止申請を行うまで指定は継続されます。
群馬県前橋市	11	学齢基準に関する特例設置	義務教育期間の学齢規定に関して例外を設け、個々人の状況に合わせて義務教育を受けられるようにする。	従来の画一的な教育ではなく、誰一人取り残さず、かつ、個々の可能性を伸ばすことができる個別最適化された学びを提供できる。	義務教育期間の学齢規定について、例外は病弱、発育不完全その他やむを得ない事由で就学困難な場合のみとなっている。	学校教育法 第17条、第36条	・義務教育期間の学齢規定に例外を設け、本人・保護者からの申請をベースに、個々人の状況に合わせた対応を可能とする。 ・前橋市長部局が担当して、官民連携による未来人材育成指向の学校を中心に検討する。	文部科学省	小・中学校、高等学校段階における飛び級については、「知育」に偏ったり、受験競争が過熱化して保護者に無用の焦りを招くなど問題点も指摘されていることに加え、国民的な理解が得られている状況ではないと考えており、これまでも中央教育審議会等で議論されてきましたが、実現には至っておりません。 また、学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱わなければならないかもしれませんが、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習状況に応じ、学年や学校段階を超えて先の学年・学校の内容を学習したり、学び直しにより基礎の定着を図ったりするなど、異なる学年の内容を含めて学習指導要領に示していない内容を加えて指導することが可能です。
群馬県前橋市	12	学校空間に縛られない学びの実現	・学校の設置基準を代替した新たな学校の設置。（教室はオンライン、図書室は既存の公立図書館で代替等） ・自宅等によるオンライン授業への参加を認める。	既に社会に定着しつつあるオンラインの流れを教育現場においても是とすることで、デジタル社会に適用した未来人材の育成を加速化させる。	・学校を設置する際に規定された設置基準。 ・オンライン授業による単位取得の上限（高等学校については36単位）が規定されている。	・学校教育法 第3条 ・学校教育法施行規則 第96条	・学校の開設にあたり、教室はオンライン、図書室は既存の公立図書館、運動場は既存の公園等の代替を可能とする。 ・小・中校を問わず、自宅等からオンラインによる授業参加も出席と認めるとともに、高等学校については単位取得に上限を設けない。 ・オンライン授業の場所の制限をなくす。（教員がいる教室→自宅） ・前橋市長部局が担当して、官民連携による未来人材育成指向の学校を中心に検討する。	文部科学省	小学校及び中学校の設置基準においては、学習指導要領に基づく教育活動を行う上で必要となる施設及び整備という観点から、原則として、校舎及び運動場等を備えるものとし、校舎には、教室、図書室等を備えるものとされています（小学校設置基準（平成十四年三月二十九日文科科学省令第十四号）第8条、第9条及び第10条、中学校設置基準（平成十四年三月二十九日文科科学省令第十五号）第8条、第9条及び第10条）。学校教育は、教師から児童生徒への対面指導、児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、授業だけでなく、学校行事や部活動、教師や友達との触れ合いの中で、子供を育むものであり、学校に登校することで「出席」となります。 平成27年度に高等学校で認められた同時双方向型の遠隔授業（教科・科目充実型）については、既に中学校においても、受信側に当該免許ではない教員を配置したうえで、同時双方向型の遠隔授業を行うことができる特例制度を設けているところです。なお、遠隔教育特例校制度については、毎年度申請が必要なものではなく、一度申請をして特例校に指定されれば、廃止申請を行うまで指定は継続されるものです。 また、病気療養や不登校によりやむを得ず学校に来ることができない子供たちに対する遠隔・オンライン教育についても、GIGAスクール構想の実現を受け、より一層円滑に行うことができるよう、取組を進めているところです。 さらに、高等学校段階においては、令和3年2月26日付「高等学校等における遠隔授業の実施に係る留意事項について（通知）」により、主として対面により授業を実施するものは、36単位までとされる遠隔授業による修得単位数の算定に含める必要はないこととしています。 今般ご提案いただいた内容の詳細が明らかではないため、現時点での回答は差し控えたいと思いますが、学校の授業における遠隔・オンライン教育については、現行制度においても、学校の創意工夫の中で柔軟な活用が可能であるところ、まずは本提案の実現に向けて、現行制度において実施不可能又は困難となっている事柄及びその理由について、お伺いさせていただきたいと思います。
群馬県前橋市	13	デジタル技術を活用した学習評価	生徒の評価について、教師による評価だけではなく、デジタル技術（AI）を活用した評価も可能とする。	デジタル技術を活用することで従来とは異なる新しい学習評価制度を構築することができる。	現行制度において、生徒の評価に関する規定は設けられておらず、「指導要録」の作成のみが義務付けられているため、新たにデジタル技術を活用した評価を可能とするもの。	学校教育法施行規則への条文追記を想定	・生徒の評価方法として、デジタル技術を活用した評価を可能とする条文の追記。 ・前橋市長部局が担当して、官民連携による未来人材育成指向の学校を中心に検討する。	文部科学省	学校における学習評価は、校務をつかさどる校長のもとで、教師が日々の授業の中で、児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かしていくために行われるものであり、この学習評価については、AI等のデジタル技術を活用して学習評価を行うことを禁ずる規定はなく、現行制度上でも可能です。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
群馬県前橋市	14	運行計画、運賃変更にかかるとの規制改革	交通ダイヤや経路、バス・タクシー・鉄道等の主要交通の運賃を柔軟に変更できるよう改正する	実際の交通需要や渋滞状況を加味した最適なルート、最適な便数による公共交通を実現、また料金体系もピークオフ、ピーク時で区分するなど、都市交通の効率化に貢献する	一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。	道路運送法第9条、第9条の2、第9条の3、道路運送法施行規則第8条、第9条、第10条、第10条の2、第10条の3、鉄道事業法第16条、第36条	運賃及び料金の料金設定を、混雑状況に応じて変動できるように求めるもの。	国土交通省	<p>■バス・タクシーについて</p> <p>乗合事業については、地域公共交通会議を活用することで、現行制度でも混雑状況、繁忙／閑散期に応じて柔軟に運賃設定を行うことが可能である。</p> <p>タクシーにおける変動運賃制の導入については、公共交通機関としての役割をしっかりと果たすことができるよう、利用者が受け入れられない高額な運賃となったり、事前に利用者が支払う運賃がわからないまま変動しないよう、条件を設定する必要があると考えている。</p> <p>このため、国土交通省としては、まずは、令和3年10月から実施している事前確定型変動運賃の実証事業の結果を踏まえ、運用上の課題を抽出し、今後の制度化に向けて検討していくこととしている。</p> <p>■鉄道について</p> <p>鉄道事業法第16条の規定に基づき鉄道事業の運賃は上限認可制となっており、認可された上限の範囲内であれば、鉄道事業者の届出により運賃の設定や変更が可能である。そのため、例えば、ピークオフ、ピークの定義及びそれぞれの運賃を上限の範囲内で定め、届出を行うこと等により対応可能と考える。なお、オフピーク時に使用可能な回数券を導入している例がある。</p> <p>※鉄道事業法第36条の規定に基づき索道の運賃は届出である。</p>
群馬県前橋市	15	一般乗用タクシーの相乗り解禁（ライドシェア）	一般乗用タクシーにおいても相乗り解禁により利用者一人当たりの負担額を引き下げ、既存タクシーの有効利用を促進する	① 脱炭素社会への貢献 ② 高齢者の免許返納の促進と移動権の保障	一般乗用旅客自動車運送事業者は、次の場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。 1 災害の場合その他緊急を要するとき 2 一般乗用旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国の許可を得て、地域と期間を限定して行うとき	道路運送法第21条	一般乗用タクシーにおいて相乗りを解禁する	国土交通省	<p>タクシーの相乗りについては、旅客は運送開始前に特定の各旅客の同乗について互いに承諾した者であること、当面の間、旅客同士が隣り合わない座席指定をするなど、必要な感染防止対策を実施することを条件に、令和3年11月中旬に施行予定。（※令和3年11月1日施行）</p> <p>なお、現行においても一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法第4条の許可を受けることによって、乗合旅客の運送を行うことは可能であるほか、同法第21条第2号の許可を受けることによって、期間等を定めて試行的に乗合旅客の運送を行うことも可能であり、いずれも柔軟な運賃設定が可能となる。</p> <p>ご提案の件について、これらの制度の活用を検討される場合には、管轄の地方運輸局又は運輸支局にご相談いただきたい。</p>
群馬県前橋市	16	自動運転に関する決定権の移管	現状レベル3までの自動運転までが認められているところ、レベル4以上の自動運転（完全自動運転）を許容するよう改正する。また、以上を前提とすると既存の運転免許制度が不要になるため、これを廃止する。 また、車両の保安基準についても、前橋市（民間事業者・有識者等による会議体）で定められるよう規制改革する。	前橋市と民間事業者が共同出資し、完全自動運転タクシー事業を営む会社を設け、公共交通でカバーできていない地域や高齢者の多い世帯を中心に運送サービスを提供する。 各商業施設において駐車場が乱立しているところ、自動パーキングを推進、大規模な集積駐車場を設置し、都市交通の効率化を図る。	自動運行装置を備えている自動車の運転者は、使用条件を満たさない場合は、当該装置を使用して運転してはならない。	道路運送法第71条の4の2 道路運送車両の保安基準第48条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第72条の2、第150条の2、第228条の2	完全自動運転を許容する法改正を求めるもの。 車両の保安基準の運用主体を、市に委譲するよう求めるもの。	警察庁 国土交通省	<p>「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、警察庁で検討を進めているところです。</p> <p>貴市で想定されている限定地域での完全自動運転はレベル4に該当すると思われるが、道路運送車両法では、すでに自動運転レベル4まで対応している。</p> <p>車両の保安基準の運用主体を市に委譲することについて、自動車は一度交通事故を起こせば、社会的損失が大きいため、大量の自動車が広く国民に使用されるに至り社会生活に大きな影響を与える状況下においては、自動車の構造・装置が安全なものであり、かつ適正に使用されることが重要であり、自動車は市を超えて使用される点なども踏まえ、国がこれらを担保する必要がある。したがって本要望は容認できない。</p>
群馬県前橋市	17	交通データの集約と利活用の推進	バス、タクシー、鉄道等の各種交通事業者がそれぞれ利用データを有しているところ、共通の基盤に沿って成型・オープン化し、より利便性の高い交通サービスを生み出すような体制を創出する	需給や混雑状況をはじめとする交通データが事業者を超えて統合されることにより、住民＝利用者にとっての利便性を高める	(根拠条文なし)	道路交通法 (規制改革ではなく、条文追記を想定)	各種交通事業者のもつ利用者データを集約するための根拠法令を設けるもの。	国土交通省	<p>公共交通分野におけるオープンデータ化の推進については、平成29年3月より官民の関係者で構成する「公共交通分野におけるオープンデータ推進に関する検討会」を開催し、交通事業者が保有するデータのオープン化に関する諸課題について検討を行ってきたところ。その中で、恒常的なオープンデータ推進に向けた取組を行っていかなくては、民間が主体となったオープンデータ化を念頭に置きつつ、「オープンデータ化の実施に当たっての一定のルールづくり」が求められているとされたことから、当省として、これまでの検討結果をもとに、対象とするデータの範囲や流通の仕組み、各ステークホルダーの役割等を整理する共通指針の策定を行うこととしている。</p>
群馬県前橋市	18	環境負荷の低い車種・利用方法への優遇施策	電気自動車優先レーン及び複数人乗車車両優先レーンの導入	住民ひとりひとりの環境への意識を高め、持続可能な生活様式を確立することができる	(根拠条文なし)	道路交通法 第20条第2項 道路標識、区画線及び道路標識に関する命令 別表第一の3 2 7 の4 (専用通行帯)	電気自動車や水素自動車など環境に優しい車両優先レーンや 複数人乗車車両優先レーンを新設するよう標識の新設に関わる法令改正を求めるもの。	警察庁	<p>道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定により、都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置することにより、専用通行帯を指定し、かつ、他の車両が通行しなければならない車両通行帯として専用通行帯以外の車両通行帯を指定することが可能です。そのため、御提案内容の「電気自動車や水素自動車など環境に優しい車両」や「複数人乗車車両」等の車両を、必要があると認めて当該交通規制を実施することは法令上可能です。ただし、交通規制の実施に当たっては、当該道路や周辺道路における交通流量に影響を及ぼすため、個別具体の道路交通状況や地域住民の御意見等を踏まえて実施の可否の判断をする必要があることに御留意ください。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
群馬県前橋市	19	医療データ個人帰属の制度化	医療データの保存先を医療機関から統合データ基盤に変更し、市民各々がいつでも自身の医療データにアクセスできる体制を構築する	医療データの主体が市民自身になることにより、医療機関に個別にカルテや診断画像等を求める必要がなくなる。また、医療機関間のデータ連携についても、市民自身が診療先からのアクセスを許可するという形で容易に行うことができる	医師の診療に関する診療録は5年間保存しなければならない。	医師法第24条第2項	診療録の保存先を統合データ基盤に変更する。	厚生労働省	電子媒体により作成された診療録を作成した病院又は診療所以外の場所で保存することは現行制度上も可能です（「診療録等の保存を行う場所について」（平成14年3月29日医政発第0329003号・保発第0329001号厚生労働省医政局長・厚生労働省保険局長通知））。ただし、診療録は医師や病院又は診療所の業務記録であり、また、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるときなど、患者への診療情報の提供が適切ではない場合もあることから、病院若しくは診療所の管理者又は医師による適切な管理の下、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令や診療情報の提供等に関する指針（平成15年9月12日付け厚生労働省医政局長通知）等に基づき、適切な情報提供が行われるべきであると考えます。 なお、厚生労働省では、オンライン資格確認システム等を活用し、患者の医療情報を、患者本人の同意を得た上で、全国の医療機関等で確認できる仕組みを推進しております。
群馬県前橋市	20	新薬承認権限及び公的保険支給対象決定権限の移管	新薬承認権限を厚労大臣から、市独自の専門家会議体に移管する 高額療養費制度の対象につき、先進医療（自由診療を含む）や差額ベッド代等患者負担が大きいものを住民投票で決定できるよう改正する	より機動的にワクチン等含む新薬を検討する機会を設けることができる。 また、現状の公的保険の枠組において疾病の治療に金銭的困難を抱える住民への補助を行うことができる	医薬品等の製造販売をしようとする者は品目ごとにその製造販売について、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 高額療養費制度の対象経費には一定の基準が定められている。	医薬品医療機器等法第14条、 医薬品医療機器等法施行令第4条 健康保険法第115条、第115条の2、 健康保険法施行令第41条、第43条ほか	厚生労働大臣の承認を、市独自の専門家会議体に移管する 高額療養費制度の対象経費を市町村が決定できるよう権限を移管する	厚生労働省	現在の医薬品の承認審査制度において具体的にどのような課題があるかが明確化されなければ回答は困難です。なお、新規の医薬品の品質、安全性、有効性の審査は、毒性、品質管理、体内動態、臨床、生物統計などの専門性を有する審査担当者によって行われる知識集約的な作業であり、開発段階から企業側とやり取りをした上で、申請後は膨大な資料を詳細にわたり確認、吟味する必要があり、国で一括して行うことが実施可能性、効率性の観点からも適切と考えます。 高額療養費制度は、保険給付の範囲において、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額が著しく高額であるときは、高額療養費を支給するものです。 公的医療保険制度では、疾病に対する治療を保険給付の対象としているところ、広く国民に平等な医療を提供する観点から、当該保険給付の範囲については国の関係審議会において決定しており、市町村ごとに決定する性質のものではありません。
群馬県前橋市	21	善意かつ故意重過失のない救命行為者の免責	交通事故の際の一般人による救命手当や災害・テロの際の医療関係者によるトリアージは、緊急事務管理（民法第698条）によって免責されるという通説があるものの、明確に示されているわけではない。救命行為を誰もが担えるよう、善意かつ故意重過失のない場合についてこれを免責するよう改革する	免責の原則が明確化されることで、緊急の現場に立ち会った市民や医療関係者が臆ることなく救命行為を行うことができる社会を実現する	(根拠法令なし)	新規立法を想定	善意かつ故意重過失のない救命行為者を免責する旨を法制化する。	厚生労働省	我が国の法体系においては、市民や医療従事者が注意義務を尽くして応急手当や救命処置を行い、民法第698条（緊急事務管理）や刑法第35条（正当行為）・刑法第37条（緊急避難）の規定に該当する場合は、民事上、刑事上の責任を免責され得るものと承知しております。 なお、市民が萎縮せずに応急手当や一次救命処置を行えるよう、厚生労働省のHPにおいて「救急蘇生法の指針2015」（日本救急医療財団作成）の周知を図るとともに、医療従事者については、平成29年4月から有識者による「医療行為と刑事責任の研究会」を開催し、刑事捜査、診療実務等の観点から刑事医療過誤裁判例の分析等を行い、その研究結果を厚生労働省のHPで公表しております。 [P]
群馬県前橋市	22	緊急時の救急救命行為における医療行為の一部緩和	緊急時の救急救命行為において、AI診断に基づいた医療行為について、一部許容するもの。	救急救命行為が充実することで、救命率の向上が期待できる。	救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、省令で定める救急救命処置を行ってはいられない。	救急救命士法第44条第1項	第44条中の「医師の具体的指示」のなかに、「AI医療診断」を含められるような規制改革を求める。	厚生労働省	「人工知能（AI）を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について」（平成30年12月19日付け医政医発1219第1号厚生労働省医政局医事課長）において、「人工知能（AI）を用いた診断・治療支援を行うプログラムを利用して診療を行う場合についても、診断、治療等を行う主体は医師であり、医師はその最終的な判断の責任を負う」ことをお示しているところ、AIを用いて医師でない者が診断を行うことは、AIの判断に誤りがあった場合に患者に重大な健康被害を生じさせる恐れがあることから認められません。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
群馬県前橋市	23	解雇規制の明文化と十分な補償の提供	過度に労働者保護となっている労働関連法規（解雇禁止規定）について、一定条件（退職金の相当程度の割増や再就職のあっせん等）を雇用側が実行することで、解雇禁止事項から除外する。	労働者の雇用維持を前提としない、給与体系を実現することができ、給与水準の引き上げが期待される。	関連法規の解雇禁止事項。	労働契約法（第16条） 労働基準法（第3条、第19条、104条） 男女雇用機会均等法（第6条、第9条、17条、18条） 育児介護休業法（第10条、第16条、第18条、第20条、第23条、第52条の2～6） 労働施策総合促進法（第30条）パート・有期雇用労働法（第24条、第25条） 労働組合法（第7条） 労働安全衛生法（第97条） 個別労働関係紛争解決促進法（第4条） 公益通報者保護法（第3条）	労働契約法第16条の規定を見直し（または、一定の条件のもとに適用除外）したうえで、解雇禁止事項のうち、金銭をもって解決できない事項を除き、一定の条件のもとに雇用側の裁量によって解雇することを可能とする。	厚生労働省 消費者庁	解雇ルールのあり方については、多くの労働者が賃金によって生計を立てていることや、労働を通じて社会とのつながりを形成していることを踏まえ、また、企業における雇用慣行や人事労務管理のあり方も合わせて、労使間で十分に議論されるべき問題であると考えていること、 労働契約法第16条の「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」には、権利濫用に該当するものとして無効となる規定は、最高裁判所判決で確立しているいわゆる解雇権濫用法理を規定したものであること、 令和3年10月12日の衆・本会議において、岸田総理が「解雇無効時の金銭救済制度については、金銭を支払えば自由に解雇できるといった制度の導入には問題があり、労働者保護等の観点から、労使のご意見を伺いながら、何が適切か検討してまいりたいと思います」と答弁しており、使用者が金銭を支払えば自由に解雇できるといった制度については政府として問題があると考えていること、 以上のことから、対応不可。 なお、現在、厚生労働省の有識者会議において、「解雇無効時の金銭救済制度」については、無効な解雇がなされた場合に、労働者の請求によって使用者が一定の金銭を支払い、当該支払いによって労働契約が終了する仕組みを念頭に、労働者保護の観点から法的技術的論点について検討を行っており、その後は労働政策審議会において労使のご意見も伺いながら進めてまいりたい。
群馬県前橋市	24	市独自の休日の創設	現状地方公共団体が独自に休日を設定するためには、当該日を市民がこぞって記念することが定着しており、かつ広く国民の理解を得られることが要件として定められているところ、これら要件を撤廃し、デジタル住民投票により合意が得られたものについては市の休日を設定できるようにする。	一定の限度内で前橋市独自の休日を設けることで、余暇や地域・人とのかかわりを増やし市民の生活を豊かにする。	土・日曜日、国民の祝日、年末年始以外の日を地方自治体の休日とするためにはその日を休日とすることについて広く国民の理解を得られるものがある必要がある。	地方自治法第4条の2	土・日曜日、国民の祝日、年末年始以外の日を地方自治体の休日とするための現在の要件を撤廃し、一定の日数内においてデジタル住民投票による合意を以て市の休日と定めることを可能とする。	総務省	地方自治法第4条の2で規定される「地方公共団体の休日」とは、組織体としての地方公共団体が執務体勢にない日であって、住民にとっての休日に当たるものではない。 また、地方自治法第4条の2の規定により地方公共団体の休日として定めることのできる日は、特別な歴史的、社会的意義を有し、住民がこぞって記念することが定着している日で、かつ、当該地方公共団体の休日とすることについて広く国民の理解が得られるようなものに限定されており、地方公共団体のみ判断ではなく総務大臣の協議を必要とされているところである。
群馬県前橋市	25	法的な婚姻関係の男女間以外のカップルへの拡充	当事者の性別等に関わらず一对の自然人間で婚姻することを可能とする。	さまざまな市民が法的に安定した立場で安心して社会的活動を行うことが可能となる。	戸籍法、民法等において、同性婚を認めるための制度が存在しない。	戸籍法、民法に規定されている「夫婦」「夫」「妻」「父母」「父」「母」等の性別にかかわる用語およびその関連規程（民法第750条、第751条、第752条、第754条、第755条、第756条、第758条、第760条、第761条、第762条、第763条、第766条、第767条、第769条、第770条等婚姻関係）	生物学上の「男性」「女性」を定義しなければならない規程を除き、「本人・配偶者」「両親・親」等の用語に改正する。	法務省	同性婚制度の導入及びその導入を前提とした民法の諸規定の改正については、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であることから、極めて慎重な検討が必要である。引き続き、同性婚に関する国民各層の意見や国会における議論等を注視する必要がある。
群馬県前橋市	26	同性カップルに対する共同親権の認定	親権についても婚姻関係と同様に、同性カップル等が共同で親権を持つことができるよう改正する。	さまざまな市民が法的に安定した立場で安心して社会的活動を行うことが可能となる。	戸籍法、民法等において、同性婚を認めるための制度が存在しない。	戸籍法、民法に規定されている「夫婦」「夫」「妻」「父母」「父」「母」等の性別にかかわる用語およびその関連規程（民法第818条、第825条、第826条、第830条、第834条、第834条の2、第835条、第837条等親権関係）	生物学上の「男性」「女性」を定義しなければならない規程を除き、「本人・配偶者」「両親・親」等の用語に改正する。	法務省	同性カップルに関する規律の在り方については、提案番号25の回答と同様に、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であることから、極めて慎重な検討が必要である。引き続き、国民各層の意見や国会における議論等を注視する必要がある。
群馬県前橋市	27	夫婦を前提とする戸籍制度の改革	男女一对の夫婦とその子を基本とする戸籍制度について同性カップル等を同一戸籍として編成できるように改正する。 また、性別を変更した者についてその履歴を記載するよう義務付けられているところ、当該義務を廃止する。	さまざまな市民が法的に安定した立場で安心して社会的活動を行うことが可能となる。 性別の変更による社会的不利益等（差別、偏見等）を排除する。	戸籍法、戸籍法施行規則上の規定等。	戸籍法（第6条、16条、第74条） 戸籍法施行規則（第35条、第39条） 住民基本台帳法（第7条）	・関連法令について、同性カップル等を同一戸籍として編成できるように改正する。 ・戸籍法施行規則第35条第1項第16号では、性別の取扱いの変更があった場合、戸籍の身分欄にその旨を記載することを定めている。また、住民基本台帳法第3条、第8条及び第9条は、戸籍の変更があった場合に、住民票の記載の修正について定めているが、性別の取扱いの変更があった者については、その変更の履歴を住民基本台帳への記載義務付けを廃止する。	法務省 総務省	我が国においては、同性間の婚姻は認められていないため、同性の者を夫婦として戸籍を編製することはできません。 住民基本台帳は、住民に関する各種行政事務処理の基礎となる重要な公簿であることから、その記載の修正に当たっては、修正の事由、事由の生じた年月日等住民票についての処理経過を明らかにする事項を必要に応じ、備考として記入することが適当であるものとしています。 なお、修正前の記載については、総務省から示している住民基本台帳事務処理要領によれば、住民票の写しの請求においては、特別な請求がある場合を除き、省略しても差し支えないとしています。また、請求事由によっては、請求者の了解を得た上で請求目的に必要なもののみ記載した住民票記載事項証明書に対応することも示しています。住民票の写しの請求があった場合、履歴を記載するかについては、こうしたことを踏まえ、市町村長の判断により対応していただいているものと承知しています。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
神奈川県鎌倉市	1	ロードプライシング	カメラ等の活用による域外からの流入車両の特定と料金徴収	車両の流入抑制による域内交通の最適化及び公共交通機関利用への転換	・道路は無料で一般交通の用に供されるのが原則とした「道路無料公開の原則」が存在し、これは、道路法25条の反対解釈により実定法的にも根拠づけられるものとされている。 ・また、道路法25条に規定する橋等の特殊施設の建設を目的とした利用者からの料金徴収については、濫用を避けるために適用範囲を限定したあくまで「例外」規定であるとされている。 ・本市が進めようとするロードプライシングについては、域内の渋滞緩和を目的とし、一般道路を通行する車両から料金を徴収するものであり、これは、道路法25条を根拠とした「道路無料公開の原則」に反するものであると考える。	道路法25条	道路法第25条「有料の橋又は渡船施設」の規定と同様に、「観光渋滞が著しい地域に車両で流入する場合、域内の道路について、各道路管理者は連携し渋滞対策のため有料にできる」旨を同法に規定する、又は、限定列挙を削除し「道路の機能を維持する等に必要な場合は有料にできる」旨を規定する等、一般道路での課金を可能とするよう法改正を求める。	国土交通省	ご提案の地域における道路通行への課金については、道路法改正の提案は対応困難と考えられるが、ロードプライシングの実現には、道路法の枠組みである「無料公開原則」の特例として、課金の根拠となる新たな法的枠組みを含めた立法措置が必要と考えられ、国土交通省だけでなく、関係省庁も含めた検討が必要。
神奈川県鎌倉市	2	相乗りタクシー	AI等を活用したリアルタイムのマッチングにより、タクシー発車後に、既に乗車している乗客と同一方向への乗車を希望する乗客の相乗りを可能とするもの。	・交通不便地域に住む市民の足として、ラストワンマイル輸送の新たな解決手法の提供 ・一人当たりの支払額の減少に伴う、新規顧客層の開拓とタクシー稼働率の向上に寄与	・タクシーの運行にあたっては、道路運送法の規程により、1回の運送につき1つの運送契約の締結が必要となる。 ・この場合、タクシーが発車するまでに運送契約が締結される必要があるため、例えばAI等を活用したリアルタイムのマッチングにより、タクシー発車後に、既に乗車している乗客と同一方向への乗車を希望する乗客を相乗りさせることができず、タクシー事業者の機会損失の発生や乗客の利便性向上を妨げている。	道路運送法第3条第1項八	道路運送法第3条第1項八 【現行】一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約により口の国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業） 【緩和提案】一般乗用旅客自動車運送事業（一個又は複数個の契約により口の国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）	国土交通省	現行においても一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法第4条の許可を受けることによって、乗合旅客の運送を行うことは可能であるほか、同法第21条第2号の許可を受けることによって、期間等を定めて試行的に乗合旅客の運送を行うことも可能であり、いずれも柔軟な運賃設定が可能となる。 ご提案の件について、これらの制度の活用を検討される場合には、管轄の地方運輸局又は運輸支局にご相談いただきたい。
神奈川県鎌倉市	3	分散型サービス付き高齢者向け住宅の資格者常駐拠点	サービス付き高齢者向け住宅における資格者常駐拠点の距離制限の緩和と対面によらない状況把握を容認するもの。	・サービス付き高齢者向け住宅の資格者常駐拠点をハブとした空き家や既存住宅からサ高住への転用を促進（補助金活用が可能となる）し、高齢者の安定的な住まいの確保と新規事業者参入機会の創出に寄与 ・ICTを活用した高頻度の状態把握により、高齢者のQoLの向上にも寄与	令和元年11月1日付け老高発1101第1号・国住心第198号により、状況把握サービスの提供方法は、毎日1回以上、訪問等の資格者が能動的に入居者の状況を把握する方法とされており、また資格者が常駐する場所についても、サービス付き高齢者向け住宅の敷地から歩行距離で概ね500m以内に存する建物とされているため、資格者常駐拠点をハブとした空き家や既存住宅からサ高住への転用が困難な状況。	令和元年11月1日付け老高発1101第1号・国住心第198号	令和元年11月1日付け老高発1101第1号・国住心第198号 状況把握サービスについて、「対面」に加えて「ICT技術」の併用を認めることで、センサーやカメラ、モニター等による高頻度できめ細やかな高齢者の状況把握を可能とし、また資格者常駐拠点をサ高住の敷地から2～3km程度まで拡大する	国土交通省 厚生労働省	サービス付き高齢者向け住宅における状況把握サービスの提供方法については、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成27年3月31日 老高発0331第2号、国住心第227号）において、「各居住部分への訪問等その他適切な方法」として「居住部分内での入居者の動体を把握できる装置」などを例示しており、本提案内容のうち状況把握サービスに関する内容については、既存の枠組みの中で可能です。また、サービス提供者の常駐場所における「近接する土地」の範囲についても、同通知において、「歩行距離で概ね500m以内に存する建物とする」旨通知しているところですが、当該通知は、地方自治法に基づき技術的助言であり、状況把握サービスの提供方法及び近接する土地の具体的解釈は登録権者の判断に委ねられています。 なお、都道府県が定める都道府県高齢者居住安定確保計画又は市町村が定める市町村高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を強化又は緩和することも可能です。 このため、利用者が必要なサービスを適切に受けられることを前提として、本提案内容を各地方自治体の判断で認めることは既存の枠組みの中で可能です。
神奈川県鎌倉市	4	個別機能訓練加算の評価	介護報酬に係る個別機能訓練加算の評価について、ICT（アプリ）による代替措置により、3か月に一度以上の評価基準を緩和しようとするもの。	・介護現場における身体機能測定に工数削減による人材不足の解消に寄与 ・ICTを活用することで科学的エビデンスに基づいた介護の実施による利用者のQOLの向上に寄与	・令和3年3月16日付け老認発0316第3号・老老発0316第2号において、個別機能訓練実施後の対応として、訓練開始後、訓練項目や実施時間の適切さや訓練の効果について3か月に一度以上評価をする必要がある。 ・この評価における身体機能測定については、測定項目が多く、測定スタッフの作業負担・対象者の身体的負担がある。	令和3年3月16日付け老認発0316第3号・老老発0316第2号	3か月に一度以上の頻度を6か月に一度以上に緩和する、もしくは廃止する。	厚生労働省	個別機能訓練加算は、個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を行うことで、利用者の生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目指すため設けられたものであり、訓練実施後の対応として個別機能訓練の効果等の評価等を行うこととしています。 ご要望事項に、「ICT（アプリ）による代替措置により、3か月に一度以上の評価基準を緩和しようとするもの。」とありますが、アプリの具体的な機能や、利用者等の個別状況をどのように判断・判定するのかなど、その活用により利用者の訓練の質がどのように担保されるのか具体的にご教示下さい。
神奈川県鎌倉市	5	多様な働き方（ワークーション・テレワーク）の推進	テレワーク・ワークーションの促進に向け、時間単位の年休の取得日数制限（年5日以内）を緩和しようとするもの。	・時間にとらわれない働き方が可能となり、ライフスタイルの転換や女性、高齢者等の社会参加の促進に寄与 ・デジタル技術やコワーキングスペースの整備を誘発し、鎌倉市民のみならず、東京等からの若年層を誘致。	労働基準法第39条第4項第2号の規定により、時間単位の年休の取得日数は、年5日以内と制限されている。	労働基準法第39条第4項第2号	年5日以内の日数制限の緩和。	厚生労働省	時間単位年休については、まとまった日数の休暇を取得するという年次有給休暇制度本来の趣旨を踏まえつつ、仕事と生活の調和を図る観点から、年次有給休暇を有効に活用できるようにすることを目的として導入されたものであるが、「規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）」において、「取得日数など利用の実態を調査する等の現状把握を行った上で、年休の時間単位取得の有効な活用の在り方について検討する」とこととされており、まとまった日数の休暇を取得するという年次有給休暇制度本来の趣旨を踏まえつつ、今後、有効な活用の在り方について検討を行う。 なお、その場合であっても、労働基準関係法令は、企業の公正な競争の確保の観点からも全国一律のルールとすることが必要であると考えます。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
神奈川県鎌倉市	6	健康増進法に基づく検診等の自己負担金算出の際の税情報の活用	健康増進法に基づく検診等の受診券を発送する際に、予め対象者の税情報を参照し、非課税者に無料の受診券を発送しようとするもの。	・対象者の手続き負担の減少と、受診率の向上に寄与 ・行政事務の負担減少と高効率化に寄与	・国民健康保険法82条に基づく特定検診においては、国民健康保険法第113条の2の規定により、予め対象者の税情報を参照した自己負担金を明記した受診券を送付している。 ・一方で、健康増進法第19条の2に基づく検診等においては、国民健康保険法第113条の2と同様の規定が同法内に規定されていないことから、本人の同意なく税情報を参照することは、地方税法第22条の規定に抵触するおそれがあり、予め対象者の税情報を参照した自己負担金を算出することができない。 ・そのため、健康増進法に基づく検診等の受診券は、一度対象者全員に発送したうえで、非課税者からは、再度申し出てもらうことで、初めて減免が受けられることから、対象者の手続き負担の増加と煩雑さにより受診率の減少を招いている。	健康増進法	健康増進法に、国民健康保険法第113条の2に相当する規定を設ける。	厚生労働省 総務省	特定健診を行う際に対象者の税情報を取得することは、国民健康保険法第113条の2に規定する「被保険者の資格、保険給付及び保険料に関し必要があると認めるとき」に当たらないため、当該規定に基づき対象者の税情報を取得することはできない。 このため、対象者の申請手続きの負担軽減のため、健康増進法第19条の2に基づく検診や特定健診等の検診・健診を実施する際に税情報を活用する場合は、貴市の個人情報保護条例等の個人情報保護に係る関係法令等に則り、利用目的を明示する等の対応を行う必要があると考えている。
神奈川県鎌倉市	7	純木造でつくる低炭素なまちづくり	耐火要求によらない中層木造建築を可能とし、鎌倉独自の環境にやさしい、純木造のまちを実現	燃えしろ設計や耐火被覆による耐火設計によらず、調達しやすい断面の木構造部材で計画可能な建築とすることができ、木造建築の建設を容易にするともに、木構造部材を仕上として容易に用いることが可能となり、木の温かみを感じる空間の創出と、その普及に寄与させる。木材利用の促進による、林業・木材産業の活性化、森林の適正な整備・保全の推進、木材自給率の向上、温暖化防止、地球環境の保全などの効果が期待できる。	・大規模建築物の主要構造部は、通常火災終了時間が経過するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。 ・特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であつて建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備を設けなければならない。 ・防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設け、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して防火地域及び準防火地域の別並びに建築物の規模に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。	・建築基準法第21条・施行令第109条の6・告示193号 ・建築基準法第27条・施行令110条 ・建築基準法第61条・施行令第136条の2	建築基準法第21条・27条の内容（告示の内容含め）を遵守し、さらに避難時間を短縮するためのデッキの設置や隣棟間隔の十分な確保、水路の設置（消防水利）などを行うことで、告示193号の75分間準耐火構造等の規制を緩和し、耐火要求によらない中層木造建築を可能とする。	国土交通省	建築基準法第21条第1項について、現行法令においても、同項ただし書及び同法施行令第109条の6に基づき、建築物の周囲に延焼防止上有効な空地として建築物の各部分の高さに相当する距離以上の空地を有する場合には、同項を適用除外としております。 また、現行法令では、法第27条、第61条の各規定に適合する建築物とするためには、告示で示す仕様を採用する以外に、法第27条が目的とする避難安全性の確保や法第61条が目的とする延焼防止性の確保等に係る基準を満たすものとして個別に大臣認定を受けることも可能となっています。それ以外の場合にも、これら各規定に適合するものと同等以上の効力があると国土交通大臣が認める場合は、法第38条、第66条に基づき、各規定の適用を受けずに特殊な構造方法又は建築材料を活用することができます。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
神奈川県小田原市	1	究極のゼロカーボン・デジタルタウンを実現するため、脱炭素モデル地域内の容積率、建ぺい率、高さ等の制限に特例を設ける規制改革	本市は、本市と国の脱炭素化の目標を達成するための第一歩として、市内に数ha規模の街を新たに建設、先端技術と大胆な規制改革により、2030年までに「脱炭素」と「エネルギーと経済の地域好循環」を自立的、自走的に実現することを目指している（グリーンフィールド型の脱炭素モデル地域である「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」の建設）。一方で、取り組みの主たる部分を担うのは民間であり、民間企業と市民とが当該地域で脱炭素型の街づくり、そして生活や活動に魅力・メリットを感じ、自らそれを選択する形にしなければ取り組みは継続しないと認識している。住民の意向を踏まえた魅力的な街づくりを実現できれば、住民が環境意識に加えて、魅力・メリットを感じて居住することが期待される。住民の転入が期待されれば、企業の積極的な投資につながり、街が継続的、自立的、自走的に構築・運営されることが見込まれる。	本市は、「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」で培われた技術、知見を市内外に横展開することで、本市並びにわが国、そして世界の脱炭素化と再生可能エネルギーの地産地消、それを通じた経済好循環の確立等に貢献するものと考え、取り組みを進めている（インフラの海外輸出も視野に入れて。）。また、リモートワーク等を活用しながら、自然と文化に彩られた小田原で「豊かさ」と脱炭素化を両立させた上質な生活」を自分らしく実現できる場として「ゼロカーボン・デジタルタウン」等を構築することにより、「デジタル田園都市国家構想」の先駆けとなって、コロナ禍以降に人口の社会増が加速することを期待している。	「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」においては、街をゼロから計画的に建設するため、既存の都市計画関係法令を適用しなくとも、良好な都市環境を構築することが可能である。しかしながら、現行の建築基準法等により、容積率、建ぺい率、高さ等の規制が課されている。このため、住民の意向を踏まえた魅力的な街づくりを進めるうえでの障壁となっている。なお、都市の国際競争力強化等のため、都市再生特別措置法に基づき設置される「都市再生特別地区」においてはこれらの規制が緩和されるが、「脱炭素を目的とした究極のゼロカーボン・デジタルタウン」では「都市再生特別地区」としての指定を受けることができない。また、規制ごと、建築物ごとに特例許可を受ければ規制が緩和される場合もあるが、規制にとらわれずに魅力的な街づくりを、という本市の目指す姿とは目的、内容ともに異なるものである。	建築基準法第43条（接道要件）、同法第43条の2（同）、同法第46条（壁面の位置）、同法第48条（用途制限）、同法第49条（同）、同法第52条（容積率）、同法第53条（建ぺい率）、同法第53条の2（同）、同法第55条（高さ制限）、同法第56条（斜線規制）、同法第56条の2（日影規制）、同法第58条（同）、都市計画法第8条等	指定された本市内の区域においては、用途規制、容積率、建ぺい率、高さの最高限度、接道要件等の規制にとらわれずに都市計画を策定し、それに基づく街づくりを行うことができるものとする（※）。但し、当該区域内においては、脱炭素社会の実現に資する建築物以外は建築が認められないこととする（ZEB・ZEH・地元産の木材を使用した建築物等を想定）。 （※）都市再生特別措置法上の都市再生特別地区とほぼ同様の取り扱いとすることを想定。 本特例の活用は周辺の生活環境等に影響を及ぼすため、地域住民の合意を得たうえでの計画決定が必要と認識している。 また、本市は究極のゼロカーボン・デジタルタウンの2030年までの構築に向けて、速やかに準備に着手する予定である。	国土交通省	貴市ご提案の「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」を実現する上で、具体的にどのような場合において建築基準法等による制限が障壁となるのかは定かではありませんが、用途規制、容積率、建蔽率、高さの最高限度については、用途地域の変更や再開発等促進区を定める地区計画、特定街区等の指定などの現行制度の活用により、構想を実現することは可能と考えられます。また、接道要件の規制については、建築基準法第43条第2項の特定行政庁による特例許可の活用により、構想を実現することは可能と考えられます。貴市の担当部局とよく相談ください。
神奈川県小田原市	2	究極のゼロカーボン・デジタルタウンの内部及び周辺においては、二酸化炭素を排出しない車両のみ通行を可能とする特例を設ける規制改革	本市は、本市と国の脱炭素化の目標を達成するための第一歩として、市内に数ha規模の街を新たに建設、先端技術と大胆な規制改革により、2030年までに「脱炭素」と「エネルギーと経済の地域好循環」を自立的、自走的に実現することを目指している（グリーンフィールド型の脱炭素モデル地域である「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」の建設）。「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」における脱炭素化を実現するためには、建築物や供給されるエネルギーだけでなく、重要な炭素排出源の一つである自動車についても脱炭素を実現することが必要である。このため、「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」の周辺に炭素を排出する自動車を走行させないことを目指している。	本市は、本市の脱炭素化の目標（※1）並びに国の脱炭素化の目標（※2）の達成が急がれる中で、「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」で培われた技術、知見を市内外に横展開することで、本市並びにわが国、そして世界の脱炭素化と再生可能エネルギーの地産地消、それを通じた経済好循環の確立等に資することを目的として取り組みを進めている。 （※1）2050年にCO2排出量実質ゼロを達成 （※2）2030年温室効果ガス46%削減、2050年脱炭素社会実現	「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」においては、街をゼロから計画的に建設するため、道路や建築物の配置を工夫することによって、住民の生活の質を概ね維持しつつ、かつ、実効性のある形で車両の流入をコントロールすることが可能である。一方で、公道の通行は原則として自由であり、必要がある場合（交通の安全と円滑を図る、交通公害等を防止する等）に都道府県公安委員会が規制を行うこととされている。このため、現行法の下では、本市は「究極のゼロカーボン・デジタルタウン」において、自動車の脱炭素化を進めることができない。	道路交通法第4条等	本市の脱炭素化の実現のために必要があると認められるときは、本市内の指定する道路について、車両等の通行を禁止することができるものとする。但し、本市の脱炭素化の実現のために支障がないと認められる車両（※）については、通行を認めるものとする（富士山等におけるマイカー規制と類似の取り扱いとする）。 （※）通行を認める車両や車種が公表されることを想定（EV・FCVを想定）。 本特例を活用した場合、生活の質の維持が可能であっても、当該区域や周辺区域の住民の生活に大きな影響を及ぼすため、地域住民の合意を得たうえでの計画決定が必要と認識している。 また、対象となる道路は、究極のゼロカーボン・デジタルタウンの完成（2030年までに）の後、その内部や周辺の道路を想定しているが、指定することが可能な道路は順次指定されるよう取り組みたいと考えている。	警察庁	道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定により、都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置することにより、車両等の通行禁止その他の道路における交通の規制をすることが可能です。そのため、御提案内容の「脱炭素化の実現のために」、「二酸化炭素を排出しない車両のみ通行を可能とする」交通規制についても、道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認められる場合には、当該交通規制を実施することは法令上可能です。ただし、交通規制の実施は、当該道路や周辺道路における交通流量に影響を及ぼすため、個別具体の道路交通状況や地域住民の御意見等を踏まえて実施の可否の判断をする必要があることに御留意ください。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
神奈川県小田原市	3	地元産の木材を使用する建築物について用途制限等の特例を設ける規制改革	<p>森林は重要な二酸化炭素吸収源であるとともに、防災、林産物の供給、生物多様性の保全等の多面的機能を有している。このため、本市は国や県の動きとも歩調を合わせて、また、古くからの城下町・宿場町としての木造建築や工芸品の伝統を活かしながら、公民連携で林業振興に取り組んでいるところである。一方で、脱炭素社会や森林を軸としたエネルギーと経済の地域好循環を実現するためには、更なる取り組みが必要と認識している。取組みが自主的に継続するためには、消費者が積極的に地元産の木材を選択し、それが製材業、そして林業の振興につながって行くスキームを構築することが重要である。このため、消費者が地元産の木材を選択することにつながるようなメリットを提供することを検討している。</p>	<p>住民・事業者等が、環境意識に加えて、メリットを感じることで地元産木材建築物を選択することが見込まれる。</p> <p>地元産木材使用の継続的な拡大は、林業振興に直結するものであり、森林吸収源の維持・拡大による脱炭素社会の実現や森林を軸としたエネルギーと経済の地域好循環の成立が期待される。</p>	<p>技術革新等により木造建築物の安全性は相当の水準に達しており、これまでの規制緩和の効果もあって、近年は木材の活用が進みつつあるものと認識している。一方で、建設費用が割高になることから、神奈川県・本市産の木材の活用推進については、更なる取り組みが必要である。</p> <p>用途制限、行為制限等の規制により、通常は住宅や店舗等が建設できないエリアにおいても、地元産木材を使用した場合は建設することができるようにすれば、消費者が積極的に地元産の木材を選択することが期待される。しかしながら、現行法の下では、そのような措置を市内全域で講じることは認められていない。</p>	<p>建築基準法第48条及び同法別表第2、生産緑地法第8条、都市計画法第34条等</p> <p>(※1) 原則は本市産の木材であるが、当面は指定する地域の木材を含めることも想定。</p> <p>(※2) 建築物の種類や建築しようとする土地ごとに使用率等の基準を定め、公表することを想定。</p>	<p>本市内において、一定以上の地元産木材(※1)を使用していると認められる建築物(※2)については、建築基準法の規定する用途制限、生産緑地法の規定する行為制限等にかかわらず、建築することができることとする(生産緑地地区内において、農作物等加工施設等の設置を可能とする特例を設けていること同様の取り扱い。)</p> <p>また、容積率、建ぺい率等について特例を設けることができる。</p> <p>なお、用途制限、容積率・建ぺい率等の特例を適用することが周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがある建築物については、特例の適用が認められないものとする。</p> <p>本特例の活用は建物周辺の居住環境等に影響を及ぼすため、市民の合意を得たうえでの計画決定が必要と認識している。</p> <p>また、本特例は、速やかに本市全域に適用されるよう、準備に着手したいと考えている。</p>	国土交通省	<p>■建築基準法48条について 建築基準法52条の容積率制限は、建築物の密度を規制することにより、道路等の都市施設の処理能力等とのバランスを保つことを目的としており、地元産木材の使用の有無に関わらず、容積率緩和の手法としては特定行政庁による柔軟な運用が可能な同法59条の2に基づく総合設計制度を活用する方法等があるため、貴市の提案は、容積率制限の緩和に関しては、現行制度で対応できる可能性があります。</p> <p>また、同法53条の建蔽率制限は、敷地内に空地をある程度確保することにより、通風等を確保すること等を目的としており、地元産木材の使用の有無に関わらず、同法46条の壁面線を超えない建築物で特定行政庁が許可したものであるものについては、建蔽率の制限を緩和できるため、貴市の提案は、壁面線の指定との組み合わせにより、現行制度で対応できる可能性があります。</p> <p>同法48条の用途規制は、市街地の環境を保全するために設けられている規制であり、地元産木材の使用の有無に関わらず、以下に掲げる用途規制緩和の手法を活用することにより、対応できる可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別用途地区を定めることで、建築基準法第49条第2項を活用する手法。 ・地区計画等を定めることで、建築基準法第68条の2第5項を活用する手法。 ・建築基準法第48条ただし書き許可を活用する手法。 <p>■生産緑地法8条について ○生産緑地は、現に農業の用に供されている農地等であり、継続的に農林漁業を営むために必要となる施設の設置又は管理に係る行為で良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認められるものに限り市町村長の許可を受けて設置することができることとしており、営農の継続を前提に都市の農地を保全することを目的としたものです。</p> <p>○また、生産緑地は都市農地を計画的に保全することに加えて、市街化区域を今後計画的に整備していくために必要な公共施設等の用地をあらかじめ確保することも目的としているため、公共施設等の設置又は管理に係る行為については許可不要としております。</p> <p>○継続的に農林漁業を営むために必要な施設や公共施設等については、生産緑地地区内に設置することができ、その際に地元産木材を使用することは現行制度においても可能です。</p> <p>■都市計画法34条について 建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更(開発行為)を行う際には、公共施設等の整備や防災上の措置を講ずることを義務付けるなど良好な宅地水準を確保するとともに、市街化を抑制すべき市街化調整区域においては市街化を促進するおそれがある開発行為等を抑制するため、都市計画法第29条の許可(開発許可)が必要とされており、許可される開発行為については、必要な公共施設が整備され、市街化調整区域においては無秩序な市街化を促進しないものに限られます。</p> <p>都市計画法第34条は市街化を抑制すべき市街化調整区域において市街化を促進するおそれがある開発行為を抑制するための開発許可の基準であることから、開発区域において建築が予定される建築物の用途、目的、位置、規模等を個別具体的に審査し、市街化を促進するおそれがないかを判断することとなります。したがって、災害リスクの高いエリアにおける建築物の構造などに特に関心がある場合を除き、建築が予定される建築物の資材の種類については市街化の促進への影響を判断する尺度にならないことから、同条の基準においてこれを考慮することは困難です。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
神奈川県小田原市	4	電気・ガスの使用量データに係る目的外使用規制の特例を設ける規制改革	本市は、スーパーシティ構想（案）の中で、電気・ガス・水道の使用量データ等を、高性能なスマートメーターや地域マイクログリッドシステムを活用して、本市が一元的に把握（※1）したうえで、データ連携基盤（都市OS）を通じて防災、福祉、環境などの様々な分野で活用する「グリーン&スマートライフ情報プラットフォーム（CSLIP・仮称）」を構築することを計画している（※2）。（※1）リアルタイム（厳密に言えばリアルタイムではないが、情報の活用方法に応じた適切な頻度。）で計測することで、在宅状況や生活状況まで把握することが可能となる。（※2）個人情報の活用は本人の事前同意が基本である。	CSLIPにおいて、電気・ガス・水道の使用量データ等を、データ連携基盤（都市OS）を通じて様々な分野で簡便に分析・活用することが可能となれば、市民の生命の保護、福祉の増進等に大きく貢献する。なお、電気・ガス・水道の使用量データを突合することで、単体を分析するよりも幅広く、精緻な分析が可能となる。 <主な活用分野> ・防災（災害時のライフラインの確保、避難誘導の円滑化等） ・福祉（市民の見守り、在宅療養者の状況把握、生活リズムの把握による市民の健康増進等） ・交通・運輸（在宅状況を把握して配達時の不在を防ぐ等） ・環境（発電量と電気・ガス・水道の使用量を把握したうえで、きめ細やかな省エネ推進）	電気・ガス・水道の使用量データを活用すれば、様々な市民サービスが可能となり、現在、産学官で検討や実証実験が進んでいる。しかしながら、電気・ガス・水道の使用量データは以下のとおり扱いが異なっており、実装の妨げとなっている。 電気：料金算定以外での使用（目的外使用）を禁止（電気事業法第23条）。災害時等の情報提供は可能（同法第34条）。認定電気使用者情報利用者等協会を通じた提供は可能（同法第37条の3・R4.4施行）。 ガス：料金算定以外での使用（目的外使用）を禁止（ガス事業法第54条・第80条）。水道：法令上の定めなし（事業者である各地方公共団体が条例等で取り扱いを定める）。	電気事業法第23条、ガス事業法第54条、同法第80条等	市長は、本市内における電気・ガスの使用量データについて、事業者に対して必要な情報を提供することを求めることができるものとする（※）。事業者は、市長の求めがあった時は、正当な理由がない限り、速やかにその求めに応じなければならない（事前合意に基づきリアルタイムでの情報共有を想定）。なお、市長は提供された情報について、適切に取り扱わなければならない。（※）電気とガスの使用量データの取り扱いを水道の取り扱いに合わせようとするもの。 個人データの収集は本人同意を前提とするため、必ずしも市民の合意は必要ではない。一方で、制度の普及を進めるためには、市民への十分な説明と理解が必要と認識している。また、早期のサービス実装を目指して、速やかに準備に着手したい（要件を満たした住宅から順次実装）。	経済産業省	<電事業法> 改正電気事業法第37条の3～5に基づき、需要家の同意を得た電力データについては、認定電気使用者情報利用者等協会（認定協会）を通じ、託送業務以外の目的でも第三者が利用が可能となる。認定協会では、リアルタイムデータについても提供の対象にすることを検討しているところである。 <ガス事業法> ガス事業法第54条及び第80条においては、託送供給の業務に関して知り得た他のガスを供給する事業を営む者及びガスの使用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供することを禁止行為等として規定している。当該規定においては、情報が最終的にどのように伝達されるのか担保不能であるため、ガス事業と全く無関係の第三者に提供することも禁止しているものと解される。このため、市の情報の利用方法等が担保されない中で目的外使用規制の特例を設けることは困難。
神奈川県小田原市	5	グリーン&スマートライフ情報プラットフォーム（CSLIP・仮称）においてマイナンバー（個人番号）による個人情報の検索・管理を可能とする規制改革	本市は、スーパーシティ構想（案）の中で、電気・ガス・水道の使用量データ等を、高性能なスマートメーターや地域マイクログリッドシステムを活用して、本市が一元的に把握（※1）したうえで、データ連携基盤（都市OS）を通じて防災、福祉、環境などの様々な分野で活用する「グリーン&スマートライフ情報プラットフォーム（CSLIP・仮称）」を構築することを計画している（※2）。CSLIPを効果的、効率的なものとするためには、複数のデータを、幅広い範囲で、かつ簡便に連携させることが重要であり、それが可能な手段を検討している。（※1）リアルタイム（厳密に言えばリアルタイムではないが、情報の活用方法に応じた適切な頻度。）で計測することで、在宅状況や生活状況まで把握することが可能となる。（※2）個人情報の活用は本人の事前同意が基本。	CSLIPにおいて、電気・ガス・水道の使用量データ等を、データ連携基盤（都市OS）を通じて様々な分野で簡便に分析・活用することが可能となれば、市民の生命の保護、福祉の増進等に大きく貢献する。 例：使用量データで生活リズム把握→都市OSを通じて病院が当該情報を入力→電子カルテと連携させ正確な診療・治療へ <主な活用分野> ・防災（災害時のライフラインの確保、避難誘導の円滑化等） ・福祉（市民の見守り、在宅療養者の状況把握、生活リズムの把握による市民の健康増進等） ・交通・運輸（在宅状況を把握して配達時の不在を防ぐ等） ・環境（発電量と電気・ガス・水道の使用量を把握したうえで、きめ細やかな省エネ推進）	複数分野でのデータ連携を簡便に行うためには、マイナンバーを活用して必要な情報の検索・管理を行うとともに、必要と認められる場合には第三者に情報を提供することが可能となることが有効である（マイナンバーを活用した個人情報の紐づけ）。しかしながら、現在、マイナンバーの利用範囲はマイナンバー法第9条及び別表第1において、マイナンバーを含む個人情報の提供範囲は同法第19条及び別表第2において規定されており、本市がCSLIPにおいて活用することはできない。 マイナンバーを活用しなくとも、個人を識別可能な情報（例：市民ID）を設定し、必要な情報を当該個人識別情報に紐づけるようすれば、データ連携ができない訳ではない。しかしながら、マイナンバーがあるにも関わらず、市民IDを付与するのは、市民の利便性を損なうものと認識している。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）第9条及び別表第1、同法第19条及び別表第2等	マイナンバーの利用範囲はマイナンバー法第9条及び別表第1において、マイナンバーを含む個人情報の提供範囲は同法第19条及び別表第2において規定されているが、本市の都市OS上において、特に市民の福祉の増進に資する事務の処理にマイナンバーを利用することを可能とし、必要な情報を必要な者に対して提供することができるものとする。なお、市長及び情報の提供を受けた者は、個人情報について適切に取り扱わなければならない（本市個人情報保護条例等に基づき適切に取り扱う予定。）。個人データの収集は本人同意を前提とするため、必ずしも市民の合意は必要ではない。一方で、制度の普及を進めるためには、市民への十分な説明と理解が必要と認識している。また、CSLIPを早期に構築できるよう、速やかに準備に着手したい（要件を満たした住宅から順次実装）。	デジタル庁	マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされている。また、マイナンバー法別表第1の76の項には「健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）による健康増進事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの」が規定されており、当該事務は社会保障制度、税制又は災害対策に関する事務として、同法第9条第1項における個人番号利用事務として規定されている。これらを踏まえ、ご提案のうち防災及び市民の健康増進に関する事務についての実現に当たっては、マイナンバー法第9条第2項の活用を検討いただきたい。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
神奈川県小田原市	6	脱炭素化に資する事業を行う場合に所有者不明土地の利用に係る制限等に特例を設ける規制改革	<p>本市は、太陽光発電を中心とする再生可能エネルギーとEVを核とする独自のエネルギー対策に取り組み、再生可能エネルギーの地産地消を軸とした、脱炭素化とエネルギーと経済の地域好循環の実現を目指している。</p> <p>このため、独自に目標を設定し、達成のための取り組みを進めているが、中期的には太陽光発電もEVも増加しているものの、最近伸び悩んでおり、このままでは短期的な目標の達成は厳しい状況にある。</p> <p>他方、他の市町村と同様、本市においても所有者不明土地が増加しており (※)、このような土地に脱炭素化に資する施設を誘致することを検討している。 (※) R2年度末で89筆・約2.9ha（固定資産税が賦課される土地のみ）</p>	<p>放置されている所有者不明土地を活用して本市の脱炭素化に資する事業を実施することが可能となれば、本市の脱炭素化が進展し、地域経済にも好影響を及ぼすことが期待される。</p> <p>加えて、荒廃している所有者不明土地が活用されることは、周辺環境の向上に貢献し、地域住民にとっては大きなメリットとなる。</p>	<p>現行制度上、所有者不明土地において整備することが可能な「地域福利増進事業」は地域住民の福祉・利便の増進につながる施設の整備事業である。</p> <p>「脱炭素化の実現に資する事業」を地域で行うことは、必ずしも地域住民が必要と感じている訳ではないため、太陽光発電施設（電気工作物）のように双方に該当する事業も存在するが、「地域福利増進事業」には該当しない事業も多い</p> <p>（例：EVカーシェアリング用施設、ZEB・ZEH・地元産材を使用した住宅用の資材置場等）。</p> <p>また、土地の使用期間は最長10年であり、経過後、関係者の同意を得て延長することは可能である。しかしながら、事業開始段階では使用期間終了後に関係者の同意を得て延長することができるか否かが不明であり、土地使用者にとっては大きなリスクとなる。このため、投資の回収に一定以上の期間が必要となる事業での活用が見込まれないのが実情である。</p>	所有者不明土地の円滑化等に関する特別措置法第2条、同法第13条第3項等	<p>本市内において、所有者不明土地の円滑化等に関する特別措置法の制限に以下のとおり特例を設ける。</p> <p>対象事業：本市の脱炭素化の実現に資すると認められる事業を追加（EVカーシェアリング（駐車場）、ZEB・ZEH（資材置場）、地元産木材（加工所・販売所）等を想定。）</p> <p>使用期間：10年の上限を撤廃し、土地の状況や実施する事業に照らして判断（20年～30年が寿命の太陽光発電用ソーラーパネルであれば当該期間を使用期間として設定。）</p> <p>手続き：事前相談・申請の窓口を市にするとともに裁定に当たっては市長の同意を必要とする</p> <p>対象事業の拡大や使用期間の長期化は周辺住民や所有者の利害に関わるため、本特例は地域住民の合意を得たうえでの計画</p> <p>決定が必要と認識している。また、本特例は、速やかに本市全域に適用されるよう、準備に着手したい。</p>	国土交通省	<p>①対象事業の追加について 例示されている事業については、具体的な内容次第ではあるものの、例えば次のように、所有者不明土地法第2条第3項に規定する地域福利増進事業に該当するケースもあり得ると考えられます。（いずれにせよ最終的な判断は裁定権者の都道府県知事に依ることとなります。）</p> <p>【EVカーシェアリングのための駐車場】 同項第1号の「駐車場法による路外駐車場その他一般交通の用に供する施設」や同項第6号の「広場」に該当する場合</p> <p>【ZEB・ZEHのための資材置場】 ZEB・ZEHが同項第1号から第9号までに掲げる事業に該当する場合であって、同項第10号の当該事業「のために欠くことができない」「材料置場」に該当するとき</p> <p>【地元産木材の加工所・販売所】 同項第8号の「購買施設」に該当する場合</p> <p>②使用権設定期間の上限の撤廃について 土地等使用権の存続期間の延長についての裁定を申請することは、所有者不明土地法第19条に基づき、現行法においても可能とされています。なお、土地等使用権の存続期間については、長期にわたる土地の使用を要するものとして法令で定める事業にあつては20年を限度とすることとする、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（令和4年2月4日閣議決定）」を第208回国会に提出しています。</p> <p>③手続について 所有者不明土地法第43条において、地方公共団体は、地域福利増進事業を実施しようとする者等の求めに応じ、各種の援助を行うよう努めることとされており、その範囲内で市がご対応いただくことは、現行法においても可能とされています。（地方自治法第252条の14第1項において、県が、県の事務の一部を市に委託することも可能とされています。）</p> <p>また、地域福利増進事業の裁定申請に当たっては必要となる書類として、同法第10条第3項において、第3号に規定する利用制限に係る権限を有する行政機関の長の意見書や、同項第4号に規定する事業実施に関して必要となる処分に係る権限を有する行政機関の長の意見書が掲げられており、権限を有する市が意見を表明する機会は、現行法においても確保されているところで</p>
神奈川県小田原市	7	二酸化炭素を排出しない車両のみ貨客混載を可能とする規制改革	<p>本市は、EVを核の一つとする独自のエネルギー対策に取り組み、脱炭素化の実現等を目指している。このため、独自に目標を設定し、実現のための取り組みを進めているが、EVは中期的には増加しているものの、最近伸び悩んでおり、このままでは短期的な目標の達成は厳しい状況にある。</p> <p>このような状況の下で、EVや、同様に二酸化炭素を排出しないFCVの普及について、更なる取り組みを進めることが必要である。多くの事業用自動車にあって、本市における人と物の輸送サービスを安定的、継続的に確保することが可能となる。</p>	<p>本市は、マイカーを中心としたEVカーシェアリング等の導入により、EV・FCVの普及を進めているところである。旅客・貨物自動車についてもEV・FCVの普及が推進されれば、本市の脱炭素化に大きく貢献する。</p> <p>加えて、全国で新型コロナウイルスの影響により宅配需要が増加する一方で、本市においては少子高齢化や交通インフラの弱体化が進んでいる中において、本市における人と物の輸送サービスを安定的、継続的に確保することが可能となる。</p>	<p>平成29年9月以降、国土交通省自動車局長通知に基づいて、過疎地域に限り、貸切バス、タクシー、トラックにより、同一の車両・運転者・運行管理者等で人と物の輸送サービスを提供する（旅客自動車運送事業と貨物自動車運送事業との「かけもち」により「貨客混載」の輸送サービスを提供する）ことが可能とされている（乗合バスについては全国で提供することが可能である）。</p> <p>過疎地域ではない本市においては、本特例を適用することができない。</p>	平成29年8月7日付 国土交通省自動車局長通知（国自安第97号・国自旅第128号・国自貨第64号）	<p>平成29年9月以降、国土交通省自動車局長通知に基づいて、過疎地域に限り、貸切バス、タクシー、トラックにより、同一の車両・運転者・運行管理者等で人と物の輸送サービスを提供する（旅客自動車運送事業と貨物自動車運送事業との「かけもち」により「貨客混載」の輸送サービスを提供する）ことが可能とされている（乗合バスについては全国で提供することが可能である）。</p> <p>本特例について、EV・FCVを使用する場合に限り、本市においても適用されるものとする。</p> <p>本特例は、住民生活に直接の影響を及ぼすものではないため、必ずしも市民の合意は必要ではないが、制度の円滑な運用のためには、事業者等と十分な意見交換を行い、理解を得ることが重要と認識している。</p> <p>また、本特例は、速やかに本市全域に適用されるよう、準備に着手したいと考えている。</p>	国土交通省	<p>貨客混載の実施に当たっては複数の制度があるところ、貴市の提案する事業が貨物自動車運送事業法の規制に抵触するか否かは、個別の運送形態についてより詳細に聞かせて頂いた上で、実質的に判断させていただきたい。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
神奈川県小田原市	8	水素ステーション等を設置する場合に用途制限等に特例を設ける規制改革	<p>本市は、本市並びに国の脱炭素化の目標（2050年脱炭素社会実現等）の達成に向けて、取り組みを進めているところである。脱炭素化を実現するためには、建築物や供給されるエネルギーだけではなく、重要な炭素排出源の一つである自動車についても脱炭素を実現しなければならぬ。</p> <p>そのためには、EVと並ぶ脱炭素に対応した自動車であるFCV（水素自動車）の普及にも取り組むことが重要である。</p> <p>加えて、脱炭素化を進めつつ、エネルギー供給源の多様化を図ることは、本市の都市機能維持のために必要であると認識している。しかしながら、FCV普及のために必要不可欠な水素ステーションについて、現在は本市及び周辺地域には存在しておらず、誘致を進めているところである。</p>	<p>現在、本市及び周辺地域（※）には水素ステーションが存在せず、FCVの普及も進んでいないが、水素ステーションが進出することで、市内や周辺市町村においてFCVの普及が進んでいくことが期待される。EVとともにFCVの普及が進むことで、本市の脱炭素化に貢献するとともに、エネルギー供給源が多様化することにより本市の都市機能が強化される。</p> <p>加えて、環境先進都市としての本市を市内外にPRすることも可能となる。</p> <p>（※）東名高速道路や国道一号線が通る交通の要衝であり、また、小田原、箱根、熱海、湯河原をはじめとする国内外に知られた観光地を擁する西湘・伊豆地域には、水素ステーションが存在しない（R3.10.15現在）</p>	<p>水素ステーション経営は、多くの場合、赤字事業であるが、水素の普及は国策であり、事業者の多くは中長期的な視野に立って事業を行っていると考えている。このような状況であるため、水素ステーションの設備整備等には国・県からの高水準の補助を受けることができるが、土地の確保については補助水準が大きく下がる。</p> <p>安価な土地を確保すれば補助の必要性は下がるが、交通量が多い道路に近接している土地のうち、水素ステーションが建設可能な土地は基本的に高価であり、安価な土地は用途制限、行為制限等で水素ステーションを整備できない。この点が、水素ステーション整備に当たってのボトルネックの一つとなっていると聞いている。</p>	建築基準法第48条及び同法別表第2、生産緑地法第8条、都市計画法第34条等	<p>本市内において、水素エネルギーの普及に資すると認められる施設（水素ステーション、FCVカーシェアリング関係施設等）については、建築基準法の規定する用途制限、生産緑地法の規定する行為制限等にかかわらず、建築することができるものとする。</p> <p>なお、当該施設の建築が周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがある場合には、特例適用が認められないものとする。</p> <p>本特例の活用は施設周辺の居住環境等に影響を及ぼすため、市民の合意を得たうえで計画決定が必要と認識している。</p> <p>加えて、本特例は、速やかに本市全域に適用されるよう、準備に着手したいと考えている。</p>	国土交通省	<p>■建築基準法48条について 建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するために設けられているものであり、水素エネルギーの普及に資するか否かに関わらず、以下に掲げる用途規制緩和の手法を活用することにより、対応できる可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略特別区域法第15条又は第16条の2を活用する手法。 ・特別用途地区を定めることで、建築基準法第49条第2項を活用する手法。 ・地区計画等を定めることで、建築基準法第68条の2第5項を活用する手法。 ・建築基準法第48条ただし書き許可を活用する手法。 <p>■生産緑地法8条について ○生産緑地は、市町村が都市計画において定めている、現に農業の用に供されている農地等であり、継続的に農林漁業を営むために必要となる施設の設置又は管理に係る行為が良好な生活環境の確保を図る上で支障がないと認められるものに限り市町村長の許可を受けて設置することができることとしており、営農の継続を前提に都市の農地を保全することを目的としたものです。</p> <p>○また、生産緑地は都市農地を計画的に保全することに加えて、市街化区域を今後計画的に整備していくために必要な公共施設等の用地をあらかじめ確保することも目的としているため、公共施設等の設置又は管理に係る行為について許可不要としております。</p> <p>○継続的に農林漁業を営む上で必要でない施設であり、かつ公共施設等に該当しない施設は、生産緑地制度の趣旨に反するため、設置することはできません。</p> <p>■都市計画法34条について 市街化調整区域に居住する者を主たるサービス対象とする水素スタンドの建築を目的とした開発行為については都市計画法第34条第1号の開発行為に、道路の円滑な交通を確保するために適切な位置に設けられる市街化調整区域内の水素スタンドについては同条第9号の開発行為に該当することについて、既に開発許可制度運用指針において示しています。</p>
神奈川県小田原市	9	暗号化された気象予想の都市OS上での共有については「気象予報」とは見なさない特例を設ける規制改革	<p>本市は、本市並びに国の脱炭素化の目標（2050年脱炭素社会実現等）の達成に向けて、再生可能エネルギー、特に、太陽光発電により創出されたエネルギーの地産地消に取り組んでいるところである。一方で、再生可能エネルギー普及後の本市の都市機能を安定的に維持するためには、エネルギーの安定供給が必要不可欠である。エネルギー供給の多様化等、対応策を講じているが、悪天候による発電量の低下が継続することは、特に重大なリスクとなる。</p> <p>このリスクに対しては、本市内の各地域において、ソーラーパネルや蓄電池等に観測器やセンサーを取り付け、収集した気象データを活用し、当該場所の気象予想を行ったうえで関係者が共有、それを基にエネルギーマネジメント（蓄電量の増加や省エネの呼びかけ、場合によっては市外からの送電。）を行うことが最も効果的な対応であり、実現に向けた検討を進めている。</p>	<p>ソーラーパネル設置場所の正確な気象予報（※）を基に、当該ソーラーパネルの発電量を予測することが可能となり、本市のエネルギーマネジメントの、ひいては都市機能の強靱性が高まる。</p> <p>将来的には、AI等を活用した正確な気象予報が実現することが見込まれるが、そのための実証実験も容易となる。</p> <p>（※）観測器やセンサー等において当該箇所の気象データを継続的に把握し、それを気象庁が公表する気象予報や気象データと突合した上で、AI等も活用して分析することにより、限定された地域において、正確な気象予報が可能となるものと見込んでいる。</p>	<p>現行法上、気象予想を発表する（気象予報を行う）場合には気象庁長官の許可が必要となる。</p> <p>一方で、気象予報そのものを目的としておらず、本市内でエネルギーマネジメントを行うために、必要な範囲での気象予測を行い、関係者間で共有することを想定している小規模な太陽光発電事業者に対して、気象予報業務の許可を求めることは困難である。</p>	気象業務法第2条等	<p>本市内において、観測器やセンサー等において入手されたデータなどを基に本市内の特定区域の気象の予想を行い、都市OS等を通じて限られた範囲の関係者が共有する場合にあっては、気象業務法第2条における「観測の成果に基づく現象の予想の＜発表＞」とは見なさないものとする。</p> <p>但し、共有に当たって、情報の暗号化と対象者のみに対するの読解方法の提供等の手法で、対象者以外の者が当該情報にふれることがないようにされている場合に限るものとする（共有する情報を暗号化したうえで、その読解ツールを関係者に限り共有しておけば、関係者以外の者がその内容を理解することはできない。）。</p> <p>本特例の活用には、情報漏洩等、一定のリスクが存在するため、市民の合意を得たうえで計画決定が必要と認識している。</p> <p>また、本特例は、速やかに本市全域に適用されるよう、準備に着手したいと考えている。</p>	国土交通省	<p>○気象業務法では、科学的な根拠に基づかない予報によって国民や企業が適切な行動をとるための判断に影響が生じないよう、予報業務許可制度を設け、予報業務を行う事業者には、現象の予想を気象予報士に行わせること等を義務付けている。</p> <p>○今回の提案内容である太陽光発電量の予測は、基本的には予報業務許可の対象外であるが、ご指摘のように、第三者に提供された太陽光発電量の予測から、日射量や日照時間といった気象の予測が逆算できる場合は、気象の予報業務許可の取得が必要となる。計算式が複雑であり、日射量や日照時間が逆算できないようであれば、予報業務許可の対象とはならないことから、どのような計算式で太陽光発電量を予測するかを確認したい。</p> <p>○なお、上記により、予報業務許可の対象となつた場合、予報を一般に公開せず、ご提案のように第三者に予報が提供されるとしても（仮に暗号化する等の対応をとっても）、予報業務許可を取得する必要があるとともに、気象庁が発表する警報、注意報、台風情報との関係を正しく理解していただく必要があるなど、関係機関が適切な防災対応等を行う際に混乱させないための方策の検討が必要である。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
神奈川県小田原市	10	金融機関が脱炭素関連事業を自ら営むことができるよう、いわゆる「他業規制」の特例を設ける規制改革	本市の脱炭素化の取り組みの主たる部分を担うのは民間企業であり、また、そうでなければ取り組みが自走、継続することはないと認識している。一方、本市においては様々な民間企業・団体が脱炭素関連事業に取り組んでいる状況にあるものの、本市並びに国の脱炭素の目標を実現するためには、更なる担い手の育成や誘致が必要不可欠である。他方、脱炭素化や地域活性化の実現のためには、金融機関が資金調達面で貢献することが強く求められている。また、脱炭素事業への参入は、社会貢献と利潤追求の双方で、金融機関にとっては魅力的である。本市は、このような状況にあつて、金融機関には、利潤追求と社会貢献を両立させるため、資金調達に協力するだけでなく、資金力やネットワークを活用して脱炭素化等に資する事業を営んでいただくことを希望している。	本市の脱炭素化について、資金力やネットワークに優れた担い手が参加することにより、自走的、継続的に進展していくことが見込まれる。また、金融機関が本市に積極的に投資を行うことにより、本市の経済活性化につながることを期待される。	金融機関は、銀行法をはじめとする法令において、行うことができる事業（※）が規定されており、それ以外の事業を行うことができない。 （※）基本的に、預金・定期預金等の受け入れ、資金の貸付け、手形の割引、為替取引等のいわゆる「金融事業」のみ行うことができる。システム販売、人材派遣、広告等の限られた業務については、特例が設けられている。	銀行法第10条、同法第11条、同法第12条、信用金庫法第53条、信託業法第21条、労働金庫法第58条、同法58条の2、中小企業等協同組合法第9条の8、農業協同組合法第10条、水産業協同組合法第11条等	金融機関は、脱炭素社会の実現に資すると認められる事業（※）について、銀行法12条などの規定にかかわらず、本市において自ら営むことができるものとする。 （※）ZEB・ZEHの整備・賃貸、再生可能エネルギーの創出・供給、EV・FCVの売買、農林産品の売買等を想定。 本特例は、住民生活に直接の影響を及ぼすものではないため、必ずしも市民の合意は必要ではないが、制度の円滑な運用のためには、事業者等と十分な意見交換を行い、理解を得ることが重要と認識している。 また、本特例は、速やかに本市全域に適用されるよう、準備に着手したいと考えている。	金融庁 厚生労働省 農林水産省	令和3年5月に成立した銀行法等一部改正法において、銀行は、「当該銀行の保有する人材、情報通信技術、設備その他の当該銀行の営む銀行業に係る経営資源を主として活用して営む業務であつて、地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務として内閣府令で定めるもの」を営むことができることとなりました。この制度的枠組みの下で、銀行は、その資金力・ネットワーク等を活用して、脱炭素化に向けた小田原市の取組みに貢献することができます。（信用金庫等の協同組織金融機関についても基本的に同様。）※上記改正は令和3年11月下旬より施行。
神奈川県小田原市	11	金融機関が脱炭素関連事業を営む会社に出資することができるよう、いわゆる「出資規制」の特例を設ける規制改革	本市の脱炭素化の取り組みの主たる部分を担うのは民間企業であり、また、そうでなければ取り組みが自走、継続することはないと認識している。一方、本市においては様々な民間企業・団体が脱炭素関連事業に取り組んでいる状況にあるものの、本市並びに国の脱炭素の目標を実現するためには、更なる担い手の育成や誘致が必要不可欠である。他方、脱炭素化や地域活性化の実現のためには、金融機関が資金調達面で貢献することが強く求められている。また、脱炭素事業への参入は、社会貢献と利潤追求の双方で、金融機関にとっては魅力的である。本市は、このような状況にあつて、金融機関には、利潤追求と社会貢献を両立させるため、資金調達に協力するだけでなく、資金力等を活用して脱炭素化等に資する事業に出資していただくことを希望している。	本市の脱炭素化について、担い手の資金力等が強化され、取り組みが自走的、継続的に進展していくことが見込まれる。また、金融機関が本市に積極的に投資を行うことにより、本市の経済活性化につながることを期待される。	金融機関は、独占禁止法並びに銀行法をはじめとする法令において、出資を行うことができる範囲（※）が規定されており、それを超えて出資を行うことができない。 （※）これらの法令が規定する議決権保有制限等により、一般的には5%を超えて出資を行うことはできない。地域商社、地域活性化事業会社、ベンチャービジネス会社等については特例が設けられているが、対象や目的、期限が限られており、本市が想定する、金融機関に脱炭素化の担い手となつていただくことは困難である。	独占禁止法第11条、銀行法第16条の2、同法第16条の4、信用金庫法第54条の21、同法第54条の22、労働金庫法第58条の3、同法第58条の4、同法第58条の5、協同組合による金融事業に関する法律第4条の2、同法第4条の3等	金融機関は、本市において脱炭素社会の実現に資すると認められる事業（※）を営む会社に対して、独占禁止法第11条、銀行法第16条の2、同法第16条の4などの規定にかかわらず、出資を行うことができるものとする。 （※）ZEB・ZEHの整備・賃貸、再生可能エネルギーの創出・供給、EV・FCVの売買等を想定。 なお、ゼロカーボン・デジタルタウン（No7参照）の運営は、地域の産金官が出資した街づくり会社が担うことを想定。 本特例は、住民生活に直接の影響を及ぼすものではないため、必ずしも市民の合意は必要ではないが、制度の円滑な運用のためには、事業者等と十分な意見交換を行い、理解を得ることが重要と認識している。 また、本特例は、速やかに本市全域に適用されるよう、準備に着手したいと考えている。	金融庁 厚生労働省 公正取引委員会	令和3年5月に成立した銀行法等一部改正法において、銀行は、「地域の活性化に資すると認められる事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」や「情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務若しくは地域の活性化、産業の生産性の向上その他の持続可能な社会の構築に資する業務又はこれらに資すると見込まれる業務を営む会社」を子会社とすること等ができることとなりました。この制度的枠組みの下で、銀行は、出資による貢献を含め、脱炭素化に向けた小田原市の取組みに貢献することができます。（信用金庫等の協同組織金融機関についても基本的に同様。）※上記改正は令和3年11月下旬より施行。 銀行等が、神奈川県小田原市において脱炭素社会の実現に資すると認められる事業を営む会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて保有等しようとする場合、投資事業有限責任組合等を通じ、又は事業支配力の過度の集中等のおそれがないと認められた場合は独占禁止法第11条第1項に基づく公正取引委員会の認可を得て、5%を超える議決権の保有等が可能です。このように、銀行等が会社の議決権を総株主の議決権の5%を超えて保有等することを可能とする制度としての枠組みは用意されていますが、一方で銀行等による事業支配力の過度の集中等を防止し、公正かつ自由な競争を促進する観点から、当該保有等による事業支配力増大の有無、株式発行会社の属する市場における競争上の問題の発生のおそれの有無等について、認可制度を通じて審査される必要があります。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
石川県加賀市	1	マイナンバーを活用した子どものトータルサポート（教育・福祉等連携）	子どものいじめ・虐待・貧困を早期発見し、マイナンバーを活用したプッシュ型の支援制度拡充を実現する。	子どものいじめ・虐待・貧困の解消につながる。	マイナンバーの利用範囲が社会保障・税・災害対策分野に限定されており、教育分野における活用が認められていない。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条	マイナンバーの利用範囲として教育分野を追加する。	デジタル庁	<p>マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされている。</p> <p>また、マイナンバー法別表第1において、「住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの」（別表第1の35の項）、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの」（別表第1の91の項）が規定されており、これらの事務は低所得者に対する支援という観点から社会保障制度に関する事務として、同法第9条第1項における個人番号利用事務として規定されている。</p> <p>これらを踏まえ、ご提案の事業が、社会保障制度に関する事務その他これらに類する事務にあたるものかどうかを検討し、マイナンバー法第9条第2項の活用を検討いただきたい。</p>
石川県加賀市	2	マイナンバーを活用した交通弱者等のサポート	地域公共交通を利用する際に、マイナンバーカードによる公的個人認証を行うとともに、免許返納情報や所得情報等の各種データをマイナンバーで連携することで、交通弱者の状況に応じて個人ステータス別の利用料金を適用する。	個別の手続きを要することなく利用料金の無償化や減額を行い、誰もが移動しやすい環境を構築する。	マイナンバーの利用範囲が社会保障・税・災害対策分野に限定されており、交通分野における活用が認められていない。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条	マイナンバーの利用範囲として交通分野を追加する。	デジタル庁	<p>マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされている。</p> <p>また、マイナンバー法別表第1において、「住宅地区改良法による改良住宅（同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの」（別表第1の35の項）、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの」（別表第1の91の項）が規定されており、これらの事務は低所得者に対する支援という観点から社会保障制度に関する事務として、同法第9条第1項における個人番号利用事務として規定されている。</p> <p>これらを踏まえ、ご提案の事業が、社会保障制度に関する事務その他これらに類する事務にあたるものかどうかを検討し、マイナンバー法第9条第2項の活用を検討いただきたい。</p>
石川県加賀市	3	マイナンバーカードを活用したインターネット投票	・市民が投票所に行かずに投票できる仕組みの構築する。なお、インターネット投票を推進するが投票所での開票も並行して認める想定。 ・2025年の加賀市長及び加賀市議会議員選挙から実施する。	投票率の向上と開票事務の簡素化や市民の利便性を向上させる。	公職選挙法により、投票所での投票や投票用紙を交付し、候補者の氏名を記入するなど、インターネット投票ができない記述となっている。	公職選挙法第38条、44条、45条、46条第1項～3項	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット投票の場合、投票立会人を不要とする。 ・投票所に行かなくても投票を可能とする。 ・投票用紙の電子交付を可能とする。 ・インターネット投票の場合は、投票用紙への自書及び投函を不要とする。 	総務省	<p>ご提案のインターネット投票については、現行制度上、一定の障害者等を対象とした郵便等投票など、極めて限定的にしか認められていない投票管理者等が不在の投票を、国内の選挙において何らの要件なしに認めるものであるなど選挙の公正確保等の観点から課題があり、選挙制度の根幹に関わる問題であるため、各党各会派における議論が必要であり、特区として実験的に行うべきものではないと考える。</p> <p>なお、総務省としては、まずは在外選挙におけるインターネット投票の導入について、国会における議論なども踏まえて検討してまいります。</p>
石川県加賀市	4	空域における携帯電話電波の利用	将来的なエアモビリティの本格導入のため、ヘリコプターが飛行中においても携帯回線利用可能とすることにより、リアルタイムの位置情報を共有でき管制と連携できるようにする。	市で整備したエアモビリティ管制プラットフォームにおいて、ヘリコプターの動態情報を取り込むことができ、ドローンやエアモビリティが自律的にヘリコプターを回避することができる。また、ヘリコプター側へ加賀市内を飛行するドローンやエアモビリティの動態情報を共有することができ、相互に協調しながら、空域の安全を確保することができるようになる。	ヘリコプターは飛行中には通信手段が航空無線、衛星通信のみと限定されており、ドローンなどのリアルタイムの位置情報が管理されている管制システムにアクセスすることができない。	航空法施行規則第164条の16	加賀温泉駅周辺の管制区域エリアの限定的なエリアにおいて、地上300m未満を飛行するヘリコプターに限り、携帯回線網を利用した通信を許可する。	国土交通省、総務省	<p>本提案事項は現行規定により、安全を確認した場合は利用可能となります。具体的には航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示（抄）（平成15年10月10日国土交通省告示第1346号）（https://www.mlit.go.jp/koku/content/001385839.pdf）（航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器）第1条のただし書きにより、運航者が安全を確認した物件を運航者が作動させる場合は使用可能となり、その安全の確認方法については「携帯型電子機器から発射される電波に対する航空機の耐性確認要領」（平成26年8月1日制定（国空安保第181号））（https://www.mlit.go.jp/koku/content/001385800.pdf）で定めています。</p> <p>なお、電波法においては、携帯電話等の端末の無線局免許は携帯電話事業者が取得しており、上空で利用する場合は利用者から携帯電話事業者へに手続を取る必要があります。 https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/others/uav/ 詳しくは、携帯電話事業者へお尋ねください。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
石川県加賀市	5	農業振興地域の区域変更に関する権限の緩和	2024年の北陸新幹線加賀温泉駅の開業に合わせて駅周辺の整備に向け、地域の実情に応じた迅速で最適な都市開発を可能とする。	地域の実情に応じた都市開発を迅速に行うことにより、戦略的な産業集積による無秩序な開発の防止や適切な産業用地の整備による新たな雇用の創出等につなげる。	農業振興地域の区域の変更の権限は都道府県知事が有しているため、その手続きには多くの時間を要し、迅速な住民サービス及び農地の有効な活用の支障となっている。	農業振興地域の整備に関する法律第7条	農業振興地域の区域の変更の権限を都道府県知事から市に移譲する。 ただし、権限を委譲する区域については、迅速な開発が求められる新たに設置される新幹線駅から半径1.5km以内の範囲内に限定する。	農林水産省	<p>農地は農業生産の基盤であり、適切に確保していく必要があることから、農業振興地域制度により都道府県知事が指定した農業振興地域の区域内にある市町村は、農業振興地域整備計画を作成し農用地区域を定め優良農地を確保しているところ。</p> <p>農業振興地域の指定を都道府県知事としているのは、都道府県知事が当該都道府県内における農用地等として利用すべき土地の状況や農業経営の現況及び将来の見通し等に照らして広域的な観点から指定することが適当であるとの考えによるものです。</p> <p>仮に市町村が農業振興地域の指定を行うこととした場合、市町村によって農業振興地域の指定に差が生まれ、都道府県全体の農業振興に支障が生じることが懸念されることから適当ではないと考えられます。</p> <p>また、都道府県知事が定める農業振興地域整備基本方針において確保すべき農用地等の面積の目標設定を行うこととしており、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保の観点からも、面積の目標設定を行った都道府県知事が責任をもって農業振興地域の指定をすることが適当であると考えます。</p> <p>加えて、国土利用計画法第9条に基づき定める土地利用基本計画においては、個別規制法において定められた農業振興地域や都市計画区域等に基づき農業地域や都市地域等の地域区分を都道府県が定めるものとされており、各地域区分間における土地利用調整の観点からも農業振興地域の指定は、都道府県知事が行う必要があるものと考えます。</p> <p>なお、農業以外への用途への活用が制限される農用地区域の設定については市町村において決定しているところであり、御提案のように開発計画を迅速に進めるにあたっては、市町村が農用地区域からの除外手続きを迅速に行うことにより実現が可能と考えられます。</p>
石川県加賀市	6	指定建築材料に関する大臣認定制度の簡素化	若者や多拠点居住者等が気軽に購入できる安価な3Dプリンター住宅の建築を可能とする環境を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・すぐに住むことができる安価な住宅を迅速に建築できることにより、関係人口の定住化につながる。 ・建築作業の省人化・省力化が進むことにより、建築業者は人手不足が解消される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定建築材料に入っていない（例えばモルタルなど）新材料は法37条の対象ではないので、材料としての大員認定は取得できないため、建物個別の大員認定が必要である。 ・別の建物に同じ材料を使用する場合でも改めて大臣認定を取りなおす必要がある。 ・施工中に建物の設計内容に変更があった場合、新材料に関係ない部位であっても大臣認定の再取得が必要で、建築スケジュールへの影響が大きい。 	建築基準法第37条	<ul style="list-style-type: none"> ・確認申請のレベルで判断できない場合は、より高度な審査ができる性能評価機関による評価を取得すれば大臣認定は不要とする。 ・一度性能評価を受けた材料、工法を他の建物に使用する場合、前回の評価結果を参照することで手続きを簡略化する。 ・建設中に変更が生じて、それが新材料に関わる部分でなければ性能評価の変更は不要とする。 	国土交通省	<p>建築基準法第37条に規定する指定建築材料に該当しない材料を構造耐力上主要な部分に使用する、構造計算に使用する強度が規定されていないものや、当該材料を使用した構造方法（耐久性等関係規定を含む仕様規定）が規定されていないものについては、当該材料を使用する個別の建築物について、建築基準法第20条に基づく大臣認定を取得することで使用可能となります。当該材料を定型化されたルールの下で継続的に活用することが想定される場合には、当該ルールを認定し個別プロジェクト毎に認定を受けなくともよいこととする認定が現行制度上でも可能です。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
長野県松本市	1	再生可能エネルギーの導入促進	高圧系統へのN-1電制による再エネ接続	系統の空容量のない地域において、より多くの際エネ電源を接続することができる	N-1電制は特別高圧系統のみ適用	電気事業法第28条の40第3号及び第28条の45に基づく「送配電等業務指針」第55条	高圧系統へのN-1電制による再エネ接続を可能とする措置	経済産業省	2022年度中の導入を目指している「N-1電制の本格適用」では、高圧の系統へ連系する電源についても、別の電源を電制した際には、その別の電源の機会損失費用を事後的に精算することで連系ができるよう、検討を行っています。
長野県松本市	2	異周波数エリア間の電力融通	60Hzエリアに電力融通するための蓄電池からの売電	東西周波数の境界に位置する場所において、低コストで事業展開できることから、東西電力融通を強化することができる	蓄電池設置の認定の時期や計量器の位置によっては、蓄電池からFIT電源として売電できない場合がある	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第2項第5号口	固定価格買取制度の下で蓄電池を介した売電を可能とする措置	経済産業省	<p>現行FIT制度において、事後的に設置した蓄電池を用いて売電する場合、認定時点で想定されていなかった国民負担の増加が後から生じることになるため、認定時点の調達価格での売電を認めておらず、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、FIT認定を受けた事業について、事後的に併設した蓄電池から逆潮流させる電気を区分計量してFIT外で売電することができない場合には、最新の調達価格に変更することとしています。なお、FIT認定を新規に申請する段階で、最初から蓄電池を併設する計画とすることは、現行制度においても可能となります。</p> <p>また、FIP制度においては、2022年度以降、新規にFIT認定を受けた事業が、FIP制度に移行する場合には、蓄電池の変更（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力より大きい場合であって、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽光電池側に新設又は増設する変更）は価格変更事由に該当しないこととする予定です。</p>
長野県松本市	3	仮想発電所(VPP)の導入	太陽光発電 + 蓄電池 + EVをVPPで制御	電力負荷の平準化を図ることで、電力の安定供給に寄与する	蓄電池設置の認定の時期や計量器の位置によっては、蓄電池からFIT電源として売電できない場合がある	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第5条第2項第5号口	固定価格買取制度の下で蓄電池を介した売電を可能とする措置	経済産業省	<p>現行FIT制度において、事後的に設置した蓄電池を用いて売電する場合、認定時点で想定されていなかった国民負担の増加が後から生じることになるため、認定時点の調達価格での売電を認めておらず、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、FIT認定を受けた事業について、事後的に併設した蓄電池から逆潮流させる電気を区分計量してFIT外で売電することができない場合には、最新の調達価格に変更することとしています。なお、FIT認定を新規に申請する段階で、最初から蓄電池を併設する計画とすることは、現行制度においても可能となります。</p> <p>また、FIP制度においては、2022年度以降、新規にFIT認定を受けた事業が、FIP制度に移行する場合には、蓄電池の変更（当該設備に係る太陽電池の合計出力が当該設備の出力より大きい場合であって、蓄電池を当該設備に係る逆変換装置よりも太陽光電池側に新設又は増設する変更）は価格変更事由に該当しないこととする予定です。</p>
長野県松本市	4	生涯健康情報の電子データ化	アナログ情報の電子データ化、データ連携 出生前から終末期までの情報を電子データ化し、本人、医療機関、介護施設、薬局などが常に最新情報にアクセスできるようにします。	<ul style="list-style-type: none"> 健康診断結果等の永年保存を義務付けることでデータの消失を防ぎ、長期的な活用を可能とします。 マイナンバーカードに、病歴、調剤データなどを連携することにより、病院での問診票記入が不要となり、待ち時間が短縮されます。 医療機関や介護施設でその都度同じ説明をしたり、同じ内容を記入したりすることがなくなります。 紙媒体ではないので過去の予防接種記録などを紛失することが防げます。 	<p>以下の情報は、保存年限が定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校健康診断票 5年間 事業主健康診断個人票 5年間 診療録 5年間 処方箋 3年間 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法施行規則第28条及び学校保健安全法施行規則第8条第4項 労働安全衛生規則第51条 医師法第24条第2項 薬剤師法第27条 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第6条 <p>など</p>	健康診断結果等の永年保存義務付け	<p>文科科学省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>法定保存年限が定められている文書であっても、なお保存の必要があると認められる場合は、御提案の自治体における文書管理に係る条例・規則等に基づき、保存年限を超えて当該文書を保存できると認識していますので、御提案の自治体において、必要な対応をとっていただきたいと思います。</p> <p>保存年限に係る規定については、事業場における労働者の健康確保措置や保険者による保険事業等を行うに際し、過去の健康診断結果の経年変化等を踏まえた対応ができるよう、他の制度の保存年限も考慮し、必要最低限度の保存年限を義務付けているものです。一方で、長期保存に係る事業者や保険者等の負担を考慮すると、一律に保存年限を永年保存とすることは困難です。なお、現行制度においても、保存年限を超えてこれらの情報を保管することを妨げるものではありません。</p>
長野県松本市	5	出かける医療機器による地域医療の高度化	移動医療サービスを段階的に高度化 【第3段階】 移動する診療所 車両に医療機器を搭載し、車両自体を診療所化する。	<ul style="list-style-type: none"> ①従来型対面診療、②車両を用いないオンライン診療、③車両を用いたオンライン診療、④移動する診療所と4つのメニューを揃えることで、多様な医療ニーズにこたえることができます。 病院や診療所内の混雑が緩和され、院内感染等の2次感染リスクが軽減されます。 車両内診療から服薬指導までシームレスに行うことができます。 車両自体を診療所化することで、市内に6ヶ所ある市立診療所の建物及び医療機器にかかるコストを削減できます。 <p>診療所の中には週1回、1時間のみの診療のところもあります。</p>	医療を提供する場所として、そもそも車両が定義されていません。（車両における構造要件や医療行為について、明確な基準がありません。）	<ul style="list-style-type: none"> 医療法第1条の2第2項 医療法施行規則第1条 オンライン診療の適切な実施に関する指針V-2-(2)-① 医療法第23条 医療法施行規則第16条第2項 医療法施行規則第1条の11第2項第3号ハ 薬機法第23条の2の5 薬機法第23条の2の5第8項第1号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令 	所在地のない車両を医療提供施設と認定できる基準の整備 医療機器を車両に安全に設置する上で必要な基準の整備	厚生労働省	<p>「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年6月20日医発第554号厚生省医務局長通知）において、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難であると認められる場合には、診療を行うことができる構造となっている巡回診療車において医療を提供することが可能であると示しているところです。巡回診療車を活用した医療提供は広く実施されており、改めて基準を整備することは不要であると認識しております。</p> <p>医療機器を車両に搭載して使用できるものとして製造販売する場合は、当該医療機器の品質、有効性及び安全性に与える影響を評価した上で、必要に応じて承認（認証）事項一部変更承認（認証）を受けて下さい（車載電源の追加等）。なお、求められる対応は医療機器によって異なるため、疑義がある場合は、審査を担当するPMDA又は登録認証機関に個別に相談して下さい。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
長野県松本市	6	マイナンバーカードの徹底活用	マイナンバーカード交付時における本人確認がオンラインでできるように緩和	取得の足かせを外すことでマイナンバーカードの取得を促進する。	【15歳未満】「個人番号カード顔写真証明書」に法定代理人が必要事項を記載し、持参。 【高校・大学生】学生証を持参。（コピー不可） 【施設入所者】「個人番号カード顔写真証明書」に施設長が必要事項を記載し、持参。 【自宅介護者】代理申請が実質困難。	個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 第4-3	本人の来庁が困難な場合、スマートフォン等を使ったオンラインによる本人確認を可能とする措置	総務省	マイナンバーカードは、オンラインで確実な本人確認を行うための基盤となるものであることから、なりすまし等による不正取得等を防ぐため、病気・身体の障害その他やむを得ない理由により交付申請者が来庁することが困難であると認められる場合を除き、申請時又は交付時に市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て交付することとしているところ。また、交付申請者が来庁することが困難であると認められる場合においても、代理人が申請者本人の本人確認書類を持参して来庁し、代理人及び申請者本人の本人確認を行う等の措置を行った上で、カードを代理交付する等、厳格な本人確認を担保しております。 仮に、オンラインで提出された本人確認書類（運転免許証等）の画像等のみで本人確認を行う場合、本人確認書類そのものやその撮影した画像が改ざんされるおそれがあり、不正取得等のおそれがあります。
			マイナンバーカード券面への性別記載廃止（運転免許証のように）	取得および利用の足かせを外すことでマイナンバーカードの取得および日常利用を促進する。	「個人番号カード」の記載必要事項の一つに「性別」が含まれている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第2条第7項	第2条第7項の記載必要事項から「性別」を削除	デジタル庁 総務省	マイナンバーカードの券面表示については、マイナンバーカードは地域を限定せずに本人確認書類として使用されるものであることから、ご提案は特区で実現する提案としてなじまないものと考えます。
			整骨院等におけるマイナンバーカードの健康保険証利用	利用の足かせを外すことでマイナンバーカードの取得および日常利用を促進する。	令和3年10月より開始のオンライン資格確認において整骨院、接骨院、鍼灸院、あんま・マッサージ施術所、訪問看護ステーションは対象外となっている。	・健康保険法第3条第13項 ・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第23条 ・保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領第1	整骨院等におけるマイナンバーカードの健康保険証利用を可能とする措置	厚生労働省	マイナンバーカードの保険証利用の普及に向けた「加速化プラン」（令和2年10月30日閣議後記者会見で公表）において、訪問看護や柔道整復・あんま・灸におけるオンライン資格確認のあり方について検討することとしています。 具体的には、令和3年度は「オンライン資格確認等に関する医療機関等への導入支援及び医療保険者、医療機関等への周知広報等事業」等で整骨院等におけるマイナンバーカードの健康保険証利用に関する調査研究を行っております。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
長野県茅野市	5	「非識別加工情報」の加工・活用のルール化	個人情報を加工して活用するための手続や規制について、国内で整合性がとれた実効性あるルールの検証と統一を図る必要がある。	・我が国の地域間における円滑なデータの活用 ・民間事業者による個人情報や統計情報、オープンデータ等の安全かつ有効な利用の実現	・個人情報加工して活用するためのルールについて、地方自治体が保有するデータは、ルール整備自体が各自治体に委ねられているため、自治体ごと個別に条例等が制定され、それに基づき取り扱われることで差異が生じ、それが解消困難なレベルに達した場合、国全体でデータの利活用を進める流れの阻害要因になり得る。 ・国の規制改革推進会議の第1次答申（平成29年5月）では、 ① 地方自治体において非識別加工情報の加工や活用についての整合的なルールの整備 ② 地方自治体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置の必要性 ③ 非識別加工情報の加工や取扱いについての公的な事前相談窓口の設置の必要性が提言されている。	・個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号） ・個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定） ・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成11年法律第89号）	・立法措置によるルールの整備を行う。 ・国・地方自治体の共通プラットフォームを構築し、民間事業者の利用ができるようにする。 ・個人情報や統計情報、オープンデータといった様々なデータについて、利用申請が一元的に処理されるような環境の整備が必要である。	個人情報保護委員会	○ 令和3年改正により、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3法を統合して1本の法律とするとともに、地方公共団体等の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールを設定しており、立法措置済みです。 ○ また、非識別加工情報制度の取扱いについてわかりやすく示す観点から、行政機関等向けの規則やガイドラインを策定するとともに、総合的な案内所を整備し、問合せに対応しています。さらに、各自治体に対して、ガイドラインや各種相談対応等を積極的に行っていくことにより、各自治体における制度の円滑な導入や運営を支援していきます。
長野県茅野市	7	AIと薬剤師による薬剤の限定的な処方量の自動調節	心不全外来などの慢性疾患の定期外来において、「在宅AI診療サービス」（事前に医師が設定した範囲の中で）AIが生体情報からその日に必要な薬剤投与量を計算し、決定する、それを薬剤師が承認して患者に指導する）を行う。そこに遠隔薬剤指導料の判定ができるようにする。	一般的に慢性疾患の外来診療は一ヶ月以上の間隔をおいて行われるが、その間の在宅のモニタリングと投薬の最適化が可能となり、心不全、高血圧、糖尿病などのコントロール不良率が減少する。	「医師でなければ、医業をなしてはならない」（「行為」は「医師の医学的判断及び技術をもってする」でなければ人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為」と定義される）ため、当然AIが投薬調整を行うことは現状困難である。 また、薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならないと規定されている。	・医師法第17条（医師でなければ、医業をなしてはならない） ・医師法第20条（医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付（中略）してはならない） ・薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）（処方せんによる調剤）第23条	限られた領域（アルゴリズム化が可能なもの）において、事前の医師の指示に基づいて、その日の体重や血圧などの生体データを元に最適な薬剤投与量を提案する。	厚生労働省	医師の指示に基づき、患者がその体調に応じて、処方された薬剤を服用する量を調整することは、現行制度上も可能です。また、あわせて薬剤師が服薬指導することは可能です。 なお、「人工知能（AI）を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について」（平成30年12月19日付け医政医発1219第1号厚生労働省医政局医事課長）において、「人工知能（AI）を用いた診断・治療支援を行うプログラムを利用して診療を行う場合についても、診断、治療等を行う主体は医師であり、医師はその最終的な判断の責任を負う」ことをお示ししております。
長野県茅野市	8	在宅医療に特化した看護師の特定行為の拡大	①現在研修に位置付けられている特定行為を、より在宅医療の現場のニーズに沿ったものに見直す。 ②在宅医療に特化した特定行為に係る看護師の研修制度を改変し、実地ベースで研修の簡略化を行う。在宅医療に特化した特定行為に係る研修を修了した看護師（在宅医療特定看護師）は、訪問看護の場面で、事前に医師と相談し決定した包括的指示のもとで、その範囲内の事象が起こった際に自身の判断で医療判断、処置を行うことを可能とする。 ③在宅医療特定看護師の判断や処置に対しても、保険点数による一定のインセンティブを与える。	①研修期間の短縮や、診療報酬によるインセンティブを付与することで、特定看護師が増加する。 ②より現場のニーズに沿った特定行為を看護師が行うことができるようになり、少ない人員で多くの在宅医療の現場に対応することができる。	①特定行為に係る研修の時間的、金銭的負担が大ききこと。 ②それに伴い、不足する地域の在宅医療の現場の即戦力が一定期間期間失われること。 ③研修項目の過不足により現場のニーズに即していないこと。	・保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号、第4号 ・平成27年3月13日厚生労働省令第33号第4条（特定行為区分） ・特定行為に関わる看護師の研修制度（2015年10月1日施行）	①特定行為の内容を、より在宅医療の現場ニーズに沿ったものに見直しを行う（別添の参考資料のとおり） ②特定行為に係る研修を、座学研修を中心としたものから、実地研修を中心としたものに代替する。 ③研修を受けた在宅医療特定看護師の判断や処置に対しても、保険点数による一定のインセンティブを与える（ただし、インセンティブについては、制度創設後の状況を踏まえて検討する。）	厚生労働省	ご提案の行為は、その具体的内容が必ずしも明らかではない部分もあるが、現に医療現場において、医師の指示（包括的指示を含む。）に基づく「診療の補助」として、特定行為研修を修了した看護師に限らず実施している行為や、患者自らが医師の指導で実施している行為であると考えられます。そのため、「診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるもの」（保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号）として特定行為に位置づける必要はなく、当該行為に係る特定行為研修を必要とする等、新たな規制を設けることは、法の趣旨や医療現場の実情に照らして適当ではないと考えます。 なお、地域の関係者や大学と連携し、ご提案の行為を含む在宅医療に特化した研修を実施することは現行制度上も可能であり、地域医療連携総合基金による財政支援も行っているところ、長野県ともご相談の上、その実施についてご検討ください。
長野県茅野市	9	アルゴリズムAIによるワクチン問診の半自動化	AI（エキスパートシステム）が、既往歴、内服歴、アレルギー歴などの問診事項をもとに、ワクチン接種の可否を自動で判断するシステムを構築する。 自治体で行う新型コロナウイルスワクチン接種において、PHRの事前登録、もしくは会場でのPHR登録を条件として、AIが医師に代わって自動で接種の可否を判断する。対象者がAI問診を拒否した場合、AIが接種不可と判断・もしくは判断に迷う場合には、AIから医師に問診が引き継がれる。	新型コロナウイルスのワクチン接種現場において、問診項目に全く問題がない者が医師問診を省略でき、会場の混雑緩和、時間の短縮化、非接種者の満足度向上が図れる。また事前にデジタル問診票を記入し、記載の不備が指摘されることで、接種当日の記載不備などのトラブルが減少する。さらに、自治体がワクチン接種のために確保する医師の必要数・必要経費が大幅に減少する。また、ワクチン接種記録やマイナンバーカードと本システムを組み合わせることで、デジタル・ガバメントへの参加率が上昇する。	医師でなければ、医業をなしてはならない。 予防接種を行うに当たっては、当該予防接種を受けようとする者について、厚生労働省令で定める方法により健康状態を調べ、当該予防接種を受けることが適当でない者として厚生労働省令で定めるものに該当すると認めるときは、その者に対して当該予防接種を行ってはならない。	・医師法（昭和23年法律第201号）（抄）第17条 ・予防接種法（昭和23年法律第68号）（予防接種を行ってはならない場合）	医師が現在行っている問診とワクチン接種の可否の判断アルゴリズムをエキスパートシステムにラーニングさせ、半自動的に接種可否の判断を行うことを許可する。 上記のシステムを、新型コロナウイルスワクチンに関して、期間限定的に施行する。	厚生労働省	ワクチン接種において、医師がAIを活用した問診システムを利用することは、医師法上、規制されおらず、既に当該システムの提供も行われているものと承知しております。 なお、「人工知能（AI）を用いた診断、治療等の支援を行うプログラムの利用と医師法第17条の規定との関係について」（平成30年12月19日付け医政医発1219第1号厚生労働省医政局医事課長）において、「人工知能（AI）を用いた診断・治療支援を行うプログラムを利用して診療を行う場合についても、診断、治療等を行う主体は医師であり、医師はその最終的な判断の責任を負う」ことをお示しているところ、AIを用いて医師でない者が診断や処方を行うことは、AIの判断に誤りがあった場合に患者に重大な健康被害を生じさせる恐れがあることから認められません。
長野県茅野市	10	特定の医薬品のパーソナルケア空間への搭載	緊急時に医療カプセルとなるパーソナルケア空間に、Eiベン®、酸素、吸入器などの薬品を搭載する。	別荘地などの医療アクセスが悪い場所において、緊急時の応急処置が速やかに行われ、preventable death（防ぐことができる死）が減少する。また、このモデルが世界の医療アクセスが悪いリゾートに輸出され、産業として発展する。	処方箋医薬品については、薬剤師等が業務の用に供する目的で当該処方箋医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合に販売（授与を含む。以下同じ。）する場合を除き、新法第49条第1項の規定に基づき、医師等からの処方箋の交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、販売を行ってはならない。	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・厚生労働省医薬食品局長通知（平成26年3月18日。薬食発0318第4号） 「薬局医薬品の取扱いについて」内第1 処方箋に基づく販売1.処方箋医薬品について	その迅速な使用が生命予後の改善に寄与する可能性が高い特定の医薬品をパーソナルケア空間に搭載可能とし、医師や看護師、薬剤師などの遠隔指導のもとに利用することが可能となる。	厚生労働省	具体的なご提案の内容が不明ですが、医療用医薬品は、適切に管理する必要があることに加え、医師、薬剤師等によって使用されることを目的として供給されるものです。例えば、効能・効果、用法・用量、使用上の注意等が医師、薬剤師などの専門家が判断・理解できる記載となっているなど医療において用いられることを前提としています。医療用医薬品は、処方箋に基づく薬剤の交付が原則であり、ご提案の方法については認められません。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
長野県茅野市	11	かかりつけ薬剤師との、SNSによるオンライン服薬指導の解禁	対面又は映像及び音声の送受信によるオンライン診療を行った患者の処方箋データに基づき、薬の配送を行うとともに、SNSによるオンライン服薬指導を可能にする。	SNSにより文字データで服薬指導を行うことにより、何度も読み返し確認することや、患者が自身の体調や薬に対する疑問などを気軽に伝えることが可能になり、投薬効果の向上が期待される。また、病院から薬局への移動がなくなるとともに、薬局での待ち時間も少なくなり、通院に対する身体的、精神的負担が軽減され、積極的な受診と病状の改善等が期待される。	令和3年10月15日現在、制度化されたオンライン服薬指導は、「映像及び音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら通話」することが要件になっている。 一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うオンライン服薬指導の限定的、特例的な取扱いにおいては、電話による服薬指導は認められている。	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行について オンライン服薬指導の実施 (改正薬機法第9条の3第1項及び改正薬機法第15条の13第2項柱書関係)	情報が不十分な際には対面又は映像及び音声による診療で十分患者の状態を把握できる状況を整えた上で、SNSによる非同期、文字データによるオンライン服薬指導を可能にする。	厚生労働省	服薬指導については、医薬品医療機器等法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することが可能な方法による実施が可能です。ご提案のSNS等の文字データのみによる服薬指導では、薬剤師が患者に薬を見せながら服薬指導を行うことができない、患者の状況や服薬に関する理解の程度が確認できないなどといった様々な問題点があるため、認めることは困難です。
長野県茅野市	13	DMOによる区域限定の旅行業代理業の創設	観光地域内の様々な観光資源を知るDMO（旅行業第2種以上の資格取得）と宿泊事業者が連携して、当該観光地域内の独自の旅行商品を開発し、旅行業の登録を受けたDMOからの委託に基づき販売できるよう、一定の要件に該当する当該宿泊事業者に対し、「DMO区域内に限定した旅行業代理業」の登録を認めることを可能とする。	区域内の複数の宿泊施設の宿泊者が参加するバスツアーや泊食分離、山岳ガイドとともに複数の山小屋に泊まるハケ岳の縦走プランなど、地域内のアクティビティや飲食店等を地域内の事業者で、より連携して提供することができるようになり、DMOの魅力の一体的な発信と域内経済の拡大につながる。	ツアー（企画旅行等）を代理販売する場合には、所属旅行者との契約で委託される旅行業務の範囲に応じた資格を有する旅行業務取扱管理者を選任する必要がある。（旅行業法上の「旅行者代理業者」）。 自らが「旅行者代理業者」の登録を受ける場合には、「旅行業務取扱管理者試験」に合格しなければならない。	・観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成20年法律第39号） 第8条（観光圏整備実施計画の認定） 第12条（旅行業法の特例） ・旅行業法（昭和27年法律第239号） 第2条（定義） 第3条（登録） 第11条の2（旅行業務取扱管理者の選任） 第11条の3（旅行業務取扱管理者試験）	下記の要件に該当する宿泊事業者に対し、DMO圏域内の旅行商品のみを取り扱い、旅行業務取扱管理者を研修終了者で代替すること等を可能とする「DMO区域内に限定した旅行者代理業」を創設する。 ①主管団体となる認定DMO（観光地域づくり法人）には、旅行業法の第2種旅行業以上の登録があること。 ②特例を受けようとする「宿泊事業者」は、当該DMOの会員であること。 ③当該「宿泊事業者」は、旅行業法上の必置資格である旅行業務取扱管理者に代えて、「観光圏内限定旅行者代理業」と同様の研修を修了すること。	国土交通省	観光圏内限定旅行者代理業の制度に倣い、DMO圏内限定旅行者代理業は認められない。 その理由は以下のとおり。 1. 観光圏整備法は「市町村又は都道府県による観光圏整備計画の作成及び観光圏整備事業の実施に関する措置について定めることにより、観光圏の整備による…地域における…主体的な取組を総合的かつ一体的に推進」（第1条）する法律である。 2. 観光圏整備計画は主務大臣が定める基本方針（第3条）に基づいたものでなければならず、観光圏整備計画の作成主体は市町村又は都道府県である（第4条）。 3. 観光圏内限定旅行者代理業を実施しようとする者は観光圏整備計画作成の提案ができるが（第6条）、最終的に旅行業法の特例（第12条）を受けるためには、当該提案を受けて市町村又は都道府県が観光圏整備計画を作成するとともに、当該計画に基づいて作成する観光圏整備実施計画について国土交通大臣の認定を受ける（第8条）ことが必要。 4. このように、旅行業法の特例が認められるのは、観光圏の整備という公益性の高い目的のために、市町村又は都道府県という公的主体が主務大臣の定める基本方針に基づいて観光圏整備計画を作成するところに根拠を有する。 5. DMO等の民間主体は、公的主体が作成した観光圏整備計画に基づき実施する場合に法令の特例が認められるという整理であり、単にDMOの区域が限定的であるからといってその部分だけを切り出して特例を認めることはできない。
長野県茅野市	14	観光地等における所有者不明の廃屋の撤去を地権者である地方公共団体が行う場合の適償性の付与	・所有者不明（法人の解散、代表者死亡等）の廃屋（ホテル等）を、地権者である地方公共団体（市町村や財産区等）が、裁判所の建物収去・土地明渡判決並びに建物収去命令に基づき撤去を行うために、起債により当該撤去費用を調達することを可能とする。 ・当該廃屋の撤去後（良好な景観及び土地の状況のもと）に、健全かつ収益性の高い観光事業者等の誘致を行い、当該観光地等の再生と活性化を図る。	・良好な投資環境の整備 ・貴重な土地の有効活用の促進 ・全国の観光地で問題となっている景観の保全及び再生への寄与 ・廃屋がもたらす倒壊等の事故、治安や環境の悪化及び火災の予防	・地方公共団体が地方債を起すことができる経費は、公営企業に要する経費、災害復旧等のために要する経費、公共施設・公用施設の建設事業費、過疎対策事業、地方財政減の不足を補うもの等とされており、単に撤去のみの経費を対象とすることができない。 ・財産区においては、地方債を起すことも認められていないため、市町村が代わりに起債するものとされている。 ・撤去費は、中規模のホテル（客室数200人～400人程度）で1億円超。大規模であったり、アスベストが検出されるなどする場合は2億円を超えることになり、負担は大きい現状である。	・地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条（地方債の制限） ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号） ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条（地方債）	・廃屋撤去後に当該土地を新たに観光事業者等に貸し付ける予定開始時期と貸付料収入の見込みによる起債の償還計画と当該観光地等の再生計画の提出・協議・承認のもとに、廃屋の撤去（整地を含む）のみを目的とした経費に対する起債を認める。	総務省	地方財政法5条では、地方債の発行は、世代間負担の公平性の観点から後世に効用が及ぶ地方公共団体が実施する建設事業等に限定して認めている。一方で、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えることや、昨今における地方公共団体の厳しい財政状況などを勘案し、そのすべてを一般財源で対応することは困難であることから、地方財政法第33条の5の8により、地方公共団体が所有する公共施設等の除却であって、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画（公共施設等総合管理計画）に基づいて行われる事業について特例的に地方債の発行を認めている。 仮に本提案が、地方公共団体が所有権を有しない建物の撤去を求めるものであれば、起債による措置の検討の前に、地方公共団体が所有権を有しない財産の処分をする法的な権限があるのかや、仮に権限があったとして当該処分に係る費用を地方公共団体が負担すべきなのかについて、整理が必要。 具体的事業の実施内容に、「所有者不明（法人の解散、代表者死亡等）の廃屋（ホテル等）を、地権者である地方公共団体（市町村や財産区等）が、裁判所の建物収去・土地明渡判決並びに建物収去命令に基づき撤去を行うために、起債により当該撤去費用を調達することを可能とする。」との記載があるが、裁判所の建物収去・土地明渡判決並びに建物収去命令は、所有者に対して行われるものと思われるため、どのようにして所有権を有しない財産の処分を地方公共団体が行う状況になり得るのかなど、提案自治体が想定しているケースについて、より詳細な説明がない現時点においては、提案自治体が想定する地方公共団体が地権者であり、所有者が不明の場合の回答を行うことはできない。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
静岡県浜松市	1	遠隔診療/遠隔服薬指導の特例恒久化	【遠隔診療】 移動診療車を活用したオンライン診療サービス ・看護師が医療機器などを搭載した移動診療車で患者の自宅付近まで訪問し、車両内のテレビ会議システムを通して医師が遠隔地から患者を診察する。	持続可能な医療体制の実現	情報通信機器を用いた診療については、R2.4.10付厚生労働省事務連絡において、一定の条件を満たせば、初診からの診療による診断や処方を書き支えないとされたところであるが、あくまで新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての限時的・特例的な取り扱いとされており、今後安定的に事業を実施していくにあたっての不確定要素となっている。	・医師法第20条 ・情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について（H9.12.24 厚生省健康政策局長通知） ・新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の限時的・特例的な取り扱いについて（R2.4.10厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）	・新型コロナウイルス感染症に際しての特例的な取り扱いである初診に関する制限の撤廃及び、遠隔服薬指導に関する制限等を緩和する。 ・規制改革推進会議の第1回医療・介護ワーキンググループ（R3.9.10開催）にて緩和の方向性が示されたが、法改正前であり、診療報酬等未確定の部分もあるため、引き続き提案する。	厚生労働省	（オンライン診療について） オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての限時的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた限時的措置の恒久的な枠組みについては、（中略）同春秋を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）こととしております。 オンライン診療に係る診療報酬については、令和4年度診療報酬改定において、 ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとしており、オンライン診療を行う医師の所在については、「情報通信機器を用いた診療は、原則として、保険医療機関に所属する保険医が保険医療機関内で実施すること。なお、保険医療機関外で情報通信機器を用いた診療を実施する場合であっても、オンライン指針に沿った適切な診療が行われるものであり、情報通信機器を用いた診療を実施した場所については、事後的に確認可能な場所であること。」としております。
静岡県浜松市	2	遠隔診療/遠隔服薬指導の特例恒久化	【遠隔服薬指導】 中山間地域等を始めとした遠隔地に対し、オンラインでの服薬指導を行い、医療が必要な全ての市民に薬局サービスを提供することで、オンライン診療、MaaSと連携し、保険薬局からデマンド交通利用による自宅への薬剤配達・決済の一連の流れをシームレスに完結できる未来型医療の構築につなげる。	持続可能な医療体制の実現	オンライン服薬指導の実施に係る要件を規定されており、令和2年4月10日厚生労働省事務連絡においてオンライン服薬指導の実施に係る要件を緩和（コロナによる特例）で暫定的に認められている。販売・授与目的の調剤は処方箋（原本）によると規定されている。	新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の限時的・特例的な取り扱いについて（R2.4.10厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）	・新型コロナウイルス感染症に際しての特例的な取り扱いである初診に関する制限の撤廃及び、遠隔服薬指導に関する制限等を緩和する。 ・規制改革推進会議の第1回医療・介護ワーキンググループ（R3.9.10開催）にて緩和の方向性が示されたが、法改正前であり、診療報酬等未確定の部分もあるため、引き続き提案する。	厚生労働省	（オンライン服薬指導について） オンライン服薬指導については、規制改革推進会議医療・介護WG（令和3年9月10日開催）でお示ししたとおり、初回でも薬剤師の判断により実施を可能とする方向で、検討しており、本年秋頃に薬機法に基づくルールの見直し案についてのパブリックコメントを実施した上で、関連する施行規則の公布、通知の改正を行う予定です。 オンライン服薬指導に係る診療報酬については、令和4年度診療報酬改定において、オンライン服薬指導の割合に関する要件を撤廃し、対面による服薬指導と同じ点数にする等の見直しを実施することとしております。
静岡県浜松市	3	巡回診療の明確化と日数制限の拡大	無医地区等で実施可能な巡回診療を同一地点で週2回以上の実施を可能とする。 廃校や集会所を活用し、巡回診療を実施する。	持続可能な医療体制の実現	巡回診療について週2日以上定期的に巡回診療を行う場合又は一定地点で概ね3日以上継続して巡回診療を行う場合、その実施場所を診療所として開設する必要がある。 診療所として開設するためには、設備投資等が必要であることや、届け出が毎回必要となってくる。	巡回診療の医療法上の取り扱いについて（昭和37年6月20日医発554号）	週2日以上定期的に巡回診療を行う場合又は一定地点で概ね3日以上継続して巡回診療を行う場合、その実施場所を診療所として開設する必要があるため、日数制限を拡大し、開設手続きを不要とする。	厚生労働省	定期的に反復継続して巡回診療を行う場合には、都道府県知事等が、その診療内容や設備の状況を把握し、必要に応じて指導監督等を行うことができるよう、診療所の開設手続きを行うことが必要であると考えています。
静岡県浜松市	4	通院中の方の健康づくり支援に対する医師の指導・助言を電子データのデジタル通信でも可能とする	通院中の方の健康づくり支援をする場合、保険者から委託を受けた事業者が、本人を介さず、本人の了承を得た上で、医師の指導・助言データを手に入れることを可能とする。 ・保険者による保健事業として、保険者若しくは保険者から委託を受けた事業者が、医師の指示のもと生活習慣病保有者に対して生活習慣改善支援をオンラインで実施する。 ・医師の指導・助言は、本人同意のもと医師から民間企業への直接、メールやクラウドを介したデータ連携による電子媒体でのやり取りを可能とする。	医療機関とのシームレスな連携を実現	民間企業が現在治療通院中の方の健康づくり支援を行う場合、医師の承諾・指示のもと実施しなければならない。この承諾・指示は要配慮個人情報に該当するため、書面を前提としており、民間事業者が電子データにて取得することができない。	・「健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン」（H29.5.30改正厚労省・経産省） ・医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン（令和2年10月一部改正）	委託を受けた事業者が現在治療通院中の方の健康づくり支援を行う場合、指導・助言データを医師から直接事業者が手に入れることを可能とする。	厚生労働省	医師が出す運動又は栄養に関する指導・助言（以下「医師の指導等」という。）に基づき、民間事業者が運動指導又は栄養指導を行う場合、医師の指導等を、患者の同意の下で、民間事業者に対してメール等の電子データで送付することは、「健康寿命延伸産業分野における新事業活動のガイドライン」（平成26年3月31日厚生労働省・経済産業省。以下「健康寿命延伸ガイドライン」という。）上、可能です。 なお、健康寿命延伸ガイドライン2.（1）〈基本的な考え方〉において、「医師が行う運動又は栄養に関する指導・助言を書面又は電子データ等の形で発出すること～行われなければならない。」としており、医師の指導等を電子データにより発出することが可能であることを明示しております。
静岡県浜松市	5	栄養指導の対象管理栄養士拡大	管理栄養士の所属していないクリニックなどの医療機関において、医師の指示のもと委託を受けた民間企業が、遠隔（オンライン）での生活習慣改善支援（外来栄養指導、若しくは生活習慣改善指導）を保険診療の一環として実施を可能とすること。	・持続可能な医療体制の実現 ・医療機関とのシームレスな連携を実現	・診療報酬上では、当該保険医療機関に所属する管理栄養士（外来栄養食事指導料1）と、当該保険医療機関以外の管理栄養士（外来栄養食事指導料2）の2種類があるが、いずれも、民間企業に所属する管理栄養士は対象外となっている。 ・疾病治療中の方の健康づくり支援の機会を十分に提供したいという目的であり、保険診療で実施できることを目指している。現状は当該医療機関において、糖尿病を治療していた場合に、民間企業へ委託しようとする、保険診療では算定対象外なため実施できない。また、同一疾患治療の延長線上では保険内診療と保険外診療の混合はできないため、自由診療であったとしても提供はできない状況である。	診療報酬（外来栄養食事指導料）	遠隔（オンライン）での生活習慣改善支援（外来栄養指導、若しくは生活習慣改善指導）を可能とし、また、保険診療の一環として実施を可能とする。	厚生労働省	医師の指示のもとに管理栄養士が行う外来栄養食事指導については、当該医師と管理栄養士の連携が適切に行われることが重要であることから、当該医師と同じ医療機関に所属する管理栄養士が行うこととしているが、栄養指導等に係る評価の在り方については、今後必要に応じて、中央社会保険医療協議会において検討してまいりたい。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
静岡県浜松市	6	民間事業者による委託での運動療法オンライン実施	理学療法士の所属していないクリニックなどの医療機関において、高血圧、脂質異常症、糖尿病などの予防目的の方への運動療法を医師の指示のもと委託を受けた民間企業が、遠隔（オンライン）での生活習慣改善支援を保険診療の一環として実施を可能とすること。	・ 持続可能な医療体制の実現 ・ 医療機関とのシームレスな連携を実現	運動療法については、理学療法士が担うことが一般的であるが、理学療法士が算定できる外来リハビリテーションは、診療報酬上では、心大血管リハビリテーション料（心筋梗塞や心不全）脳血管疾患等リハビリテーション料（脳梗塞や脳出血）廃用症候群リハビリテーション料（極端な身体機能低下）運動器リハビリテーション料（整形外科疾患）呼吸器リハビリテーション料（呼吸器疾患）の対象である必要があり、そもそも「高血圧、脂質異常症、糖尿病」などの身体機能に制限のない予防目的の方への運動療法は診療報酬点数の対象になっていない。	診療報酬	診療報酬上の対象範囲を広げ、高血圧、脂質異常症、糖尿病などの予防目的の方への運動療法を医師の指示のもと委託を受けた民間企業が、遠隔（オンライン）での生活習慣改善支援を保険診療の一環として実施を可能とする。	厚生労働省	公的医療保険では、疾病や負傷の診断・治療を保険給付の対象としており、予防医療については疾病や負傷に対する診断・治療と言えないことから、保険給付の対象としていない。
静岡県浜松市	7	福祉用具貸与機器への追加	・介護保険の福祉用具貸与機器に、以下のバイタル計測機器を追加。 ・要支援・要介護で在宅の方を対象に心拍や呼吸数、睡眠深度などを計測できるバイタル計測機器	持続可能な医療体制の実現	ベッドや布団を離れた時に通報する等の一部のセンサーは、認知症の方に限り、福祉用具貸与機器として認められ、介護保険の適用を受けることが可能である。 しかしながら、福祉用具貸与における介護保険の適用は対象となる用具が定められており、規定されているもの以外は介護保険の適用を受けられない状況である。	厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成30年3月30日 厚生労働省告示第180号）	日々の変化等を把握し、延命寿命となる前に異常を感知し、必要に応じ警備会社等が駆け付けることを可能とするため、要支援・要介護で在宅の方についてバイタル計測機器導入経費等を介護保険適用とする。	厚生労働省	市町村独自の福祉用具貸与の項目の追加については、岡山市岡山市で総合特区で実施されている「介護機器貸与モデル事業」のように、特区の枠組みのなかで、地域支援事業を活用して一定の要件の下、実施することが可能となっています。その要件は次のとおりです。 ○事業の実施により、高齢者の自立支援につなげること。 ○厚生労働省老健局に、実績データ等の情報を提供すること。 ○貸与事業の対象とする介護機器は、「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」（平成11年厚生省告示第93号）に定める機器ではなく、また、厚生労働省老健局が示す「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」の要件をすべて満たすこと。 ○貸与事業の対象の介護機器の効果については指定自治体においてデータ等を収集し、分析した上で厚生労働省老健局に報告すること。 ○貸与事業に係る利用者の負担を介護保険給付の対象となる福祉用具貸与と同じとするなど、介護保険制度の福祉用具貸与の仕組みに則って行うこと。 なお、福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、介護保険給付の対象とし、福祉用具貸与種目を定めているところです。介護保険給付対象としての福祉用具貸与種目の追加・拡充にあたっては、厚生労働省が開催する「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」での評価検討を行う必要があります。
静岡県浜松市	8	薬局併設型検体測定室における検査や薬剤師による健康指導、管理栄養士による食事指導・栄養指導の拡充	【薬局における健康チェック】 薬局併設型検体測定室における検査や薬剤師による健康指導、管理栄養士による食事指導・栄養指導を実施する。	・ 地域薬局の対人業務への注力 ・ 持続可能な医療体制の実現	検体の測定結果について、薬剤師の判断を伝えることは禁止されている。	検体測定室に関するガイドラインについて（平成26年4月9日厚生労働省医政局長発出通知） 第2 検体測定室の指針について	・ 検体の測定結果について、薬剤師が判断し、基準値との比較などを伝えられるものとする。 ・ 測定結果によって、特定健康診査や健康診断の受診勧奨に加え、医療機関受診勧奨ができるものとする。	厚生労働省	医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであるため、我が国で適切に医療を提供するために必要となる専門的な知識・能力を確認するための医師国家試験に合格し、医師免許を取得した者でなければ医療を行ってはならないこととしております。ご提案の「薬剤師が判断」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、医師以外の者が医行為にあたる診断を行い、それに基づく受検者への診断結果の通知や医療機関への受診勧奨等を行う場合、受検者の医療機関への受診が遅れ、適切な治療の機会を逸する恐れがあり、認められません。 なお、受診勧奨を行う際に、医学的判断が伴わないもの（医行為に該当しないもの）については、医師法上、規制の対象とはなりません。
静岡県浜松市	9	調剤業務の一包化業務委託	保険薬局間における連携体制（大型薬局へ調剤業務の一部を委託）を構築することで、地域薬局における業務改革を実現（調剤業務にかかる労力を縮減し、薬剤師が在宅医療業務やオンライン服薬指導業務などに注力できる体制へシフト）し、地域包括ケアへ積極参画する体制を整備する。	・ 地域薬局の対人業務への注力 ・ 持続可能な医療体制の実現	・ 薬局における調剤（調剤の求めがあった場合、当該薬局の薬剤師がその薬局で調剤すること）を規定 ・ 販売・授与目的の調剤は処方箋（原本）によるものと規定	・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第11条の11 ・ 薬剤師法第23条 ・ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第8条	・ 調剤業務（特に一包化調剤業務）を他の薬局に委託可能とする旨の規定を追加。 ・ 業務の一部委託による調剤は、電子媒体等による処方箋の副本を参照することで調剤可能とする旨の規定を追加。	厚生労働省	薬局における調剤等にあたっては、保健衛生上支障が生じることがないよう、当該薬局の薬剤師により、実地に管理された上で、当該薬局において実施される必要があり、ご提案の方法では患者への薬剤の適切な交付や医療安全上の責任の所在が不明確であることから、認めることは困難です。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	
静岡県浜松市	10	自家用車を活用した配送を可能とする	<p>・多様な手段によるデリバリーの実現</p> <p>・浜松市のデリバリープラットフォーム「Foodelix」では、一般的な買い物代行のスキームでの運用を想定しており、貨物自動車運送事業法の適用外として整理する。</p> <p>同様に、現在「Foodelix」において、タクシー事業者は、貨物事業の許可を得て配送しているが、救援事業として整理する。</p> <p>以下の通り実施方法を検討。</p> <p>①貨物運送に適した車両の確保 貨物の範囲を自転車・原付等で運搬可能なフード類及び日用品に限定し、個々に保有する普通乗用車・軽自動車で運送を行う。</p> <p>なお、貨物の範囲の特定を含め、浜松市内における物流版の地域公共交通会議を立ち上げ、トラック協会や商工会議所等、既存の貨物事業者の合意を得ながら、事業の進め方について協議していく。</p> <p>②貨物自動車運送事業に係る運行管理者の配置 株式会社やNPO法人単位での参画を想定しており、適切な運行管理のできる体制を整備する。</p> <p>なお、個人事業主、いわゆるギグワーカーの活用は想定していない。</p> <p>③貨物運送に適用される損害保険への加入 「Foodelix」全体での加入又は参画事業者との調整のうえ対応する。</p>	共助型交通システムの実現	自家用自動車を配送インフラとして活用したいが、自家用自動車の有償運送は、中山間地域に限り認められているものの市全域での事業への活用ができない。	貨物自動車運送事業法第3条	道路運送法及び同法施行規則に定める自家用有償運送ができるよう緩和する。	国土交通省	<p>他人の需要に応じて、有償で、自動車を使用して貨物を運送する場合には、輸送の安全性確保や荷主保護等を図る観点から、道路運送法ではなく、貨物自動車運送事業法に基づき、貨物自動車運送事業として実施していただく必要がある。</p> <p>同法では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物の運送に適した車両の確保 ・法令遵守に関して従業員に対する指導及び監督を行う運行管理者の設置 ・車両の点検及び整備管理に係る適正な体制の確保 ・適正な運送約款の整備 ・損害賠償責任保険等への加入 <p>等貨物自動車運送事業に適した体制を事業者ごとに整備していただくことを求めている。そのため、同法の規制に服さず、これらの体制が整備されていない地域住民等による有償での貨物運送を認めることは、輸送の安全性確保や荷主保護等の観点から懸念があることから、引き続き困難である。</p> <p>なお、貴市の提案する事業が貨物自動車運送事業法の規制に抵触するか否かは、個別の運送形態についてより詳細を聞かせていただいた上で実質的に判断させていただきたい。</p>	
静岡県浜松市	11	タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物運送の許可	タクシーなど既存の運送インフラとドローンなどの無人輸送機を組み合わせた商品販売事業者と配送業者、消費者を繋ぐオリジナルデリバリープラットフォームサービスの提供。	共助型交通システムの実現	現在、タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物運送の許可については、限定的・特例的な取り扱いとされている。	<ul style="list-style-type: none"> ・貨物自動車運送事業法第3条 ・タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業の許可の取り扱い等について（R2.9.10国土交通省自動車局長通知） ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえたタクシー事業者による有償貨物運送について（R2.4.21事務連絡） 	タクシー事業者の本業への影響や、タクシーにより食料等を運送するという貨物運送上の安全性の観点から、大きな問題等が生じていない状況を踏まえ、措置の恒久化を求める。	国土交通省	タクシー事業者による食料・飲料の運送については、現在、輸送の安全性確保や荷主保護の観点から3か月ごとにモニタリング、検証を行っているところであり、今後の制度の在り方については、これらの結果も踏まえて検討してまいります。	
静岡県浜松市	12	自家用有償旅客運送の実施主体拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の自家用車を活用した新たな共助型の交通システムを導入 ・個人が保有する自家用車を活用し、相互に補充し合うことで、移動手段の提供を行う。 	共助型交通システムの実現	自家用有償旅客運送を実施できる事業主体は、	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体 ・NPO法人 ・一般社団法人、一般財団法人 ・農業協同組合、消費生活協同組合 ・医療法人、社会福祉法人 ・商工会議所、商工会となり、個人や民間事業者が実施主体となることは認められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法第78条 ・道路運送法施行規則第48条 	自家用有償旅客運送の実施主体について、現在は規則に記載されている主体のみ、実施主体となることが可能だが、その他の民間事業者などが主体となることを可能とする	国土交通省	自家用有償旅客運送は、バス、タクシー事業者によることが困難であり、地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するため必要と認められる場合に、地域の足を確保する重要性に鑑み、公共の福祉を確保する観点から、自家用自動車による有償運送を認めるものである。そして、バス、タクシー事業者によることが困難な場合は、一般的に、採算性の面からバス、タクシー事業者が参入しないような場合であり、運送サービスの提供が営利事業としては成り立たないものと考えられる。こうした地域に限り、バス、タクシー事業者以外の主体による有償旅客運送を認めるものであることから、自家用有償運送の実施主体は、法施行規則第48条に定める非営利団体に限定すべきである。
静岡県浜松市	13	自家用有償旅客運送の地域制限撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の自家用車を活用した新たな共助型の交通システムを導入 ・個人が保有する自家用車を活用し、相互に補充し合うことで、移動手段の提供を行う。 	共助型交通システムの実現	現在は、過疎地域やその他の交通が著しく不便な地域においてのみ認められている。	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法第78条 ・道路運送法施行規則第49条 	過疎地域その他の交通が著しく不便な地域に限定することなく、自家用有償旅客運送を可能とする。	国土交通省	自家用有償旅客運送における交通空白地有償運送は対象地域を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」としているが、当該地域の具体的な定義、制限等は定められておらず、現行制度上も、地域公共交通会議等において、バス・タクシーによることが困難であること及び地域住民の生活のために必要な輸送であること（例えば地理的空白のみならず時間的な交通空白が生じている等）について協議が調った場合には柔軟に交通空白地有償運送の登録を受けることが可能である。	

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
静岡県浜松市	14	バス停の時刻表表示方法の追加	現在（年2回）よりも短いパンでダイヤを改正し、効率的なバスの運行を実現する。	共助型交通システムの実現	天候や運行データ等に合わせ路線バスの時刻を柔軟に変更し、公共交通の利便性を向上させたがい、バスの停留所には発車時刻の掲示が必要である。 路線不定期運行であれば柔軟なダイヤ改正は可能であるが、実態は定期運行にもかかわらず、多くの路線を不定期運行の区分に変更することは難しいと考えている。市内には1,000ヶ所以上バス停がありダイヤ改正の都度、紙の張替え作業が発生し、ダイヤ改正の回数を増やすことは負担が大きい。ディスプレイ表示型のバス停であれば表示を容易に変更可能だが、インシャルコスト等の観点から難しい	旅客自動車運送事業運輸規則第5条、第6条	路線定期運行の時刻表掲示義務を緩和し、QRコードやホームページ掲載を時刻表掲示の代替措置として認めるよう緩和を求める。	国土交通省	路線定期運行の乗合バスにおいては、利用者利便を確保する観点から運行系統ごとの発車時刻（時刻表）を停留所に掲示することとしている。時刻表をQRコードやホームページによる掲載のみとすると、スマートフォン等を利用しない旅客が発車時刻を確認できない等、利用者利便を阻害するおそれがあることから困難である。
静岡県浜松市	15	自動運転車両を活用した移動支援	・高齢化等により運転が困難となった方の移動支援、ラストマイルのケアなど中山間地域などにおける移動手段として自動運転車両の活用。 ・超小型モビリティ等の車両と安価な自動運転システムを組み合わせた顧客の移動ニーズに合わせた移動支援の実現。	公共交通の代替手段確保	レベル4の無人自動運転については、現在はまだ認められていない ※令和2年改正道路交通法により、自動運行装置を使ったレベル3の自動運転に関する規定が初めて追加された。（R2.4.1施行）	道路交通法第71条の4の2第2項第3号など	レベル4の無人自動運転に関する法整備。	警察庁	「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、警察庁で検討を進めているところです。
静岡県浜松市	17	ドローンの規制緩和	【スマート農業】 ドローンで農地を撮影し、農地の地形や農産物の生育のバラツキを観測する。 ドローンを用いて撮影し分析した地図データ、作物栽培状況データ等を基に、AIが適切な作業計画や農業散布量を判断し、ドローンによって量を調節しながら農薬を散布する。 【ドローンによる鳥獣害対策】 ・三次元データとドローンを活用鳥獣害対策を実施する。山間地をドローンで巡回し、害獣を検知、三次元データにより取得したインフラ情報との連携により、安全・高速で移動できるルートを選んでドローンが飛行する。検知した情報を防災無線等に連携させ、音・光等により害獣を撃退する。 【ドローンによるインフラ・建築物点検、ドローンによる橋梁点検】 ・橋梁・トンネル等の道路構造物や、住宅・倉庫・ビル等の建物を三次元地図データを基にドローンで簡易点検を行う。 ・高精細カメラや夜間撮影可能な赤外線カメラを搭載したドローンを活用して橋梁点検・建物外調査を行う。	・ 農作業等の省力化・効率化 ・ 農業の生産性向上 ・ 共助型交通システムの実現	・ 150m以上の高さの空域、人口密集地区の上空空域において、無人航空機を飛行させることは航空法132条で禁止されている。 ・ 上記空域以外で飛行させる場合も夜間飛行や目視外飛行、30m未満の飛行、物件投下（薬の投下）などが航空法第132条の2で禁止されている。 ・ 航空法第132条、132条の2で禁止されている事項でも国土交通大臣の許可があれば、飛行させることが可能であるが、原則、飛行の都度の申請が必要かつ飛行実施日から10日前までの許可承認申請を要する。原則、飛行の都度申請が必要かつ飛行実施日から10日前までの許可承認申請を要する。また、書類が膨大である。さらに飛行経路について飛行情報共有システム(FISS)の登録を要する。	・ 航空法132条、132条第2項、132条の2、132条の2第2項 ・ 航空法施行規則第236条、第236条の2、第236条の3、第236条の6、第236条の8	・ 高さ150m未満で農地内みの飛行の場合、第三者の人や物件が存在することは限られることから、FISS登録を含めて許可・承認手続きを不要とするよう求める。特に、無人航空機での薬剤等散布飛行は作物上2-4mであり、地上からも10mにも満たない高度での飛行であるため、有人航空機と接触する可能性は限りなく低く、地上散布と同等とみなし飛行許可申請は不要とするよう規制緩和を求める。 ・ 昨年と同じ申請内容であれば簡易申請のみ（更新のみや複数年申請など）とするなど、FISS登録を含め、許可・承認手続きの簡素化あるいは不要とすることを求める。	国土交通省	FISSへの登録については、事故発生時の対応やテロ等を防止するため登録義務化されているものです。飛行許可承認申請については、現行制度で国土交通大臣の許可又は承認が必要な飛行においては、今般の航空法改正により、技能証明を受けた操縦者が認証を受けた機体を飛行させる場合に限り、国の許可又は承認の手続きを原則不要とします。 なお、係留によって飛行範囲を物理的に制限した状態で飛行する場合、高構造物から一定の範囲内の空域を飛行する場合については、無人航空機の飛行による航空機の航行及び地上の人の安全を損なうおそれがないと判断できることから、航空法施行規則について、所要の改正を行っております。 また、手続きの簡素化については引き続き検討して参ります。
静岡県浜松市	18	ドローン製造の規制緩和	現在150kgまでは航空機製造事業法の許可不要となっているところを、機体重量200kgまで許可不要とする。	荷物の運搬範囲の拡大	林業などの資材や鳥獣被害対策の檻の運搬するために、70～100kgの資材運搬ドローンが必要となる。 現状機体の総重量が150kgまでに制限されており、それ以上の重さのドローンを製造するためには航空機製造事業法の許可が必要となる。航空機製造事業法の許可を得るためには設備投資等多額の費用が必要となる。	・ 航空機製造事業法第2条第1項 ・ 航空機製造事業法施行令第1条	航空機製造事業法の許可不要となるドローンの総重量（機体や装備、燃料、その他搭載物）を150kgから200kgまで緩和する	経済産業省	航空機製造事業法は、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の事業活動を調整すること等により、航空機産業の発展及び生産技術の向上を図ることを目的として、航空の用に供する機械器具等（無人航空機については、総重量が150kg以上）の製造・修理事業を許可制としています。当該無人航空機の総重量の閾値については、事業活動の実態や技術進展の状況等を踏まえ、適切な水準について検討してまいります。
静岡県浜松市	19	風況に関する予測を提供する場合における気象業務法適用外の明確化	システムを活用した風況の予測については、気象業務法の対象外とし、事業者への情報提供を可能とする。	ドローンの安全な運航の実施	ドップラーライダーにより得られる風況データを活用し、数分後以内の風況を予測する。気象業務法における「気象」とは大気の大規模な現象（第二条）を指しており、気象庁以外の者が気象の予報業務を行う場合は気象庁長官の許可を受けなければならない（第17条）とされている。また、現象の予想については、気象予報士に行わせなければならないとされている。	気象業務法第2条、第17条、第19条の2	一定の性能評価を受けて実施する機械的判断により提供する風況の予測については、気象業務法の予報業務に該当しないことを明確にする。	国土交通省	○気象の予報に関しては、不確実性が内在しており、局地的かつ短時間先の予測であっても、それを左右する台風・前線等の大規模な気象現象との関係に注意し予測を作成する必要があり、これには気象学の知識のある気象予報士が関与することが適当であると考えられる。一方、近年の観測・予測の計算技術の進展により、気象予報士が事前に予報に用いる計算アルゴリズムをチェックし定期的に確認することで、一定の予報水準は確保できうるものとする。 ○このため、現在、気象予報士の設置人数の緩和の検討を進めており、その適用範囲について検討を進めているところ。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
静岡県浜松市	20	機械的判断による気象予測の実施	<ul style="list-style-type: none"> リアルタイムな浸水情報の提供（浸水危険地域の道路脇、排水路等に水位計、冠水センサおよびカメラを設置し、リアルタイムな浸水情報を提供する。）浸水予測のデジタル化をデータの連携により可能にする 浸水エリアの推測水位データと国土地理院の数値標高データの組合せにより、地域の浸水状況推測し地図上に表示 浸水の予測 代表地点に雨量計を設置し、水位データ、実雨量データと気象庁の予測雨量データの組み合わせにより、浸水を予測 	防災情報への活用	自然現象の予測情報を一般公開するには気象庁長官の許可を受ける必要があり、予測には気象予報士が介在しなければならない。このため、提案サービスのようなソフトウェアによる自動的な予測は住民公開できない。	気象業務法第17条および第19条の3（自然現象の予測には気象予報士が介在しなければならない。）	機械的判断で実施する気象予測についてその特性を住民に周知した場合は、自然現象の予測には気象予報士が介在しなければならない規程の対象外とする。	国土交通省	<p>○洪水（河川の影響を受ける浸水含む）の予報業務許可については、「洪水及び土砂災害の予報のあり方検討会」において審議し、今年10月5日にとりまとめられ公表された報告書において、民間気象事業者等による予報が利用者の多様な利用ニーズに寄与できるよう、国は予報の許可に係る条件や技術上の基準を定めるとされており、今後、具体的な制度設計を早急に進めるところ。</p> <p>○当該報告書では、洪水及び土砂災害の予報は災害対応に直結した社会的な影響が大きいため、契約に基づき利用者を特定して事前に予報の特性や留意事項を説明し、利用者がこれらを理解・同意した範囲で情報提供されることが適当とされている。</p>
静岡県浜松市	21	機械的判断による洪水予測の実施	<ul style="list-style-type: none"> リアルタイムな浸水情報の提供（浸水危険地域の道路脇、排水路等に水位計、冠水センサおよびカメラを設置し、リアルタイムな浸水情報を提供する。）浸水予測のデジタル化をデータの連携により可能にする 浸水エリアの推測水位データと国土地理院の数値標高データの組合せにより、地域の浸水状況推測し地図上に表示 浸水の予測 代表地点に雨量計を設置し、水位データ、実雨量データと気象庁の予測雨量データの組み合わせにより、浸水を予測 	防災情報への活用	「洪水の予報業務については、防災との関連性の観点等から、当面許可しない」となっており、内水氾濫の予報業務許可を得ることはできない。	気象等の予報業務の許可等に関する審査基準（気象等の予報業務の許可等に関する審査基準	機械的判断による洪水の予報業務について許可。	国土交通省	<p>○洪水（河川の影響を受ける浸水含む）の予報業務許可については、「洪水及び土砂災害の予報のあり方検討会」において審議し、今年10月5日にとりまとめられ公表された報告書において、民間気象事業者等による予報が利用者の多様な利用ニーズに寄与できるよう、国は予報の許可に係る条件や技術上の基準を定めるとされており、今後、具体的な制度設計を早急に進めるところ。</p> <p>○当該報告書では、洪水及び土砂災害の予報は災害対応に直結した社会的な影響が大きいため、契約に基づき利用者を特定して事前に予報の特性や留意事項を説明し、利用者がこれらを理解・同意した範囲で情報提供されることが適当とされている。</p>
静岡県浜松市	22	障害児通所支援についてオンライン支援を可能とする	<ul style="list-style-type: none"> 対面支援を原則としつつ、必要な場合には遠隔支援の選択肢を実施する。 子どもや親の体調、天候等で通えない場合などに遠隔支援を受けることができるメリットは大きく、ICT社会に必要な、新しい支援の在り方として求める方が多い。 	障害児童へのケアの選択肢拡大	児童福祉法が「通所」前提であること。人員配置や設置基準が、児童福祉法に則って「通所」を前提とした基準（人員、設備、運営）で定めている。遠隔オンライン支援は、「コロナ禍での代替手段」として厚生労働省事務連絡で認められているのみ。	児童福祉法第6条の2の2	<p>「通所」を前提とした基準に加え、下記の事業について、オンラインによる支援も選択可能とする</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること 放課後等デイサービス：生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること 	厚生労働省	<p>障害児通所支援については前回までの回答でもお示ししたとおり、集団生活への適応訓練や社会との交流の促進等の支援について、施設に通わせ職員や他の児童等との集団での相互交流等により提供できるものと考えており、コロナ禍において認めているオンラインによる支援は、利用者が事業所へ通うことを控えている場合における代替措置として、臨時的に認めているものである。</p> <p>また、タブレット等の端末の前に子どもを座らせるために、保護者に対して負担を強いるものであり、ICTを活用した支援について、通所による支援と同様の評価を行うことはできない。新型コロナウイルス感染症拡大時の代替的支援の特例については現在も適用できるようにしており、提案主体の希望する代替的支援については行うことができる。</p> <p>なお、提案自治体が「②具体的な事業の実施内容」において示している「子どもや親の体調、天候等で通えない場合など」については、欠席時対応加算として、利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、電話等により障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月に4回を限度として、加算を算定できることとしており、既に、急な欠席の際の遠隔対応については、報酬において一定の評価を行っている。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
愛知県・常滑市共同	1	自動運転車両の緊急事態の発生時にかけつける警備会社等の車両を緊急自動車に指定	①自動運転・自動搬送サービス (自動運転車両の緊急事態の発生時にかけつける警備会社等の車両についても緊急自動車に指定する。)	自動運転車両の緊急事態の発生時にかけつける警備会社等の車両についても緊急自動車に指定することで、自動運転の安全性の一層の向上や利用者の不安の解消が期待され、自動運転の実装が促進される。	緊急自動車に指定される車両は、消防用自動車、警察用自動車等、法令に定められたものに限定される。	道路交通法第39条第1項および同法施行令第13条	自動運転車両において、交通の安全と円滑を図るために緊急の必要が生じた場合であって警察官から求められたときに、かけつける警備会社等の車両を緊急自動車に指定し、他の緊急自動車と同様の取り扱いを可能とする。	警察庁	事故発生時等に警察に通報があり、早急な対応が必要なときは、警察が緊急走行により現場対応を実施することから、警備会社等の車両を緊急自動車に指定する必要はありません。 なお、「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、事故発生時の対応も含めて警察庁で検討を進めているところです。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
愛知県幸田町	1	土地利用の規制の柔軟な運用	耕作放棄地を含む農業振興地域における防災・減災・免災まちづくりを土地利用規制の柔軟な運用により地区計画制度等を活用して地方創生による産官学金連携事業を行う。	防災モールを中心とする防災・減災・免災スーパーシティの実現により、定住型の人口集約都市づくりから地方創生の交流・関係人口を踏まえた産官学金連携都市づくりで三河のものづくりを支える。	①防災スーパーシティ実現に際し、都市計画運用指針における市街地形成のための人口密度基準及び市街化調整区域内地区計画の面積規模の制限 ②農業振興地域農用地除外に際し、都市計画運用指針における市街地形成のための人口密度基準及び市街化調整区域内地区計画の面積規模の制限、地域再生土地利用計画の特例は中山間地域等に限定	【④について】 都市計画法 (第7条・第12条の5・第34条10項) 都市計画運用指針 都市計画における農林漁業との調整措置 【⑤について】 農振整備法(第13条)農地法(第5条) 都市計画運用指針 都市計画における農林漁業との調整措置 地域再生法(第17条の17)	①市街地形成における「人口密度基準60人/ha」を基にする人口フレーム方式以外の試行的適用要件の明確化市街化調整区域内地区計画の面積規模における防災・減災・免災のため広範囲とならざるをえず20haを超えるものへの柔軟な運用 ②市街地形成における「人口密度基準60人/ha」を基にする人口フレーム方式以外の試行的適用要件の明確化一団の農用地10ha以上の集団農地(耕作放棄地含む)の取り扱いにおける市街化調整区域内地区計画の実現のための柔軟な運用 地域再生土地利用計画作成ガイドラインにおける中山間地域等の柔軟な運用	国土交通省 農林水産省	都市計画は、都市計画法第2条において、「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、(中略)定めるものとする。」とされています。区域区分については、都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために広域的な観点から都道府県が定めるもので、都市計画法第13条第1項第2号より、「区域区分は、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口及び産業の将来の見通し等を勘案して、(中略)定めること」とされており、都市計画運用指針においても、「市街化区域の設定は、(中略)人口を最も重要な市街地規模の算定根拠としつつ、これに世帯数や産業活動の将来の見通しを加え、市街地として必要と見込まれる面積をそのまま即地的に割り付ける方式(いわゆる人口フレーム方式)を基本とすべきである。」としており、都道府県が適正な将来人口密度を想定して地域の実情に即しつつ設定することが望ましいとしています。なお、同指針においては「都市計画区域の人口及び産業の将来の見通し、市街地における土地利用の現状及び将来の見通し等を総合的に勘案して、都市的土地利用への転換の適否を明らかにする方法が可能であれば、試行的に検討していくことも考えられる。」と都道府県による人口フレーム方式以外の方法による市街化区域の設定も想定されることを既に周知しているところで、幸田町を含む西三河都市計画区域における区域区分については、都市計画決定権者である愛知県において適切に判断することとなり、愛知県と十分に協議して頂くことが必要と考えております。 なお、同指針において「住宅用地の人口密度については、土地利用密度の低い地域であっても1ha当たり60人以上とすることを基本とすることが望ましい。」としておりますが、地域の実態に応じた住宅用地の将来人口密度の取扱いについても記載しております。 市街化調整区域における地区計画については、法令による特段の面積要件は定めておりません。また、「一団の農用地10ha以上の集団農地(耕作放棄地含む)の取り扱いにおける市街化調整区域内地区計画の実現のための柔軟な運用」が何を指しているのか不明ですが、都市計画運用指針では、市街化調整区域における地区計画の区域には「農地法による農地転用が許可されない見込まれる農用地」等を含めるべきではないとしております。なお、「市町村の都市計画部局は、地区計画を定める場合には、(中略)農林水産担当部局(中略)と調整することが望ましい」旨、記載もしておりますので、具体的な農地の取り扱いについては農林水産担当部局と十分に調整をして頂くことが必要と考えております。
愛知県幸田町	2	防災モール内へのコンテナハウス等宿泊施設設置	事前防災として防災モール内(都市公園等)にコンテナハウス等宿泊施設を応急仮設住宅と同様に設置する。	コンテナハウス等宿泊施設により、平常時にはテレワーク・ワーケーション等滞在型施設利用、災害時には避難施設や応急仮設住宅に活用し、産官学金連携による総合的な社会的備蓄を図る。	都市公園内においては宿泊施設が営利目的とならないよう制限しており、公園施設以外の工作物を設置して占用する場合には公園管理者の許可が必要となる。	都市公園法 第2条 都市公園法施行令 第8条第4項 建築基準法第85条	宿泊施設について特に必要があるものとしてコンテナハウス等の防災機能を有するものの平常時設置を明確化 発災時の移動容易性を鑑み、仮設建築物としての年数制限の柔軟な運用	国土交通省	■都市公園法・都市公園法施行令 宿泊施設については、都市公園法第2条第2項及び都市公園法施行令第5条第6項に定める宿泊施設に該当すれば、営利・非営利目的を問わず、都市公園の効用を全うするものである限り公園施設として都市公園に設置することが可能です。 また、公園施設である宿泊施設が防災機能を兼ね備えることについて、都市公園法上の規制はないため、ご提案の「コンテナハウス等宿泊施設により、平常時にはテレワーク・ワーケーション等滞在型施設利用、災害時には避難施設や応急仮設住宅に活用」となる施設についても、最終的には公園管理者の判断によるものの、制度上設置が可能と考えられます。 ■建築基準法 ご提案の内容は、事前防災を目的として、防災モール内(都市公園等)にコンテナハウス等宿泊施設を平常時より設置するものと解されますが、常設される建築物については、利用者の安全性の確保等の観点から、時限的に設置されることを条件に安全上の基準等が適用除外される仮設建築物と同等に扱うことはできないと考えております。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
愛知県幸田町	3	自動走行を見据えた貨客混載等	既存集落内における貨客混載等での自動走行によるモビリティ形成	社会資本整備のためのハード整備にとらわれることなく、自動走行システムの活用によりゆっくり自動走行と小型モバイルによりラストワンマイルエリアでの交通安全を確保する。	①道路交法による車両の歩車区分のない道路を通行する際の通行制限 ②運送に付随する少量の郵便物、新聞等の貨物輸送に制限 貨客混載は、少子高齢化や人口減少で地域の物流維持できない過疎地域に限定	①道路交法（第18条） ②道路運送法（第82条）	①歩車共存について、交通ルールの構築と地域住民との連携を前提に明確化 ②人・モノ・情報の移動円滑化を平常時と災害時に滞りなく実施できる防災物流と人命救助のためのデュアルモード都市づくりに対する特例的な運用	警察庁	（①について） 道路交法第18条第1項は、車両の通行区分についていわゆる「キープレート」の原則を定めたもので、道路上を対向する車両同士の進路を分け、かつ、道路の中央部分を空けておくことで、対向車相互のすれ違いを円滑にし、同一方向に進行する車両同士の追越しを容易にし、道路交通の安全と円滑を確保することを目的としています。 また、同条第2項は、歩道と車道の区別のない道路等において、歩行者の通行の安全と円滑を確保することを目的としています。 なお、個別具体の案件については、周囲の交通状況等を踏まえて総合的に判断する必要があるため一概には言えませんが、道路交法第9条及び第10条において、歩行者用道路を例外的に一定の車両が通行できることとすることで、御指摘の件については実現可能であると認識しています。そのような場所において、車両は、特に歩行者に注意して徐行しなければならないとしており、歩行者の右側通行義務はなくなります。
								国土交通省	貨客混載の実施に当たっては複数の制度があるところ、貴市の提案する事業が貨物自動車運送事業法の規制に抵触するか否かは、個別の運送形態についてより詳細に聞かせて頂いた上で、実質的に判断させていただきたい。
愛知県幸田町	4	モビリティサービスの自立型住宅	電動車が住宅の一室として組み込まれた住宅の開発	快適な居住空間の柔軟な移動による地域経済の活性化 モビリティ住宅でつなぐ防災・減災・免災住宅の確保による空間移動の未来型住宅の実現	平常時には居住空間として固定する建築物となることによる容積率の規制、建蔽率の規制、換気のための開口部設定の規制	建築基準法（第2条、第28条、第52条、第53条）	E V等の環境車両を住宅の一室とみなすことによる居室としての使用や車庫としての内装制限を柔軟に運用	国土交通省	貴町のご提案に対する前回までの回答のとおり、規模、形態、設置状況等から判断して、電動車が随時かつ任意に移動出来る場合、建築物に該当しないと考えられますので、特定行政庁である愛知県とよくご相談いただきたいと思います。
愛知県幸田町	6	遠隔監視者・乗務員の免許制度の確立	自動運転車両を使用した、事業者による有償運行サービス	自動運転車両を使用した、事業者による有償運行サービスの実現と拡大	事業者の有償運行は、運転者2種免許が必要となる 車両運行及び自動走行遠隔監視において乗務員等の運転免許制限	道路交法第85条	交通ルールのあり方等を踏まえ、自動走行システムとの連携により運転者や運行管理者の付加軽減と見守り等新たなサービス提供を見据えた柔軟な運用	警察庁	「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、運転免許の必要性も含めて警察庁で検討を進めているところです。
愛知県幸田町	7	バス停付近へのオンデマンド交通車両等の駐停車許可	オンデマンド交通車両等による、バス停付近を活用したモビリティサービス	既存バス停を活用した、効率的なオンデマンド交通などの実現、拡大	バス、路面電車の停留所の標識板から10メートル以内部分への駐停車禁止 旅客運送のための停留所における駐停車については限定車両に制限	道路交法第44条	オンデマンド交通サービス等での既存バス停利用許可乗降及び運行時間調整のためのバス停等利用の明確化	警察庁	道路交法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車（同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。）又は同法第78条第2号に規定する自家有償旅客運送の用に供する自動車が、乗合自動車の停留所等において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、一定の条件下で、道路交法第44条第1項に規定する停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外されております。 以上の回答に関し、御提案に係る記載内容のみでは定かたではない部分もあるため、道路運送法上の道路運送事業の種類等を具体的に明らかにして個別に警察庁に御相談ください。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
三重県多気町等 6町共同	2	健康寿命延伸の為の ヘルスケア連携ネット ワーク構築	マイナンバーカード取得及び、健康保険証登録を 必須とした、医療費の自己負担軽減施策（健 康増進の取組みを行う者は、健康保険料自己 負担額軽減やキャッシュバックを検討）	今後、更なる増加が見込まれる医療ヘルスケアコ ストを、健康維持や未病に資源配分することで、 医療ヘルスケア全体のコストを、中長期的に大幅 削減させる。	現在、健康維持に対する健診の受診や国が推 進するマイナンバーカードの活用などは必須義務 ではないが、国民は国民皆保険制度のもとで、 一定水準以上の医療を享受できる権利を有して いる。そのため、国民皆保険制度を活用して医 療サービスの提供を受けようとする場合は、マイナ ンバーカード利用を必須条件とし、一定水準以 上の健康維持活動の証明（健診受診の必須 化・ライフログの共有など）があることを条件とし たい。	国民健康保険法第74条、老人保 健法第28条、国民健康保険法第 42条 ■国民健康保険法（昭和三十三 年法律第九十二号）第43条 ■厚生労働省：一部負担金の徴収 猶予及び減免並びに保険医療機関 等の部負担金の取扱について（昭和 三四年三月三〇日保発第二号 各都道府県知事あて厚生省保険局 長通知）	医療費の自己負担割合を軽減することをインセンティブとす ることで地域住民が病院に通院しやすい環境を提供し、結 果として病気の早期発見、重症化の予防に繋げることが できる。 当該インセンティブの要件例 ・定期健診の受診や、自治体が企画する健康増進プログラ ムへの参加を要件とすることで、生活習慣病の予防に加え 、疾病早期発見や重症化予防することに可能となり、 現在より医療費の削減に繋げることができる。 ・マイナンバーカードの取得や、マイナンバーカードの健康保 険証利用を要件とすることで、同カードの取得率向上と、特 定健診情報や薬剤情報等の活用による健康増進プログラ ム等の改善から、より地域の実態に沿った取組みに繋げて いくことができる。 ・更に、こうした活動により得られたデータを参加する自治体 間で連携することで、上記の運営コストを低減することがで けるとともに、 地域で新たなコミュニティが形成することが可能となり、住民 の日々の生活を豊かにする地域社会を構築することができる。	厚生労働省	提案対象の規制等の内容及びその改革のために担当省庁が実施すべき措 置が明確でないため、明確な回答が困難である。 なお、現行制度においても、保険者等による個人の予防・健康づくりに向けた インセンティブを提供する取組は可能となっている。厚生労働省HIPにガイドラ インを掲載し、留意点、方法等をお示ししているため、適宜ご参照いただきたい。 https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000124579.html
三重県多気町等 6町共同	3	【ゼロカーボン分野】 カーボンオフセットへ企 業版ふるさと納税制 度の活用	ゼロカーボンの取組により獲得した余剰分のカーボ ンオフセットを、企業版ふるさと納税制度を活用 し、寄付する企業へ提供できる仕組みを構築す る。	将来的にな不安材料である、医療人材不足解 消の一助となり、共 助・互助推進で医療機関に 頼らない自立型地域を創生する。	医師が行う「診断」の前提として、正確な検査が 求められる場面では十分な知識・技術を有しな い無資格者がこれを行うことは許されない。	・医師法第17条 ・歯科医師法第17条 ・保健師助産師看護師法第31条 ・厚生省 通知「医師法第17条、歯 科医師法第17条及び保健師助産 師看護師法第31条の解釈について」 (平成17年7月26 日)(医政発第0726005号)	医師が行う「診断」の前提として正確な検査が求められる 場面では十分な知識・技術を有しない無資格者がこれを 行うことは許されないと考えられる。しかし、それ以外の場面 で無資格者が心電図検査・血糖測定・視力検査（健康 状態の把握・スクリーニングを目的とする場合）を行ったと してもそれ自体で健康被害や保健衛生上の危害を招来する とは考えにくい。また「医療行為」と評価できるか否かにつ いては、医療機器の進歩、安全性の向上、社会的要因に よっても変化すると考えられる。そのため、医療的知識・技 術を有しない無資格者が行っても健康被害や保健衛生上 の危害を生ずるおそれがないか、あるいは著しく危険性が低 く有資格者以外が実施しなければならないような社会的 必要性が認められる場合、かつそれらを業としない場合は、医 行為でないとの解釈を加えることが必要。	厚生労働省	医師法第17条において、医師でなければ医業をなしてはならないと規定されて おり、医業とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもつ てするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為 (医行為)を、反復継続する意思をもって行うことであると解されます。 ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じ、個別 具体的に判断する必要があります。
三重県多気町等 6町共同	3	【ゼロカーボン分野】 カーボンオフセットへ企 業版ふるさと納税制 度の活用	ゼロカーボンの取組により獲得した余剰分のカーボ ンオフセットを、企業版ふるさと納税制度を活用 し、寄付する企業へ提供できる仕組みを構築す る。	企業からの寄付増加による地方自治体の財務 体質改善及び地域事業の活性化	企業版ふるさと納税制度では、寄付企業へ寄付 の代償として経済的な利益を供与してはならない とされている。	地域再生法施行規則第13条	(提案概要) 企業版ふるさと納税制度を活用した、企業側のカーボンレ ジット取得時の企業側負担の軽減と、地域におけるカーボ ンクレジット販売促進による経済活性化。 (想定される課題) 企業版ふるさと納税で規制されている経済的な利益供与 禁止への抵触の可能性。 企業が実質負担する金額や、ゼロカーボンの取組における カーボンオフセットに限り、寄付企業へ提供を可能とする制 度改革が必要	内閣府	ご提案の内容については、「対価（＝カーボンクレジット）を伴う経済的利益 の供与は税法上の寄附金として認められるのか」という点につき、弊府としては 検討・回答する立場にない。 なお、仮に税法上の寄附金であるとされる場合、提案団体の想定していると おり、企業版ふるさと納税に係る寄附を行う企業に対して、当該寄附の見返り としてカーボンクレジットを提供することは、地域再生法施行規則が禁止する「寄 附を行うことの代償として経済的な利益を供与」することに該当することは明らか であるから、提案内容は当該禁止規定に抵触する。当該禁止規定は、営利 活動において地方公共団体と様々な利害関係を有し得るとする企業の性質に 鑑み、企業版ふるさと納税に係る寄附を行う企業と寄附を受ける地方公共団 体との癒着につながらないよう、地域再生法の委任に基づいて規定しているもの である。 また、提案団体の提案内容のとおりに取り扱うことは、提案団体と同じように全 国の企業から寄附を受けられるはずのすべての地方公共団体に比して不公平 な状態を惹起することとなる。全国的に税制上の特例を設けている仕組みに照 らしても、提案内容を実現することは適当でなく、困難である。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
大阪府・大阪市共同	1	ヘルスケアアプリの運用 (アンチエイジングライ ドも含む) 【万博前～】	・アプリを通じ、ヘルスケアデータを取得・記録し、AIなどを活用して、パーソナライズされたサブ情報、生活習慣に係るアドバイスなどを提供 ・生体情報を利用することで、不整脈の発症などを予知しアラートを発出 ・希望者のゲノム情報を収集し、アドバイス等を提供	疾病リスクが生じた初期段階での対応が可能となり、多くの人々の健康維持につながる	現行のガイドラインでは、アプリが提供するアドバイス等が診断に該当するかどうかの判断基準が不明確。疾病の予防を目的とし、かつ医療関係者への情報提供を伴う場合には、医療機器該当性判断は微妙なものとなり、現実的にヘルスケアアプリの開発は困難である。	・医師法17条 ・「プログラムの医療機器該当性に関するガイドライン」	医療行為に該当しないアウトプット範囲のガイドライン化 たとえば、本ガイドラインでは、「表示」「説明」等の言葉があるが、どのような範囲をさすのか不明瞭であるため、食品表示でのトクホの表示のように、医療機器に該当しない機器で可能な表記について具体例を示されたい。	厚生労働省	プログラムの医療機器の該当性に関しては、ガイドラインに事例を掲載しているほか、厚生労働省のホームページにて事例を公表しているところです。こちらをご活用頂いても判断が難しい場合は、PMDAの「一元的相談窓口」又は監視指導・麻薬対策課の「プログラムの医療機器該当性の相談窓口」にて相談を受けています。
大阪府・大阪市共同	2	ゲノム情報の収集、解析、診断 【万博前～】	アプリ等を通じて希望者からゲノム情報の提供を受け、解析を行って、その結果を本人に提供する(再掲)	全ゲノム情報を活かし、個人に最適化された患者本位の医療の提供につながる	全ゲノム情報の収集、活用についての議論が深まっていない状況	「情報信託機能の認定に係る指針」の「本検討会で対象とする個人情報には、要配慮個人情報は含まない」の記述	・左記指針中の当該記述の削除 ・ゲノム情報に関するデータ管理方針の整備(管理主体、医療情報との連携等)	総務省 経済産業省 デジタル庁 個人情報保護委員会	ご指摘の指針は情報銀行の認定を受けるための認定基準等を記載したものであり、ゲノム情報を含む要配慮個人情報も活用すること自体を規制するものではありません。そのため、規制の事実そのものがなく認識しております。なお、情報銀行における要配慮個人情報の取り扱いについては現在検討中であり、将来的な指針改定に向けた議論を関係各所と進めております。
大阪府・大阪市共同	3	食品販売、飲食店での提供に際しての機能表示 【万博中～】	・機能性表示食品に疾病リスクの低減についての表示を行う【万博中】 ・特別用途食品として、飲食店において「病者用食事セット」の提供を行う【万博後】	食品、サプリによる疾病リスクの低減、疾病予防	・機能性表示食品には、疾病予防・疾病リスク低減の表示は認められていない ・特別用途食品は、糖尿病用組合せ食品及び腎臓病用組合せ食品以外、献立として許可を受けることができない	・食品表示法に基づく食品表示基準第3条第2項 ・「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」IV (VI) 第1、3「表示禁止事項」 ・消費者庁次長通知 (R1.9.9)	・「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」について疾病予防、疾病リスク低減の表示を可能とする記述の追加 ・消費者庁次長通知に特別用途食品の病者用食事セットのカテゴリー追加	消費者庁 厚生労働省	○ 疾病の予防を目的とするものについては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する医薬品等に該当するため、機能性表示食品に限らず食品において疾病の予防に関する表示を行うことはできません。 また、機能性表示食品における疾病リスク低減表示の取扱いについては、制度創設時の有識者による検討において、「疾病リスク低減表示を始めた疾病名を含む表示については診療機会の逸失等を招く可能性があり、国の管理下(医薬品、特定保健用食品)で慎重に取り扱われるべきであるため、届出制である機能性表示食品の対象としないことが適当である」との意見等を踏まえ、制度の対象外としたものです。 機能性表示食品に疾病リスクの低減に関する表示を認めるに当たっては、当該表示の妥当性及び安全性についての科学的根拠についての具体的な情報を基に、消費者委員会の意見を聞いて基準改正ということになりますが、現時点では、どのような疾病リスク低減表示を想定しているのか必ずしも明確ではないため、より具体的な御提案をいただいた上で検討したいと考えます。 ○ 糖尿病用組合せ食品及び腎臓病用組合せ食品以外の新たな組合せ食品の区分を追加することについては、消費者庁へ許可基準案及びその根拠を示す資料等を添えた要望書を提出いただき、専門家で構成される委員会に諮った上で、それが妥当と認められた場合には新たな許可区分を追加することができる仕組みを既に構築しています。 また、上記によらず、個別に病者用食品としての表示許可を行う個別評価型病者用食品の枠組みも設けております。 一方、特別用途食品の許可は、定められた許可基準への適合性を確認して行っており、飲食店の厨房で調理される食事のように原材料や調理条件のばらつきが想定されるものであっても同様に、許可基準への適合性を確認することが必要です。現時点では、どのような組合せ食品のカテゴリー及び提供形態を想定しているのか必ずしも明確ではないことから、より具体的な御提案をいただいた上で検討したいと考えます。
大阪府・大阪市共同	4	未来の医療ショールーム (未承認医療機器等の一般の人向けの展示) 【万博中～】	・近未来に実現する医療施設・機器・サービス展示 ・各コンテンツは再生医療のプロセスが体験できる参加型展示(未承認医療機器を万博パビリオン内で展示)	未来の医療についての認識が広まり、健康に対する意識向上につながる	業界自主運用基準「未承認医療機器等の展示に関するガイドライン細則」では未承認医療機器の一般の人向けの展示は、科学技術・産業振興を目的とする場合及び医療機器のデザイン等の情報提供を目的とする場合のみ可能	・薬機法第68条 ・業界自主運用基準「未承認医療機器等の展示に関するガイドライン細則」の、科学技術又は産業振興、デザイン等の展示を目的とする場合に限る旨の記述	「未承認医療機器等の展示に関するガイドライン細則」の一般向け未承認医療機器の展示を科学技術又は産業振興、デザイン等の展示を目的とする場合に限る旨の記述の削除	厚生労働省	・御提案のあった「未来の医療ショールーム」については、ご提案資料を確認する限り、「科学技術又は産業振興を目的とするもの」と考えられるため、現状で展示可能です。 ・なお、本回答については、御提案のあった「業界自主基準」の基となる「未承認医療機器の展示会等への出展について」(平成29年6月9日薬生発0609第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)に基づき回答をしておりますので、その旨申し添えます。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
大阪府・大阪市共同	5	AIによる診断、医療行為の一部ロボット対応（採血・注射・剃毛・調剤等）【万博後】	人型ロボット＋AI問診の実施（電子カルテとの連携、収集情報の活用を含む）	・学習データの更新、プログラムのアップデート等による継続的なAI能力の向上 ・AIの活用による医療従事者の省人化・省力化	AIを活用した医療機器等の薬事承認スピードがAIの急速な能力向上に対応できていない（承認前にバージョンアップ等）	・医療機器プログラムの一部変更に伴う軽微変更手続き等の取扱いについて（平成29年10月20日付け薬生機審発1020第1号） ・薬機法第14条の7の2	・医療機器プログラムの「軽変」の具体的事例追加 ・IDATEN制度活用に向けた計画等のフレームワーク整備	厚生労働省	令和元年の医薬品医療機器等法の改正により、AIを活用した医療機器プログラム等、初回承認後に継続的な改良が見込まれる医療機器を対象として、予め変更計画の確認を受けておくことで、届出による迅速な承認事項の変更が可能となる制度（変更計画確認手続制度（IDATEN））が導入され、令和2年9月に施行されています。当該制度の円滑な運用に資するよう、施行通知や質疑応答集（Q&A）を発売しているところです。 また、医療機器プログラムの承認事項の変更を行うに当たって、一部変更承認が必要な範囲及び軽微変更届出で良い範囲については、通知により考え及び具体例等を示しているところですが、判断が難しい場合は、審査を担当するPMDAに個別にご相談下さい。
			・病室でのロボットによる全自動の消毒（ルンバのようなロボット） ・調剤薬局までを含めた自動化、情報化 ・採血ロボットの実現（グレーゾーンを明確化） ・採血～前処理～検査までの工程の一貫自動化、ロボット化	・ロボットの導入による医療従事者の省人化・省力化 ・一定技術レベルの確保によるヒューマンエラーの低減 ・非接触による新型コロナウイルス感染症対応	・薬剤師の配置基準により、ロボットの設置等により省力化が進んだ状況下においても、一定数の薬剤師の配置が義務付けられている	医療法施行規則第19条第2項第1号、第22条の2第3号、第22条の6第2号など	医療法施行規則における薬剤師配置基準について、ロボットの導入等により省人化が図れていると認められる医療機関については、配置基準を緩和することとする	厚生労働省	病院における薬剤師の人員配置基準については、調剤業務のみならず、服薬指導や薬歴管理等の対人的な病棟業務の重要性を踏まえ、最小限必要となる基準を定めたものです。病院薬剤師の病棟業務は、医療技術の高度化への対応や、患者へのきめ細かな対応へのニーズの高まりにより、さらに増大しており、調剤業務に係る省人化という要素のみを以てただけに配置基準を緩和することには、慎重な検討が必要と考えます。
大阪府・大阪市共同	6	カルテ音声自動入力AIによる診断、医療行為の一部ロボット対応（採血・注射・剃毛・調剤等）【万博後】	医師と患者の音声の判別を含む記録、音声入力データの解析結果活用	・医療従事者の負担軽減、医療従事者が患者と触れる時間の確保 ・非接触による新型コロナウイルス感染症対応、PHR作成、ビッグデータ解析につながる可能性	・各医療機関で導入されている電子カルテ等は仕様や能力等がまちまちであり、標準化が進んでいない ・医療情報については要配慮個人情報等を含むことから、共有活用が困難	医療情報標準化指針(HELICS指針) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針	医療情報標準化指針(HELICS指針)の普及促進のためのインセンティブ付与等産業促進に係る法令等の整備 ※2024年度～電子カルテ・介護情報等についてもマイナポータルで閲覧可能予定（データヘルス改革に関する工程表）	個人情報保護委員会	○ 提案が不明確であり、現時点において個人情報保護法の観点から回答することは困難です。 ○ なお、電子カルテに関連し得る情報として、令和4年4月に施行予定の改正個人情報保護法では、保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようになります。 <参考> 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-8-2 保有個人データの開示 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210802_guidelines01.pdf
								厚生労働省 総務省 経済産業省	電子カルテ情報及び交換方式の標準化については、HL7 FHIRの規格を用いた仕組みを導入し、当該規格を用いた医療情報標準化指針を今年度中を目処に厚生労働省標準規格として採用する予定です。採用された後は、標準コード等を含む標準仕様を実装した電子カルテの普及に向け、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき創設された医療情報化支援基金の活用等により、取組を着実に進めてまいります。
大阪府・大阪市共同	7	海外承認薬（国内未承認薬）の院内処方【万博後】	指定区域内の医療機関において、海外承認薬（麻薬等を除く）の処方箋発行、院内処方を行う	国内未承認薬の利活用による疾患・新型コロナウイルス等への対応	・医薬品を医師が輸入できるのは、治療上緊急性があり、国内に代替品が流通していないなどの場合に限定され、必要性及び必要数量の根拠を示す必要がある。 ・処方は、輸入した医師が自身の患者に対して行う場合のみ可能	・医薬品等輸入確認要領 ・輸入確認申請書類のうち、「輸入確認申請書」「必要理由書」	・医療機関として処方できるよう、医師個人による輸入という要件の撤廃 ・治療上の緊急性のある患者が現に存在しなくても輸入できるよう、治療上の緊急性の要件を撤廃	厚生労働省	国内承認されていない医薬品を譲渡することは、医薬品医療機器等法により規制されています。一方、医師が緊急時に備えて個人輸入し、輸入した医師の責任において保管管理、使用（処方）することは認められています。なお、処方は医師個人が行うもので、法人たる医療機関が行うものではありません。また、医師が治療等に用いる医薬品は、原則、製品の品質管理等がされている国内承認品を使用されるべきものであるため、例外措置として、緊急性等の未承認医薬品を必要とする理由を求めており、緊急性の要件を撤廃することは困難です。 輸入確認を受けた未承認医薬品を医師が治療等に用いる目的で輸入できるため、現行制度においても、医師が個人輸入した国内未承認薬を所属する医療機関内で利活用し、疾患・新型コロナウイルス等への対応が可能であると考えております。 輸入確認申請に関しては、関東信越厚生局又は近畿厚生局薬事監視指導課にてご相談を受け付けております。
大阪府・大阪市共同	8	未来型医療提供に適した病室環境、病院設備の整備【万博後】	患者により適した環境を提供するため、患者自身がプロジェクションマッピング等の手法により、病室内の環境をコントロールできるようにする	患者個人々々に適した環境のコントロールによる快適な入院環境の確保	病院施設・病室には構造設備基準が設定されており、自由な設計が困難	建築基準法第28条第1項、第2項、同施行令第19条第3項、第20条第2項	現行制度で求められている窓などの病室環境、設備整備の基準を緩和	国土交通省 厚生労働省	個々の患者に適した快適な入院環境の確保のために、病院建築物・病室に適用されるような構造設備基準が、どのような理由で支障となっているのか、具体的にお示しいただきたい。
大阪府・大阪市共同	9	データ連携による次世代PHRサービス【万博後】	スーパーシティで実装するデータ連携基盤などを通じ、健康、医療、介護、薬剤、スポーツなどあらゆる分野のサービスをつなぎ高度化を図る、次世代PHRを実現	疾病リスクが生じた初期段階から早期診断、最適な治療、適切な疾病管理、予後対応、QoLを維持する介護等の実現	ライフログやデータ連携に関するガイドラインが未整備であるため、複数機関でのデータ連携が困難	民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針	ライフログ（右記指針の対象となる「健診等情報」を含む）やデータ連携に関するガイドラインの整備 ※2023年度～適正な民間PHRサービスの提供に向けて第三者認証制度等の運用開始予定（データヘルス改革に関する工程表）	経済産業省 厚生労働省 総務省	「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」（以下、「基本的指針」と併せて令和3年4月に公表した「民間利活用作業班報告書」では、基本的指針の対象としていないライフログ等の情報や、（データ連携のための）通信規格や交換形式に係る標準化については民間主導での調整が行われることが望ましく、基本的指針を補完するものとして別途、より高い水準のPHRサービスの提供のための民間事業者ガイドラインの策定が望まれることを記載しています。 したがって、提案いただいたライフログやデータ連携に関するガイドラインの整備は、基本的指針の改定ではなく、民間事業者によるガイドラインの策定を国が支援していくことで対応します。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
大阪府・大阪市共同	10	外国人医師・看護師の活躍を拡大し、外国人が安心して暮らせる環境を整備【万博後】	医師国家試験、看護師国家試験を英語で実施 ※府市国家戦略特区提案	外国人住民が安心して暮らせる社会の実現	外国人は（二国間協定による特例を除き）日本語による医師試験、看護師試験を受け、免許を取得しなければ、国内で医療、看護師業務を行えない	・医師法第2条 ・保健師助産師看護師法第7条第3項	二国間協定の有無にかかわらず英語試験を実施の上、本邦医師免許を付与	厚生労働省	医療の提供は、患者の生命・身体に直接影響を及ぼすものであり、医師及び看護師等は、医療の提供に際して、患者の詳細な情報の聴き取り、診断内容の説明、様々な医療職種との円滑なコミュニケーション等のために、医療に関する専門用語を含め、日本語を正確に理解し、医療の現場で日常的に使用できる能力が要求されます。そのため、相互の国民に対する医療提供の環境整備をはかる観点から、二国間協定に基づき行われる英語による医師国家試験の外交上の特例等を除き、我が国で医療又は看護業務を行うためには、日本語の医師・看護師国家試験（准看護師試験）に合格し、医師・看護師（准看護師）免許を取得しなければならない仕組みとしており、対応は困難である。
大阪府・大阪市共同	11	医療ツーリズム（外国人患者受入）【万博後】	・外国人患者のワンストップ対応 ・日本の規制にとられないグローバル標準の病院建設、運営	・グローバル標準の医療機関の整備促進 ・地域経済の活性化	外国人患者受入に適用していることを認証するグローバル標準の病院基準がない	・訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策 ・外国人患者受入医療機関認証制度（JMIP）	外国人患者を想定した、病棟等のハード面や、医療サービス品質等のグローバルの標準になりうる病院基準の策定	厚生労働省 経済産業省	ご提案の「グローバル標準の病院基準」の具体的内容や趣旨が不明であり、明確な回答は困難です。 なお、外国人患者の受入に係る認証としては、⑤に記載された外国人患者の受入体制の評価を行うJMIPが平成24年に創設されている他、患者の安全や医療の質に関して国際的な基準に基づいた審査を行うJCI（Joint Commission International）認証や医療渡航の受入への取組を審査するJIH（Japan International Hospitals）といった民間団体による第三者認証制度が既に存在しています。実際、国内においてそれぞれの認証を受けた医療機関が増えてきていることから、国において新たな基準を策定することは不要と考えます。
大阪府・大阪市共同	12	デジタル地域通貨【万博前～】	デジタル地域通貨による決済	・デジタル通貨の活用による地域を超えた即時決済 ・債権の取りはぐれの防止	・現状、デジタルキャッシュレスサービスは業態別でなく機能別に区分の上で規制 ・府域内にデジタル地域通貨が複数ある中、インフラの不統一により一体的・効率的な運用が難しい他、利用者にとっては、通貨の発行主体によってサービスが違ふなど、利便性に差異も生じている。 ・発行者にとっては、自らの提供するサービスがいかなる金融サービスに区分され、どのような金融規制が適用されるかについての判断を見誤ってしまうと、法令違反を惹起することにも繋がりがねず、コンプライアンス上問題がある状況	・銀行法第10条（銀行の業務の範囲） ・資金決済法第2章（第3条～第36条、前払式支払い手段）、第3章（第36条の2～第63条、資金移動）	・銀行や企業、NPO等業態に関わらずデジタル通貨を発行・連携できるよう、デジタル地域通貨に係る通則法（趣旨、定義、類型（前払式支払手段、銀行等による為替取引、資金移動業者による為替取引（第一種・第二種・第三種）、銀行等による預金の受入及び為替取引等）、発行者（銀行等、株式会社、外国資金移動業者、その他団体）、類型ごとの法の適用（銀行法、資金決済法等））を整備	金融庁	いわゆる「地域通貨」については、地域の実情に応じて、様々なニーズが存在していると認識しております。 そうした中、「地域通貨」について、法令上の定義はございませんが、銀行法等に基づき銀行等の預金等取扱金融機関による発行が可能のほか、資金決済に関する法律に基づき前払式支払手段発行者や資金移動業者による発行が可能であり、その性質に応じて制度が整備されています。 したがって、発行を検討される地域通貨の事業内容に応じて、最適な制度を選択いただくことが重要と考えられます。 なお、デジタル地域通貨や関連事業の内容が具体化される中で、課題が明らかになった場合には、個別にご相談頂ければと思います。そうしたご相談につきましては、当局としても、前広に対応して参りたいと考えております。
大阪府・大阪市共同	13	海外の医師による遠隔診療の実施【万博後】	海外の医師による指定区域内の患者のオンライン診療の実施	・在外の名医による診断の実現 ・【国内在住の外国人】母国の医師による受診	現状、オンラインによる外国の医師からの医行為の提供は想定されていないため、オンライン診療実施指針に外国の医師の取扱いに関する規定自体が存在しない	オンライン診療の適切な実施に関する指針（対象：V 1 (3)②、V 2 (1) ②）	(指針V 1 (3)②) ・診療計画策定のための事前診療：対面ではなくオンラインでの対応可とする (指針V 2 (1)②) ・「オンライン診療を行う医師は、医療機関に所属し、その所属を明らかにしていること」との条件を外国の医師も含め、「医籍登録の確認による認証」に変更 ※外国人医師資格要件クリア前提	厚生労働省	本提案は同提案主体の提案番号10番「外国人医師・看護師の活躍を拡大し、外国人が安心して暮らせる環境を整備【万博後】」の実現を前提としており、当該提案の対応が困難であることから、本提案についても対応は困難です。
			スーパーシティ区域内医療機関にある院内薬局 薬局外の薬剤師によるオンライン服薬指導	・海外の医師による処方箋の国内患者への確実な手交 ・医療機関や薬局での感染リスクの軽減	現状、海外の医師によるオンライン診療を受けた調剤対応は想定されていない	薬機法第9条の4	・海外の医師とスーパーシティ区域内医療機関との間で事前に処方対応に係る協定を結ぶとともに、患者にも承諾を得た上で同医療機関の院内薬局で調剤した薬を患者に送付 ・送付後、海外の医師と患者との合意に基づき、同薬局からオンライン服薬指導を実施 ・初回の体面指導は条件としない	厚生労働省	本提案は、同提案主体による提案番号13(1)の事業を前提としているところ、海外の医師によるオンライン診療が実施できない場合は、調剤することもできないため、対応は困難です。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
大阪府・大阪市共同	15	貨客混載輸送／ライドシェア 【万博前～】	・作業員用シャトルバスで貨客混載することで工事資材や弁当等の運送を効率化 ・ライドシェアによる夢洲工事の交通量削減	工事車両の削減、島内の渋滞緩和	・貨客混載は過疎地域に限定 ・ライドシェアは公共交通空白地での運送か福祉有償運送に限定	・貨物自動車運送事業法関連通達 ・道路運送法第78条	・過疎地域に限定した貨客混載の条件の緩和 ・事故、車両点検等の責任所在の明確化 ・ドライバー要件の整理	国土交通省	<p><貨客混載運送> 個別の運送方法や運賃収受の形態をみて判断する必要があるが、工事現場等で使用される工事資材や事務用品、工事関係者向けの弁当等の運送が、工事関係者の旅客輸送に付随する運送と捉えることができ、貨物自動車運送事業としての独立した運送行為と認められない場合には、一般貸切旅客自動車運送事業の許可の取得のみで工事資材等の運送が可能であり、貨客混載の問題にはならず、貨物自動車運送事業法の許可は不要と見られる。</p> <p><ライドシェア> 規制改革事項について明確化を要するが、国土交通省としては、自動車による有償での旅客運送において、安全の確保、利用者の保護は最重要の課題と認識している。自家用車を用いたいゆる「ライドシェア」は、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、安全の確保、利用者の保護の観点から問題があるため、認められない。 なお、スーパーシティに係る国家戦略特区法改正案審議における附帯決議において以下のとおり決議されている。 「ライドシェア事業のような安全や雇用に問題が指摘されている事業の実証については、規制法令に違反するものが認定されることのないよう厳に対応すること。」</p>
大阪府・大阪市共同	16	シャトルバスの自動運転化 【万博前～】	シャトルバスの自動運転走行（レベル2）を大型第一種免許で可能にする	工事車両の削減、工事工程の最適化、島内の渋滞緩和	シャトルバスの運転には大型第二種免許が必要だが、有資格者を多く確保することが困難	道路運送法第86条	第一種免許対応業務の緩和	警察庁	<p>走行場所が道路運送法第2条第1項第1号に定める道路に当たる場合にあっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二種免許制度は、旅客自動車の運転が、1日の走行距離や輸送人員が多くなること、乗客の動静確認及び安全確保等のため、通常より高度の運転技能や知識が必要とされること、旅客自動車による事故は多くの人命を損ないかねないこと等を踏まえ、運転経験や取得要件について第一種免許よりも厳格な要件を定めることとしているもので、交通安全を確保する上で、重要な意義を有していること。 ・自動運転レベル2程度の車両は、システムが安全運転を支援しつつも、飽くまでも運転操作の主体は運転者であることが前提となっていること。 ・同車両は、運行設計領域外ではシステムの支援等なしに通常と同様の運転操作が必要となること。 <p>等から、御提案のシャトルバスが、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運行される場合には、当該シャトルバスの大きさに応じた第二種免許が必要です。</p> <p>一方で、自動車運送業界における運転者不足が深刻化する中で、同業界における運転者不足を解消する必要性があることも承知しており、令和2年道路運送法改正により、特別な教習を修了した方は、第二種免許の受験資格の特例（「21歳以上」かつ「普通免許等保有3年以上」が「19歳以上」かつ「普通免許等保有1年以上」に）を受けられることとされました（令和4年6月までに施行）ので、この制度の活用も検討していただきたいと思います。（※令和3年11月時点）</p>
大阪府・大阪市共同	17	自動運転 【万博中】	万博会場アクセスや万博会場内移動の自動運転化	・主要駅から万博会場へのアクセスを、車内観光案内やレベル4の完全自動運転化で楽しく輸送 ・広大な万博会場内の移動を、小型の自動運転車により手軽に楽しく移動	自動運転（レベル4）の法制度が未整備	・道交法 ・道路運送車両法 ・旅客自動車運送事業運輸規則	自動運行装置の保安基準の緩和	国土交通省	道路運送車両法では、すでに自動運転レベル4まで対応している。
大阪府・大阪市共同	18	都市型MaaS 【万博後】	交通手段による移動を1つのサービスとして捉え、それらをシームレスにつなぐ都市型MaaSを社会実装	移動を支えるトータルサービスを実現し、多様なサービスが選択できる	都市型MaaSの法制度が未整備	・モビリティ事業者規制法 ・他分野の事業者規制法 ・データ利用に関する規制 ・顧客・関係者との条件調整等	金融規制の見直し（運賃届け出等）等	国土交通省	今後規制改革事項について具体化されるものと考えているが、引き続き要望を伺いたい。
大阪府・大阪市共同	19	空飛ぶクルマ 【万博中～】	主要駅やビルの屋上（Hポート・Rポート）、コンビニの駐車場、船着き場や河川敷など、市街地のあらゆる場所にポートが存在し、日常使いのモビリティとして空飛ぶクルマが普及	都市部での移動にかかる時間の短縮、災害時の救急搬送や物資輸送の迅速化など、新しいサービスの展開や各地での課題の解決につながることを期待される。	空飛ぶクルマの航空交通管理・運行、離着陸場にかかる法制度が未整備	・航空法第13条 ・航空法第79条 ・航空法第80条 ・航空法第81条 ・建築基準法	・空港における離着陸の交通管理手法の整理 ・バッテリーに対応した燃料基準制定 ・路線の複雑化／便数拡大／高頻度化への対応 ・利用シーンに合わせた、ビジネスモデルとして成立可能な離着陸場の要件整備 ・緊急離着陸場など、転用可能な既存インフラの活用に向けた規制改革	国土交通省	<p>■航空法 空飛ぶクルマの実現に向けて、「空の移動革命に向けた官民協議会」の下に「実務者会合」を設置するとともに、「機体の安全基準」、「操縦者の技能証明」、「運航安全基準」の3つのワーキンググループを立ち上げ、制度の方向性について更なる議論を進めているところ、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>■建築基準法 建築基準法がどのように支障となっているのか、具体的にお示しいただきたい。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
大阪府河内長野市	1	第1種低層住居専用地域内の公園跡地・廃校跡地や空地の建築物用途規制緩和	第1種低層住居専用地域内の公園跡地・廃校跡地や空地などのストックを有効活用し、地域住民が望む、お店やシェアオフィスなどの用途を誘導し、まちに変化を持たせ、地域の機能と、魅力を高める。	第1種低層住居専用地域内で地域に必要な生活機能やまちの魅力を高める機能で地域の合意形成が図れる用途を、まちの秩序を保ちながら混在させることによりまちに変化を持たせ、地域の機能強化と魅力向上を図る。廃校跡地に企業誘致することも可能となり地域に雇用を生むこともできる。	地区計画や特別用途地区など用途を緩和できる規定は有るものの、条例設置や大臣承認、都市計画決定等の手続きのハードルが非常に高いことから実質的に実現性が無い状況である。	都市計画法第12条の4都市計画法第9条	都市計画法において第1種低層住居専用地域内の公園や空家・空地等の活用において、地元自治会などから市長（自治体）に対し用途緩和の申請があった場合、又は自治体自ら地域住民の意見を反映して機能を誘致する場合に限り、市長自ら建築許可を出せる制度を創設する。	国土交通省	建築基準法第48条において、用途規制を定めておりますが、同条ただし書き許可を活用することで、貴市のご提案は対応可能と考えられます。特定行政庁である大阪府とよくご相談ください。
大阪府河内長野市	2	第1種低層住居専用地域内の公園施設の建ぺい率緩和	第1種低層住居専用地域内の公園跡地・廃校跡地や空地などのストックを有効活用し、地域住民が望む、お店やシェアオフィスなどの用途を誘導し、まちに変化を持たせ、地域の機能と、魅力を高める。	公園施設の建ぺい率緩和を行うことで、公園を活用した官民連携による民間施設と一体化した公園が整備でき、官民連携で適切に管理されるとともに、公園ニーズが高まり、新たな地域住民の居場所を創出することができる。	第1種低層住居専用地域内でのまちの再編余地は公園施設を有効活用することに限られる。しかしながら、公園施設の建築物設置が緩和されつつあるが、現状の基準においては地域の活性化につながる活用が困難な状況となっている。	都市公園法第4条	公園施設の建ぺい率（現在12%）を30%まで緩和又は同時期に整備された同開発団地内の複数の公園を1の公園として建ぺい率の上限を算出することにより、公園用地の官民連携による有効活用の可能性を拡大する。	国土交通省	都市公園法では、都市公園に公園施設として設けられる建築物の建ぺい率は、都市公園法で定める建ぺい率を参照した上で、当該都市公園を設置する地方公共団体が条例で定めることとしています。ご提案の「公園施設の建ぺい率（現在12%）を30%まで緩和」することは是非については、公園管理者の判断によりますが、現行制度下においても、地域の実情に応じて独自に建ぺい率を設定することは可能です。
大阪府河内長野市	3	有償ボランティアの新たな定義化	公園や歩道の除草・清掃などを有償ボランティアによる地域活動で実施し、その対価を地域通貨の原資にすることで、地域のボランティア活動・健康活動等を活性化を図る。	地域活動の活性化により多世代のコミュニティを高め、多世代交流を行い、担い手を発掘しながら、まちづくりの継続性を高める。またこれらの活動は高齢者の介護予防にもつながら、医療費の削減にもつながる。	地域活動から生まれる公共施設管理等の労働を有償ボランティアとして捉えることができれば地域の稼働力が高まるとともにコミュニティが高まり健康的な暮らしの実現可能性を高める	労働基準法第9条	現在労働の規定となる「労務提供の形態が指揮監督下の労働であること」「報酬が労務の対象として支払われること」であっても「自治体が募集する公共的あるいは相互扶助的サービスの提供であること」「自らの意思で最低賃金以下の報酬で労務提供を行うこと」が満たされれば、「有償ボランティア」として取り扱い有償ボランティアへの対価が地域通貨・ポイントで支払うことができる。	厚生労働省	労働基準法は、資本主義下の使用従属関係に基づく労働において、労働者がその経済的な力の弱さゆえに、自身の望まない使用者に意図しない条件で雇われざるを得ず、結果として著しく低劣な労働条件で働くことを強制されるといった状況に置かれていたことから、労働関係においては契約自由の原則を修正しなくてはならないという気運が生じ、その一環として、国家が労働条件の基準を労使に積極的に提示しようとする趣旨で制定・施行され、この保護の対象として、第9条において「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事業所に使用される者で、賃金を支払われる者をいうと定義しているものである。このような背景のもとに制定された労働基準法は、その保護の対象とすべき労働者には、確実に適用され、関係者はこれを厳格に遵守しなければならないことから、この定義に該当する者について、ご提案にあるような「自治体によるサービス提供であること」といった一律の基準を設けること等により、特例的に労働基準関係法令による保護の適用対象外とすることは、立法の趣旨からして容認できません。
大阪府河内長野市	4	診療報酬の改善	日常の健康状態登録や情報管理、訪問看護ステーション等による遠隔診療サポートを含めた包括的な診療報酬制度の導入により、患者の許諾のもと医師が情報を参照できるしくみ構築と、遠隔診療の高度化により、患者が安心して受診でき、医師が安心して診察できる環境を整備し、コロナ後の多様な状況に対応できる医療体制強化につなげる。	遠隔診療が広がることにより、在宅診療を補完するとともに、医師の高齢化による診療所の減少、災害やコロナ禍における緊急的対応が充実するとともに、地域包括ケアシステムによる総合的な誰一人取り残さない住民サポート体制が構築できる。	遠隔診療の診療報酬点数が在宅診療に対し極端に低い、診療の高度化を図った場合その診療の内容に応じた診療報酬にならないことから、実現が困難な状況となる。	令和2年度診療報酬改定	遠隔診療の高度化、介護・福祉と連携（地域包括ケアシステム）した診察サポート体制構築により、診察の質の向上を図り対面診療との診療報酬格差の是正を図るとともに、健康状態登録・情報管理・遠隔診療サポートのための包括的な診療報酬制度を導入	厚生労働省	オンライン診療については、令和4年度診療報酬改定において、 ① 初診料の新設を行い、各種の点数について、引き上げるとともに、 ② 対象疾患に関する要件を撤廃するなど、算定に関する要件を緩和することとしている。
大阪府河内長野市	5	医療施設の薬局指定許可	医療・介護・福祉が連携し遠隔診療サポート体制を構築する中で、日常健康データ連携や電子聴診器・5Gの活用により遠隔診療の高度化を図り、あらゆる状況下においても対応が可能で、誰一人取り残さない医療体制を構築することで、医師は安心して遠隔診療が行え、患者も安心して遠隔診療を受診できる環境をつくる。	遠隔診療が広がることにより、在宅診療を補完するとともに、医師の高齢化による診療所の減少、災害やコロナ禍における緊急対応が充実するとともに、地域包括ケアシステムによる総合的な誰一人取り残さないサポート体制が構築できる。	診療所が薬局を指定できないことから、受付⇒問診⇒診察⇒処方⇒薬の受け取り⇒一括会計が自宅にいながら完結する仕組みのデータ連携がつかない。 （保険医療機関及び保険医療担当規則）	保険医療機関及び保険医療担当規則	在宅診療を補完するため遠隔診療の高度化を図り、医師・患者が安心して診察・受診ができる環境を介護・福祉と連携し整備するとともに、利用者の負担軽減につなげる為、受付⇒問診⇒診察⇒処方⇒薬の受け取り⇒一括会計が自宅にいながら完結する仕組みを構築するため、診療所がデータ連携する薬局を指定することを認める。	厚生労働省	患者の自由な選択を確保する等の観点から、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第135号）においては、保険医療機関及び保険医が患者を特定の保険薬局に誘導することを禁止している。 なお、最終的には個別のケースに応じた判断になるが、当該診療所とデータ連携可能な薬局以外でも調剤が可能であること等を当該患者に説明し、同意を得た上で当該薬局を紹介する場合は、当該行為をもって、患者の自由な選択を阻害しているとは必ずしも解されず、ただちに保険医療機関及び保険医療養担当規則に抵触するものではないと考えられる。
大阪府河内長野市	6	診療所・自宅以外の遠隔診療許可	地域包括ケアシステムとの連携による遠隔診療サポート体制を構築し、診療所・自宅以外で受診ができる環境を整備することにより、外出機会を増やし、コミュニティに参加しながら、同じ場所で、遠隔診療による診察を受けることができる場をつくることは、個人の介護予防につながるるとともに、地域に暮らし続けられるまちづくりの拠点にもなる。	コミュニティと連携した地域医療体制が構築され、地域住民の生活利便性が高まることにより、コロナ禍や災害時等の医療体制を補完することができる。	患者が常に医療を受けることができる場所は医療施設や住居等となっていることから診療所の無い地域、無くなった地域は受診できない状況である。	医療法（第一条の二の2）	遠隔診療を通じて薬局やコミュニティ施設を遠隔診療ステーションとし、地域外の診療所に通わなくとも、地域内の指定されたステーションで訪問看護ステーションと連携し受診できる仕組みを構築する。	厚生労働省	ご提案の遠隔診療ステーションについての詳細が明らかではなく判断が困難ですが、医療機関や自宅以外の場所における医療の提供については、医療従事者による支援等必要なサポートが受けられるかなどの課題があり、慎重な検討が必要と考えています。
大阪府河内長野市	7	・ドローンのレベル4目視外飛行包括許可制度の創設	ドローンの可能性を最大限に活用し、ドローンを葉や買物の配送、地域の見守りにリアルタイムで活用できることにより、生活利便性向上、防犯性の向上、災害時の適切な避難誘導につなげる。また、高齢者への情報伝達手段にも活用でき、安心して地域で暮らし続けられる仕組みを構築する。	ドローンを葉や買物の配送、地域の見守りにリアルタイムで活用できることにより、生活利便性向上、防犯性の向上、災害時の適切な避難誘導等につなげる。	ドローンは多様な活用が期待されているが、住宅密集エリア内での飛行規制や手続きが厳しく、用途に応じてリアルタイムに活用できない状況である。	航空法第132条第1項第2号 航空法施行規則第236条の2	ドローン飛行の自由度を高めることにより、宅配サービス・地域の見守り、災害時の適切な避難誘導を行える仕組みを構築する。	国土交通省	レベル4飛行については、第三者上空を飛行することとなるため、特に高度な機体の安全性を求めるとともに、万一不具合などが発生した場合に備え、あらゆる事態を想定した対策を講じることが重要と認識しており、今般の法改正により機体の安全性を認証する制度と操縦者の技能を証明する制度等を創設することでレベル4飛行の実現が可能となり、公布の日から1年6ヶ月以内に第三者の定義を含めて詳細な基準等を検討した上で施行されます。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
大阪府河内長野市	8	・有償運送の新たな枠組みの設置	高齢化が進む社会において高齢者等の移動支援は全国的な課題となっていることから、地域の実情を把握する地域活動による地域住民主体の移動支援の仕組みを構築し、地域の助け合いやコミュニティの高まりを生むとともに、地域住民の外出機会を増やし、介護予防さらには医療費の削減にもつなげ、健康的に地域コミュニティを広げる。	・多様な主体が多様な移動支援を展開することにより、高齢化が進むまちの最大の課題である高齢者の移動支援問題を解決することができる。	地域住民が運行主体となる移動支援の有償運送が出来ない状況であり、かつ空地以外での有償運送は、空地としてみなされないことから承認を受けにくい状況である。	道路運送法第78条	地域の実情に合った移動支援を、地域を把握する地域住民や地域の団体が行うことができるよう、現在の福祉有償運行、公共交通空白地有償運送にコミュニティ有償運行として、地域活動の中で有償の移動支援ができる枠組みを新たに設置する。	国土交通省	規制改革事項について明確化を要するが、国土交通省としては、自動車による有償旅客運送において、安全の確保、利用者の保護は最重要の課題と認識している。したがって、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、地域住民を含む自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態の有償旅客運送を認められない。なお、スーパーシティに係る国家戦略特区法改正案審議における附帯決議において以下のとおり決議されている。「ライドシェア事業のような安全や雇用に問題が指摘されている事業の実証については、規制法令に違反するものが認定されることのないよう厳に対応すること。」 また、自家用有償旅客運送における交通空白地有償運送は対象地域を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」としているが、当該地域の具体的な定義、制限等は定められておらず、現行制度上も、地域公共交通会議等において、バス・タクシーによることが困難であること及び地域住民の生活のために必要な輸送であること（例えば地理的空白のみならず時間的な交通空白が生じている等）について協議が調った場合には柔軟に交通空白地有償運送の登録を受けることが可能である。
大阪府河内長野市	9	低速車（19 km/h 以下）地域限定免許の新設	安心して免許返納ができ、かつ免許返納後も地域内移動ができる高齢者でも安心して運転が可能で環境にやさしい電動低速モビリティ専用の地域限定免許制度を創設することにより、高齢者の外出機会を維持し、地域のコミュニティに参画でき、健康で生きがいをもって地域で安心して暮らし続けられる環境が生まれる。	免許返納の促進と外出機会維持によりコミュニティの形成、介護予防及び自動車を低速電動カートに変えることによるCO2削減効果を産み、環境配慮の意識も高める。	現在は免許返納を行った後は、一切の公道を走る移動手段を無くすことになっており、免許返納が進まない状況となっている。	道路交通法第84条	地域内の移動支援の仕組みを構築し、可能な限り地域内で車を利用しなくとも、生活ができる仕組みを構築することに加え、高齢者でも安心して運転できる、時速19 kmを最高速度とする電動カートの専用の地域限定免許制度を創設する。	警察庁	御提案の電動カートが原動機付自転車に該当する場合には、普通自動車免許を自主返納した後も、原動機付自転車免許により運転することが可能です（原動機付自転車は最高速度が30キロメートル毎時とされており、一般的な普通自動車よりも低速の乗り物となっています。原動機付自転車の電動機の出力については、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものは定格出力0.6キロワット以下、その他のものは定格出力0.25キロワット以下とされています。）。普通自動車免許を保有している方については、当該普通自動車免許を自主返納する際に、新たに原動機付自転車免許を試験なしで受けることができます。 なお、新たに地域限定運転免許を創設することについては、平成30年中の75歳以上四輪車運転者による死亡事故の半数以上が、運転者の自宅周辺（5km以内）で発生していることを踏まえると、地域を限定しても安心して運転できるとは必ずしも言えず、慎重な検討を要するものと考えます。
大阪府河内長野市	10	低速モビリティ（19 km/h 以下）と歩行者が共存できるコミュニティ空間の設置許可	低速モビリティは走りながらも、歩道を歩く住民との会話も可能とする。また、そのようなモビリティは時には移動式販売者にすることもできる。このようなモビリティと、歩行空間に設置したベンチや日よけの空間を活用したコミュニティが融合することにより、いつでも誰とでもコミュニケーションが取れる空間はまちの魅力を高める。	歩行者優先の低速モビリティと地域のコミュニティ空間を共存させ、地域住民間のつながりをつくり、そこから多様なまちづくりの取組みを生むことができる。	道路交通法上、低速モビリティの走行は車道に限られており、歩車共存空間の設置が出来ない。	道路交通法第17条	地域のあらゆる公共空間を多世代が多様なコミュニティを生むことができる空間としておく必要がある。そのため車道を狭め違法駐車減少や走行速度減速に繋げるとともに、歩道空間を広げ、低速モビリティ等と歩行者が共存できる空間を整備する。	警察庁	御提案の「低速モビリティ（19 km/h 以下）と歩行者が共存できるコミュニティ空間」は、現行法上の歩行者用道路において、例外的に一定の車両が通行できることとすることで実現可能であると認識しています。そのような場所において、車両は、特に歩行者に注意して徐行しなければならないとしていることから、御提案の内容は、既に現行法で規定されております。
大阪府河内長野市	11	20km/h以下での走行、走行エリアを限定し保安基準の緩和された新しい型式を創設	低速走行且つ限定エリア内走行での安全な移動を実現する低速モビリティの普及を図り、高齢化が進むまちで、自動車に頼らない生活の実現と免許返納の促進、CO2の削減を誘導する。	普通自動車に頼ることなく安心して地域内の移動を実現でき、高齢者の免許返納の推進と、外出機会の増加、CO2削減効果を産むとともに、新たな低速モビリティビジネスを生み	限定エリア内での低速モビリティでも、高速・長距離を想定した普通自動車と同じ扱いとなり、性能以上の装備が必要となる。	道路運送車両法保安基準	人や物の移動手段として、高齢者でも安全に運転ができる限定エリアに特化した新しい低速モビリティの新たな型式を創設し、免許返納後の限定エリア内移動を支える。	国土交通省	グリーンスローモビリティのような時速20km未満で公道を走る車両については、時速20km以上で走る車両と比べ、制動装置の性能要件、窓ガラスの性能要件、シートベルトの取付け等においてすでにその性能にあわせ保安基準が緩和されている。 一方、免許返納後に運転可能としてほしいとの要望であれば、道路交通法に基づくため、警察庁にお問い合わせいただきたい。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
兵庫県養父市	1	マイナンバー搭載サブデバイス（2枚目のマイナンバーカード）	<p>○サブデバイスの作成 オフライン身分証明書の機能を省いてオンライン認証機能に限定した、より使いやすいサブデバイス（2枚目のマイナンバーカード等）の実現</p> <p>○カード形状の変更 サブデバイスとして、現行カードとは異なる形状でのマイナンバーデバイス（＝マイナンバーウォッチ）の実現</p> <p>○記載事項の変更 カード自体には詳細情報を記載せず、カードリーダー等で読み取るなどして、より持ち歩きやすいものとする。指紋認証等による二段階認証でよりセキュアな運用を目指す。</p>	<p>○「落とした場合にはオンラインで機能停止が可能で、写真やマイナンバーも表示されていない普段使いのカード」としての活用を提案する。 具体的には機能を制限した実用的な準カードあるいは電子デバイスへの機能付加による2枚目のカード発行による利便性の向上を図る。</p> <p>○さらに、ウェアラブル端末に組み込むことで健康管理にも活用可能となる。</p> <p>○また、より持ち歩きやすいマイナンバーカードを携帯することで、各種手続きの効率化（スピード向上等）を期待でき、活用が広がる。</p>	<p>○マイナンバー法第2条の7において、「この法律において「個人番号カード」とは、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事業その他総務省令で定める事項が電磁的方法により記録されたカードであって、…」の他、省令において明確に記載される情報、カードの形状等が規定されており、記載される情報の取捨選択、形状の変更、別の物への搭載などができない。</p> <p>○また、複数保有、（紛失せず）複数作成は認めないなど。</p>	<p>○マイナンバー法第2条の7（個人番号カードの定義）</p> <p>○マイナンバー法第16条の2（個人番号カードの発行等）</p> <p>○マイナンバー法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供に関する省令第25条（個人番号カードの様式）</p>	<p>○従来のプラスチックカードだけでなく、記載情報を制限した実用的な準カードあるいは電子デバイスへの機能付加による2枚目のカード発行による利便性の向上を図る。</p> <p>○さらに、健康管理にも活用できるウェアラブル端末に組み込んだマイナンバーウォッチの実現を目指す。</p>	総務省 デジタル庁	<p>マイナンバーカードは、写真付きの本人確認書類として用いることができるところ、提案の「写真やマイナンバーも表示されていない普段使いのカード」をどのように用いるのか不明であり、単に本人認証をオンラインで行いたいのであれば、電子証明書を搭載することで解決されるものと考えます。</p> <p>なお、電子証明書の移動端末設備への搭載については、すでに法改正も行われ、まずはスマートフォンへの搭載を令和4年度中の実現に向け検討しております。これについては、別途「マイナンバーカード機能のスマートウォッチ等ウェアラブル端末への搭載」の再検討要請でお答えした回答をご参照ください。</p>
兵庫県養父市	2	誰でもビジネスができるやぶビジネスバレーの実現	<p>○ダイバーシティや総活躍社会、グローバル化が叫ばれて久しい昨今、年齢を問わずビジネスにチャレンジしやすい環境整備が求められる。</p> <p>○現在の我が国の規制により、未成年者の会社設立や法人登記、契約行為等が事実上不可能となっているほか、未成年等を「酷使する」「労働をさせる」といった旧態依然とした働き方、活動を前提とした規制により活動が著しく制限されており、これらを緩和することで、年齢を問わず挑戦しうる環境を整える。</p>	<p>○未成年者も成年者と同等の条件で会社設立や経営が可能となる。</p> <p>○誰もがビジネスに挑戦しやすい環境を整えることで市内経済の活性化等が見込める。</p>	<p>○15歳未満は印鑑登録ができない。</p> <p>○18歳未満は契約行為ができない。</p> <p>○15歳未満は働くことができない。</p> <p>○18歳未満は深夜働くことができない。</p> <p>※個人が負うべき責任の範囲と、未成年者の免責措置対象の範囲との線引きをどう考えるかが課題。</p>	<p>○民法第5条(未成年者の法律行為)</p> <p>○労働基準法第56条(最低年齢)</p> <p>○同第61条(深夜業)ほか</p>	<p>○未成年者の法律行為を可能とする。</p> <p>○未成年者の契約行為等に係る親権者同意等を不要とする。</p> <p>○労働基準法における最低年齢、深夜業等の要件緩和。</p>	法務省 厚生労働省	<p>民法は、契約を結ぶかどうかについての未成年者の判断力が必ずしも十分ではないことに鑑み、未成年者を保護する観点から、未成年者が法律行為をするためには親権者の同意を要することとしたものであり、この同意を不要とすることは困難である。</p> <p>なお、親権者から営業の許可を受けた未成年者は、その営業に関して、成年者と同一の行為能力を有することになる（民法第6条第1項）。</p> <p>したがって、現行法の下でも、営業について事前に包括的な許可を受けることにより、未成年者は、その営業に関して、個別に親権者の同意を得ることなく、取引相手等との間で契約を締結することができるし、発起人として株式会社を設立したり、その役員に就任したりすることもできる。</p> <p>労働基準法では、未成年者保護の観点から、国際労働条約の基準を参考に、使用できる労働者の最低年齢や深夜の労働時間に対する制限を定めており、当該観点からこれらの労働基準法で定める制限は遵守いただく必要がある。</p> <p>また、労働基準関係法令は、企業の公正な競争の確保の観点からも全国一律のルールとすることが必要であると考えます。</p> <p>なお、未成年者が会社を設立することや経営者となることについては、労働基準法上の規制はない。</p>
兵庫県養父市	3	新しい「市民」のカタチ e-養父市民制度の創設	<p>○養父市だけでなく、全国の多くの自治体で少子高齢化による人口減少が進み、それに伴う担い手の不足や地域経済の衰退等が課題となっている。</p> <p>○この課題を解決するための方策として、関係人口とその創出に向けた施策を実施する自治体が増えている。</p> <p>○そこでエストニアの「e-residency」に着目し、養父市においても「e-養父市民（つながり戸籍）」による「準住民票」を発行し、国内外から「仮想市民（準市民）」を募ることで、公共サービス等を受けることを可能とし、関係人口の創出や市内経済の活性化等を目指す。</p>	<p>○海外居住者（日本国籍もを持たない者を含む）による会社設立や銀行口座開設が可能となる。</p> <p>○準住民票を持つ方は、公共サービスを市内在住者料金で受けることができる。</p> <p>○仮想市民に付与される電子署名によって身分証明等各種手続き代替が可能となり、契約手続き等が簡略化</p> <p>○仮想市民増加に伴う関係人口増加による市内経済の活性化（日本国内におけるビジネスハブ的なフィールドとして養父市を活用可能で、市内だけでなく日本全体の経済活性化に寄与できる。）</p>	<p>○地方自治法において、「住民」について定義されているが、市町村の区域内に住所を有する者にしか認められていない。</p> <p>○外国人が日本で一般的な普通口座を開設するには、在留期間が6か月以上であり、かつ住民票を取得していることが必要となる。</p> <p>○また、海外勤務等で長期で日本を離れる日本人は多くの場合所持していた銀行口座を解約したり、特定のサービスによる継続を申請する必要があり、国内で持つ資産についての安定的措置が少ない。</p> <p>※海外居住者に市民（国民）としての権利を認めることのデメリットを検証する必要</p>	<p>○地方自治法第10条（住民の定義）</p> <p>○住民基本台帳法第15条、第16条、第17条（住民票の交付等）</p> <p>○外国為替及び外国貿易法第6条の5及び6（居住者・非居住者の定義）</p>	<p>○住民登録に係る法令における住民定義の拡張</p> <p>○海外にいながら、取引等に活用可能な銀行口座（普通口座等）を日本で在留期間が3か月以内でも作ることもできる。</p>	金融庁	<p>養父市提案様式において、「外国人が日本で一般的な普通口座を開設するには、在留期間が6か月以上であり、かつ住民票を取得していることが必要となる。」とされていますが、金融庁では、所管する法令やガイドラインにおいて、在留期間や住民票の取得を口座開設の条件として定めているものではなく、口座開設における基準等は各金融機関が経営判断で定めており、実際に、非居住者に対して口座開設を行っている銀行も存在いたします。</p> <p>このため、当該要望に対し、法令やガイドライン上の規制緩和といった、特区において講ずることのできる措置はございません。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
兵庫県養父市	4	ドローンの活用（見守り、物流、防犯、被害対策）	<p>○広い市域に集落が点在していることに加え、少子化、高齢化、豪雪地帯の中での防犯活動、子どもや高齢者の見守り活動は、人の目や固定カメラだけは限界があるため、ドローンを活用して空からの見守りを実施することで、子どもや高齢者の行動把握やトラブルの未然防止につなげる。</p> <p>○必要に応じ、適切な手続きを経たうえで犯罪者情報、犯罪車両情報、子どもの情報、認知症等高齢者の情報などを共有し、市民一人ひとりの安心安全な暮らしの実現に寄与する。</p>	<p>○ドローンによる個人や車両の特定をしたうえでパトロールを実現し、トラブルを未然に防止する。</p>	<p>○ドローンが個人等に近接して飛行できない。</p> <p>○ドローンが私有地上空を飛行できない。</p> <p>○防犯活動や見守り活動に個人情報を活用できない。</p> <p>※安全性の確保をどう担保するかが課題。</p>	<p>○民法第207条（土地所有権の範囲）</p> <p>○航空法第132条の2(飛行の方法)</p> <p>○個人情報保護法第16条3項（例外規程）</p>	<p>○ドローンの個人等に近接しての飛行を可能とする。</p> <p>○ドローンの私有地上空の飛行を可能とする。</p> <p>○防犯活動や見守り活動への個人情報の活用を可能とする。</p>	<p>内閣官房 法務省</p>	<p>【民法について】 御提案は、私有地の所有者の承諾がない限り無人航空機による私有地上空の飛行はできないという理解を前提としているようですが、民法においては、「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。」（第207条）と規定され、その所有権が及ぶ土地の空間の範囲は、一般に、当該土地を所有する者の「利益の存する限度」とされており、第三者の土地の上空において無人航空機を飛行させるに当たって、常に土地所有者の同意を得る必要がある訳ではないものと解されます。その上で、見守り・防犯などの用に供する場合のドローンの活用等について、更なる措置を要するかについては、慎重に検討する必要があります。 詳細については、下記資料を参照下さい。 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kogatamujinki/kanminkyoug_i_dai16/betten4.pdf</p>
兵庫県養父市	5	バーチャル診療所の推進	<p>○過疎地域では、少子化・高齢化によりますます軽重の疾患を抱える市民が増える一方、慢性的な医師不足、後継者不足の中、医療関係者は限られた体制で多くの市民（患者）への対応に追われている。</p> <p>○このような課題を解消するため、現在取組を進めているオンライン診療～オンライン服薬指導をはじめ、AIなど先端技術をフル活用することで、市民（患者）の医療機会と安心を守りつつ、医療関係者の負担を極限まで低減させるバーチャル診療所の整備を目指す。</p> <p>○また、将来的には、AIによる確定診断～処方箋の自動作成～AIによる服薬指導～薬剤の自動配送などあらゆるスマート化を目指す。</p>	<p>○市民（患者）の医療機会と安心を守りつつ、医療関係者の負担を極限まで低減させることができる。</p> <p>○これまでのオンライン診療・オンライン服薬指導等のノウハウを活用し、より医師、市民に寄り添った形のスマート化が可能。</p> <p>○将来的には、AIが医師の診断を助けるなど、中山間地域のような条件不利地域においても充実した医療が受けられる環境を整える。</p>	<p>○医師法では、「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。」とあり、診断には医師が必ず関わることとなっている。</p> <p>※医師が関与しなければならぬ範囲の必須条件をどのように整理するかが課題。</p>	<p>○医師法第20条（診察）</p> <p>○薬機法(AI機器の位置づけ)</p> <p>○個人情報保護法・次世代医療基盤法</p>	<p>○オンライン医療、オンライン服薬指導を通知等の特例的措置ではなく、恒常的な制度として確立する。</p>	<p>国土交通省</p> <p>厚生労働省</p>	<p>（オンライン診療） オンライン診療については、全国的な措置として「関係学会や事業者等とも協力し、オンライン診療の安全性・有効性に係るデータの収集や事例の実態把握を進めるとともに、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての時的措置において明らかとなった課題や患者の利便性等を踏まえ、恒久化の内容について、具体的なエビデンスに基づき、検討を行う。初診の取扱い等も含めた時的措置の恒久的な枠組みについては、（中略）その骨格を取りまとめた上で、同年秋を目途に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を改定する」（「成長戦略フォローアップ」令和3年6月18日閣議決定）こととしております。</p> <p>（オンライン服薬指導） オンライン服薬指導については、規制改革推進会議医療・介護WG（令和3年9月10日開催）で示したとおり、初回でも薬剤師の判断により実施を可能とする方向で、検討しており、本年秋頃に薬機法に基づきルールの見直し案についてのパブリックコメントを実施した上で、関連する施行規則の公布、通知の改正を行う予定です。</p>
兵庫県養父市	6	緊急搬送時の情報共有	<p>○緊急搬送が必要なケースでは本人との意思疎通が難しいことも多く、カードの確認などできないことが考えられる。</p> <p>○生命の危機が迫る中、マイナンバーウォッチを常に身につけていれば本人確認も容易になり、ウェアラブル端末の生体認証やマイナンバーを活用したデータ連携によって、個人の既往歴・健康状況等の確認が可能となり、よりスピーディーで的確な応急処置や治療の判断に反映することができるようになる。</p>	<p>○マイナンバーの有効活用手段の一つとなる。</p> <p>○緊急搬送時における迅速な処置を可能にし、救命率の向上に寄与する。</p> <p>○ウェアラブル端末による継続的な健康情報収集により、緊急搬送までの健康状態のログ等が確認可能となり、処置の一助となる。</p>	<p>○個人認証のためには暗証番号の入力が必須である。</p> <p>○マイナンバー活用において、暗証番号入力以外の個人認証手段がない。</p>	<p>○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第64条の3（暗証番号入力）</p>	<p>○緊急搬送時等事象を限定して、個人認証における暗証番号入力を省略、もしくは他の認証手段に替えることができる。</p> <p>○緊急時においては、救急隊員においても患者の既往歴・健康状態等の情報を確認することができる。</p>	<p>総務省 デジタル庁</p>	<p>公的個人認証サービスにおいては、暗証番号による知識認証のほか、一定の性能や機能を持つ端末の設置などの設備・体制を整備し、主務大臣の認可を受けた特定利用者証明検証者においては顔認証により、本人認証を行うことができますこととし、マイナンバーカードと併せることで厳格な本人確認を実現しております。</p> <p>ご提案の措置に関して言えば、公的個人認証法上の認可を取得すればよいいため、ご指摘の暗証番号の入力の省略については、現行制度の活用により対応可能という認識です。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
和歌山県・すさみ町共同	1	食品衛生法の施設基準の緩和による“どこでもランチ”	食品衛生法の施設基準を緩和し、町内の一般住宅どこでも有償で食事を提供できるようにする。飲食店が少なく、これまで近隣市町まで素通りしていた観光客等に食事機会を提供するとともに、住民との交流機会を創出。	<ul style="list-style-type: none"> 地域における来訪者へのおもてなしを住民の無償の善意だけに頼ることなく実現できる。 一定の収益が得られることから、一過性の取組に終わらず、継続性が確保できる。 営業規模を制限することにより既存飲食店の営業や新規の出店を阻害しないほか、町の魅力が高まることで既存飲食店の需要が増加する相乗効果も期待できる。 地方創生に繋がる新たなツーリズムの形態として、住民と観光客の交流機会を創出することで、観光客の満足度向上や関係人口の獲得にも繋がる。 	食品を調理し客に飲食させる飲食店営業を行う場合、食品衛生法上の施設基準を満たすことが必要。 主な施設基準 区画…住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。 床・内壁…床面は不浸透性の材質で作られ、排水が良好であること。内壁は床面から容易に汚染される高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。 洗浄設備…食品等を洗浄するため、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給できる使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備を有すること。	食品衛生法施行規則第六十六条の七（施設基準）	<p>食品衛生法の施設基準について、次のとおり緩和すること。</p> <p>【特例措置】 区画…施設について食品営業許可施設以外との兼用を認める。 床・内壁…耐水性素材以外の構造を認める。 洗浄設備…自動食器洗浄機を設置する場合、器具専用の洗浄設備を設けないこと（1槽式シンク）を認める。</p> <p>【適用要件】 食事の提供の際は調理者が同席し客とともに飲食すること ・1回に食事提供できる客数の上限を設定すること ・1日の提供回数に上限を設定すること</p>	厚生労働省	<p>一般住宅で不特定の者に対して反復継続して料理を提供する行為は、通常の飲食店と同様の行為であり、その他の飲食店と同様に扱われるべきものであると考える。</p> <p>なお、今回の法改正において、合理性に乏しい施設基準の地域差解消のため、各都道府県が条例で施設基準を定めるにあたり十分に参照しなければならない法令上の基準を厚生労働省令において示している。その参酌基準において、洗浄槽の数に関する規定は設けていない。</p>
和歌山県・すさみ町共同	2	自家用有償旅客運送制度の運賃制限の緩和による“だれでもタクシー”	自家用有償旅客運送制度を活用したオンデマンドタクシーを町内全域で導入。運賃はタクシー運賃と同程度とし、一定の収益を上げられる事業形態とする。民業圧迫とならないように、タクシー事業者が配車できないときのみ運行させる。本事業で得た収益の一部については、協力住民（運転手）の報酬に充てるほか、町に還元し、高齢世帯へのタクシーチケット発行のための財源とするなど、公共交通網の維持に活用する。	<ul style="list-style-type: none"> タクシーと同程度の料金で運用することにより、既存のタクシー需要を奪うことなく公共交通を充実できる。 得られた利潤の中から地域ポイントを発行し、次回乗車時に使用できるようにすることで、タクシーの実質料金を下げることができ、タクシー需要の底上げにも繋がる。 すさみ町に限らず、安定的な交通需要が見込めない過疎地域やⅡ種免許保持者を確保することが困難な地域において、自家用有償運送制度を活用した新たな公共交通体系の構築が期待できる。 	自家用有償旅客運送の旅客から収受する対価の基準については、旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であること、また、営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、地域公共交通会議等において協議が調っていることが必要	道路運送法施行規則第51条の15（旅客から収受する対価の基準）	<p>自家用有償旅客運送制度の運賃制限を次のとおり緩和し、営利を目的とした運賃設定（タクシー同程度の運賃）を可能とすること。</p> <p>・実費だけでなく、利潤を得られるよう、タクシー運賃と同程度の運賃設定を可能とする</p> <p>・地域公共交通等において協議が調った場合、営利を目的とした運賃設定を可能とする</p>	国土交通省	<p>自家用有償旅客運送は、採算性などの面でバス、タクシー事業者によっては十分な運送サービスが提供されない場合に認めるものであることから、運送主体を非営利団体に限定するとともに、運送対価についても、営利を目的とするようなものにならないよう一定の基準を設けているところである。</p>
和歌山県・すさみ町共同	3	ワーケーションにおける労働時間通算規定の緩和による副業・兼業の推進	一定の要件に該当するワーケーションについては、副業・兼業時における労働時間の通算問題が生じないよう特例措置を講じること	<ul style="list-style-type: none"> 副業・兼業時の労働時間の通算が不要となることから、副業・兼業人材の受入れ拡大が期待できる 副業・兼業が自由にできる地域として、ワーケーションやテレワークの適地としての訴求力の向上が期待できる。 長期滞在型のワーケーションにより、関係人口づくりに役立ち、ひいては定住人口づくりに寄与する。（本県の場合、ワーケーション先進地である白浜町との比較し、特例措置の効果を検証可能。） 働く者の個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を推進することで、令和時代の新たな働き方の実現が期待できる 	労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。	労働基準法第38条第1項（時間計算）	<p>次の①②のいずれかに該当するワーケーションについては、副業・兼業時における労働時間の通算問題が生じないよう特例措置を講じること。なお、いずれの場合においても、ワーケーションの期間は1週間以上継続するものとする。</p> <p>①ワーク（仕事）とバケーション（休暇）の組合せとしてのワーケーション</p> <p>【特例措置】 ・労働基準法第38条第1項の適用除外 ・労働基準法第39条第4項の適用除外（労使協定の締結を要件としない）</p> <p>【適用要件】 ・期間中、1日1時間または1週5時間（週休2日制を想定）以上の時間休暇を与えること。 ②事業場外労働と裁量労働の組合せとしてのワーケーション</p> <p>【特例措置】 労働基準法第38条の3の特例（副業・兼業の時間を含めた労働時間のみなしを認め、業務を専門業務型裁量労働制の対象業務に限定しない）</p> <p>【適用要件】 期間中は、業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し、当該対象業務に従事する労働者に対し使用者が具体的な指示をしないこと。その場合、会議等時間的拘束を受ける時間は、1日4時間または1週20時間を上回らないもの（所定労働時間が法定労働時間よりも短い場合には、その5割程度の時間）とする。</p>	厚生労働省	<p>いわゆる「ワーケーション」についても、労働者の過重労働を防止し労働者の健康等の保護を徹底する観点から、異なる複数の使用者のもとで労働する副業・兼業の場合には、時間単位年休の取得状況や使用者から労働者への業務の遂行の手段及び時間配分に関する具体的な指示の有無に関わらず、各使用者は複数の事業場での労働時間を通算して労働基準法を遵守いただく必要がある。</p> <p>また、「事業場外労働と裁量労働の組み合わせ」の意図するところが必ずしも明らかではないが、令和3年2月に作成した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」において、事業場外みなし制度を含めて、テレワークの際に活用できる様々な労働時間制度についてその導入要件等を示しており、これを活用いただきたい。</p> <p>なお、労働基準関係法令は、企業の公正な競争の確保の観点からも全国一律のルールとすることが必要であると考えます。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
岡山県吉備中央町	①A	医療データ連携による高度医療・救急支援サービス	岡山大学「臨床研究中核病院」枠組みも活用し、下記の内容を実施する。 ・救命救急士が搬送する傷病者の生体・環境情報などの情報を収集・伝達 ・医師の指示の下、救命救急士による非侵襲行為（エコー検査 他）を実施 ・救急医療現場でのマイナンバーカードの活用 ・収集された情報に基づき搬送先選定を支援（将来的にはAIによる選定支援を実現） ・安全性担保のための救命救急士への新たな教育システムと搬送プロトコル構築	・救命救急士における情報収集・活用、閲覧および医師の指示の下、無侵襲行為の拡大で、傷病者の情報収集等の効率化による現場滞在時間が短縮し、救命救急士を中心に据えた病院前体制の充実を図る。 ・エコー検査等を行うことで体内での異常（出血など）を早期発見することができる。医師の指示の下で、状態が正しく確認できることでオンラインによる多彩な情報把握による効果的な医療行為の指示が可能。また既往歴・薬剤情報等把握による治療開始の早期化	・重度傷病者に対する28項目+特定行為5項目の対応しか許されていない。 ・救命救急士は限られた手段でしか情報収集・伝送を行うことが認められていない。 ・無侵襲であっても、エコー検査等することが許されていない。	・改正救命救急士法2条1項「救命救急処置」とは、（中略）病院若しくは診療所に搬送されるまでの間又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間（当該重度傷病者が入院しない場合は、病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間。同条第2項及び第3項において同じ。）に、当該重度傷病者に対して行われる（中略）ものをいう。	改正救命救急士法 第2条1項の規制改革を行う。 ・救命救急士が扱う対象を重度傷病者だけでなく、「救急搬送を利用する傷病者」に拡大する。（救急搬送の実態に合わせる） ・救急搬送先に到着後、救命救急士が傷病者を扱う期間を拡大し、「入院まで」「入院しない場合」の条件を外す。 ・救命救急処置(28項目+特定5項目)の救命救急士が行う業を拡大し、医師の指示の下 ○傷病者情報（生体・環境情報）収集 ○収集した情報の伝送 ○無侵襲行為（エコー検査・尿・唾液他）を加える。 ・接触時の情報の利活用とDB化無侵襲な機器による生体情報を収集・伝送するシステムの構築 ・情報DX利活用によるAI利用の支援収集した情報からAIによる搬送先の決定を支援のシステムを開発	厚生労働省	1 従来から救急隊員に応急手当の実施は認められていましたが、搬送途上のより高度な医療の提供のため、医師の指示の下に高度の応急処置を、救命救急処置として行うことができる救命救急士の資格が創設されました。救命救急処置は当該資格保持者が重度傷病者への対応において実施する処置として作られたものであることから、その対象は重度傷病者となっております。 2 医療機関における患者への対応については本来、医師や看護師等の業務であるところ、救命救急士はその養成課程において高度の応急処置を救命救急処置として習得していることや、救急外来において医師の業務負担が増大していることを踏まえ、今般の救命救急士法の改正において、例外的に、「入院するまでの間（入院しない場合は医療機関に滞在している間）」を救命救急士の業務の場を拡大しました。この法改正の趣旨及び経緯からして、「入院まで」「入院しない場合」を外すことは不適当です。 3 ご提案いただいた救命救急処置の範囲の拡大について、その侵襲性の有無のみをもって可否を判断すべきものではなく、救命救急士法の趣旨に照らし、医師の指示の下に行う救命救急処置として適当であるかを検討する必要があります。今回提案いただいた処置の内容はいずれも、医師のみが本来行う診断に資する行為であるほか、救命救急士の養成課程を踏まえても、これらの行為を適切に実施することは困難と解されます。
岡山県吉備中央町	①H	母子健康促進支援サービス（混合診療への規制緩和）	・母子手帳は、母子保健分野で世界に誇れるレガシーであるが、現代においても本邦では母子手帳情報のデジタル化が普及していない。 ・妊娠時の生活環境は産後の母子の予防医学的側面で大変重要な因子であるが、現行の母子手帳では網羅されていない。 ・本事業では、 (1)既存の冊子型母子手帳をデジタル化させ往古来今の母子手帳のデータベースを構築する、「別冊母子手帳Welovebaby（ワイラブ）事業」を行う。 (2)疾病発症に重要なエビゲノムに寄与する妊娠・産後の母子の生活環境データ、採血・検査データ収集を実現する。 (3)「AIを用いたデジタルデータの精度向上と医療ビッグデータの利活用」による新産業の創生を行う。 (1)(2)(3)の実装は、デジタルヘルス時代に合う次世代社会モデルに通じる。	・70年間成しえなかった母子保健データの詳細のデジタル化を達成でき、知り得た情報は世代を超え未病を実現するオーダーメイド医療、先制医療への懸け橋となる。 災害時など、バックアップデータとして各個人の母子保健情報やワクチン接種の状況をユーザーに還元することができる。 母子健康手帳のデジタル化の手段として、県外利用の促進、電子母子手帳業界活性化となる。 ・先進国のトピックスであるDOHaD 関連の多数報告から妊産婦・胎児・幼児の健診や検査データで得られる医療・生活・環境の情報収集とデータ連携を通じ、当事者及び家族の将来の疾病リスク予想や未病評価を行える。 ・吉備高原都市内の障害者の労働機会を得る。また岡山大学と連携し、コロナ禍の就労困難な学生の雇用機会、日本語学習を希望している発展途上国の有能な海外労働者の雇用にも繋がる。	・保険外診療（自費診療や対応）と保険診療の混合利用が困難 例）エビゲノム関連情報で判明した本人・児・家族の疾病リスクに対し、疾病を発症しない限り、予防医療の範疇となり、自費診療となる。その結果、子育て世代の受診動機が薄れ（企業健診の機会がない主婦層は特に）、疾病発症化してしまう。	・健康保険法第44条（特定療養費制度）混合診療の禁止について、健康保険法上直接に規定した条文はないが、昭和59年の健康保険法の改正において特定療養費制度を設けたことで結果として混合診療の禁止の趣旨が明確となる。 ・保険医療機関及び保険医療養担当規則第5条及び第5条の2（根拠法令：健康保険法 第43条ノ4第1項及び 第43条ノ6第1項） ①第1項：健康保険法の 規定による金額の徴収（一部負担金、入院時 食事療養費の標準負担額等） ②第2項：健康保険法の 規定による金額を超える 部分の徴収（特定療養費制度に おける差額徴収）	・妊産婦関連時期に将来の疾病リスクが判明した際には、証明書を行政から発行、非妊時に何らかの理由で医療機関を受診した際の診療（保険診療）に加え、本人の希望により、疾病リスクを有する関連項目に対しては、混合診療（自費診療の検査対応）を可能にする規制緩和	厚生労働省	現に疾病や負傷が生じていない状態で、任意に受けることができる疾病予防は保険給付の対象外となる。また、医療保険制度においては、一連の診療として保険適用外の治療と保険適用の治療を組み合わせで行った場合（いわゆる混合診療）、安全性・有効性等が確認されない医療が行われるおそれがあること等から、原則としてこれを禁止しているところ、ご提案の状況では、保険診療の対象となる診療がそもそも存在しないものと思われるものから、混合診療の問題は生じていないものと考えます。
岡山県吉備中央町	XX	予防接種データの一元管理を可能とするためのマイナンバーの利用範囲拡大	各種医療機関等に分散する予防接種の記録データについて、本人及び本人が提供することに同意した事業者等が参照することを可能とする。	子どもの予防接種の記録等を参照することにより、予防接種の呼びかけや、健康増進サービス等を提供することが可能となる。また、育児放棄や虐待などの検知が期待できる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）において、特定個人情報情報は社会保障、税、防災以外の分野での利用が認められていない。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第2条8項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律について、新型コロナワクチン接種と同様に、各種予防接種にもマイナンバーを利用可能とする。 マイナンバーと予防接種の記録データを紐づけた特定個人情報について、本人の同意を前提としたうえで第三者提供を可能とする。	デジタル庁	マイナンバー法別表第1において、「予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの」（別表第1の10の項）が規定されており、当該規定に基づき個人番号を利用できることとされている。 また、マイナンバー法第9条第2項により、「地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。」とされており、当該規定に基づき地方公共団体において条例を定めることで、個人番号の利用が可能である。 ご提案の実現に当たっては、これらの規定の活用を検討いただきたい。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
広島県東広島市	1	自動運転①	広島大学-西条駅間の自動運転走行 → カーブール (HOV)専用レーン → エコカー専用 レーン → 自動運転EVサービス専用レーン	・公共交通投資、補助金の削減 ・交通事故の削減 ・自動運転実施に伴う関連ステークホルダーの参入、投資 ・運転手不足の解消 ・運賃授受業務の効率化（電子マネーの積極的導入等）	道路交通法第20条2項 → 現状は自動運転車が道路の専用レーンを走行して良いという法令はない（自動運転専用レーンという概念がない）	道路交通法	・道路交通法第20条2項（路線バス等優先通行帯）について、一定以上の乗客数を載せた車両を対象とする項目を新設 ・道路交通法第20条2項（路線バス等優先通行帯）について、エコカーを対象とする新規項目を新設する	警察庁	道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定により、都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、道路標識等を設置することにより、専用通行帯を指定し、かつ、他の車両が通行しなければならない車両通行帯として専用通行帯以外の車両通行帯を指定することが可能です。そのため、御提案内容の「一定以上の乗客数を載せた車両」や「エコカー」を、必要があると認めて当該交通規制を実施すること法令上可能です。ただし、交通規制の実施に当たっては、当該道路や周辺道路における交通流量に影響を及ぼすため、個別具体的な道路交通状況や地域住民の御意見等を踏まえて実施の可否の判断をする必要があることに御留意ください。
広島県東広島市	2	自動運転②	乗務員の免許要件や休憩時間要件の緩和	運転手不足の解消	・道路交通法第86条 ・厚生労働省「自動車運転者の労働時間などの改善のための基準」 →現状ではバスやタクシーを想定。将来的にはいずれの交通モードも対象。	道路交通法 厚生労働省「自動車運転者の労働時間などの改善のための基準」	・厚生労働省「自動車運転者の労働時間などの改善のための基準」について、中長期的に完全無人に近い形での自動運転運行技術や社会インフラが確立された際には、（バスやタクシーなどいずれの交通モードにおいても）手動運転を前提とした現存する乗務員の免許要件や休憩要件などを緩和できるようにする（運営コスト減による持続可能な交通網構築） ・道路交通法第86条、について、自然人に求める技術を、「車両の安全運転」とするのではなく、「自動運転による安定的なサービス提供を目的とした運行監視」とした新たな免許制度が必要。 ・自動運転実施エリアのL4関連法規整備について、道路交通法第20条2項（路線バス等優先通行帯）において対象とする車両に、警察庁等が与える認可を受けたレベル4自動運転車両を加えることで、同条項が定める内容を自動運転車両の運行にも適用する。	警察庁	「官民ITS構想・ロードマップ2020」等において、2022年度頃に限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実現が可能となるように政府として目指すこととされていることを踏まえ、従来の「運転者」の存在を必ずしも前提としない場合における交通ルールの在り方について、運転免許の必要性も含めて警察庁で検討を進めているところです。 （3ボツ目） 現在、優先通行帯は、その設置趣旨に鑑み、交通量が多く、路線バス等の運行に著しく支障があり、路線バス等の優先通行を確保する必要が認められる片側2車線以上の道路等を対象に、一般交通、沿線住民等への影響等も十分に考慮した上で設けることとしています。 この点、御提案の「レベル4自動運転車両」については、当該車両が人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車であって、優先通行帯を設置しようとする道路において当該車両の通行の円滑を図ることが特に必要であると都道府県公安委員会が認め、優先通行が可能な車両として指定した場合に優先通行が可能となりますが、優先通行の必要性については、自動運転車両の性能や運行形態等も踏まえ、慎重な検討を要すると考えられます。
広島県東広島市	3	キックボード	・広島大学内外でのキックボード活用 ・免許、ヘルメットとも不要の電動キックボード	・公共交通投資、補助金の削減 ・自動車削減によるカーボンニュートラル促進	・道路交通法第71条の4の2 2 原動機付自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらないで原動機付自転車を運転してはならない。 ・道路交通法第85条 次の表の上欄に掲げる自動車等を運転しようとする者は、当該自動車等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄（右欄）に掲げる第一種免許を受けなければならない。	道路交通法	・道路交通法第71条の4の2 ・道路交通法第85条	警察庁	電動キックボードを含む多様な交通主体全てにとっての新たな交通ルールの在り方については、当庁が開催する「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」において検討しているところです。（※令和3年11月時点）
広島県東広島市	4	大学連携にあたり大学の収益事業に係る規制の緩和	大学敷地、建物等の収益目的での活用	・大学敷地、建物等の有効活用と都市基盤の強化を図ることで、大学の財務基盤強化と東広島市の魅力的な街づくりに寄与。 ・最先端の研究教育の推進と街づくりを一体化させることで産学官連携や新産業創出を促し学園都市としての競争力を強化	国立大学法人法第22条及び29条 大学建物、資産の活用にあたり、収益目的の活用が困難。 ・同法第18条 処分等に信託譲渡が含まれない。 ・同法第22条 業務の範囲規制 ・同法第34条の2 土地の貸付けに限定	国立大学法人法第18条、第22条、29条、及び34条の2	国立大学法人法第18条、第22条、第29条、及び34条の2を改正。収益事業範囲の拡大と信託方式での収益事業認可	文部科学省	国立大学法人法第22条・第29条において国立大学法人等の業務範囲は規定しておりますが、一定の収益を伴う事業を一概に禁じているものではなく、当該事業を行う際の考え方については事務連絡等により各国立大学法人にお示しした上で、随時各国立大学法人の相談に対応しております。また、現行制度下でも収益化を目的として第三者に大学の保有する土地・建物等を一定の条件下で貸し付けることが可能なほか、制度改革により来年度以降大学の保有する産学連携施設等の利用促進や管理を行う法人への出資が可能となるなど、産学官連携の促進に係る規制緩和を行っているところです。 なお、国立大学法人法第34条の2においては土地等（土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物）を貸付けの対象としており、土地のみに限定しているものではありません。 国立大学法人が信託譲渡を行うことは、一律に禁じられているものではなく、個々の信託譲渡の可否については国立大学法人法において準用する独立行政法人通則法第48条の認可を要するかどうかも含めて、文部科学省において判断するものです。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
広島県東広島市	5	POC実施段階で発生するシリーズA段階におけるベンチャー企業の資本調達時の投資家税制の緩和並びに会計処理の特令	税制優遇により企業からリスクマネーを誘引できれば、資金難で停滞しがちな有望ベンチャーの成長を支援できる土壌が整備される。結果、スタートアップエコシステムの活性化に繋がり、次のシーズ育成を行う大学へ新たな研究・投資資金が流入することが期待される。	法人が積極的に投資できれば、税制優遇で大学が収支改善し、研究と投資に回すことができる。	エンジェル税制	エンジェル税制	エンジェル税制を法人にも使用可能とする。	経済産業省	今回ご要望の内容（法人によるスタートアップ出資に対する税制上の措置）は、「オープンイノベーション促進税制」によってカバーされております。「オープンイノベーション促進税制」の詳細は下記URLよりご確認ください。 ・経済産業省HP https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/open_innovation_zei.html
広島県東広島市	7	街単位でのエネルギー事業の実施に向けた規制緩和	蓄電池を搭載した分散型電源間の電力融通（消費者間での電力売買など）	地産地消電源の発電ピークをシフトし、地域での独立電源となりうる。送電ロスの低減	電気事業法 電力の売買が電力事業者に限られている。	電気事業法	特定地域をEMSでコントロールさせて電力融通（売電）を市場連動型とする。	経済産業省	一般の需要に応じ電気を供給する小売電気事業は国民生活及び経済活動に必要不可欠な財である電気を直接需要家に供給する公共性の高い事業のため、需要保護の観点から、当該事業を営もうとする者の適格性を事前に審査する必要があり、登録制度としているところである。小売電気事業者登録を受けていただければ、P2Pのビジネスモデルも実現可能である。
広島県東広島市	8	水素ステーションの建設規制緩和	FCV向け水素販売、家庭用FCV向け水素販売、分散型電源による水素生産/貯蔵/販売	地域で生産した水素の販売、FCVの普及による環境負荷低減	水素の貯蔵量の限度、高圧ガスの取り扱いにより、供給量の問題、供給時の人員の問題がある 例えば、水素ステーションが設置できない地域や保安監督者の配置が必要となっている。	・高圧ガス保安法一般則7条の3 ・建築基準法48条	・水素の保管容量の増加、専門技術者でなくても供給できる技術開発及び規制緩和 ・低圧水素の製造および取り扱いに関する規制緩和	経済産業省	「専門技術者でなくても供給できる規制緩和」に関して、圧縮水素スタンドにより車両に圧縮水素を供給するためには、原則として、高圧ガス保安法の製造の許可等が必要であり、製造設備や製造の方法について、一般高圧ガス保安規則第7条の3をはじめとする技術基準への適合により安全を担保しています。この点、技術基準については、見直し後も同等の安全が担保されることが証明されたものに関しては、適宜見直しを行っているところです。 例えば、車両への高圧ガスの充填は、高圧ガスの製造の許可を受けた事業者の従業員でなければ行うことはできませんが、規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）を踏まえ令和2年8月に一般高圧ガス保安規則を見直し、遠隔監視型のセルフ水素スタンドにおいては、顧客自らが行うセルフ充填の安全が確保されるよう、一般高圧ガス保安規則第7条の4をはじめとする技術基準に適合していることを条件に、専門的な技術をもたない一般の方が自ら圧縮水素を充填することも可能となっています。 また、従来、圧縮水素スタンドごとに選任することとされている保安監督者について、規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）を踏まえ令和2年11月に「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）」にて、有人の圧縮水素スタンドに係る保安監督者の兼務を可能とする要件を整備を行っています。ただし、遠隔監視型のセルフ水素スタンドにあつては、現在その運用が開始されたばかりであり、今後、その実績を踏まえ、課題の整理等を行い、検討していくこととしています。
								国土交通省	建築基準法第48条において、用途規制を定めており、その中で可燃性ガス等の貯蔵量の制限をしておりますが、同条ただし書き許可を活用することで、貴市のご提案は対応可能と考えられます。
広島県東広島市	9	ビックデータの円滑な活用	人の行動パターンによる生産性の向上、省エネ化システムの提供	無駄を省くことによる生産性の向上を図りGDPの底上げ、省エネシステムによる環境負荷低減、エネルギーコストの削減	データの取得の際に個人情報になるということで躊躇する人はいる。データ取得/活用には弊害 個人情報保護に関する様々な規制	個人情報保護法	公益的な目的に対する緩和処置	個人情報保護委員会	提案が不明確であり、現時点において個人情報保護法の観点から回答することは困難です。
広島県東広島市	10	ソーラーカーポート	既存駐車場用地を活用し、課題を設置の上、新たに太陽光発電設備を導入する。	広い駐車場活用した太陽光導入が進み、グリーンなまちづくりに繋がる	建築基準法第6条4に基づく、建築確認申請の必要性	建築基準法第6条4	一般住宅以外の大規模駐車場への駐車場置き太陽光発電設備（カーポート）普及のため、延べ面積200㎡以上であっても建築基準法第6条4に基づく建築物の建築に関する確認の特例の対象と認めて頂きたい。	国土交通省	ご提案の内容は、ソーラーカーポートの普及のために、ソーラーカーポートの規模に拠らず建築士の設計したものにあつては、建築確認時に一部の基準への適合性に係る審査を省略されたいものと解されますが、規模の大きな建築物については、安全上の観点から、基準への適合性を確認するために通常の確認審査が必要と考えております。 なお、事前に型式適合認定を受けておくことで、認定時に適合性が確認されている基準については、建築確認時に当該基準に係る審査を省略することを可能としております。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
山口県山口市	1	①マイナンバーの多目的利用に向けた規制緩和 ②お金とデータの地域内循環による地域課題の解決	①「マイナンバー（地域ID）」をキーとして、基本4情報・顔情報・口座番号（または地域ポイントカード）を本人の同意のもと、紐づけることで、確実かつ正確に個人を特定し、手ぶらで、接触や密を回避し、迅速かつ正確なワクチン接種の接種や買い物や移動における支払いを可能とする。また、様々な分野のデータと連携することで、いままで見えてこなかった課題を可視化し、その課題解決に向けた新たなサービスの構築を図る。 ②マイナンバーをキーとして、金融機関との口座と連結させた顔認証や手のひら静脈認証等の生体認証により支払い管理ができるようにすることで、詐欺の防止に向けたタンス預金の解消を図るとともに、成年後見の財産管理等にも活用することなどで、高齢者等において、安全に、安心して、手間なく支払いができるような仕組みを構築するとともに、支払いデータを、POSデータや先端的なサービスで蓄積されたデータ等と連携させて、AIによる解析等を行うことで、高齢者の見守り等の地域課題の解決を図る。	①地域内での生活活動や各種サービスの提供を受ける際には、マイナンバーの提示を行わず、マイナンバーに紐づけられた生体情報をもとに、生体認証機能を活用することで、顔や手のひら静脈等の「生体情報」をキーとして、迅速で正確な行政サービスや手ぶらでの買い物・移動など、便利で高品質のサービスの提供を可能とする。 ②地域外に“お金とデータ”が流出しにくくなり、地域内で資金とデータが循環することにより、事業の発展性が向上されやすくなる。 マイナンバーをキーとして、金融機関との口座と連結させた顔認証や手のひら静脈認証等の生体認証により支払い管理を行うことで、高齢者等の安全安心な支払いを可能とする。先端的なサービスで蓄積されたデータとマイナンバーに紐づけられるデータを連携させ、AI等でデータ解析することで、更なる高品質な市民サービスの提供が可能となる。さらに、そのサービスの提供による効果等のデータを取得し、AI等でデータ解析し新たなサービスを提供する循環型サービス提供システムの構築が可能となる。	個人情報（特定個人情報）に該当し、一般の個人情報と比較して利用範囲・利用目的、収集・保管、第三者提供、委託、罰則等の面で規制が強化されている。とりわけ個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人の同意があっても番号法19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第八号及び第九号（定義）、第19条（特定個人情報の提供の制限）、第20条（収集等の制限）	ワクチン接種を始め、迅速で正確な行政サービスの提供や、官民で効率的な情報の連携、活用し、便利で高品質のサービスの提供が図れるように、マイナンバー制度を徹底的に活用するとともに、詐欺の防止に向けたタンス預金の解消や成年後見の財産管理等に向けて、マイナンバーをキーとして、口座と連結させた生体認証による支払管理を行い、高齢者等の安全安心な支払いを実現するために、特定個人情報を、個人情報と同等の位置付けとするように、各条項における制限の緩和及び特例の設置。	デジタル庁	マイナンバー制度では、①個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施する、②マイナンバーの利用や特定個人情報の収集・保管・提供等は、マイナンバー法の規定によるものに限定する、③不適切な取扱いについては、個人情報保護委員会が監視・監督を行う等、制度・システムの両面において、一般の個人情報よりも厳格な保護措置が講じられている。 こうした措置は、マイナンバーが全住民に悉皆的に付番され、他の識別子に比べて識別強度が強く、情報のマッチングや集積した情報の名寄せなどによるプライバシー侵害を防止する必要があることから、住基ネット最高裁判決を踏まえ講じられたものであり、これらの緩和又は特例を設置することは困難である。
山口県山口市	2	デジタル化による中山間地域包括支援体制の構築	加齢等による身体機能低下をきたす高齢者が多い中、通院するにも広大な地域の中で移動手段が十分でないため、通院も難しく、地域内には、診療所等が少なく、その結果、指定訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションができる事業者が少ないことから、十分なリハビリサービスを受けることができない。 そこで、医療機関でなくても、医師等の指示のもと、訪問リハビリテーションの提供を可能とするような規制緩和を行うことにより、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が独立して開業して、リハビリサービスを提供すること可能となり、コミュニティナース等の役割を担いつつ、リハビリサービスを提供することで、地域の実情に合わせた高齢者支援が展開できる。	地域内で、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が独立して開業することで、新たな雇用が生まれるとともに、高齢化が急速に進展する中、医療サービス等の提供が十分担保されていない中山間地域において、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるように、きめ細やかなサービスの提供を図ることが可能となる。	指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションについては、専任の常勤医師1名以上で、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院でないことと設置できないこととなっていることから、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が独立して開業することはできない。	介護保険法施行規則第百七十七条第一項第五号（指定訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請等） 介護保険法施行規則第百四十条の六第一項第五号（指定介護予防訪問リハビリテーション事業者に係る指定の申請） 指定居宅サービス等の事業の人員、設備、及び運営に関する基準第七十七条第一項（設備及び備品等の要件） 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第八十条第一項（設備及び備品等の要件）	地域外の医師等と連携して、病院や診療所、介護老人保健施設だけでなく、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等が、指定訪問リハビリテーション又は、指定介護予防リハビリテーション事業所を開設ができるように、介護保険法施行規則等の各条項における制限を緩和。	厚生労働省	○訪問リハビリテーションは、 ・ 医師の診療に基づき、医師や理学療法士等が利用者の医療ニーズや心身状態等を踏まえリハビリテーション計画を作成し、計画に基づき理学療法士等が実施することとされていますが、 ・ 医師の詳細な指示があることで、ADLが更に向上するという分析もあるなど、利用者が効果的なリハビリテーションを受けられるよう、医師の医学的判断に基づく詳細かつ具体的な指示を随時受けられる事業所としての体制を有していることが重要です。 ○このため訪問リハビリテーションは、利用者の病状等を把握している医師が継続的な医学的管理の下でサービス提供可能な、医師の配置がある病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院において実施するものと基準省令において規定されています。 ○ 介護保険サービスの給付は、国費や第2号保険料の全国一律の財源が入った仕組みであって、その内容は介護保険制度の根幹に関わるものであるから、介護給付費分科会等の審議を経て全国一律のものとして決定されるべき性質のものです。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
山口県山口市	3	中山間地域内限定の移動手段の確保に向けた規制緩和	<p>①不足する交通事業者の運転士を確保するために、地域の有志等（地域団体を想定）を「地域内限定ドライバー」として、地域内の送迎等をデマンドによる移送を行う。</p> <p>②また、運送事業者が、荷物の配送時に、地域内の拠点やバス停等に移送を行う貨客混載事業を実施することで、地域内のラストワンマイルの移動を補完する。</p> <p>③地域外や遠方までの運転は不安でも、よく知る地域内の運転であればできるという方もいることから、地域内の移動に限定した低速E V車両（最高速度時速30km）を導入する。運転には普通自動車免許が必要だが、一定の運転講習等を受講してもらい、限定免許を交付することで、運転可能とする。そうすることで、地区内での買い物、通院、イベント等へ自分の運転で参加することが可能となり、遠方までの外出には、地域内にパークアンドライド駐車場を設置して、公共交通へ乗り換えて目的地へ移動。</p>	<p>①これまで、高齢者の方でバス停や鉄道駅まで歩いていくことが難しい方は、近隣の方や家族にお願いして目的地まで連れて行ってもらっていたが、都合が悪くなった場合にはその用事をあきらめてしまうことが多い。左記の事業を実施することで、高齢者の方も気兼ねすることなく、外出機会が増えることが見込まれ、地域内の活動、経済効果が一定程度見込まれる。</p> <p>①タクシー事業としてこれまで地域の需要に応えられなかった運送が可能となるため、一定の収入増が見込まれる。</p> <p>②免許返納を行った高齢者の新たな移動手段の確保につながる</p> <p>③免許返納を検討している方の運転免許の延長につながることも、高齢者の新たな移動手段の確保につながり、外出機会の増加が見込まれる。</p> <p>また、当該地域を含む阿東地域は広域であるため、タクシー配送のための回送が非常に長い距離を要する。そうした課題を解決するため、地域内の指定箇所までは超小型車両で自ら運転し、そこからはタクシーにより目的地へ行くといった相乗効果につながる。</p>	<p>①タクシー事業などの一般旅客運送事業を行う場合の事業用車両の運転は、第二種運転免許を受けた者でないとならないことから、現行では取組が不可能</p> <p>②過疎地域においては、運送事業者の貨客混載は認められているが、道路運送法上の運行管理者を設置するなど、旅客自動車運送事業の許可を得る必要があるが、過疎地域では、採算性の観点から旅客自動車運送事業の許可が足かたになっている。</p> <p>③現在、警察庁において、小型モビリティ・ミニカーの限定免許の交付について検討が進められているが、現時点では、限定免許として認められていないため、現行では取組が不可能。</p>	<p>①道路運送法 第二十五条（運転者の制限） 旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令 三号 道路運送法 第八十六条（第二種免許）</p> <p>②旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について（平成29年8月7日自動車局長通知）</p> <p>③道路運送法第九十一条（免許の条件）</p>	<p>地域内限定免許の創設 ①道路運送法第二十五条及び道路運送法八十六条の規制緩和。交通量が少なく指定した地域内の一般旅客事業（タクシー事業）について、地域内の住民等が運転講習等を受講し、運転の適性が認められ、安全性が見込まれる場合に限り、タクシー事業の運転免許を交付され、当該地域内の一般旅客事業（タクシー事業）の運転が可能となるように特例を設置。</p> <p>②自家用有償旅客運送事業と同様に、地域内限定で、運送事業者が登録制で貨客混載ができるように、道路運送法に特例を設置。</p> <p>③海外の事例と同様に、速度上限時速30kmとする超小型モビリティ・ミニカーにおいて、地域内限定、日中限定とする道路運送法第九十一条における限定免許を交付できるように特例を設置。</p>	警察庁	<p>第二種免許制度は、旅客自動車の運転が、1日の走行距離や輸送人員が多くなること、乗客の動静確認及び安全確保等のため、通常より高度の運転技能や知識が必要とされること、旅客自動車による事故は多くの人命を損ないかねないこと等を踏まえ、運転経験や取得要件について第一種免許よりも厳格な要件を定めることとしているもので、交通安全を確保する上で、重要な意義を有しています。したがって、御提案の事業が道路運送法上の旅客自動車運送事業に該当する場合は、その旅客自動車の運転に当たり、第二種免許を不要とすることについては、慎重な検討を要するものと考えます。</p> <p>一方で、少子化等を背景に、自動車運送業界における運転者不足が深刻化の中で、同業界における運転者不足を解消する必要性があることも承知しており、令和2年道路運送法改正により、特別な教習を修了した方は、第二種免許の受験資格の特例（「21歳以上かつ普通免許等保有3年以上」が「19歳以上かつ普通免許等保有1年以上」に）を受けられることとされました（令和4年6月までに施行）ので、この制度の活用も検討していただきたいと思います。</p> <p>運転免許試験によって確認している自動車の運転に必要な適性、知識及び技能は、運転する地域によって異なるものではなく、運転免許試験に合格していない者に自動車を運転することを認めた場合には、歩行者や自動車等の他の交通主体に危険を及ぼすおそれがあることから、地域を限定した場合であっても、異なる手続で運転免許を与えることはできません。（※令和3年11月時点）</p>
山口県山口市	4	AIを活用した「避難支援」に向けた規制緩和	<p>自治体からの避難情報とは別に、災害時には、データ連携基盤からAIが市民に最適な避難行動を判断し、個人向けの避難情報を携帯端末へ自動配信するとともに、AIからの避難情報を携帯端末で選択して、実際に避難行動を取る。また、個人向けに配信された避難情報及びその後の返信情報、避難行動要支援者の情報、それぞれの位置情報は災害対策本部や地域交流センターを始め、避難支援等関係者（自治会、民生委員、消防団等）間において共有されることで、避難行動要支援者を含めた地域住民の「逃げ遅れゼロ」を実現する。</p>	<p>災害時において、市民、個々の状況に応じた避難情報を配信することで、自助による逃げ遅れを回避することが可能となるとともに、要避難支援者等の避難支援が必要な方の情報を、避難支援者等と情報共有を図り、共助による避難支援体制を構築し、逃げ遅れを回避することができる。</p>	<p>災害時においては、誰一人取り残さない避難情報の発信や避難所支援を行うためには、位置情報を始め、様々な個人情報を、地域や事業者等との共有が大変重要であり、現場においては、多くの支援者が関わる中で、「本人の同意を得ることができない場合」の判断を行うことは不可能である。</p> <p>令和3年5月に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（内閣府）が改訂され、避難行動要支援者の福祉避難所への直接避難が示されたが、介護保険法等において、現在、災害救助法の適用がある場合には、介護サービスの提供における「定員超過」や「人員基準欠如」が一定程度緩和され、また、介護報酬の算定が可能であるのに対して、実際に避難行動を開始する「高齢者等避難」など、発災前もしくは災害救助法の適用前においては、こうした要件が緩和されないため、高齢者等の要避難支援者が多い本地域において、避難行動において、迅速かつ継続的なサービスの提供の支障となっている。</p>	<p>個人情報の保護に関する法律第十六条第三項第二号</p> <p>①指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百二条 ②指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービ、ス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う事実上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） ③災害に被災した要介護高齢者等への対応について（平成28年4月15日厚生労働省老健局事務連絡）</p>	<p>個人の同意の有無を問わず非常時には利用を可能とするように、左条項を緩和及び特例を設置。</p> <p>実際に避難行動を開始する「高齢者等避難」など、発災前もしくは災害救助法適用前においても、「定員超過」や「人員欠如」があっても受け入れができ、介護報酬への算定が可能となるように特例を設置。</p>	個人情報保護委員会 厚生労働省	<p>○ご提案の緩和・特例の趣旨は不明ですが、法第16条第3項第2号における、「本人の同意を得ることができない場合」の判断にあたっては、下記ガイドラインの事例をご参照ください。</p> <p>3-1-5 利用目的による制限の例外（法第16条第3項関係）</p> <p>事例2）大規模災害や事故等の緊急時に、被災者情報・負傷者情報等を家族、行政機関、地方自治体等に提供する場合</p> <p><参考> 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/2009_guidelines_tsu/soku/#a3-1-5</p> <p>○大雨災害等の発生時には、災害救助法の適用の有無や現場の状況等を総合的に判断した上で、事業所等が被災したことにより人員基準、介護報酬の基本サービス費や加算の算定要件を一時的に満たすことができなくなる場合について、柔軟な取扱いが可能であることをお示しており、 ・避難所等に避難してる高齢者について、必要に応じて緊急措置として社会福祉施設等への受け入れを行う場合、受け入れる施設において、日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で、定員を超過して受け入れて差し支えないことや、 ・被災地に職員を派遣したこと等により一時的に人員基準等を満たすことができなくなる場合についても、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な取扱いが可能であることをお示してきたところです。</p> <p>○大雨災害等の発生時において、保険者等が迅速に柔軟な対応をとれるよう、引き続き自治体と連携しながら対応してまいります。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
香川県高松市	1	バタクス －Vehicle with Advanced Tariff And Connection System－	タクシー事業におけるビジネスモデルの提案として、タクシーにおける変動運賃と相乗りを併用したサービスモデルの構築を進める。具体的には、タクシーの需給やエリア、配車条件（公共交通への乗継、オフピーク時間帯での乗車、相乗り等）に応じた割引を行うサービスを提供する。	特区により弾力的な運賃の設定が可能となることで、タクシー事業者にビジネスチャンスが生まれることはもとより、利用者においてはサービス水準の高い移動手段の確保、行政においては、範囲の広がる公共交通空白地域を埋めるモードの創出と共に、欠損補てんという持続性の低い事業モデルから、利用者の移動サービスの向上に補助するモデルへと転換が図られることで、持続性の高い移動手段の提供が可能となる。	タクシー事業において相乗りが実施不可なこと、また、通達により、需要の増減に応じ迎車料金を変動させる制度もあるが、トータルでは、固定迎車料金と変わらないよう変動させることが条件になっており、弾力的なプライシングの実施が不可能なため、サービスの提供が困難である。	道路運送法 (第3条第1項ハ、第9条の3) 自動車交通局通達(平成13年10月26日国自旅第100号：一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について)	タクシーによる相乗り規制の解禁及び、タクシー運賃の弾力的なプライシングの実施が可能となるよう、一般乗合(乗合タクシー)における協議運賃の設定(道路運送法第9条第4項)について、一般乗用(タクシー)にも展開する。	国土交通省	タクシーの相乗りについては、旅客は運送開始前に特定の各旅客の同乗について互いに承諾した者であること、当面の間、旅客同士が隣り合わない座席指定をするなど、必要な感染防止対策を実施することを条件に、令和3年11月中旬に施行予定。 また、現在、国土交通省では、内閣府規制改革推進会議での議論も踏まえて、事前確定型変動運賃の実証事業を行っている。 今後、高松市から変動運賃について具体的なご提案がある場合には、この実証事業とは別に、新たな実証事業を行うことができないか検討を進めて参りたいと考えている。
香川県高松市	2	逃げ遅れゼロ	災害が起きる前提で平時から情報連携の仕組みを運用。 また災害範囲の予測情報などをもとに個人に届く情報提供と、業務標準化やデータ連携により、強しなやかな社会基盤を備える。	災害が起きることを前提とした情報連携の仕組みにより、自然災害発生時に住民への早めの危険情報伝達による早期避難が可能となり、生命・身体・財産の保護が保ちやすくなる。	気象庁以外の者が洪水を含む予報業務を行う場合は、気象庁長官の許可を受けなければならない。その際には事業者ごとに気象予報士を設置し現象の予想を気象予報士が行う必要があるとされており、取り扱う知識や技術及び予報提供を行う地域の体制運営を考えた場合実施が困難である。	気象業務法 (第2条、第17条、第19条の2, 3)又は省令及び付記事項への記載	観測方法、予測手法、報告義務等は一定の基準やルールを策定した上で、気象庁以外の者(自治体、研究機関、民間団体)に洪水に関する予報業務を許認可する。予報による影響範囲が限定的である準用河川・普通河川等については、防災関係の専門家の意見を聞きながら作成する計算手法に基づき、本市が独自で設置する水位・潮位センサー等のローカルなデータを活用して自動的な予測を行えるよう、気象予報士の設置義務、気象予報士の現象予想業務独占の要件を緩和する。	国土交通省	○洪水(河川の影響を受ける浸水含む)の予報業務許可については、「洪水及び土砂災害の予報のあり方検討会」において審議し、今年10月5日にとりまとめられ公表された報告書において、民間気象事業者等による予報が利用者の多様な利用ニーズに寄与できるよう、国は予報の許可に係る条件や技術上の基準を定めるとされており、今後、具体的な制度設計を早急に進めるところ。 ○当該報告書では、洪水及び土砂災害の予報は災害対応に直結した社会的な影響が大きいため、契約に基づき利用者を特定して事前に予報の特性や留意事項を説明し、利用者がこれらを理解・同意した範囲で情報提供されることが適当とされている。
香川県高松市	3	高松版「ベース・レジストリ」	地方都市で管理、保有する、施設(公園、水路等)や土地利用規制などの社会基盤情報について、デジタルマップでの管理・運営・オープン化を目指し、情報のデジタル化及び構築過程における利活用方法などのロードマップを提案する。 具体的には、保有情報をデジタルマップ上に構築する際に、最初から座標や属性データを完備するのではなく、段階的に、構築を進めるとともに、民間事業者等からの許認可申請や工事完成図書などの電子納品により、社会基盤情報(ベース・レジストリ)を更新・強化し、常に最新の情報を発信する。	地方都市で管理、保有する社会基盤情報(ベース・レジストリ)のデジタルマップでの管理・運営・オープン化により、住民・事業者等が行政に電話・来庁による公園の遊具等の設置内容や施設利用基準などの確認等の手間が削減でき、「利用者目線での質の高い行政サービスの提供」が可能となり、また、許認可等手続きのデジタル化により、「行政事務の効率化・合理化」が図れる。また、先に提案した他分野のサービスが連携しやすくなるのはもちろんのこと、様々な民間サービスが連携基盤にコネクする価値が向上することで、DXの誘引にもつながる。	公園、河川、道路等の公共施設の管理法令において、施設台帳の保管義務が定められている。法令では、施設管理者が、施設や地形の情報を施設台帳に明記し、保管・修正することとなっている。地形の情報については、デジタルマップで管理・運営する場合は、施設管理者以外のものが修正することとなり、保管義務に抵触するものと思われる。	都市公園法 (第17条第1項) (各管理法令全般において対象となるもの、「逃げ遅れゼロ」のサービス連携を目指し、都市公園法について言及するものとする)	施設管理者が保管している台帳で地図情報や属性情報は管理し、連携基盤においてデジタルマップを管理することが、台帳の保管に該当するよう緩和する。	国土交通省	都市公園法第17条第1項及び都市公園法施行規則第10条に基づき、公園管理者は、その管理する都市公園の台帳を作成し、公園施設等の法令上定める事項について記載し、保管することが義務付けられていますが、当該台帳の管理媒体及び管理の方法については、公園管理者の判断に委ねられております。 したがって、ご提案にあるように都市公園台帳上の情報を公表し、都市公園の運用や利活用に関するデータ・プラットフォームを構築することは、現行制度においても可能と考えられます。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
福岡県北九州市	1	都市公園における太陽光発電施設に関する占用許可基準の規制改革	都市公園・東田大通り公園を「先端技術実証パーク」として、次世代新技術・円筒型太陽光発電の実証など、様々な企業フィールドを提供する。	本市内で約1,181haを占める都市公園（全市面積の約2.4%）での再生可能エネルギーの導入促進や新たな先端ビジネスの創出により、我が国のグリーン成長や2050年カーボンニュートラル達成への貢献が期待できる。	都市公園に太陽電池発電施設を設置する場合は、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないこととされている。	都市公園法施行規則第7条の2第3号	次世代の新技術を活用し、都市公園の機能を損なうおそれがない太陽電池発電施設を設置する場合は、既設の建築物以外の場所に設置する占用許可を可能とする。	国土交通省	<p>都市公園法では、太陽電池発電施設を含む占用物件については、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものうち、技術的基準に適合するものに限り、許可を与えることとしております。</p> <p>また、都市公園施行規則第7条の2第3号に定める太陽電池発電施設の技術的基準は、当該設備が都市公園のオープンスペースとしての機能を損なわないよう公園管理者が適正に管理を行うため、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築面積を増加させない範囲内で認めることとしているものです。</p> <p>なお、ご提案の設備については、仮設の物件又は設備であれば、公園管理者の判断によるもの、都市公園法施行令第12条第2項第10号に定める地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設として、現行制度下においても設置することが可能と考えられます。</p>
福岡県北九州市	2	高い日本語能力を有する留学生の就職に関する在留資格の規制改革	東田地区において、現在約6,000人の雇用があり、来年春にオープンするアウトレットモールでは2,000人以上の新規雇用が予定されている。当該地区はコロナ後の海外インバウンドや近隣の在住外国人の対応、語学スタッフ等で留学生の採用ニーズが見込まれるため、日本語能力の高い留学生の就職を可能とする。	日本での就職を目指して来日する優秀な外国人留学生の増加。 また、日本語能力の高い優秀な外国人材の幅広い分野での活躍を促進し、市内就職率の向上と本市ダイバーシティを推進。	留学生の日本企業への就職にあたり、日本語を用いた円滑な意思疎通など幅広い業務に従事するための在留資格「特定活動46号」の取得要件は、「日本の大学・大学院を卒業した留学生で高い日本語能力（※）を有する場合」に限定されている。 ※ 日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テスト480点以上	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件（法務省告示）46号・別表第11	「日本（市内）の短大を卒業した留学生」、「海外大学を卒業して来日し、日本（市内）の日本語学校を卒業した留学生」についても、高い日本語能力（※）を有する場合は、在留資格「特定活動46号」の取得を可能とする。	法務省	<p>在留資格「特定活動」（告示46号）は、本邦の大学又は大学院を卒業等した優秀な外国人材の定着を図るための施策として創設されたものであるところ、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項及び第2項において、大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、当該目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとされており、また、大学に設置される大学院は、同法第99条において、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とすることとされていることから、そのような大学及び大学院の性格も踏まえ、当該在留資格の対象者を、本邦の大学又は大学院を卒業等した者としている。</p> <p>一方、短期大学は、同法第108条第1項において、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることとされており、教授された能力を展開させ、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとされている大学又は大学院とは性格が異なるため、短期大学を卒業等した者については、当該在留資格の対象者とはしていない。</p> <p>当該在留資格は、大学及び大学院の性格も踏まえ、本邦の大学又は大学院において我が国の文化に触れながら学んだ留学生について、当該留学生が本邦の公私の機関において、本邦の大学又は大学院で修得した広い知識、応用的能力等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認めるものであるため、本邦の短期大学を卒業等した者及び海外の大学を卒業等後に本邦の日本語教育機関を卒業等した者を、本制度の対象とすることは困難である。</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
熊本県・人吉市共同	1	住民へのカスタマイズされた情報提供システム	市が、気象予報士を置くことなく、市民に対して、気象庁の気象予報との違いを明示した上で、主に洪水の予報について、より詳細な地域（町内）単位の予報や、長時間先の予報などの早期避難を促す情報を提供する。また、当該予報を市民が利用するに当たり、早期の予報の代わりに不確実性もあることなど、留意事項の理解が不可欠であることから、防災リテラシーの向上に向けた取組を一体として行う。	現行の気象予報と比較して、より詳細な地域（町内）単位での予報や長時間先の予報など、市民に対し、早期避難に向けた注意喚起が可能となる。	洪水の予報業務を行う場合は、当該業務を行う事業所ごとに気象予報士を置かなければ気象予報業務は許可されない（気象業務法第18条・第19条の2）。	気象業務法第18条（許可の基準）、第19条の2（気象予報士の設置）	市、民間事業者、気象予報士等を含む協議体を構成し、その協議体の判断により、市が市民に対して、主に洪水の予報を提供する際は、気象庁の気象予報との違いを明示することにより、気象予報業務を行う事業所ごとに気象予報士を置かなくても気象庁長官の許可を受けることができるように緩和する。	国土交通省	○洪水（河川の影響を受ける浸水含む）の予報業務許可については、「洪水及び土砂災害の予報のあり方検討会」において審議し、今年10月5日にとりまとめられ公表された報告書において、民間気象事業者等による予報が利用者の多様な利用ニーズに寄与できるよう、国は予報の許可に係る条件や技術上の基準を定めるとされており、今後、具体の制度設計を早急に進めるところ。 ○当該報告書では、洪水及び土砂災害の予報は災害対応に直結した社会的な影響が大きいため、契約に基づき利用者を特定して事前に予報の特性や留意事項を説明し、利用者がこれらを理解・同意した範囲で情報提供されることが適当とされている。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
宮崎県延岡市	1)	子ども一人ひとりの学習到達度を総合的に記録・評価・見える化し、学年や小・中毎に定められた内容を超えた学習を認容 小学校への学校設定教科の導入	「学びEポートフォリオ」上に連携された学習データにおいて、基礎学力の習熟度を客観的に評価し、見える化する。 この習熟度は、家庭や地域で得た学力を含めて評価し、子どもの習熟度に合わせた学びの提供機会を創出する。 市として、小中学校に新たな教科設定を可能にする。	個別最適な学習機会を得られることにより、子どもの主体的な学びが実現する。先行して学びを進められる子どもは更なる学力向上が、また遅れがちな子どもは学び直しのチャンスを得られる効果が期待できる。 これらにより、教育面での不安等を理由とした市民の転出や単身赴任等を解消し、人口減少を抑制する効果が期待される。	学習指導要領では、小中学校の各学年で学習すべき内容・授業時間を、全ての子どもに一律的に規定している。 高校では「学校設定教科」・「学校設定科目」、中学では「その他特に必要な教科」があるが、小学校には同様の仕組みが無い。	教育基本法施行規則 51条 小学校の授業時間数 73条 中学校の授業時間数 中学校学習指導要領 総則編 第10節 平成29年度告示 その他特に必要な教科	一年間で実施すべき学習内容を、教科別の授業時間数で一律的に規定するのではなく、少なくとも習得すべき学習内容として規定し、授業時間の増減を認める。 授業時数特例校制度では、各教科の標準授業時数の1割を超えない範囲の授業時数を減じることができることになっているが、本市ではその上限を大きく超える時数で教育課程の独自編成を全市で継続的に行う。 学習が進む子どもには上の学年の学習機会を与え、それをポートフォリオ上のデータとして記載し、データを本人・保護者に帰属させる。 記録内容は次の学年・学校にも連携する。	文部科学省	ご提案の内容の詳細が明らかでなく、現時点で明確な回答は難しいため、まずは本提案の実現に向けて、現行制度において実施不可能又は困難となっている事柄及びその理由について、お伺いさせていただきたいと思います。 なお、現行制度でもすでに、 ・学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱わなければならないとした上で、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習状況に応じ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導すること ・教育課程特例校制度を活用し、要件を満たした上で、例えば、ある教科等の授業時数を削減して新教科等を創設するなど、特別的教育課程を編成することが可能となっているところ。 特定の教科の授業時数を削減し、その授業時数を新教科等の授業時数に充てる特別的教育課程を編成したい場合は、教育課程特例校制度の活用が考えられます。同制度については、毎年度申請が必要なものではなく、一度申請をして教育課程特例校に指定されれば、廃止申請を行うまで指定は継続されます。
宮崎県延岡市	2)	他校や外部と接続した同時双方向遠隔授業の認容 (遠隔教育実施時に配信側・受診側で必要となる教員の規定緩和)	高校では既に認められている同時双方向の遠隔授業を、小中学校でも実現させる。 また、離島や中山間地域を中心に生じている教員の不足に対応する為、他校や外部と接続した同時双方向の遠隔授業を実施する。 さらに、病气や不登校によって学校に通えない子供に対しても、学びの場を確保する。	免許外科目の担当や複数学校を掛け持ちする非常勤教員、複式学級等が解消でき、子どもの学びを大きく改善することが可能になる。 また、今後の人口減少・少子化にあたり、同時双方向の遠隔授業を取り入れることで、学校の統廃合等を含めて持続可能な教育環境・教育サービスの維持方法を検討する選択肢が広がる。	H27に高等学校の遠隔授業（集合型・同時双方向型）は解禁されたが、小中学校での遠隔教育は基本的に認められていない。 免許外担任の授業を遠隔授業で免許保有教員が支援する場合には認められているが、受信側にも免許保有教員の同席が必要。 制度的に遠隔授業が認められている高校でも、36単位が上限となる。	「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の策定について（30文科生第417号 平成30.9.20通知） 新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について（2文科初第87号 令和2年4月10日通知）	新型コロナによる休校時には、課程の修了・卒業の認定に弾力的な対処が求められ、家庭学習の成果等により習熟度を判断し、履修を認める措置が取られた。 遠隔授業による学習についても、習熟度を判断し、履修を認めることとする。受信側に教員免許を持った教員がいる・いないを問わず、子ども自身の習熟を判断することとする。 遠隔教育特例校制度は、毎年度申請が必要な特例制度であり、本市では申請によらず恒常的に同時双方向遠隔授業により、当該校以外の指導者が授業を行うとともに、長期的な視点に立ったカリキュラム設計のもと、評価、履修認定を行う。	文部科学省	学校教育は、教師から児童生徒への対面指導、児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、授業だけでなく、学校行事や部活動、教師や友達との触れ合いの中で、子供を育むものであり、学校に登校することで「出席」となります。平成27年度に高等学校で認められた同時双方向型の遠隔授業（教科・科目充実型）については、既に中学校においても、受信側に当該免許ではない教員を配置したうえで、同時双方向型の遠隔授業を行うことができる特例制度を設けているところです。なお、遠隔教育特例校制度については、毎年度申請が必要なものではなく、一度申請をして特例校に指定されれば、廃止申請を行うまで指定は継続されるものです。 また、病気療養や不登校によりやむを得ず学校に来ることができない子供たちに対する遠隔・オンライン教育についても、GIGAスクール構想の実現を受け、より一層円滑に行うことができるよう、取組を進めているところです。 さらに、高等学校段階においては、令和3年2月26日付「高等学校等における遠隔授業の実施に係る留意事項について（通知）」により、主として対面により授業を実施するものは、36単位までとされる遠隔授業による修得単位数の算定に含める必要はないこととしています。 今般ご提案いただいた内容の詳細が明らかではないため、現時点での回答は差し控えたいと思いますが、学校の授業における遠隔・オンライン教育については、現行制度においても、学校の創意工夫の中で柔軟な活用が可能であるところ、まずは本提案の実現に向けて、現行制度において実施不可能又は困難となっている事柄及びその理由について、お伺いさせていただきたいと思います。
宮崎県延岡市	3)	教員免許取得者以外の者を教育の場に参加させる	単独の学校教員だけでは提供困難な幅広い学び・活動の機会を提供する為、オンラインを活用した同時双方向授業を取り入れ、複数の学校間、学校と社会を繋げた学びの機会を創出する。	市民の生涯学習の機会も飛躍的に増える効果がある。STEAM教育を進め子ども達が社会と繋がることにより、「Society5.0時代に必要となる21世紀型のスキルの獲得、コンピテンシーの育成」となり、教員の部活動指導の負担を解消し、働き方改革にも寄与する。	例外的に免許状を持たない人が教壇に立るのは、教科の一部の領域について優れた知識・技能を持つ場合に限定されている。 また、特別免許は県教育委員会が発行することとなっている。	教育職員免許法 2条、3条（相当免許主義） 教育職員免許法 3条の2（特別非常勤講師制度） 教員免許状を持たない人が教科の一部を授業することが可能	免許を有する教員によるオンライン授業を活かす等により、例えば保健室で授業を受けたり、入院病室で自主学習を続けることについても、一定の研修を受けた大人が学びをサポートすることで、習熟度を満たしていれば履修を認めることとする。 毎年度申請が必要な現行の特例制度では恒常的なカリキュラム編成を行うことが困難である。当該教科の指導要領上の出欠取扱については、教育課程の時数ではなく、習熟度による履修認定制度を恒常的に導入可能とする。	文部科学省	教育課程特例校制度、遠隔教育特例校制度、授業時数特例校制度については、毎年度申請が必要なものではなく、一度申請をして特例校に指定されれば、廃止申請を行うまで指定は継続されます。 なお、「当該教科の指導要領上の出欠取扱については、教育課程の時数ではなく、習熟度による履修認定制度を恒常的に導入したいことから規制改革を求めるものである。」については、お尋ねの趣旨が明らかではないので回答を控えさせていただきます。
宮崎県延岡市	4)	特別教員免許を、県から市の教育委員会が免許発行する	上記の目的で教員免許を持たない市民が学習を指導する場合には、特別教員免許が必要になる。 この際、高い技術や知見を有する者には、延岡市教育委員会が特別教員免許を発行して、授業における教員として活用する。	3)と同じく、STEAM教育を進め子ども達が社会と繋がることにより、「Society5.0時代に必要となる21世紀型のスキルの獲得、コンピテンシーの育成」となり、教員の部活動指導の負担を解消し、働き方改革にも寄与する。	教員免許の発行は、都道府県の教育委員会であり、市の中で独自・柔軟に発行することは出来ない。	教員免許法 5条、6条（別表） (教員免許を発行する主体)	高い技術や知見を有する者には、延岡子ども未来創造機構が人材を確保した上で、延岡市教育委員会が特別教員免許を発行できるようにして、実際に学校での授業を行えるようにする。 構造改革特区のメニューに位置付けられていることは理解しているが、特別教員免許の発行数は伸び悩んでいる(平成30年度文科省発表では、小学校13件、中学校58件)。本市では単独で延べ100名程度の人材を継続的に確保し、市教育委員会が特別教員免許を発行する想定であるため、特区としての暫定的な措置ではなく、恒常的な取り組みとして、市教委による免許発行を行うことが本市が予定する人数規模の教員の人材確保に重要と考えており、規制改革を求めるものである。	文部科学省	構造改革特別区の「830市町村教育委員会による特別免許状授事業」については、都道府県教育委員会と同様に認定を受けた市町村の教育委員会により実施される教育職員検定によって特別免許状（ただし、授与した市町村においてのみ有効）の授与が可能となるものです。なお、特区の認定を受けた場合は、特区計画が大幅に変更する等なければ毎年度申請が必要なものではないため恒常的にご活用いただける制度です。 上記の各制度についても毎年度の申請は不要であるため特区のメニューにおいてご対応いただければと思います。 既存制度でも対応可能と考えられるところ、具体的な活用方法も含め御検討ください。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
宮崎県延岡市	5)	避難行動要支援者の情報について、災害の発生に備え、歩行が困難な要支援者の情報は、本人の同意が得られない場合であっても避難支援等関係者に提供することを可能とする。	避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定が努力義務化される見通しの中、本人の同意が得られない場合であっても、歩行が困難な高齢者や障がい者等の要支援者の情報を平時時から、消防機関や県警察、民生委員等の避難支援等関係者で共有することを可能とすることで、平時からの災害の備えや個別避難計画の策定につなげる。	歩行が困難な高齢者や障がい者等の要支援者の情報を取り込みシミュレーションを行うことで、具体的なかつ詳細な個別避難計画を策定することができ、これを平時時から避難支援等関係者で共有する場合、本人の同意が必要と規定されていることができる。	災害対策基本法においては、自治体に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられているが、この情報を平時時に避難支援等関係者で共有する場合、本人の同意が必要と規定されている。	災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号） 第四十九条の十一	シミュレーターで活用する場合に、本条第二項の「名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、このかきりでない。」の部分について、歩行が困難な避難行動要支援者等については、本人の同意を得ることなく情報を活用・共有することができるように改正する。	内閣府	○ 災害対策基本法第49条の11第2項ただし書において、条例に特別の定めを置くことにより、本人の同意を得ることなく名簿情報を提供できる旨、既に規定しており、また、「歩行が困難な」避難行動要支援者を除いておらず、これらのことから、災害対策基本法の改正を行う必要はないものと考えている。
宮崎県延岡市	6)	市が保有する個人情報・過去の被災状況情報の目的外の活用（避難支援等のための活用）を可能にする。（例えば、固定資産台帳をシミュレーターのインプット情報として利用する等）	被災状況をシミュレーションして防災対策を検討するにあたり、自治体が管理している情報には、建物の用途・構造・規模等、市民の住所・家族構成、避難時要支援者名簿等がある。被災状況のシミュレーション、防災対策の立案において、これら行政が有する情報を利用して、実態に即したシミュレーションを行う。	被災状況のシミュレーションにおいて、詳細な被害状況の違いを試算することが可能になる。設定したシナリオの変化がシミュレーション結果に反映されることで、どのような対策を講じる必要があるのか、何をすれば被害を抑制できるのかをリアルに考えることが可能になる。	市が管理する市民の情報は個人情報に該当しており、目的外での利用が禁止されている。被災状況のシミュレーションでの利用は、個別の情報を取得した目的とは異なっており、目的外利用となるため、行えない。また、被害想定シミュレーション結果は、シナリオ作成に協力する市民にも開示が必要があり、行政内だけで利用するものでもない。	個人情報保護法（基本法） 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 延岡市個人情報保護条例（第4条 利用目的の明示）（第8条 利用及び提供の制限）	直接的には条例の規定であるが、条例は国の機関に適用される保護法や基本法に準拠しているため、特区による目的外利用の緩和措置を明記する。 利用できる場合の条件の一つとして個人情報保護法八条、及び災害対策基本法第四十九条の十一に追加的な規定を設ける。	内閣府	市が保有する個人情報の取扱いについては、市が定める個人情報保護条例に基づき判断されるものであり、災害対策基本法の改正を行う必要はないものと考えている。 なお、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律では、国の行政機関が保有する個人情報について利用目的外の利用・提供を原則として禁止しつつ（法第8条第1項）、各行政機関の長の判断において、本人の利益や社会公共の利益になるなど一定の場合には利用目的以外に利用・提供することが可能である（同条第2項）とされているところ。
宮崎県延岡市	8)	データ分析の結果をもって健診の受診勧告を行うシステムについて、医療機器として扱う範囲を緩和する。	市民の健康データを複数のDBを用いて構築し、AIによるデータ分析を行って疾病リスクの高い人、重症化の恐れが高い人を判定し、健診受診を促す。	解析プログラムを用いて疾病リスクの高い人を割り出し、ピンポイントで効率的に健診を促す。	プログラムが医療用機器として認定されると、民間事業者の判断で当該業務を行うことが出来なくなる懸念がある。今年3月にプログラムが医療用機器に該当するかどうかの判断ガイドラインが掲載されている。	プログラムの医療機器該当性に関するガイドラインについて（薬生機審発 0331 第1号、薬生監麻発 0331 第15号 令和3年3月31日） 医薬品医療機器等法	プログラムは多種多様にわたっており、容易に判断が出来ないことから、医療機器として扱う範囲を緩和していく。	厚生労働省	本件は、入力値に類似した検査結果を有する者から構成された母集団における、リスクの可能性を割り出し、健康診断受診を提案することを目的としたプログラムであるため、個人の疾病の有無を判断するわけではなく、規制のわからない範囲で対応が可能と考えております。もし、個別のプログラムの該当性判断に疑問がある場合は、PMDAの「一元的相談窓口」又は監視指導・麻薬対策課の「プログラムの医療機器該当性の相談窓口」にて相談を受けております。
宮崎県延岡市	10)	公共交通機能の一部を代替する為、企業や学校等の送迎バスを利用して、有償での住民混乗を行う	企業、学校、福祉施設の送迎等、特定の顧客（運送需要者）の利用目的で運行されている送迎バスやスクールバスについて、時間やエリアを限定して一般市民が利用できるように開放する。	バス交通ネットワークが不十分のため、公共交通の利便性が低い地域や時間帯において、学校の送迎バス等を利用することで公共交通を補充し、実質的にダイヤ本数を拡大するなど、市民の利便性を高め、公共交通の利用促進を図る。	乗合バスと特定顧客だけを相手にするバスでは、登録すべき事業種別が異なっており、相互の利活用ができない	道路輸送法 第4条 コミュニティバス等は、道路運送法上、一般旅客自動車運送事業 送迎バスは第43条（特定旅客自動車運送事業）の送迎バスで実施する。	乗合バスとして市民を乗車させる場合の割合、条件（企業や学校の対象乗客が少ないなど）を定めて、一定割合であれば市民を有償で乗車させられるようにする。 自家用有償旅客運送の登録は、地域公共交通会議、運輸局への手続き等に時間を要するため、この手続き等の簡素化し、特定旅客自動車運送事業者が新たな許認可や登録等を得ずとも有償での住民混乗を行うことができる規制改革	国土交通省	特定旅客自動車運送事業については、特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業であるため、限定された旅客を運送する必要があるほか、特定旅客自動車運送事業の経営により当該営業区域に関連する他の一般旅客自動車運送事業の経営及び事業計画の維持が困難となり、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがないことが必要となる。貴市の提案する事業が特定旅客自動車運送事業の規制に抵触するか否かは、個別の運送形態を踏まえて実質的に判断する必要があるところ、頂いた情報のみでは判断できなかったため、個別にご相談いただきたい。
宮崎県延岡市	16)	家電等により収集された個人の行動履歴やバイタルデータ等を診断目的で利用する場合の医療機器申請に関する規制の緩和	自宅や学校などに設置される家電等が、個人の行動に伴い収集するデータ、ならびに自動的に検知する多種多様なデータを、医療関連の分析・診断に活用する。	豊富な健康データや生活パターンをもとにしたデータ分析や診断がさらに進むことで、市民の健康寿命を延伸するとともに、生産労働人口の減少や社会保障費の増加に対応する。	医療行為に使用される機械は、計測デバイスも含めて全て「医療機器」に該当するが、医療機器の製造・販売には企業がクラスに応じて届出、認可を得る必要がある。家電等のログデータを診断に使う場合も該当するが、クラスの明確な線引きや、プログラム更新のたびに届出・認可が必要となり、更新が頻繁なものについては、都度手続きを行うのは困難	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第23条	通常、「家電」に該当する機器を個人が利用する際に収集されるデータを特定の医療診断の目的にのみ使う場合に関しては、当該家電等については医療機器としての申請等を不要とする。	厚生労働省	疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼす目的を標ぼうしない「家電」の医療機器申請は不要です。また、「家電」から得られたデータの使用については医薬品医療機器等法において規制されるものではありません。
宮崎県延岡市	17)	延岡こども未来創造機構が管理する児童生徒のデータについて、人工知能等を活用して事業者が分析を行い、児童生徒の体調の変化や心の不調を早期に把握し、対策可能にするための規制改革	保護者が希望した場合、児童生徒のバイタルデータの収集・分析により、体調の変化や心の不調を機械学習等を用いて把握することで、学校におけるいじめ対策・不登校児童のケアを行う。	保護者や学校の教員だけでは発見できない様々な問題・課題を人工知能等を活用し、早期に発見することで、学校、家庭、地域が一体となって早期に解決策をとる効果をもたらす。特に、いじめを始めとする見えにくい様々な要因による心理的なストレスや不安等、こどもの「心の声」を早期にキャッチし、対策を講じることができる。	校務支援システムで管理される就学時健康診断票・学校定期健康診断票を顕名で事業者が収集・分析する取り決めがない。なお、次世代医療基盤法においては、特定の個人を識別不可とした匿名加工情報であれば収集・分析が可能だが、不可逆な匿名化処理がされているため、たとえ兆候が確認されても、対象児童を特定することはできず、対策を打つことができない。	医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第2条（定義）	延岡市の延岡こども未来創造機構が管理する児童生徒のデータについて、保護者が承諾したデータについては、顕名でのデータ収集・分析を可能とし、不登校などの心身の不調の兆候が見られた児童生徒については、延岡こども未来創造機構が元データと突合することで、保護者に児童生徒の状態をフィードバック可能にする法令を制定する。	文部科学省 内閣府 個人情報保護委員会	就学時健康診断票や学校定期健康診断票の情報について、基本的に本人及び保護者の同意があれば顕名で事業者が収集・分析することは可能かと思いますが、個人情報の取扱いには十分配慮しなければならないため、本人や保護者への丁寧な説明の上で同意を得る必要があると考えます。
宮崎県延岡市	18)	ダイナミックプライシングによる公共交通、タクシー等の運行、ならびにデマンド交通、相乗りタクシーの導入に向けた運賃及び料金に関する制度改革	シミュレーション技術や人工知能等を活用し、交通の需給バランスを分析することで公共交通やタクシー等の料金を動的に変更可能とする。併せてデマンド交通や相乗りタクシーを導入することで延岡市の交通を最適化し、市内移動に関する利便性を向上する。	利用の少ない時間帯は安価で公共交通やタクシー等が利用可能、また、混雑時間帯は、タクシーがつかまり難いといった利用者のニーズに応えることが、需給バランスの調整で可能となる。また、公共交通、タクシー、デマンド交通、相乗り交通等の組み合わせにより利便性が向上、需要が増加することで、高齢者の免許返納に繋がり安心・安全な社会となることが期待される。	現在、バス、タクシー等の運行会社は、自社で運用する運賃を決定し、更に障害者割引や深夜早朝割増を定めることができるが、需給バランスに応じて運賃を変動させ、減額・増額をすることはできない。	道路運送法 第9条（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）	国土交通省の許諾を得ることなく、事業者が独自に運賃及び料金を決定することを可能とする。また、需給バランスによって自由に決定することを可能とする。	国土交通省	タクシーの運賃及び料金は、旅客に不利益が生じないよう、特定の旅客に対し不当な取扱いでないかを審査する必要がある。また、タクシーにおける変動運賃制の導入については、公共交通機関としての役割をしっかりと果たすことができるよう、利用者が受け入れられない高額な運賃となったり、事前に利用者が支払う運賃がわからないまま変動しないよう、条件を設定する必要があると考えている。このため、国土交通省としては、まずは、令和3年10月から実施している事前確定型変動運賃の実証事業の結果を踏まえ、運用上の課題を抽出し、今後の制度化に向けて検討していくこととしている。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
宮崎県延岡市	19)	相乗りタクシーやライドシェアに導入により、市民が助け合いながら移動手段を提供しあうための、自家用自動車を使用した有償輸送に関する規制緩和	サービス提供可能な時期、時間帯、運送地域、ルート、安全性を担保するためのドライバーに係る要件等を定義した上で、スマートフォンなどから利用者とドライバーをマッチングする自家用自動車を使用した有償でのライドシェアサービスを提供する。	先端サービスにより、住民の行動履歴データを活用して公共交通の利便性向上を図るが、時間帯や地域によっては依然、供給不足となる可能性があるため、本サービスにより市民の移動の利便性を向上する。高齢者の免許返納にも繋がり、安心・安全な社会となることが期待される。	自家用自動車を使用した有償でのライドシェアは、災害のため緊急を要する場合と、市町村や特定非営利活動法人等が交通空白輸送や福祉輸送を行う場合に制限されている。	道路運送法 第78条 通達「道路運送法における許可または登録を要しない運送の態様について」（国土交通省自動車局旅客課長 国自旅第328号 令和2年3月31日）	自家用自動車を使用した有償でのライドシェアについて、④の条件を緩和し、特定の条件の下、有償での市内の輸送を可能とする。具体的な時期、時間帯、運送地域、ルート、安全性を担保するためのドライバーに係る要件については市で決定可能とする。	国土交通省	規制改革事項について明確化を要するが、国土交通省としては、自動車による有償での旅客運送において、安全の確保、利用者の保護は最重要の課題と認識している。自家用車を用いたいわゆる「ライドシェア」は、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かないままに、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、安全の確保、利用者の保護の観点から問題があるため、認められない。なお、スーパーシティに係る国家戦略特区法改正案審議における附帯決議において以下のとおり決議されている。「ライドシェア事業のような安全や雇用に問題が指摘されている事業の実証については、規制法令に違反するものが認定されることのないよう厳に対応すること。」
宮崎県延岡市	20)	空飛ぶクルマを効果的に利用するための制度設計を行うため、離発着場の要件、最低安全高度の要件について延岡市の独自基準を制定、また、試験飛行許可手続きについて延岡市が基準に従い判定できるようにするための制度改革	延岡市及び宮崎県北部地域における救命救急医療の拡充、災害時における医療や救援物資輸送の確保、ビジネスにおける移動時間の短縮等の為、延岡市に空飛ぶクルマが離着陸可能な拠点を整備し、空飛ぶクルマで救命率を上げるとともに、空港・延岡市間等の移動時間を短縮し、産業振興に貢献する。	ヘリコプターと比較し、部品点数が少ないことによる導入・整備費の削減。垂直離着陸が可能なこと・騒音が小さいことによる離着陸場所の自由度向上、また、操縦が容易になるためパイロットを確保し易いなど。災害時には道路が寸断され孤立化した集落の救済や緊急物資搬送の用途としても活用が可能となる。	空飛ぶクルマのルール作りは「空の移動革命に向けた官民協議会」等で進んでいるが、全国一律の要件を決められることで、各都市の事情を汲みし、安全サイドに倒した厳格な規制となる可能性がある。また、国が承認手続きを行うことで、許可されるまでのリードタイムが延伸する可能性がある。	航空法（例）第79条等 場外離発着場の要件 第81条、第132条等 最低安全高度の要件 第10条、第11条 但し書き、第79条、81条、87条等 飛行試験に係る運航関連の各許可手続き・機体の試験飛行許可手続き	空飛ぶクルマの官民協議会のルールを踏まえつつ、離発着場の要件、最低安全高度の要件等について延岡市の基準を制定する。試験飛行許可の手続きについて、地域事情に詳しい延岡市が基準に従い判定することを可能とし、手続きを迅速化する。将来的には自家用免許でも空飛ぶクルマの飛行を可能とし、市民のオンデマンドによる事業も可能とする。	国土交通省	空飛ぶクルマの実現に向けて、「空の移動革命に向けた官民協議会」の下に「実務者会合」を設置するとともに、「機体の安全基準」、「操縦者の技能証明」、「運航安全基準」の3つのワーキンググループを立ち上げ、制度の方向性について更なる議論を進めているところ、引き続き検討を進めてまいります。なお、空飛ぶクルマの自家用機としての使用については、長期的なユースケースの課題として将来的に検討して参ります。
宮崎県延岡市	21)	防災という高い公益性の下、所有者が意思決定していない建物物件の借用や転用を可能とするための特定空き家の基準の緩和	被災可能性を示すハザードマップ等のデータベースと空き家所在データベースを重ね合わせた上で、「空き家特措法」上の規制を緩和し、所有者の了承が得られにくい状況であっても公益性の高い空き家については、災害時の拠点として確保できるようにする。	災害が恒常化している中、災害時の避難所や支援物資置き場、支援スタッフの滞在場所等の確保が可能となる。	空き家となっている物件について、現行制度では防災上安全であると判断される物件について災害時に有効活用することができないため、自治体は、空き家を地域における災害時の拠点として活用し、地域の防災力向上につなげることができない。	空家等対策の推進に関する特別措置法 第14条（特定空き家に関する措置） 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）別紙1-4	空き家特措法に例外規定を設け、同法第14条第1項の「指導」開始後2年程度以上経過している物件について、所有者または相続人に通知をしたうえで、防災という高い公益性の下、所有者が意思決定していない建物物件の借用や、所有者の了解なしでの転用を可能とする。	国土交通省	空き家の所有者等の承諾なく災害時の拠点のために空き家を活用することは、当該所有者等の権利を侵害するものであることから所有者等への通知のみでは認められない。空き家であっても、その活用に当たっては、所有者等が判明している場合は当該所有者等の承諾が、所有者が不明又は不在等の場合は財産管理人の選任申立て等により選任された財産管理人の承諾等が、それぞれ必要となる。
宮崎県延岡市	22)	住民の固定資産税に関する情報の目的外利用に関する緩和	空き家状態が長期化している所有者等が意思決定していない建物物件について「空き家特措法」等の改正により、所有者または相続権者の了解がなくても、固定資産税の家屋調査の情報や、IoTカメラや3Dモデリング設計ツール等を活用して、売却予想価格を算定し、利活用を促進する。	空き家を経済的に活用するため、リノベーションを低コストで実施可能な間に行政が介入することで、保安上の危険、衛生上有害となる恐れ、景観を損なう状態などの不適切である状態になる前に空き家への対応ができるようになる。このように、売却予想価格や利活用費用算定を提供することで、市外からの移住または二地域居住を希望する者として市が認定した者と、空き家の所有者または相続権者とのマッチングを図り、延岡市の定住人口や関係人口の増加を図る。	「特定空き家」になる前の立入り調査の段階で、固定資産税の家屋調査の情報を組み合わせることで、売却予想価格や利活用費用を算出・提示することで、資産としての利活用を図ることは、現行制度では予定されていない。固定資産税の家屋調査の情報は、有用な情報ではあるが、他の職務のために活用することができない。	空家等対策の推進に関する特別措置法 第14条（特定空き家に関する措置） 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）別紙1-4 地方公務員法 第34条	立入り調査の時点において、「特定空き家」でなくても空き家の利活用促進を目的として、特別な方法を講じることにし、売却予想価格や利活用費用を算定・提示して流動化を図ることができるようにする制度の創設。 固定資産税の家屋調査の情報について、空き家の資産価値算定、利活用費用算定のために活用すること（現状、目的外利用）を許容する	国土交通省 総務省	固定資産税の課税情報の内部利用については、事案の重要性や緊急性、代替性手段の有無、全体としての法秩序との整合性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行った上で、情報提供が必要と認められる場合について、法令の規定に基づき、必要な範囲内で行うことが適当であるとされている。他方、空家等対策特別措置法第10条第1項に基づく内部利用の対象外の情報であっても所有者の同意を得れば利用することが可能であり、ご提案のような空家等の利活用を目的とした家屋情報の利用は、本人の同意を得て行うことが原則であると考えている。なお、特定空家等の発生の予防的観点からすれば空家等の所有者等の注意を喚起することが重要であることから、空家等の所有者の注意を喚起するための取組事例及び固定資産課税台帳情報の利活用に関して所有者の同意を得るための取組事例についての事例集を国土交通省のHPIに公表の上、市町村に周知している。 https://www.mlit.go.jp/common/001397793.pdf

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
沖縄県石垣市	1	水素に関する規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模なCO₂フリー水素製造設備を建設し、街や発電設備に水素を供給する ■ 水素ステーションに隣接した地点でCO₂フリー水素を製造し、水素ステーションに水素を供給する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水素のコスト低下によりエネルギーコストが低下 ■ カーボンニュートラル社会の達成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 距離の規制により一定の広さのある土地でなければ設置することができない ■ 水素設備のうち、製造施設（30Nm³/day以上）と貯蔵所（300 m³以上）は、危険物施設の製造所、貯蔵所、取扱所などに対し、20m以上の距離を確保することが規制されている。 ■ 高速で移動するFCVよりも、定置式の設備の規制が厳しくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 消防法 ■ 危険物の規制に関する規則第12条（高圧ガスの施設に係る距離） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高圧状態の水素の保管を容易にできるようにするため、水素の製造施設（30Nm³/day以上）及び貯蔵所（300m³以上）について、危険物施設の製造所、貯蔵所、取扱所などに対し、20m以上の距離の確保を不要とする。 	総務省	<p>ご要望に記載の保安距離は、危険物施設と高圧ガス施設相互の延焼を防止するための距離として定められています。</p> <p>ただし、市町村長等が高圧ガス施設との位置関係等から安全上支障がないと判断できる場合には、危険物の規制に関する政令第23条を適用して、当該保安距離を緩和することが可能です。その具体例については、「製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について」（平成13年3月29日付け消防危第40号）においてお示ししています。</p>
沖縄県石垣市	2	水素に関する規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模なCO₂フリー水素製造設備を建設し、街や発電設備に水素を供給する ■ 水素ステーションに隣接した地点でCO₂フリー水素を製造し、水素ステーションに水素を供給する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水素のコスト低下によりエネルギーコストが低下 ■ カーボンニュートラル社会の達成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高圧水素や一定量以上の水素を製造・保管等するには資格保有者の選任が義務付けられており、資格保有者を配置しない遠隔監視による保管・作業実施が認められていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般高圧ガス保安規則第64条（保安統括者の選任等） ■ 労働安全衛生法施行令第6条第17号 高圧ガス(高圧水素ガス)について、作業主任者を選任する義務が規定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資格保有者の遠隔地からのリモートによる監視による水素関連設備の運営を可能とする。 	厚生労働省 経済産業省	<p><労働安全衛生法論点></p> <p>圧力設備に係る安全を確保するため、ボイラー及び圧力容器安全規則第62条の規定に基づき、高圧水素ガス、または一定量以上の水素ガスの製造・保管に係る第一種圧力容器の取扱いの作業については、第一種圧力容器取扱作業主任者を選任することが必要であり、ボイラー及び圧力容器安全規則第63条の規定に基づき、異常を認めるときは直ちに必要な措置を講ずること等の職務が求められている。一方で、第一種圧力容器取扱作業主任者が選任され、第一種圧力容器取扱作業主任者の指揮の下でその職務を現場の一般従事者に実施させるなど、当該条文中に規定される職務が適切に遂行される限りにおいては、第一種圧力容器取扱作業主任者が現場に常駐することは求めていない。</p> <p>圧縮水素スタンドに関して、その技術基準については、見直し後も同等の安全が担保されることが証明されたものにあつては、適宜見直しを行っているところです。</p> <p>例えば、遠隔監視型のセルフ水素スタンドとして、従業者不在でも、有人スタンドと同等の保安水準を確保しつつセルフ充填を可能することについて、規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）を踏まえ令和2年8月に一般高圧ガス保安規則を見直し、一般高圧ガス保安規則第7条の4をはじめとする技術基準に適合していることを条件に、顧客自ら圧縮水素を充填することも可能となっています。</p> <p>また、従来、圧縮水素スタンドごとに選任することとされている保安監督者について、規制改革実施計画（平成29年6月閣議決定）を踏まえ令和2年11月に「高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）」にて、有人の圧縮水素スタンドに係る保安監督者の兼務を可能とする要件を整備を行っています。ただし、遠隔監視型のセルフ水素スタンドにあつては、現在その運用が開始されたばかりであり、今後、その実績を踏まえ、課題の整理等を行い、検討していくこととしています。</p>
沖縄県石垣市	3	水素に関する規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模なCO₂フリー水素製造設備を建設し、街や発電設備に水素を供給する ■ 水素ステーションに隣接した地点でCO₂フリー水素を製造し、水素ステーションに水素を供給する ■ 住居に燃料電池を併設し、停電時にも電気を使える無停電シティの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水素のコスト低下によりエネルギーコストが低下 ■ カーボンニュートラル社会の達成 ■ 無停電シティの達成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 貯蔵量の上限により、スケールメリットが得られない可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築基準法施行令第116条（危険物の数量）、130条の9（危険物の貯蔵又は処理に供する建築物） 	<p>諸外国の事例等を調査し、過剰と思われる規制の緩和（貯蔵量の緩和、圧力上限の緩和などが実施されれば、タンク大型化やタンクの本数減少などを通じて建設費の削減が期待できる）（例えば保安距離や障壁の緩和をすることで狭小地での設置や建設費が下がることが期待される）</p>	国土交通省 経済産業省	<p>建築基準法第48条において、用途規制を定めており、その中で可燃性ガス等の貯蔵量の制限をしておりますが、同条ただし書き許可を活用することで、貴市のご提案は対応可能と考えられます。</p> <p>圧力上限の緩和、保安距離や障壁の緩和について、水素ステーションに関しては、規制改革実施計画令和2年7月閣議決定）に基づき、蓄圧器等の常用圧力上限圧力の見直し、障壁に係る技術基準の見直し等の中で検討を行っているところ。</p>
沖縄県石垣市	4	水素に関する規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模なCO₂フリー水素製造設備を建設し、街や発電設備に水素を供給する 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水素のコスト低下によりエネルギーコストが低下 ■ カーボンニュートラル社会の達成 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自ら防火施設や組織維持をする必要があり、コスト増の要因となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 石油コンビナート等災害防止法第15条～22条 	<p>諸外国の事例等を調査し、過剰と思われる規制の緩和とスーパーシティ全体として効率的な消防組織の構築 AI技術等の革新でリモート監視等も容易となっていることに加え、水素を発生させる鉱物は常温個体であり、水素のストックを減らすことができ、危険度も低下させることが可能。</p>	総務省 経済産業省	<p>石油コンビナート等災害防止法（以下「石炭法」）第2条第2項イ、同条第4項の基準に該当したとき、防災施設等（第15条～22条）の設置が必要となる。現段階では処理量等不明な点も多く、石炭法が適用となるか判断ができない。具体的な仕様等が明らかになった際に、必要に応じて関係省庁に再度ご提案いただきたい。</p> <p>■ 適用の条件（石炭法第2条関係） 【区域指定】高圧ガスの総処理量 2,000万立米以上/日 【第一種事業所】高圧ガスの処理量 200万立米以上/日</p>

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
沖縄県石垣市	6	水素事業に関する ルールの制定	■都市ガスではなく、水素を導管にて供給する	■カーボンニュートラル社会の達成 ■無停電シティの達成	■水素導管供給に関する規格がないため事業開発を行えない（判断ができない） ※都市ガス導管に関する技術基準が基本的に適用可能であるものの、包括的に妥当性が評価されているものではない。また、水素導管供給に関する規格等も整備されていない。	■ガス事業法等 ※ルールが設定されていないため、このままでは事業化が難しいと見料。	水素の導管供給についてのルールを構築する	経済産業省	自家用の高圧ガスとして水素ガス供給を行う場合、液体を使用して常用圧力の1.5倍以上の耐圧試験を行うが、液体を使用することが困難な場合は1.25倍以上の耐圧試験を行う必要がある。また、ガス事業法に基づく供給を行う場合には、最高使用圧力の1.5倍以上の圧力での耐圧試験が必要となる。このように、同じ水素導管設備であっても各法において供給対象や使用用途等が大きく異なることからそれぞれ要求される技術基準を定めているところであり、統一的な基準とした場合、利用者が冗長な設備を抱えることによるデメリットが生じるケースも想定される。いずれにしても、現在、パイプライン輸送を含めた水素利用上の主要なバリューチェーンにおける規制内容、関連する課題、課題をクリアするための方法等について、経済産業省として整理しており、前述のようなデメリットも考慮しつつ、課題解決に向けた検討を進めていきたい。
沖縄県石垣市	7	食のシリコンバレー〔食研究関連企業集積〕 拠点により食の自給率向上・農産物輸出及び健康予防医療	■ 沖縄薬草・野菜・果実由来の「エクソソーム」研究・創薬 効能効果が期待できる沖縄薬草・野菜・果実から、次世代センサー・超遠心分離機等を用いて再生医療、難病の治療予防に有効なエクソソーム（細胞間情報伝達物質）を同定・抽出する。ゲノム情報をベースにしたデータサイエンスの手法で、効率的に効能効果・毒性診断・化学合成を推論するAI創薬で創薬にかかる時間を短縮。動物実験、臨床試験手続きの迅速化で世界に先駆けた天然成分由来の新薬認可。 ■ 「全住人のゲノム情報とエクソソーム新薬を用いた難治性疾患治療・予防・再生医療・健康増進指導」 アルツハイマー型認知症、子宮内膜症、膠原病等の難治性疾患への治療・再生医療への効果期待大。 ■ 効能効果の高いエクソソームを持つ農作物の集約的栽培・輸出・栽培技術の輸出	■ 最先端エクソソーム新薬による再生医療・難治性疾患の治療が可能となり、健康寿命の伸長・QOLの向上が実現する。国内に限らず、海外富裕層を対象とした医療ツーリズム、新薬・サプリメントの販売による経済効果も期待できる。 ■ 個々人のゲノム情報に基づいた個人別予防医療・食事療法・運動療法等が実現し、医療費・介護費の削減効果が期待できる。 ■ 医学的根拠を持った効能効果の高い農作物を食卓に提供することで、健康な食事の自給率を高める。農作物そのもの及び栽培技術の輸出もできる。	■ 場莫大な費用と時間・細かな手続きを要し、承認率の極めて低い現在の日本の新薬承認規制を緩和することが必要。 ■ 特に非臨床試験における安全性試験・毒性試験・均一性要件が、植物由来の創薬を困難ならしめている規制と考える。 ■ 医療健康情報DXの実現には、民間事業者による広範なデータ共有事業の実現が必要。	■ PMDAガイドライン ■ 1997年3月制定の厚生労働省令第21号「医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令」(医薬品GLP/ 2008年6月改正・第114号)。2005年3月制定の厚生労働省令第37号「医療機器の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令」(医療機器GLP/ 2008年6月改正・第115号) ■ 再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令(平成二十六年七月三十日)(厚生労働省令第8十八号) ■ 医薬品の臨床試験及び製造販売承認申請のための非臨床安全性試験の実施に関するガイダンス	■植物エクソソームは①化学組成・構造・機能の点でヒトエクソソームとほぼ同一である②食品を通して日常的に経口摂取している③消化管から血中に移行し、体内に恒常的に存在している④抽出・精製・投与プロセスがシンプルで、物質混入や創薬での合成物添加などの可能性はない。これらの特性に鑑みて、安全性試験は省略できると考えるのが合理的であり、原則として全項目の撤廃を求める。したがって、安全性試験のうち一般毒性試験に含まれる急性毒性試験（単回投与毒性試験）や慢性毒性試験（反復投与毒性試験）についても撤廃を求める。最低限の非毒性を担保するという観点から、安全性試験として一般毒性試験のみは必要であるとする。 ■エクソソーム内に含まれる有効成分であるマイクロRNAやタンパク質の組成は、同じ植物種であっても日照・気温・施肥・土質など生育条件の違いによって容易に変動する特性を考慮して、一般的な化学物質の医薬品など同レベルの均一性を要求する規制の撤廃・緩和が特に必要。	厚生労働省	医薬品の臨床試験を行う際にどのような非臨床安全性試験が必要になるかについては、当該医薬品の特性、過去に実施された非臨床試験・臨床試験の結果等を踏まえて、総合的に判断されるものです。個別の医薬品の臨床試験の実施に当たって必要な非臨床安全性試験の種類や内容については、医薬品医療機器総合機構（PMDA）において相談を受け付けていますので、必要な科学的なデータ、文献等を開発者より提示していただいた上で検討されるべきものと考えます。 なお、「安全性試験のうち一般毒性試験に含まれる急性毒性試験（単回投与毒性試験）や慢性毒性試験（反復投与毒性試験）についても撤廃を求める。最低限の非毒性を担保するという観点から、安全性試験として一般毒性試験のみは必要であるとする。」と記載がありますが、一般毒性試験とは、単回投与毒性試験及び反復投与毒性試験を総称するものと考えますので、要望内容について明確化が必要です。
沖縄県石垣市	8	IISHIGAKIグリーンアカデミー 構想	クリエイターズドレッジ 映像音楽のアーカイブ・データベースを基に新エンタメを創出する場を構築 1) 映像音楽アーカイブ 沖縄の写真、音楽、映像のアーカイブを置くとともに、NHKアーカイブス（埼玉県川口市）、放送ライブラリー（神奈川県横浜市）のテレビアーカイブのバックアップ施設を整備する。許諾不要で複写・蓄積できる特区とし、コンテンツを拡充していく。 2) 映像音楽データベース アーティスト情報を軸にメタデータを付与したデータベース「アーティスト commons」を誘致する。 3) 「ここだけシアター」 1) のアーカイブ作品や権利者不明映像を含め、許諾なく視聴することのできるシアターを構築する。 4) 二次創作劇場 1) のアーカイブ作品などを基に作る二次創作作品、パロディ、シンクロなどを許諾なく上演できる場を構築する。 これらを通じ、新しい芸術文化の創生、新エンタメ産業の形成、エンタメ人材の育成に寄与する	既存の映像、音楽アーカイブ、データベースを自由に二次利用することにより、新たな作品を制作するとともに、過去の作品の価値を最大化できることとなる。加えて、ID整備をすることにより、作品単位だけでなく、作家、プロデューサー、出演者などの単位で横断的に検索することが可能になり、放送・展示、研究などでの利用に寄与する。さらに、二次創作のためのプラットフォームを形成することとなり、新しいエンターテインメント人材の育成に大きく資するものである。	著作権、著作隣接権を侵害しないための許諾の必要など	著作権法第31条、44条、63条、86条、102条など ■ 関連法令 ・ 現行著作権法（図書館等における複製等）第31条（放送事業者等による一時的固定）第44条（著作物の利用の許諾）第63条（出版権の制限）第86条（著作隣接権の制限）第102条 ・ 令和4年1月1日施行法 レコード・レコード実演の利用円滑化【第94条の3、第96条の3関係】映像実演の利用円滑化【第93条の3、第94条関係】	構築するアーカイブ、データベース、シアター、劇場における権利制限の緩和	文部科学省	著作権は私権であり、許諾なしで使用できるような制度改正は困難ですが、現在、文化審議会過去において、コンテンツのアーカイブや配信等の新たな利用などについて、その著作権者等の探索も含む権利処理コストが高いとの意見があることを踏まえ、現在、簡素で一元的な権利処理が可能となる仕組みを検討しており、令和3年中に一定の結論を得て、令和4年度に所要の措置を取ることになっております。 また、この仕組みの実現のために、アーティスト commons等の取組を参考にしつつ、分野を横断した権利情報データベースを構築を検討しております。 なお、著作権については、日本の著作物だけでなく世界中の著作物を保護する必要があり、その権利の扱いについては、条約との整合性を取ることが必要です。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係 全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
沖縄県石垣市	9	IISHIGAKIグリーンアカデミー 構想	<ul style="list-style-type: none"> ●自然体験、デュアルスクール 住民票を移転せずに、都会と地方の複数の教育機関でそれぞれ地域特性に応じた教育を組み合わせ提供 ●技能四教科学習、ワークショップ工房、オンライン教育 科目や時間数の制限に弾力的に対応して、世界各地の多様なオンライン教育をカリキュラムに組み入れ、編成 ●デジタル体験教育、ICT×エンタメ、eスポーツシアター 科目や時間数の制限に弾力的に対応して、体験型の授業を広く地域社会で多様な主体と連携して実施 	エコロジーとデジタルが融合する新たなグリーン環境のもと、豊かな自然を活用して、未来のクリエイターの育成と新たな超世代エンターテインメントを創造する、遊びと学びの場を創造する。	学習指導要領等に基づき、科目や時間数の制限があり、学校はカリキュラム編成に制約がある。	「学校教育法施行規則」学習指導要領	学習指導要領等に基づき、科目や時間数の制限に弾力的に対応して、学校独自のカリキュラム編成を可能化する。	文部科学省	<p>「インターナショナル中高一貫校の一条校の認定」及び「学習指導要領等に基づく中で、本校独自のカリキュラム編成」の示すところが明らかではないため、現時点で明確な回答は難しいですが、独自のカリキュラム編成については、現行制度でも既に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領において示している内容に関する事項は全て取り扱わなければならないとした上で、学校において特に必要がある場合は、児童生徒の学習状況に応じ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導すること ・教育課程特例校制度を活用し、要件を満たした上で、例えば、ある教科等の授業時数を削減して新教科等を創設するなど、特別の教育課程を編成すること <p>が可能となっているところ、まずは本提案の実現に向けて、現行制度において実施不可能又は困難となっている事柄及びその理由について、お伺いさせていただきます。</p>